

## 新旧対照表

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

| 改正後  | 改正前   |
|--|---|
| <p><b>関税率表の解釈に関する通則</b></p> <p>(省 略)</p> <p><b>通 則 3</b></p> <p>(省 略)</p> <p><b>解 説</b></p> <p>(I) (省 略)</p> <p>(II) この通則は、項の規定及び、部又は類の注の規定において別段の定めがない場合にのみ適用される。例えば、<u>97類の注5(B)</u>において、97.01項から97.05項までのうちの一つの項及び97.06項の双方に属するとみられる物品は、97.01項から97.05項までのうちの一つの項に属すると定めている。したがって、このような物品は、この通則を適用せず、<u>97類の注5(B)</u>を適用してその所属を決定する。</p> <p style="text-align: center;"><b>通則3 (a)</b></p> <p>(III) (省 略)</p> <p>(IV) いずれの項が他の項よりより特殊な限定をして物品を記載しているかを決定する上で厳密な規定を設けることは困難であるが、一般的には次のように考えられる。</p> <p>(a) (省 略)</p> <p>(b) 物品がより明確に同一性を確認できる項の記載に該当する場合、その項の記載は同一性の確認がより不完全な他の項の記載よりもより特殊な限定をしているといえる。</p> <p>後者(b)の範ちゅうに属する物品の例としては、次の物品がある。</p> <p>(1) (省 略)</p> <p>(2) <u>強化ガラス又は合わせガラスの枠付きでない安全ガラスで、航空機用のものと認定できるが、特定の形状への成形を超える加工がされていないものは、88.01項、88.02項又は88.06項の物品の部分品として88.07項には属さず、安全ガラスとしてより特殊な限定をして記載した70.07項に属する。</u></p> | <p><b>関税率表の解釈に関する通則</b></p> <p>(同 左)</p> <p><b>通 則 3</b></p> <p>(同 左)</p> <p><b>解 説</b></p> <p>(I) (同 左)</p> <p>(II) この通則は、項の規定及び、部又は類の注の規定において別段の定めがない場合にのみ適用される。例えば、<u>97類の注4(B)</u>において、97.01項から97.05項までのうちの一つの項及び97.06項の双方に属するとみられる物品は、97.01項から97.05項までのうちの一つの項に属すると定めている。したがって、このような物品は、この通則を適用せず、<u>97類の注4(B)</u>を適用してその所属を決定する。</p> <p style="text-align: center;"><b>通則3 (a)</b></p> <p>(III) (同 左)</p> <p>(IV) いずれの項が他の項よりより特殊な限定をして物品を記載しているかを決定する上で厳密な規定を設けることは困難であるが、一般的には次のように考えられる。</p> <p>(a) (同 左)</p> <p>(b) 物品がより明確に同一性を確認できる項の記載に該当する場合、その項の記載は同一性の確認がより不完全な他の項の記載よりもより特殊な限定をしているといえる。</p> <p>後者(b)の範ちゅうに属する物品の例としては、次の物品がある。</p> <p>(1) (同 左)</p> <p>(2) <u>強化ガラス又は合わせガラスの枠付きでない安全ガラスで、特定の形状にし、飛行機用のものと認定できるものは、88.01項又は88.02項の物品の部分品として88.03項には属さず、安全ガラスとしてより特殊な限定をして記載した70.07項に属する。</u></p> |

新旧対照表

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

| 改正後   | 改正前  |
|---|--|
| <p>(V) (省 略)</p> <p>(省 略)</p> <p><b>第 1 部</b><br/>動物（生きているものに限る。）及び動物性生産品</p> <p><b>第 1 類</b><br/>動物（生きているものに限る。）</p> <p>(省 略)</p> <p><b>総 説</b><br/>この類には、食用又はその他の用途に供される<u>全て</u>の生きている動物を含む。ただし、次のものを除く。<br/>(1)～(3) (省 略)<br/>輸送中に死んだ動物（昆虫類を含む。）は、食用に適する動物の場合には、02.01 項から 02.05 項まで、<u>02.07 項、02.08 項又は 04.10 項</u>に属し、その他の場合には、05.11 項に属する。</p> <p>(省 略)</p> <p><b>第 2 類</b><br/>肉及び食用のくず肉</p> <p><b>注</b><br/>1 この類には、次の物品を含まない。<br/>(a) (省 略)<br/><u>(b) 食用の生きていない昆虫類（第 04.10 項参照）</u><br/>(c) (省 略)<br/>(d) (省 略)</p> <p>(省 略)</p> | <p>(V) (同 左)</p> <p>(同 左)</p> <p><b>第 1 部</b><br/>動物（生きているものに限る。）及び動物性生産品</p> <p><b>第 1 類</b><br/>動物（生きているものに限る。）</p> <p>(同 左)</p> <p><b>総 説</b><br/>この類には、食用又はその他の用途に供される<u>すべて</u>の生きている動物を含む。ただし、次のものを除く。<br/>(1)～(3) (同 左)<br/>輸送中に死んだ動物は、食用に適する動物の場合には、02.01 項から 02.05 項まで、<u>02.07 項又は 02.08 項</u>に属し、その他の場合には、05.11 項に属する。</p> <p>(同 左)</p> <p><b>第 2 類</b><br/>肉及び食用のくず肉</p> <p><b>注</b><br/>1 この類には、次の物品を含まない。<br/>(a) (同 左)<br/><b>(b) (同 左)</b><br/><b>(c) (同 左)</b></p> <p>(同 左)</p> |

## 新旧対照表

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

| 改正後  | 改正前  |
|--|--|
| <p style="text-align: center;"><b>第 3 類</b></p> <p><b>魚並びに甲殻類、軟体動物及びその他の水棲（せい）無脊椎動物</b></p> <p>注</p> <p>1 この類には、次の物品を含まない。</p> <p>(a) 及び (b) (省 略)</p> <p>(c) 生きていない魚（肝臓、卵及びしらこを含む。）並びに生きていない甲殻類、軟体動物及びその他の水棲（せい）無脊椎動物で、食用に適しない種類又は状態のもの（第5類参照）並びに魚又は甲殻類、軟体動物若しくはその他の水棲（せい）無脊椎動物の粉、ミール及びペレットで、食用に適しないもの（第23.01項参照）</p> <p>(d) (省 略)</p> <p>2 (省 略)</p> <p>3 第03.05項から第03.08項までには、粉、ミール及びペレットで、食用に適するものを含まない（第03.09項参照）。</p> <p style="text-align: center;">総 説</p> <p style="text-align: center;">(省 略)</p> <p>この類と16類の物品の区分</p> <p style="text-align: center;">(省 略)</p> <p>他方、魚並びに甲殻類、軟体動物及びその他の水棲（せい）無脊椎動物を加熱による調理その他この類に記載しない方法により調製をし、若しくは保存に適する処理をしたものは、16類に属する（例えば、単に、ころも（batter）又はパン粉でおおった魚の切身、加熱による調理をした魚）。ただし、くん製の際に又はくん製の前に加熱による調理をしたくん製の魚、甲殻類、軟体動物、その他の水棲（せい）無脊椎動物及び単に蒸し又は水煮した殻付きの甲殻類は、それぞれ03.05項、03.06項、03.07項及び03.08項に属する。軟体</p> | <p style="text-align: center;"><b>第 3 類</b></p> <p><b>魚並びに甲殻類、軟体動物及びその他の水棲（せい）無脊椎（せきつい）動物</b></p> <p>注</p> <p>1 この類には、次の物品を含まない。</p> <p>(a) 及び (b) (同 左)</p> <p>(c) 生きていない魚（肝臓、卵及びしらこを含む。）並びに生きていない甲殻類、軟体動物及びその他の水棲（せい）無脊椎（せきつい）動物で、食用に適しない種類又は状態のもの（第5類参照）並びに魚又は甲殻類、軟体動物若しくはその他の水棲（せい）無脊椎（せきつい）動物の粉、ミール及びペレットで、食用に適しないもの（第23.01項参照）</p> <p>(d) (同 左)</p> <p>2 (同 左)</p> <p style="text-align: center;">(新 規)</p> <p style="text-align: center;">総 説</p> <p style="text-align: center;">(同 左)</p> <p>この類と16類の物品の区分</p> <p style="text-align: center;">(同 左)</p> <p>他方、魚並びに甲殻類、軟体動物及びその他の水棲（せい）無脊椎動物を加熱による調理その他この類に記載しない方法により調製をし、若しくは保存に適する処理をしたものは、16類に属する（例えば、単に、ころも（batter）又はパン粉でおおった魚の切身、加熱による調理をした魚）。ただし、くん製の際に又はくん製の前に加熱による調理をしたくん製の魚、甲殻類、軟体動物、その他の水棲（せい）無脊椎動物及び単に蒸し又は水煮した殻付きの甲殻類は、それぞれ03.05項、03.06項、03.07項及び03.08項に属する。軟体</p> |

## 新旧対照表

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

| 改正後  | 改正前  |
|--|--|
| <p>動物で、開殻のためや輸送又は凍結に先立つ安定化のために必要な熱湯処理<br/>その他の熱衝撃 (heat shock) のみを施したもののは、調理したものとはみなされず、この類に属する。また、加熱による調理をした魚、甲殻類、軟体動物及びその他の水棲 (せい) 無脊椎動物から得られる粉、ミール及びペレットは、<u>03.09 項</u>に属するので注意を要する。</p> <p>(省 略)</p> <p>(削 除)</p>   | <p>動物で、開殻のためや輸送又は凍結に先立つ安定化のために必要な熱湯処理<br/>その他の熱衝撃 (heat shock) のみを施したもののは、調理したものとはみなされず、この類に属する。また、加熱による調理をした魚、甲殻類、軟体動物及びその他の水棲 (せい) 無脊椎動物から得られる粉、ミール及びペレットは、<u>それぞれ 03.05 項、03.06 項、03.07 項及び 03.08 項</u>に属するので注意を要する。</p> <p>(同 左)</p> <p style="text-align: right;"><u>* * *</u></p>  |
|  | <p><u>号の解説</u></p> <p>0305.10、0306.19、0306.39、0306.99、0307.91、0307.92、0307.99 及び 0308.90<br/> <u>03.05 項、03.06 項、03.07 項及び 03.08 項</u>において、「粉、ミール及びペレット (食用に適するものに限る。)」は、0305.10 号、0306.19 号、0306.39 号、0306.99 号、0307.91 号、0307.92 号、0307.99 号及び 0308.90 号に属する。</p>  |
| <p>(省 略)</p> <p>03.02 魚 (生鮮のもの及び冷蔵したものに限るものとし、第 03.04 項の魚の<br/>フィレその他の魚肉を除く。)</p> <p>(省 略)</p> <p>0302.11～0302.29 (省 略)<br/>           一まぐろ (トウヌス属のもの) 及びかつお (<u>カツオヌス・ペラミス</u>)<br/>           (第 0302.91 号から第 0302.99 号までの食用の魚のくず肉を除く。)</p> <p>0302.31 (省 略)</p> <p>0302.32 (省 略)</p> <p>0302.33—かつお (<u>カツオヌス・ペラミス</u>)</p> <p>0302.34～0302.99 (省 略)</p> <p>(省 略)</p> | <p>(同 左)</p> <p>03.02 魚 (生鮮のもの及び冷蔵したものに限るものとし、第 03.04 項の魚の<br/>フィレその他の魚肉を除く。)</p> <p>(同 左)</p> <p>0302.11～0302.29 (同 左)<br/>           一まぐろ (トウヌス属のもの) 及びかつお (<u>エウティヌス (カツオヌス)・ペラミス</u>) (第 0302.91 号から第 0302.99 号までの食用の魚のくず肉を除く。)</p> <p>0302.31 (同 左)</p> <p>0302.32 (同 左)</p> <p>0302.33—かつお</p> <p>0302.34～0302.99 (同 左)</p> <p>(同 左)</p> |

## 新旧対照表

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

| 改正後   | 改正前  |
|---|--|
| 03.03 魚（冷凍したものに限るものとし、第 03.04 項の魚のフィレその他の魚肉を除く。）<br>(省 略)<br>0303.11～0303.29 (省 略)<br>－ひらめ・かれい類（かれい科、だるまがれい科、うしのした科、さうしのした科、スコタルムス科又はこけびらめ科のもの。第 0303.91 号から第 0303.99 号までの食用の魚のくず肉を除く。）<br>0303.31—ハリバット（レインハルドティウス・ヒポグロソイデス、 <u>ヒポグロスス</u> ・ヒポグロスス及びヒポグロスス・ステノレピス）<br>0303.32～0303.39 (省 略)<br>－まぐろ（トウヌス属のもの）及びかつお（カツオヌス・ペラミス）<br>（第 0303.91 号から第 0303.99 号までの食用の魚のくず肉を除く。）<br>0303.41 (省 略)<br>0303.42 (省 略)<br>0303.43—かつお（カツオヌス・ペラミス）<br>0303.44～0303.99 (省 略)<br><br>(省 略) | 03.03 魚（冷凍したものに限るものとし、第 03.04 の魚のフィレその他の魚肉を除く。）<br>(同 左)<br>0303.11～0303.29 (同 左)<br>－ひらめ・かれい類（かれい科、だるまがれい科、うしのした科、さうしのした科、スコタルムス科又はこけびらめ科のもの。第 0303.91 号から第 0303.99 号までの食用の魚のくず肉を除く。）<br>0303.31—ハリバット（レインハルドティウス・ヒポグロソイデス、 <u>ヒポグロスス</u> ・ヒポグロスス及びヒポグロスス・ステノレピス）<br>0303.32～0303.39 (同 左)<br>－まぐろ（トウヌス属のもの）及びかつお（エウティヌス（カツオヌス）・ペラミス）（第 0303.91 号から第 0303.99 号までの食用の魚のくず肉を除く。）<br>0303.41 (同 左)<br>0303.42 (同 左)<br>0303.43—かつお<br>0303.44～0303.99 (同 左)<br><br>(同 左) |
| 03.04 魚のフィレその他の魚肉（生鮮のもの及び冷蔵し又は冷凍したものに限るものとし、細かく切り刻んであるかないかを問わない。）<br>(省 略)<br>0304.31～0304.79 (省 略)<br>－その他の魚のフィレ（冷凍したものに限る。）<br>0304.81～0304.86 (省 略)<br>0304.87—まぐろ（トウヌス属のもの）及びかつお（カツオヌス・ペラミス）<br>0304.88～0304.99 (省 略)<br><br>(省 略)  | 03.04 魚のフィレその他の魚肉（生鮮のもの及び冷蔵し又は冷凍したものに限るものとし、細かく切り刻んであるかないかを問わない。）<br>(同 左)<br>0304.31～0304.79 (同 左)<br>－その他の魚のフィレ（冷凍したものに限る。）<br>0304.81～0304.86 (同 左)<br>0304.87—まぐろ（トウヌス属のもの）及びかつお（エウティヌス（カツオヌス）・ペラミス）<br>0304.88～0304.99 (同 左)<br><br>(同 左)   |

## 新旧対照表

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

| 改正後   | 改正前  |
|---|--|
| 03.05 魚（乾燥し、塩蔵し又は塩水漬けしたものに限る。）及びくん製した魚（くん製する前に又はくん製する際に加熱による調理をしてあるかないかを問わない。）<br><br>(削除)<br><br>0305. 20～0305. 79（省略）<br><br>(省略)<br><br>上記（1）から（3）までの加工の二以上を施した魚（食用に適するものに限る。）はこの項に属する。<br><br>(省略)<br><br>この項には、次の物品を含まない。<br>(a)～(c)（省略）<br><br>(削除)<br><br>(省略) | 03.05 魚（乾燥し、塩蔵し又は塩水漬けしたものに限る。）、くん製した魚（くん製する前に又はくん製する際に加熱による調理をしてあるかないかを問わない。）並びに魚の粉、ミール及びペレット（食用に適するものに限る。）<br><br>0305. 10—魚の粉、ミール及びペレット（食用に適するものに限る。）<br>0305. 20～0305. 79（同左）<br><br>(同左)<br><br>上記（1）から（3）までの加工の二以上を施した魚は魚粉並びにフィッシュミール（例えば、溶剤抽出法によって脱脂してあるかないか又は熱処理をしてあるかないかを問わない。）及び魚のペレット（食用に適するものに限る。）と同様、この項に属する。<br><br>(同左)<br><br>この項には、次の物品を含まない。<br>(a)～(c)（同左）<br><br>(d) 食用に適しない魚粉、魚のミール及び魚のペレット（23.01）<br><br>(同左) |
| 03.06 甲殻類（生きているもの、生鮮のもの及び冷蔵し、冷凍し、乾燥し、塩蔵し又は塩水漬けしたものに限るものとし、殻を除いてあるかないかを問わない。）、くん製した甲殻類（殻を除いてあるかないか又はくん製する前に若しくはくん製する際に加熱による調理をしてあるかないかを問わない。）及び蒸気又は水煮による調理をした殻付きの甲殻類（冷蔵し、冷凍し、乾燥し、塩蔵し又は塩水漬けしたものであるかないかを問わない。）<br><br>—冷凍したもの<br>0306. 11～0306. 17（省略）<br>0306. 19—その他もの | 03.06 甲殻類（生きているもの、生鮮のもの及び冷蔵し、冷凍し、乾燥し、塩蔵し又は塩水漬けしたものに限るものとし、殻を除いてあるかないかを問わない。）、くん製した甲殻類（殻を除いてあるかないか又はくん製する前に若しくはくん製する際に加熱による調理をしてあるかないかを問わない。）、蒸気又は水煮による調理をした殻付きの甲殻類（冷蔵し、冷凍し、乾燥し、塩蔵し又は塩水漬けしたものであるかないかを問わない。）並びに甲殻類の粉、ミール及びペレット（食用に適するものに限る。）<br><br>—冷凍したもの<br>0306. 11～0306. 17（同左）<br>0306. 19—その他もの（甲殻類の粉、ミール及びペレット（食用に適する  |

## 新旧対照表

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

| 改正後   | 改正前  |
|---|--|
| <p>一生きているもの、生鮮のもの及び冷蔵したもの<br/>0306.31～0306.36（省 略）<br/>0306.39—その他のももの</p> <p>—その他のもの<br/>0306.91～0306.95（省 略）<br/>0306.99—その他のももの</p> <p style="text-align: center;">(省 略)</p> <p>この項には、また、甲殻類の部分（例えば、ロブスター又はざりがにの tails、かにのはさみ）を含む。ただし、殻付きでない甲殻類は、上記（1）に記載した方法以外の方法で処理をしてないものに限る。<br/>(削 除)</p> <p style="text-align: center;">(省 略)</p> <p>03.07 軟体動物（生きているもの、生鮮のもの及び冷蔵し、冷凍し、乾燥し、塩蔵し又は塩水漬けしたものに限るものとし、殻を除いてあるかないかを問わない。）及びくん製した軟体動物（殻を除いてあるかないか又はくん製する前に若しくはくん製する際に加熱による調理をしてあるかないかを問わない。）</p> <p>一かき<br/>0307.11（省 略）<br/>0307.12—冷凍したもの<br/>0307.19（省 略）<br/>　ースキャロップ及びその他のいたやがい科の軟体動物<br/>0307.21（省 略）<br/>0307.22—冷凍したもの</p> | <p>ものに限る。）を含む。）<br/>一生きているもの、生鮮のもの及び冷蔵したもの<br/>0306.31～0306.36（同 左）<br/>0306.39—その他のももの（甲殻類の粉、ミール及びペレット（食用に適するものに限る。）を含む。）<br/>—その他のもの<br/>0306.91～0306.95（同 左）<br/>0306.99—その他のももの（甲殻類の粉、ミール及びペレット（食用に適するものに限る。）を含む。）</p> <p style="text-align: center;">(同 左)</p> <p>この項には、また、甲殻類の部分（例えば、ロブスター又はざりがにの tails、かにのはさみ）を含む。ただし、殻付きでない甲殻類は、上記（1）に記載した方法以外の方法で処理をしてないものに限る。<br/><u>この項には、食用に適する甲殻類の粉、ミール及びペレットをも含む。</u></p> <p style="text-align: center;">(同 左)</p> <p>03.07 軟体動物（生きているもの、生鮮のもの及び冷蔵し、冷凍し、乾燥し、塩蔵し又は塩水漬けしたものに限るものとし、殻を除いてあるかないかを問わない。）、くん製した軟体動物（殻を除いてあるかないか又はくん製する前に若しくはくん製する際に加熱による調理をしてあるかないかを問わない。）並びに軟体動物の粉、ミール及びペレット（食用に適するものに限る。）</p> <p>一かき<br/>0307.11（同 左）<br/>0307.12—冷凍したもの<br/>0307.19（同 左）<br/>　ースキャロップ（ペクテン属、クラミュス属又はプラコペクテン属のもの。いたや貝を含む。）<br/>0307.21（同 左）<br/>0307.22—冷凍したもの</p> |

## 新旧対照表

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

| 改正後   | 改正前   |
|---|---|
| 0307.29 (省 略)<br>一い貝 (ミュティルス属又はペルナ属のもの)   | 0307.29 (同 左)<br>一い貝 (ミュティルス属又はペルナ属のもの)   |
| 0307.31 (省 略)   | 0307.31 (同 左)   |
| 0307.32— <u>冷凍したもの</u>  | 0307.32— <u>冷凍したもの</u>  |
| 0307.39 (省 略)<br>一いか  | 0307.39 (同 左)<br>一いか  |
| 0307.42— <u>生きているもの、生鮮のもの及び冷蔵したもの</u>   | 0307.42— <u>生きているもの、生鮮のもの及び冷蔵したもの</u>   |
| 0307.43— <u>冷凍したもの</u>  | 0307.43— <u>冷凍したもの</u>  |
| 0307.49— <u>その他のもの</u><br>一たこ (オクトapus属のもの)   | 0307.49— <u>その他のもの</u><br>一たこ (オクトapus属のもの)   |
| 0307.51 (省 略)   | 0307.51 (同 左)   |
| 0307.52— <u>冷凍したもの</u>  | 0307.52— <u>冷凍したもの</u>  |
| 0307.59 (省 略)   | 0307.59 (同 左)   |
| 0307.60 (省 略)<br>一クラム、コックル及びアークシェル (ふねがい科、アイスランドがい科、ざるがい科、ふじのはながい科、きぬまといがい科、ばかがい科、ちどりますおがい科、おおのがい科、あさじがい科、きぬたあげまきがい科、までがい科、しゃこがい科又はまるすだれがい科のもの) | 0307.60 (同 左)<br>一クラム、コックル及びアークシェル (ふねがい科、アイスランドがい科、ざるがい科、ふじのはながい科、きぬまといがい科、ばかがい科、ちどりますおがい科、おおのがい科、あさじがい科、きぬたあげまきがい科、までがい科、しゃこがい科又はまるすだれがい科のもの) |
| 0307.71 (省 略)   | 0307.71 (同 左)   |
| 0307.72— <u>冷凍したもの</u>  | 0307.72— <u>冷凍したもの</u>  |
| 0307.79 (省 略)<br>(省 略)  | 0307.79 (同 左)<br>(同 左)  |
| 0307.81～0307.88 (省 略)<br>一その他のもの  | 0307.81～0307.88 (同 左)<br>一その他のもの <u>(軟體動物の粉、ミール及びペレット (食用に適するものに限る。) を含む。)</u>  |
| 0307.91 (省 略)   | 0307.91 (同 左)   |
| 0307.92— <u>冷凍したもの</u>  | 0307.92— <u>冷凍したもの</u>  |
| 0307.99 (省 略)<br><br>(省 略)  | 0307.99 (同 左)<br><br>(同 左)  |
| この項には、種がき (養殖用の小さいかき) (食用に適するものに限る。)  | この項には、種がき (養殖用の小さいかき) <u>並びに軟體動物の粉、ミール</u>  |

## 新旧対照表

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

| 改正後  | 改正前  |
|--|--|
| を含む。<br><br>(省 略)  | <u>及びペレット</u> (食用に適するものに限る。) を含む。<br><br>(同 左)   |
| 03.08 水棲 (せい) 無脊椎動物 (生きているもの、生鮮のもの及び冷蔵し、冷凍し、乾燥し、塩蔵し又は塩水漬けしたものに限るものとし、甲殻類及び軟体動物を除く。) 及びくん製した水棲 (せい) 無脊椎動物 (甲殻類及び軟体動物を除くものとし、くん製する前に又はくん製する際に加熱による調理をしてあるかないかを問わない。)                           | 03.08 水棲 (せい) 無脊椎動物 (生きているもの、生鮮のもの及び冷蔵し、冷凍し、乾燥し、塩蔵し又は塩水漬けしたものに限るものとし、甲殻類及び軟体動物を除く。)、くん製した水棲 (せい) 無脊椎動物 (甲殻類及び軟体動物を除くものとし、くん製する前に又はくん製する際に加熱による調理をしてあるかないかを問わない。) <u>並びに水棲 (せい) 無脊椎動物の粉、ミール及びペレット (甲殻類及び軟体動物を除くものとし、食用に適するものに限る。)</u> |
| (省 略)  | (同 左)  |
| この項には、水棲 (せい) 無脊椎動物の部分 (例えば、うにの卵巣や精巣) をも含む (ただし、上記の (1) 又は (2) に記載した方法以外の方法で処理をしてないものに限る。)<br>(削 除)  | この項には、水棲 (せい) 無脊椎動物の部分 (例えば、うにの卵巣や精巣) をも含む (ただし、上記の (1) 又は (2) に記載した方法以外の方法で処理をしてないものに限る。)<br><u>この項には、水棲 (せい) 無脊椎動物の粉、ミール及びペレット (食用に適するものに限る。) を含む。</u>   |
| (省 略)  | (同 左)  |
| <u>03.09 魚並びに甲殻類、軟体動物及びその他の水棲 (せい) 無脊椎動物の粉、ミール並びにペレット (食用に適するものに限る。)</u><br>0309.10-魚のもの<br>0309.90-その他のもの   | (新 規)  |
| この項には、魚並びに甲殻類、軟体動物及びその他の水棲 (せい) 無脊椎動物から得た粉、ミール並びにペレットを含む (加熱による調理をしてあるかないかを問わない。)。<br>魚の粉又はミールで、溶剤抽出法等により脱脂したもの又は加熱処理してあるもの (食用に適するものに限る。) は、この項に分類される。<br>この項には、食用に適しない魚並びに甲殻類、軟体動物及びその他の水棲 | (新 規)  |

## 新旧対照表

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

| 改正後  | 改正前   |
|--|---|
| <p>(せい) 無脊椎動物の粉、ミール並びにペレットを含まない (23.01)。</p> <p style="text-align: center;"><b>第 4 類</b><br/>酪農品、鳥卵、天然はちみつ及び他の類に該当しない食用の動物性生産品</p> <p>注</p> <p>1 (省 略)</p> <p>2 第 04.03 項においてヨーグルトは、濃縮し又は香味を付けてあるかないかを問わず、砂糖その他の甘味料、果実、ナット、ココア、チョコレート、香辛料、コーヒー若しくはそのエキス、植物若しくはその部分、穀物又はベーカリー製品を加えてあるかないかを問わない。ただし、ミルクの組成成分の一部又は全部を置き換るためにこれらの物品を加えたものではなく、かつ、ヨーグルトの重要な特性を保持しているものに限る。</p> <p>3 (省 略)</p> <p>4 ホエイにミルク又は乳脂肪を加えた物品で濃縮又は乾燥をして得たものは、次の<u>全て</u>の特性を有するものに限り、チーズとして第 04.06 項に属する。</p> <p>(a) ~ (c) (省 略)</p> <p>5 この類には、次の物品を含まない。</p> <p>(a) 生きていない昆虫類のうち食用に適しないもの (第 05.11 項参照)</p> <p>(b) (省 略)</p> <p>(c) (省 略)</p> <p>(d) (省 略)</p> <p>6 第 04.10 項において「昆虫類」とは、食用の生きていない昆虫類（全形のもの又は部分的なもので、生鮮のもの及び冷蔵し、冷凍し、乾燥し、くん製し、塩蔵し又は塩水漬けしたものに限る。）並びに昆虫類の粉及びミールで食用に適するものをいう。ただし、同項には、その他の方により調製をし又は保存に適する処理をしたものも含まない（主として第 4 部に属する。）。</p> <p>(省 略)</p> <p>総 説</p> | <p style="text-align: center;"><b>第 4 類</b><br/>酪農品、鳥卵、天然はちみつ及び他の類に該当しない食用の動物性生産品</p> <p>注</p> <p>1 (同 左) (新 規)</p> <p>2 (同 左)</p> <p>3 ホエイにミルク又は乳脂肪を加えた物品で濃縮又は乾燥をして得たものは、次の<u>すべて</u>の特性を有するものに限り、チーズとして第 04.06 項に属する。</p> <p>(a) ~ (c) (同 左)</p> <p>4 この類には、次の物品を含まない。 (新 規)</p> <p>(a) (同 左)</p> <p>(b) (同 左)</p> <p>(c) (同 左) (新 規)</p> <p>(同 左)</p> <p>総 説</p> |

## 新旧対照表

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

| 改正後  | 改正前  |
|--|--|
| <p>この類には、次の物品を含む。</p> <p>(I) 酪農品</p> <p style="text-align: center;">(省 略)</p> <p><u>この類の注4(b)において、「酪酸グリセリド」とは、乳脂肪をいい、「オレイン酸グリセリド」とは、乳脂肪以外の脂肪、特に植物性の油脂（例えばオリーブ油）をいう。</u></p> <p><u>なお、この類には、ホエイから得た物品で無水乳糖として計算した含有率が乾燥状態において全重量の95%を超えるものを含まない(17.02)。当該、乳糖の含有率の計算において「乾燥状態」には、自由水及び結晶水のいずれも含まない。</u></p> <p style="text-align: center;">(省 略)</p> <p>(II) 及び (III) (省 略)</p> <p>(IV) <u>昆虫類その他の食用の動物性生産品</u>（他の項に該当するものを除く。）</p> <p style="text-align: center;">(省 略)</p> <p>04.03 バターミルク、凝固したミルク及びクリーム、ケフィアその他発酵させ又は酸性化したミルク及びクリーム（濃縮若しくは乾燥をしてあるかないか又は砂糖その他の甘味料、香味料、果実、ナット若しくはココアを加えてあるかないかを問わない。）<u>並びにヨーグルト</u></p> <p><u>0403.20—ヨーグルト</u></p> <p>0403.90 (省 略)</p> <p style="text-align: center;">(省 略)</p> <p>この類の総説に掲げられた添加剤のほか、この項の物品は、砂糖その他の甘味料、香味料、果実（パルプ又はジャムを含む。）、ナット又はココアを含んでいてもよい。</p> <p>更に、ヨーグルトにはチョコレート、香辛料、コーヒー若しくはそのエキ</p> | <p>この類には、次の物品を含む。</p> <p>(I) 酪農品</p> <p style="text-align: center;">(同 左)</p> <p><u>なお、この類には、ホエイから得た物品で無水乳糖として計算した含有率が乾燥状態において全重量の95%を超えるものを含まない(17.02)。当該、乳糖の含有率の計算において「乾燥状態」には、自由水及び結晶水のいずれも含まない。</u></p> <p><u>この類の注4(b)において、「酪酸グリセリド」とは、乳脂肪をいい、「オレイン酸グリセリド」とは、乳脂肪以外の脂肪、特に植物性の油脂（例えばオリーブ油）をいう。</u></p> <p style="text-align: center;">(同 左)</p> <p>(II) 及び (III) (同 左)</p> <p>(IV) 食用の動物性生産品（他の項に該当するものを除く。）</p> <p style="text-align: center;">(同 左)</p> <p>04.03 バターミルク、凝固したミルク及びクリーム、ヨーグルト、ケフィアその他発酵させ又は酸性化したミルク及びクリーム（濃縮若しくは乾燥をしてあるかないか又は砂糖その他の甘味料、香味料、果実、ナット若しくはココアを加えてあるかないかを問わない。）</p> <p><u>0403.10—ヨーグルト</u></p> <p>0403.90 (同 左)</p> <p style="text-align: center;">(同 左)</p> <p>この類の総説に掲げられた添加剤のほか、この項の物品は、砂糖その他の甘味料、香味料、果実（パルプ又はジャムを含む。）、ナット又はココアを含んでいてもよい。</p> <p style="text-align: right;">(新 規)</p> |

新旧対照表

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

| 改正後   | 改正前  |
|---|--|
| <p>ス、植物若しくはその部分、穀物又はベーカリー製品を加えていてもよい。<br/>ただし、ミルクの組成成分の一部又は全部を置き換えるためにこれらの物品を<br/>加えたものではなく、かつ、ヨーグルトの重要な特性を保持しているものに<br/>限る。</p> <p>(省 略)</p> <p>04.05 ミルクから得たバターその他の油脂及びデイリースプレッド</p> <p>(省 略)</p> <p>この項には、次の物品を含む。</p> <p>(A) バター</p> <p>このグループには、天然のバター、ホエイバター及び還元バター（生鮮のもの及び加塩し又はランシッドしたものに限るものとし、缶詰バターを含む。）を含む。バターは、専らミルクから得られ、乳脂肪分が全重量の80%以上 95%以下で、無脂乳固体分が全重量の2%以下であり、かつ、水分が全重量の16%以下のものに限る。バターには乳化剤を加えたものを含まないものとし、塩化ナトリウム、食用色素、中和剤及び乳酸菌を培養したものを含有するかしないかを問わない（この類の<u>注3(a)</u>を参照）。</p> <p>やぎ又は羊のミルクから得られたバターもこのグループに含まれる。</p> <p>(B) デイリースプレッド</p> <p>このグループには、デイリースプレッド（すなわち、油中水滴型の展延性のある乳化したものをいうものとし、脂肪としては乳脂肪のみを含有し、乳脂肪分が全重量の39%以上 80%未満のものに限る。）を含む（この類の<u>注3(b)</u>を参照）。デイリースプレッドには、乳酸菌を培養したものの、ビタミン、塩化ナトリウム、糖類、ゼラチン、でん粉、食用色素、香味料、乳化剤、濃化剤、防腐剤のような成分が場合により含まれていることがある。</p> <p>(C) (省 略)</p> <p>(省 略)</p> |  |
|   | <p>(同 左)</p> <p>04.05 ミルクから得たバターその他の油脂及びデイリースプレッド</p> <p>(同 左)</p> <p>この項には、次の物品を含む。</p> <p>(A) バター</p> <p>このグループには、天然のバター、ホエイバター及び還元バター（生鮮のもの及び加塩し又はランシッドしたものに限るものとし、缶詰バターを含む。）を含む。バターは、専らミルクから得られ、乳脂肪分が全重量の80%以上 95%以下で、無脂乳固体分が全重量の2%以下であり、かつ、水分が全重量の16%以下のものに限る。バターには乳化剤を加えたものを含まないものとし、塩化ナトリウム、食用色素、中和剤及び乳酸菌を培養したものを含有するかしないかを問わない（この類の<u>注2(a)</u>を参照）。</p> <p>やぎ又は羊のミルクから得られたバターもこのグループに含まれる。</p> <p>(B) デイリースプレッド</p> <p>このグループには、デイリースプレッド（すなわち、油中水滴型の展延性のある乳化したものをいうものとし、脂肪としては乳脂肪のみを含有し、乳脂肪分が全重量の39%以上 80%未満のものに限る。）を含む（この類の<u>注2(b)</u>を参照）。デイリースプレッドには、乳酸菌を培養したものの、ビタミン、塩化ナトリウム、糖類、ゼラチン、でん粉、食用色素、香味料、乳化剤、濃化剤、防腐剤のような成分が場合により含まれていることがある。</p> <p>(C) (同 左)</p> <p>(同 左)</p> |

## 新旧対照表

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

| 改正後   | 改正前  |
|---|--|
| <b>04.10 昆虫類その他の食用の動物性生産品（他の項に該当するものを除く。）</b><br>0410.10－昆虫類<br>0410.90－その他のもの  | <b>04.10 食用の動物性生産品（他の項に該当するものを除く。）</b><br>(新規)<br>(新規)   |
| この項には、 <u>昆虫類</u> （この類の注6に規定されている。）及び <u>その他の食用に適する動物性生産品</u> で、この表の他の項に該当しないものを含む。 <u>ただし、生きていなき昆虫類で、食用に適しないもの（粉及びミールを含む。）は、05.11項に属する。</u>  | この項には、食用に適する動物性生産品で、この表の他の項に該当しないものを含む。  |
| (省略)  | (同左)   |
| <b>第5類</b><br><b>動物性生産品（他の類に該当するものを除く。）</b>   | <b>第5類</b><br><b>動物性生産品（他の類に該当するものを除く。）</b>  |
| (省略)  | (同左)   |
| <b>05.11 動物性生産品（他の項に該当するものを除く。）及び第1類又は第3類の動物で生きていなきもののうち食用に適しないもの</b>   | <b>05.11 動物性生産品（他の項に該当するものを除く。）及び第1類又は第3類の動物で生きていなきもののうち食用に適しないもの</b>  |
| (省略)  | (同左)   |
| この項には、次の物品を含む。<br>(1)～(3) (省略)<br>(4) <u>コチニール及びこれに類する昆虫類（食用に適しないものに限る。）</u> :<br>コチニールは、ある種のサボテンに生息する昆虫である。黒色、灰色又は銀色及び赤色の3種類のコチニールが取引される。コチニールは、カルミンレーキ(32.05)の調製に使用する赤色染料（コチニールエキス）(32.03)を産する。 | この項には、次の物品を含む。<br>(1)～(3) (同左)<br>(4) <u>コチニール及びこれに類する昆虫</u> : コチニールは、ある種のサボテンに生息する昆虫である。黒色、灰色又は銀色及び赤色の3種類のコチニールが取引される。コチニールは、カルミンレーキ(32.05)の調製に使用する赤色染料（コチニールエキス）(32.03)を産する。 |
| (省略)  | (同左)   |
| (5) 及び (6) (省略)   | (5) 及び (6) (同左)  |

新旧対照表

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

| 改正後<br>(省 略)   | 改正前<br>(同 左)  |
|--|---|
| <p style="text-align: center;"><b>第 7 類</b><br/><b>食用の野菜、根及び塊茎</b></p> <p>注<br/>1及び2 (省 略)<br/>3 第 07.12 項には、次の物品を除くほか、第 07.01 項から第 07.11 項までの野菜を乾燥した<u>全て</u>のものを含む。<br/>(a) ~ (d) (省 略)<br/>4 (省 略)<br/>5 第 07.11 項には、使用に先立って専ら輸送又は貯蔵の間一時的な保存に適する処理をした野菜（例えば、亜硫酸ガス又は塩水、亜硫酸水その他の保存用の溶液により保存に適する処理をしたもの）で、そのままの状態では食用に適しないもののみを含む。</p> <p style="text-align: center;">(省 略)</p> <p>07.04 キャベツ、カリフラワー、コールラビー、ケールその他これらに類するあぶらな属の食用の野菜（生鮮のもの及び冷蔵したものに限る。）<br/>0704. 10—カリフラワー及びブロッコリー<br/>0704. 20 (省 略)<br/>0704. 90 (省 略)</p> <p>この項の生鮮又は冷蔵の物品には、次のものが含まれる。<br/>(1) カリフラワー及びブロッコリー（例えば、<i>Brassica oleracea var. botrytis</i> and <i>Brassica oleracea var. italica</i>）<br/>(2) (省 略)<br/>(3) その他のあぶらな属の結球野菜（例えば、キャベツ、チクメン種キャベツ、赤キャベツ、白菜）、コラード（不結球キャベツ）、ケールその他葉状のあぶらな属の野菜及びハナヤサイ (<i>sprouting brassicas</i>) 並びにコールラビー</p> | <p style="text-align: center;"><b>第 7 類</b><br/><b>食用の野菜、根及び塊茎</b></p> <p>注<br/>1及び2 (同 左)<br/>3 第 07.12 項には、次の物品を除くほか、第 07.01 項から第 07.11 項までの野菜を乾燥した<u>すべて</u>のものを含む。<br/>(a) ~ (d) (同 左)<br/>4 (同 左)</p> <p style="text-align: right;">(新 規)</p> <p style="text-align: center;">(同 左)</p> <p>07.04 キャベツ、カリフラワー、コールラビー、ケールその他これらに類するあぶらな属の食用の野菜（生鮮のもの及び冷蔵したものに限る。）<br/>0704. 10—カリフラワー<br/>0704. 20 (同 左)<br/>0704. 90 (同 左)</p> <p>この項の生鮮又は冷蔵の物品には、次のものが含まれる。<br/>(1) カリフラワー (<i>Brassica oleracea L. convar. botrytis (L.) Alef var. botrytis L.</i>)<br/>(2) (同 左)<br/>(3) その他のあぶらな属の結球野菜（例えば、キャベツ、チクメン種キャベツ、赤キャベツ、白菜）、コラード（不結球キャベツ）、ケールその他葉状のあぶらな属の野菜、カリフラワー (<i>Brassica oleracea L. convar. botrytis (L.) Alef var. italica Plenck</i>) 及びその他のハナヤサイ (<i>sprouting brassicas</i>) 並びにコールラビー</p> |

## 新旧対照表

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

| 改正後   | 改正前  |
|---|--|
| (省 略)   | (同 左)  |
| 07.09 その他の野菜（生鮮のもの及び冷蔵したものに限る。）<br>0709.20～0709.40（省 略）<br>一きのこ及びトリフ<br>0709.51（省 略）<br><u>0709.52—一きのこ（やまどりたけ属のもの）</u><br><u>0709.53—一きのこ（あんずたけ属のもの）</u><br><u>0709.54—しいたけ（レンティヌス・エドデス）</u><br><u>0709.55—まつたけ（トリコロマ・マツタケ、トリコロマ・マグニヴェラレ、トリコロマ・アナトリクム、トリコロマ・ドゥルキオレンス及びトリコロマ・カリガトウム）</u><br><u>0709.56—一トリフ（セイヨウショウロ属のもの）</u><br>0709.59～0709.99（省 略） | 07.09 その他の野菜（生鮮のもの及び冷蔵したものに限る。）<br>0709.20～0709.40（同 左）<br>一きのこ及びトリフ<br>0709.51（同 左）<br>（新 規）<br>（新 規）<br>（新 規）<br>（新 規）<br>（新 規）<br>（新 規）<br>0709.59～0709.99（同 左） |
| この項の野菜には、次のものが含まれる。<br>(1)～(3)（省 略）<br>(4) きのこ（はらたけ属のもの（例えば、通常のホワイトマッシュルーム（ツクリタケ ( <i>A. bisporus</i> ))）、やまどりたけ属のもの、あんずたけ属のもの、しいたけ（レンティヌス・エドデス）及びまつたけ（トリコロマ・マツタケ、トリコロマ・マグニヴェラレ、トリコロマ・アナトリクム、トリコロマ・ドゥルキオレンス及びトリコロマ・カリガトウム）を含む。）及びトリフ（セイヨウショウロ属のもの）<br>(5)～(14)（省 略）<br>（省 略）  | この項の野菜には、次のものが含まれる。<br>(1)～(3)（同 左）<br>(4) きのこ（はらたけ属のもの、例えば通常のホワイトマッシュルーム（ツクリタケ ( <i>A. bisporus</i> )）を含む。）及びトリフ<br>(5)～(14)（同 左）<br>（同 左）                        |
| 07.11 一時的な保存に適する処理をした野菜（そのままの状態では食用に適しないものに限る。）<br>（省 略）  | 07.11 一時的な保存に適する処理をした野菜（例えば、亜硫酸ガス又は塩水、亜硫酸水その他の保存用の溶液により保存に適する処理をしたもので、そのままの状態では食用に適しないものに限る。）<br>（同 左）   |

## 新旧対照表

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

| 改正後   | 改正前   |
|---|---|
| 07.12 乾燥野菜（全形のもの及び切り、砕き又は粉状にしたものに限るものとし、更に調製したもの除去。）<br>0712.20（省略）<br>—きのこ、きくらげ（きくらげ属のもの）、白きくらげ（白きくらげ属のもの）及びトリフ<br>0712.31～0712.33（省略）<br><u>0712.34—しいたけ（レンティヌス・エドデス）</u><br>0712.39（省略）<br>0712.90（省略）<br><br>(省略) | 07.12 乾燥野菜（全形のもの及び切り、砕き又は粉状にしたものに限るものとし、更に調製したもの除去。）<br>0712.20（同左）<br>—きのこ、きくらげ（きくらげ属のもの）、白きくらげ（白きくらげ属のもの）及びトリフ<br>0712.31～0712.33（同左）<br><br>(新規)<br>0712.39（同左）<br>0712.90（同左）<br><br>(同左) |
| 第 8 類<br>食用の果実及びナット、かんきつ類の果皮並びにメロンの皮  | 第 8 類<br>食用の果実及びナット、かんきつ類の果皮並びにメロンの皮  |
| 注<br>1～3（省略）<br><u>4 第 08.12 項には、使用に先立って専ら輸送又は貯蔵の間一時的な保存に適する処理をした果実及びナット（例えば、亜硫酸ガス又は塩水、亜硫酸水その他の保存用の溶液により保存に適する処理をしたもの）で、そのままの状態では食用に適しないもののみを含む。</u><br><br>(省略)  | 注<br>1～3（同左）<br><br>(新規)<br><br>(同左)  |
| 08.02 その他のナット（生鮮のもの及び乾燥したものに限るものとし、殻又は皮を除いてあるかないかを問わない。）<br>(省略)<br>0802.11～0802.80（省略）<br>—その他のもの<br><u>0802.91—殻付きの松の実</u><br><u>0802.92—殻を除いた松の実</u>   | 08.02 その他のナット（生鮮のもの及び乾燥したものに限るものとし、殻又は皮を除いてあるかないかを問わない。）<br>(同左)<br>0802.11～0802.80（同左）<br><u>0802.90—その他のもの</u><br><br>(新規)<br>(新規)  |

## 新旧対照表

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

| 改正後   | 改正前<br>(新規)  |
|---|--|
| <u>0802.99</u> —その他もの   | <u>この項の主なナットは、アーモンド（甘扁又は苦扁）、ヘーゼルナット、くるみ、くり（Castanea 属のもの）、ピスタチオナット、マカダミアナット、<u>ペカン</u>及び松の実である。</u>              |
|   | (省略)   |
| <b>08.05 かんきつ類の果実（生鮮のもの及び乾燥したものに限る。）</b>  | <b>08.05 かんきつ類の果実（生鮮のもの及び乾燥したものに限る。）</b>   |
| 0805.10～0805.29 (省略)  | 0805.10～0805.29 (同左)   |
| 0805.40—グレープフルーツ及びポメロ   | 0805.40—グレープフルーツ ( <u>ポメロを含む。</u> )  |
| 0805.50 (省略)  | 0805.50 (同左)   |
| 0805.90 (省略)  | 0805.90 (同左)   |
| 「かんきつ類の果実」とは、特に次のものをいう。<br>(1)～(3) (省略)<br>(4) グレープフルーツ及びポメロ<br>(5) 及び (6) (省略) | 「かんきつ類の果実」とは、特に次のものをいう。<br>(1)～(3) (同左)<br>(4) グレープフルーツ ( <u>pomelos を含む。</u> )<br>(5) 及び (6) (同左)               |
| (省略)  | (同左)   |
| <b>08.12 一時的な保存に適する処理をした果実及びナット（そのままの状態では食用に適しないものに限る。）</b>                     | <b>08.12 一時的な保存に適する処理をした果実及びナット（<u>例えば、亜硫酸ガス又は塩水、亜硫酸水その他の保存用の溶液により保存に適する処理をした</u>もので、そのままの状態では食用に適しないものに限る。）</b> |
| (省略)  | (同左)   |
| <b>第 10 類<br/>穀 物</b>   | <b>第 10 類<br/>穀 物</b>  |
| 注<br>1 (A) (省略)<br>(B) この類には、殻の除去その他の加工をした穀物を含まない。ただし、                          | 注<br>1 (A) (同左)<br>(B) この類には、殻の除去その他の加工をした穀物を含まない。ただし、   |

## 新旧対照表

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

| 改正後   | 改正前   |
|---|---|
| <p>第 10.06 項には、玄米、精米、研磨した米、つや出した米、パーボイルドライス及び碎米<u>を含み</u>、第 10.08 項には、サポニンを分離するため<u>に果皮を全部又は部分的に除去したキヌアで、他のいかなる加工もしていないもの</u>を含む。</p> <p>2 (省 略)</p> <p>(省 略)</p> <p>総 説</p> <p>(省 略)</p> <p>米は、玄米、精米、つや出した米、研磨した米、パーボイルドライス又は碎米であっても、その他の加工をしてない限り 10.06 項に属する。<u>同様に、サポニンを分離するため</u>に<u>果皮を全部又は部分的に除去したキヌアで、他のいかなる加工もしていないものは、10.08 項に属する</u>。ただし、他の穀粒で、殻を除いたもの又はその他の加工、例えば、11.04 項に記載してあるような加工をしたもののは、この類には含まれない (11.04 項の解説参照)。</p> <p>(省 略)</p> <p><b>第 11 類</b><br/>穀粉、加工穀物、麦芽、でん粉、イヌリン及び小麦グルテン</p> <p>(省 略)</p> <p>11.04 その他の加工穀物 (例えば、殻を除き、ロールにかけ、フレーク状にし、真珠形にとう精し、薄く切り又は粗くひいたもの。第 10.06 項の米を除く。) 及び穀物の胚 (はい) 芽 (全形のもの及びロールにかけ、フレーク状にし又はひいたものに限る。)</p> <p>(省 略)</p> | <p>第 10.06 項には、玄米、精米、研磨した米、つや出した米、パーボイルドライス及び碎米を含む。</p> <p>2 (同 左)</p> <p>(同 左)</p> <p>総 説</p> <p>(同 左)</p> <p>米は、玄米、精米、つや出した米、研磨した米、パーボイルドライス又は碎米であっても、その他の加工をしてない限り 10.06 項に属する。ただし、他の穀粒で、殻を除いたもの又はその他の加工、例えば、11.04 項に記載してあるような加工をしたもののは、この類には含まれない (11.04 項の解説参照)。</p> <p>(同 左)</p> <p><b>第 11 類</b><br/>穀粉、加工穀物、麦芽、でん粉、イヌリン及び小麦グルテン</p> <p>(同 左)</p> <p>11.04 その他の加工穀物 (例えば、殻を除き、ロールにかけ、フレーク状にし、真珠形にとう精し、薄く切り又は粗くひいたもの。第 10.06 項の米を除く。) 及び穀物の胚 (はい) 芽 (全形のもの及びロールにかけ、フレーク状にし又はひいたものに限る。)</p> <p>(同 左)</p> |

新旧対照表

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

| 改正後  | 改正前   |
|--|---|
| <p>この項には、次の物品を含まない。</p> <p>(a) (省 略)</p> <p>(b) <u>サポニンを分離するために果皮を全部又は部分的に除去したキヌアで、他のいかなる加工もしていないもの (10.08)</u></p> <p>(c) (省 略)</p> <p style="text-align: center;">(省 略)</p>  | <p>この項には、次の物品を含まない。</p> <p>(a) (同 左)</p> <p style="text-align: right;">(新 規)</p> <p><u>(b) (同 左)</u></p> <p style="text-align: center;">(同 左)</p>   |
| <p style="text-align: center;"><b>第 12 類</b></p> <p>採油用の種及び果実、各種の種及び果実、<br/>工業用又は医薬用の植物並びにわら及び飼料用植物</p> <p style="text-align: center;">(省 略)</p>   | <p style="text-align: center;"><b>第 12 類</b></p> <p>採油用の種及び果実、各種の種及び果実、<br/>工業用又は医薬用の植物並びにわら及び飼料用植物</p> <p style="text-align: center;">(同 左)</p>  |
| <p>12.11 主として香料用、医療用、殺虫用、殺菌用その他これらに類する用途に供する植物及びその部分（種及び果実を含み、生鮮のもの及び冷蔵し、冷凍し又は乾燥したものに限るものとし、切り、碎き又は粉状にしたものであるかないかを問わない。）</p> <p>1211.20～1211.50 (省 略)</p> <p><u>1211.60—アフリカンチェリー（プルヌス・アフリカナ）の樹皮</u></p> <p>1211.90 (省 略)</p> <p style="text-align: center;">(省 略)</p> | <p>12.11 主として香料用、医療用、殺虫用、殺菌用その他これらに類する用途に供する植物及びその部分（種及び果実を含み、生鮮のもの及び冷蔵し、冷凍し又は乾燥したものに限るものとし、切り、碎き又は粉状にしたものであるかないかを問わない。）</p> <p>1211.20～1211.50 (同 左)</p> <p style="text-align: right;">(新 規)</p> <p>1211.90 (同 左)</p> <p style="text-align: center;">(同 左)</p> |
| <p style="text-align: center;"><b>第 13 類</b></p> <p>ラック並びにガム、樹脂その他の植物性の液汁及びエキス</p> <p>注</p> <p>1 第 13.02 項には、甘草エキス、除虫菊エキス、ホップエキス、アロエエキス及び生あへんを含むものとし、次の物品を含まない。</p> <p>(a) ~ (f) (省 略)</p> <p>(g) 第 30.03 項又は第 30.04 項の医薬品及び<u>血液型判定用のもの (第 38.22 項参照)</u></p>         | <p style="text-align: center;"><b>第 13 類</b></p> <p>ラック並びにガム、樹脂その他の植物性の液汁及びエキス</p> <p>注</p> <p>1 13.02 項には、甘草エキス、除虫菊エキス、ホップエキス、アロエエキス及び生あへんを含むものとし、次の物品を含まない。</p> <p>(a) ~ (f) (同 左)</p> <p>(g) 第 30.03 項又は第 30.04 項の医薬品及び<u>血液型判定用試薬 (第 30.06 項参照)</u></p>     |

## 新旧対照表

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

| 改正後  | 改正前  |
|--|--|
| (h) ~ (k) (省 略)<br><br>(省 略)   | (h) ~ (k) (同 左)<br><br>(同 左)   |
| 13.02 植物性の液汁及びエキス、ペクチン質、ペクチニン酸塩、ペクチニン酸塩並びに寒天その他植物性原料から得た粘質物及びシックナー（変性させてあるかないかを問わない。）<br><br>(省 略)   | 13.02 植物性の液汁及びエキス、ペクチン質、ペクチニン酸塩、ペクチニン酸塩並びに寒天その他植物性原料から得た粘質物及びシックナー（変性させてあるかないかを問わない。）<br><br>(同 左)   |
| (A) 植物性の液汁及びエキス<br><br>(省 略)   | (A) 植物性の液汁及びエキス<br><br>(同 左)   |
| ここに含まれる液汁及びエキスは、次の物品である。<br>(1) (省 略)<br>(2) 甘草エキス ( <u>I</u> liquorice) : マメ科植物のある植物 ( <i>Glycyrrhiza glabra</i> ) の乾燥した根から加圧下熱湯で抽出し、ついで濃縮したものである。これは液状、塊状、ケーキ状、スティック状、スライス状又は粉末状である。ただし、しょ糖の含有量が全重量の 10%を超えるもの及び砂糖の含有量のいかんにかかわらず菓子として作られているもの（すなわち、調製したもの）を除く (17.04) 。<br>(3) ~ (21) (省 略)<br><br>(省 略) | ここに含まれる液汁及びエキスは、次の物品である。<br>(1) (同 左)<br>(2) 甘草エキス ( <u>I</u> liquorice) : マメ科植物のある植物 ( <i>Glycyrrhiza glabra</i> ) の乾燥した根から加圧下熱湯で抽出し、ついで濃縮したものである。これは液状、塊状、ケーキ状、スティック状、スライス状又は粉末状である。ただし、しょ糖の含有量が全重量の 10%を超えるもの及び砂糖の含有量のいかんにかかわらず菓子として作られているもの（すなわち、調製したもの）を除く (17.04) 。<br>(3) ~ (21) (同 左)<br><br>(同 左) |
| 更に、この項には、この表において、より特殊な限定をした項に属する次の植物性生産品は含まない。<br>(a) ~ (f) (省 略)<br>(g) 血液型判定用試薬として使用されているエキス (38.22)<br>(h) ~ (k) (省 略)<br><br>(省 略)   | 更に、この項には、この表において、より特殊な限定をした項に属する次の植物性生産品は含まない。<br>(a) ~ (f) (同 左)<br>(g) 血液型判定用試薬として使用されているエキス (30.06)<br>(h) ~ (k) (同 左)<br><br>(同 左)   |

## 新旧対照表

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

| 改正後  | 改正前   |
|--|---|
| <b>第 3 部</b><br><b>動物性、植物性又は微生物性の油脂及びその分解生産物、調製食用脂並びに動物性又は植物性のろう</b>   | <b>第 3 部</b><br><b>動物性又は植物性の油脂及びその分解生産物、調製食用脂並びに動物性又は植物性のろう</b>                                       |
| <b>第 15 類</b><br><b>動物性、植物性又は微生物性の油脂及びその分解生産物、調製食用脂並びに動物性又は植物性のろう</b>  | <b>第 15 類</b><br><b>動物性又は植物性の油脂及びその分解生産物、調製食用脂並びに動物性又は植物性のろう</b>                                      |
| (省 略)  | (同 左)   |
| <b>号注</b>  | <b>号注</b>   |
| 1 第 1509.30 号において、バージンオリーブ油とは、遊離酸度がオレイン酸換算で 100 グラムにつき 2.0 グラムを超えず、かつ、CODEX ALIMENTARIUS STANDARD 33-1981 に定めるバージンオリーブ油の特性に従い、他の種類のバージンオリーブ油のカテゴリーと区別できるものをいう。 | (新 規)   |
| 2 (省 略)  | 1 (同 左)   |
| <b>総 説</b>   | <b>総 説</b>  |
| (A) この類には、次の物品を含む。   | (A) この類には、次の物品を含む。  |
| (1) <u>動物性油脂、植物性油脂又は微生物性油脂</u> で粗製のもの、精製したもの又はある種の方法で処理（例えば、ボイル油化、硫化又は水素添加）したもの  | (1) <u>動物性又は植物性の油脂</u> で粗製のもの、精製したもの又はある種の方法で処理（例えば、ボイル油化、硫化又は水素添加）したもの                               |
| (2) ~ (5) (省 略)<br>ただし、この類には、次の物品を含まない。  | (2) ~ (5) (同 左)<br>ただし、この類には、次の物品を含まない。   |
| (a) ~ (c) (省 略)  | (a) ~ (c) (同 左)   |
| (d) 獣脂かす (23.01) 及びオイルケーキ、オリーブ油かす <u>その他の植物性油脂又は微生物性油脂</u> を抽出した際に <u>生ずる油</u> かす（油さいを除く。）(23.04 から 23.06 まで)  | (d) 獣脂かす (23.01) 及びオイルケーキ、オリーブ油かす <u>その他の植物性油脂</u> を抽出した際に <u>生じる油</u> かす（油さいを除く。）(23.04 から 23.06 まで) |
| (e) 及び (f) (省 略)<br>まつ香鯨油及びホホバ油を除いて、 <u>動物性油脂、植物性油脂又は微生物性油脂</u> は、脂肪酸（パルミチン酸、ステアリン酸及びオレイン酸等）のグリセリンエステルである。   | (e) 及び (f) (同 左)<br>まつ香鯨油及びホホバ油を除いて、 <u>動物性又は植物性の油脂</u> は、脂肪酸（パルミチン酸、ステアリン酸及びオレイン酸等）のグリセリンエステルである。    |

## 新旧対照表

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

| 改正後   | 改正前  |
|---|--|
| <p>これらは、固体又は液状であるが、いずれも水より軽い。空気中に長く放置すると加水分解及び酸化されて変敗する。加熱すると分解し強い<u>刺激臭</u>を発する。これらは<u>全て</u>水に不溶であるが、ジエチルエーテル、二硫化炭素、四塩化炭素、ベンゼン等には完全に溶解する。ひまし油は、アルコールに溶解するが、<u>その他の動物性油脂、植物性油脂又は微生物性油脂</u>は、アルコールにはわずかに溶解する。これらは、<u>全て</u>紙の上に落ち難い脂のしみを残す。</p> <p>(省 略)</p> <p>この類の注1の除外例を除き、<u>動物性油脂、植物性油脂又は微生物性油脂</u>及びこれらの分別物は、食用、工業用又は産業用（例えば、せっけん、ろうそく、潤滑油、ワニス又はペイントの製造）の何れに使用されるものであってもこの類に属する。</p> <p>(省 略)</p> <p>(B) この類の15.07項から15.15項までには、各項に記載されている単独（すなわち、他の種類の油脂を混合していないもの）の<u>植物性油脂又は微生物性油脂</u>及びその分別物を含む（精製してあるかないかを問わないものとし、化学的な変性加工をしたものと除外する）。</p> <p>植物性油脂は、自然界に広範に存在し、植物のある部分（例えば、種子及び果実）の細胞中に見出され、圧搾又は溶剤により抽出される。</p> <p>これらの項に属する<u>植物性油脂又は微生物性油脂</u>は、不揮発性の油脂である。すなわち、これらの油脂は、分解することなしには容易に蒸留できず、揮発性でなく、更に、過熱蒸気によって留出させることもできないものである（この処理によって分解し、けん化される。）。</p> <p>例えば、ホホバ油を除き、植物性油は、グリセリドの混合物である。ただし、パルミチン酸グリセリド及びステアリン酸グリセリド（室温で固体）は、固体状の油が大部分を占めており、液体状の油は、主として、室温で液体のグリセリド（オレイン酸、リノール酸、リノレン酸等のグリセリド）から成っている。<u>微生物性油脂</u>もグリセリドの混合物であり、主としてアラキドン酸やリノール酸等のポリ不飽和脂肪酸（室温で液体）から成って</p> | <p>これらは、固体又は液状であるが、いずれも水より軽い。空気中に長く放置すると加水分解及び酸化されて変敗する。加熱すると分解し強い<u>刺戟臭</u>を発する。これらは<u>すべて</u>水に不溶であるが、ジエチルエーテル、二硫化炭素、四塩化炭素、ベンゼン等には完全に溶解する。ひまし油は、アルコールに溶解するが、<u>その他の動物性又は植物性の油脂</u>は、アルコールにはわずかに溶解する。これらは、<u>すべて</u>紙の上に落ち難い脂のしみを残す。</p> <p>(同 左)</p> <p>この類の注1の除外例を除き、<u>植物性又は動物性の油脂</u>及びこれらの分別物は、食用、工業用又は産業用（例えば、せっけん、ろうそく、潤滑油、ワニス又はペイントの製造）の何れに使用されるものであってもこの類に属する。</p> <p>(同 左)</p> <p>(B) この類の15.07項から15.15項までには、各項に記載されている単独（すなわち、他の種類の油脂を混合していないもの）の<u>植物性油脂</u>及びその分別物を含む（精製してあるかないかを問わないものとし、化学的な変性加工をしたものと除外する）。</p> <p>植物性油脂は、自然界に広範に存在し、植物のある部分（例えば、種子及び果実）の細胞中に見出され、圧搾又は溶剤により抽出される。</p> <p>これらの項に属する<u>植物性油脂</u>は、不揮発性の油脂である。すなわち、これらの油脂は、分解することなしには容易に蒸留できず、揮発性でなく、更に、過熱蒸気によって留出させることもできないものである（この処理によって分解し、けん化される。）。</p> <p>例えば、ホホバ油を除き、植物性油は、グリセリドの混合物である。ただし、パルミチン酸グリセリド及びステアリン酸グリセリド（室温で固体）は、固体状の油が大部分を占めており、液体状の油は、主として、室温で液体のグリセリド（オレイン酸、リノール酸、リノレン酸等のグリセリド）から成っている。</p> |

## 新旧対照表

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

| 改正後   | 改正前  |
|---|--|
| <p>いる。</p> <p>(省 略)</p> <p>これらの項に含まれる<u>植物性油脂</u>は、主として、12.01 項から 12.07 項までの採油用の種及び果実から得られるが、その他の項に属する植物性材料からも得られる（例えば、オリーブ油、12.12 項の桃、あんず又はプラムの核から得られる油、08.02 項のアーモンド、くるみ、<u>ピグノリアナット</u>、ピスタチオナット等から得られる油、穀物の胚（はい）芽から得られる油）。<u>15.15 項に該当する微生物性油脂</u>は、油糧微生物から脂質を抽出することにより得られる。微生物性油脂は単細胞油（SCO）としても知られている。</p> <p>これらの項には、食用又は非食用の混合物若しくは調製品又は化学的な変性加工をした<u>植物性油脂</u>又は<u>微生物性油脂</u>を含まない（他の項、例えば、30.03 項、30.04 項、33.03 項から 33.07 項まで、34.03 項に属する物品の性格を有するものを除き、15.16 項、15.17 項又は 15.18 項に含まれる。）。</p> <p>(省 略)</p> <p>15.09 オリーブ油及びその分別物（化学的な変性加工をしてないものに限るものとし、精製してあるかないかを問わない。）</p> <p><u>1509.20—エクストラバージンオリーブ油</u></p> <p><u>1509.30—バージンオリーブ油</u></p> <p><u>1509.40—その他のバージンオリーブ油</u></p> <p>1509.90—その他のもの</p> <p>オリーブ油は、オリーブの樹 (<i>Olea europaea L.</i>) の果実から得られる油である。</p> <p>この項には、次の物品を含む。</p> <p><u>バージンオリーブ油</u>は、油を変質させないような条件（特に温度条件）のもとで、機械的その他物理的な方法のみにより、オリーブの樹の果実から得られる油で、洗浄、傾瀉（けいしゃ）、遠心分離又はろ過以外の処理は行われていないものである。</p> | <p>(同 左)</p> <p>これらの項に含まれる<u>油脂</u>は、主として、12.01 項から 12.07 項までの採油用の種及び果実から得られるが、その他の項に属する植物性材料からも得られる（例えば、オリーブ油、12.12 項の桃、あんず又はプラムの核から得られる油、08.02 項のアーモンド、くるみ、<u>ピグリアナット</u>、ピスタチオナット等から得られる油、穀物の胚（はい）芽から得られる油）。</p> <p>これらの項には、食用又は非食用の混合物若しくは調製品又は化学的な変性加工をした<u>植物油脂</u>を含まない（他の項、例えば、30.03 項、30.04 項、33.03 項から 33.07 項まで、34.03 項に属する物品の性格を有するものを除き、15.16 項、15.17 項又は 15.18 項に含まれる。）。</p> <p>(同 左)</p> <p>15.09 オリーブ油及びその分別物（化学的な変性加工をしてないものに限るものとし、精製してあるかないかを問わない。）</p> <p><u>1509.10—バージン油</u></p> <p>(新 規)</p> <p>(新 規)</p> <p>1509.90—その他のもの</p> <p>オリーブ油は、オリーブの樹 (<i>Olea europaea L.</i>) の果実から得られる油である。</p> <p>この項には、次の物品を含む。</p> <p>(A) <u>バージンオリーブ油</u>：これは、オリーブの樹の果実のみから、機械的その他物理的な方法（例えば、圧搾）により油の品質低下をまねかないような条件（特に温度条件）のもとに得られる。これらは、洗浄、傾瀉、遠心分離又はろ過以外の処理は行わない。</p> |

## 新旧対照表

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

| 改正後  | 改正前   |
|--|---|
| (A) エクストラバージンオリーブ油：これは、特に加工前のオリーブの取り又は加工中及び貯蔵中の温度管理に関して、油を変質させないような特定の条件のもとで得られる。官能特性としては、果実味があり、香りと味に欠陥がない。透明で淡黄色から緑色をしている。そのままの状態で食用に適する。エクストラバージンオリーブ油は、遊離酸度がオレイン酸換算で 100 グラムにつき 0.8 グラムを超える、かつ、Codex Alimentarius Standard 33-1981 に定めるオリーブ油の特性に従い、他の種類のオリーブ油のカテゴリーと区別できるものをいう。                      | <p>バージンオリーブ油には、次の物品を含む。</p> <p>(1) そのままの状態で食用に適するバージンオリーブ油<br/>これは、淡黄色から緑色の透明な油で、独特の香りと味を有する。</p>   |
| (B) バージンオリーブ油：これは、特に加工中及び貯蔵中の温度条件に関して、油をわずかに変質させ、Codex Alimentarius Standard 33-1981 に定める限度を超えない官能欠陥を生ずることがあるよう特定の条件のもとで得られる。特徴的な果実味があり、淡黄色から緑色の透明な油で、そのままの状態で食用に適する。バージンオリーブ油は、遊離酸度がオレイン酸換算で 100 グラムにつき 2.0 グラムを超える、かつ、Codex Alimentarius Standard 33-1981 に定めるオリーブ油の特性に従い、他の種類のオリーブ油のカテゴリーと区別できるものをいう。 | <p>(2) Lampante オリーブ油：これは、腐敗様風味もしくは香りを有しているもの及び遊離脂肪酸の含有量がオレイン酸換算で 100 グラム当たり 3.3 グラムを超えるもの、又はこれらの両特性を併せ持つるものである。Lampante オリーブ油は、そのまま工業用として、又は精製後に食用として使用する。</p>   |
| (C) その他のバージンオリーブ油：これは、更なる精製を経なければ食用に適さないことがあるような条件のもとで得られる。ここには、Lampante バージンオリーブ油と ordinary バージンオリーブ油の 2 種類が含まれる。   | <p>(B) 精製オリーブ油：これは (A) に記載したバージンオリーブ油から当初のグリセリド構造の変化又は構成脂肪酸の構造のいかなる変更をもたらさないような方法で精製して得られる。</p> <p>精製オリーブ油は、沈殿物のない透明・清澄な油で遊離脂肪酸の含有量がオレイン酸換算で 100 グラムあたり 0.3 グラム以下のものである。</p> <p>これは、帯黄色で、特有の香り及び味を有さず、直接又はバージンオリーブ油を混和して食用に供する。</p> |
| (D) その他のもの：これは、上記に掲げるバージンオリーブ油から当初のグリセリド構造に変化をもたらさないような方法で精製して得られ、次の 2 種類のものがある。   | (C) (A) 及び (B) に記載した油の分別物及び混和物  |
| (1) 精製オリーブ油：これは、遊離酸度がオレイン酸換算で 100 グラムにつき 0.3 グラムを超える、その他の特性は、Codex Alimentarius Standard 33-1981 に定める特性に合致する。沈殿物のない透明で清澄な油である。これは、淡黄色で、特有の香り及び味を有さず、食用に適するものもある。   |   |
| (2) オリーブ油（精製オリーブ油及びバージンオリーブ油から成るもの）：これは、そのままで食用に適する精製オリーブ油とバージンオリーブ油を混合したものである。遊離酸度がオレイン酸換算で 100 グラムにつき 1 グラムを超える、その他の特性は Codex Alimentarius Standard 33-1981 第 3 節に定める特性に合致する。これは、淡黄色か  |   |

## 新旧対照表

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

| 改正後  | 改正前  |
|--|--|
| <p>ら緑色で、香りと味が良い。</p> <p>(E) (A) から (D) に記載した油の分別物及び混和物</p> <p style="text-align: center;">*<br/>* *</p> <p><u>この項には、オリーブかす油及びバージンオリーブ油とオリーブかす油との混合物 (15.10) 並びにオリーブ油から得られたりエステル化油とオリーブかす油との混合物 (15.16) を含まない。</u></p>  |  |
| <p>15.10 オリーブのみから得たその他の油及びその分別物 (第 15.09 項の油及びその分別物を混合したものを含み、化学的な変性加工をしてないものに限るものとし、精製してあるかないかを問わない。)</p> <p><u>1510.10—粗製のオリーブかす油</u><br/><u>1510.90—その他のもの</u></p> <p>この項には、オリーブ由来の油を含む (15.09 項の油を除く。)。</p> <p><u>この項には、オリーブかすから得た油を含む。オリーブかすは、15.09 項のオリーブ油を絞ったあのオリーブの残留固形物である。このペースト状の残留物はまだ不定量の水分及び油分を含有する。</u></p> <p><u>この項の油には、粗製のもの、精製したもの又はその他の処理 (グリセリド構造を変えないものに限る。) をしたものがある。</u></p> <p><u>この項には、また、分別物並びに 15.09 項の油又は分別物とこの項の油又は分別物との混合物を含む。最も一般的な混和物は、精製オリーブかす油とバージンオリーブ油との混合物から成る。</u></p> <p><u>(A) 粗製のオリーブかす油：これは、15.09 項のオリーブ油を抽出する際に生ずる残留物から、溶剤抽出その他の物理的処理により得られるものである。これは、国際オリーブ協会 (IOC) の規格 (COI/T.15/NC No 3) の当</u></p> | <p style="text-align: center;">*<br/>* *</p> <p><u>(A) のバージンオリーブ油は、(B) 及び (C) の油とは、Codex Alimentarius Standard 33-1981 により区別される。</u></p> <p><u>この項のオリーブ油は、Bellier 反応が陰性を示すことから 15.10 項の油と区分することができる。</u></p> <p><u>場合によって、オリーブ残渣油の存在は不けん化分別物中のトリテルペンジオールを検出することによってのみ確認される。</u></p> <p><u>この項には、オリーブ残渣油及びオリーブ油とオリーブ残渣油との混合物 (15.10) 又はオリーブ油から得られたりエステル化油 (15.16) を含まない。</u></p> <p>15.10 オリーブのみから得たその他の油及びその分別物 (第 15.09 項の油及びその分別物を混合したものを含み、化学的な変性加工をしてないものに限るものとし、精製してあるかないかを問わない。)</p> <p style="text-align: center;">(新規)<br/>(新規)</p> <p>この項には、オリーブから得た油を含む (15.09 項の油を除く。)。</p> <p><u>この項の油には、粗製のもの、精製したもの又はその他の処理 (グリセリド構造を変化させないものに限る。) をしたものがある。</u></p> <p><u>この項には、オリーブの残渣油 (オリーブを圧搾して 15.09 項のオリーブ油を製造する際に生ずる残留物から、溶剤抽出により得られる。) を含む。</u></p> <p><u>粗製のオリーブ残渣油は、当初のグリセリド構造を変更しない精製方法によって、食用に適するようにしたものがある。</u></p> <p><u>この精製油は、透明・清澄な黄色から黄かつ色の油で、沈殿物がなく、かつ、腐敗様風味を有しない。</u></p> <p><u>この項には、また、分別物並びに 15.09 項の油又は分別物とこの項の油又は分別物との混合物を含む。最も一般的な混合物は、精製オリーブ残渣油とバージンオリーブ油との混合物である。</u></p> |

## 新旧対照表

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

| 改正後   | 改正前   |
|---|---|
| <p>該区分に定める特性によって、15.09 項の油とは区別される。これは、技術的用途又は精製後に食用に供する。</p> <p>(B) 精製オリーブかす油：これは、<u>当初のグリセリド構造を変えない精製方法</u>によって、粗製のオリーブかす油から得られるものである。</p> <p>精製オリーブかす油には、次の 2 種類の物品を含む。</p> <p>(1) 精製オリーブかす油：これは、遊離酸度がオレイン酸換算で 100 グラムにつき 0.3 グラムを超えず、その他の特性は、<u>Codex Alimentarius Standard 33-1981 の当該区分に定める特性</u>に合致するものである。これは、淡黄色から黄かっ色をしており、許容できる香りや味であり、食用に適するものである。ただし、小売りする国によつては、許可された場合に限り、消費者に直接販売できることがある。</p> <p>(2) オリーブかす油：これは、精製オリーブかす油と (A) のエクストラバージンオリーブ油及び (又は) (B) のバージンオリーブ油との混合物である。これは、遊離酸度がオレイン酸換算で 100 グラムにつき 1 グラムを超えず、その他の特性は <u>Codex Alimentarius Standard 33-1981 の当該区分の規定</u>に合致するものである。淡黄色から緑色で、香りや味は良く、食用に適する。</p> <p style="text-align: center;">*<br/>* *</p> <p>この項には、オリーブ油から得たリエステル化油を含まない (15.16)。</p> <p>(省 略)</p> <p>15.15 その他の植物性油脂又は微生物性油脂及びこれらの分別物 (ホホバ油</p> | <p>（注）下線を付した箇所が改正部分である。</p> <p>（同 左）</p> <p>15.15 その他の植物性油脂及びその分別物 (ホホバ油及びその分別物を含</p> |

## 新旧対照表

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

| 改正後   | 改正前   |
|---|---|
| 及びその分別物を含み、化学的な変性加工をしてないものに限るものとし、精製してあるかないかを問わない。)<br>(省 略)  | み、化学的な変性加工をしてないものに限るものとし、精製してあるかないかを問わない。)<br>(同 左)   |
| 1515. 11～1515. 50 (省 略)   | 1515. 11～1515. 50 (同 左)   |
| <u>1515. 60—微生物性油脂及びその分別物</u>   |   |
| 1515. 90 (省 略)  | 1515. 90 (同 左)  |
| この項には、単独の不揮発性の植物性油脂又は微生物性油脂及びその分別物を含む（この類の総説（B）参照）。ただし、15. 07 項から 15. 14 項までに掲げるものを除く。特に、次のものが、商業上重要である。<br>(1)～(4) (省 略)   | この項には、単独の不揮発性の植物性油脂及びその分別物を含む（この類の総説（B）参照）。ただし、15. 07 項から 15. 14 項までに掲げるものを除く。特に、次のものが、商業上重要である。<br>(1)～(4) (同 左) |
| <u>(5) 微生物性油脂：単細胞油 (SCO) としても知られている。これは、菌（酵母を含む。）、バクテリア、微細藻類等の油糧微生物から脂質を抽出して得られる。これらの脂質は、主にアラキドン酸やリノール酸等のポリ不飽和脂肪酸のトリアシルグリセロール (TAG)（室温で液体）を高い割合で含有している。微生物性油脂は、植物性油脂と同じ目的で使用される。他の油糧多細胞微生物から得た油もこの項に属する。</u><br><u>例えば、</u><br>(a) アラキドン酸オイル (ARA)：これは、菌 ( <i>Mortierella Alpina</i> ) から得た黄色又は黄橙色の液状の油である。食品、飼料、医薬品又は化粧品の成分として使用することがある。<br>(b) シズキトリウムオイル：これは、 <i>Schizochytrium</i> 属の微細藻類から得た油で、食品の成分として使用することがある。<br>微生物性油脂の原料となる油糧微生物には、例えば、酵母、菌、微細藻類、バクテリアがある。 |   |
| (6) (省 略)   | (5) (同 左)   |
| (7) (省 略)   | (6) (同 左)   |
| (8) (省 略)   | (7) (同 左)   |
| (9) (省 略)   | (8) (同 左)   |
| 15. 16 <u>動物性油脂、植物性油脂又は微生物性油脂及びこれらの分別物</u> （完全に又は部分的に、水素添加し、インターフェスチル化し、リエスチル化し又はエライジン化したものに限るものとし、精製してあるかないか   | 15. 16 <u>動物性又は植物性の油脂及びその分別物</u> （完全に又は部分的に、水素添加し、インターフェスチル化し、リエスチル化し又はエライジン化したものに限るものとし、精製してあるかないかを問わず、更に調製し     |

新旧対照表

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

| 改正後  | 改正前   |
|--|---|
| <b>を問わず、更に調製したもの</b> を除く。)   | <b>たものを除く。)</b>   |
| 1516.10 (省 略)  | 1516.10 (同 左)   |
| 1516.20 (省 略)  | 1516.20 (同 左)   |
| <u>1516.30—微生物性油脂及びその分別物</u>   | (新 規)   |
| この項には、 <u>動物性油脂、植物性油脂又は微生物性油脂</u> で次に記載する特定の化学変化を経たものを含むものとし、さらに調製したものを除く。<br>また、この項には、同様の処理をした <u>動物性油脂、植物性油脂又は微生物性油脂</u> の分別物を含む。  | この項には、 <u>動物性又は植物性の油脂</u> で次に記載する特定の化学変化を経たものを含むものとし、さらに調製したものを除く。<br>また、この項には、同様の処理をした <u>動物性又は植物性の油脂</u> の分別物を含む。   |
| (省 略)  | (同 左)   |
| <b>15.17 マーガリン並びにこの類の<u>動物性油脂、植物性油脂若しくは微生物性油脂</u>又はこの類の異なる油脂の分別物の混合物及び調製品(食用のものに限るものとし、第15.16項の食用の油脂及びその分別物を除く。)</b>   | <b>15.17 マーガリン並びにこの類の<u>動物性油脂若しくは植物性油脂</u>又はこの類の異なる油脂の分別物の混合物及び調製品(食用のものに限るものとし、第15.16項の食用の油脂及びその分別物を除く。)</b>   |
| 1517.10 (省 略)  | 1517.10 (同 左)   |
| 1517.90 (省 略)  | 1517.90 (同 左)   |
| この項には、マーガリン、その他この類の <u>動物性油脂、植物性油脂若しくは微生物性油脂</u> 又はこの類の異なる油脂の分別物の混合物及び調製品(食用のものに限るものとし、15.16項のものを除く。)を含む。これらは、通常、液状又は固体状の混合物又は調製品で、次のような物品がある。<br>(1) 及び (2) (省 略)<br>(3) 種々の <u>微生物性油脂</u> 又はこれらの分別物の混合物又は調製品<br>(4) 二以上の <u>動物性油脂、植物性油脂若しくは微生物性油脂</u> 又はこれらの分別物の混合物又は調製品 | この項には、マーガリン、その他この類の <u>動物性油脂若しくは植物性油脂</u> 又はこの類の異なる油脂の分別物の混合物及び調製品(食用のものに限るものとし、第15.16項のものを除く。)を含む。これらは、通常、液状又は固体状の混合物又は調製品で、次のような物品がある。<br>(1) 及び (2) (同 左)<br>(3) <u>動物性油脂と植物性油脂</u> 又はこれらの分別物の混合物又は調製品 |
| (省 略)  | (新 規)   |
| この項の主な物品は、次のとおりである。<br>(A) (省 略)<br>(B) この類の <u>動物性油脂、植物性油脂若しくは微生物性油脂</u> 又はこの類の異なる種類の油脂の分別物の混合物及び調製品(食用のものに限るもの   | この項の主な物品は、次のとおりである。<br>(A) (同 左)<br>(B) この類の <u>動物性油脂若しくは植物性油脂</u> 又はこの類の異なる種類の油脂の分別物の混合物及び調製品(食用のものに限るものとし、15.16項の   |

## 新旧対照表

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

| 改正後  | 改正前   |
|--|---|
| <p>とし、15.16 項の食用の油脂及びその分別物を除く。)。例えば、イミテーションラード、液状マーガリン及びショートニング（組織調整した油脂から生産される。）</p> <p>この項には、更に、この類の<u>動物性油脂、植物性油脂若しくは微生物性油脂</u>又はこの類の異なる種類の油脂の分別物の食用に適する混合物並びに調製品で、鑄型の離型剤として使用されるようなものを含む。</p> <p style="text-align: center;">(省 略)</p>   | <p>食用の油脂及びその分別物を除く。)。例えば、イミテーションラード、液状マーガリン及びショートニング（組織調整した油脂から生産される。）</p> <p>この項には、更に、この類の<u>動物性油脂若しくは植物性油脂</u>又はこの類の異なる種類の油脂の分別物の食用に適する混合物並びに調製品で、鑄型の離型剤として使用されるようなものを含む。</p> <p style="text-align: center;">(同 左)</p>  |
| <p>15.18 <b>動物性油脂、植物性油脂又は微生物性油脂及びこれらの分別物</b>（ボイル油化、酸化、脱水、硫化、吹込み又は真空若しくは不活性ガスの下での加熱重合その他の化学的な変性加工をしたものに限るものとし、第 15.16 項のものを除く。）並びにこの類の<u>動物性油脂、植物性油脂若しくは微生物性油脂</u>又はこの類の異なる油脂の分別物の混合物及び調製品（食用に適しないものに限るものとし、他の項に該当するものを除く。）</p> <p>(A) <b>動物性油脂、植物性油脂又は微生物性油脂及びその分別物</b>（ボイル油化、酸化、脱水、硫化、吹込み又は真空若しくは不活性ガスの下での加熱重合その他の化学的な変性加工をしたものに限るものとし、15.16 項のものを除く。）</p> <p>これらには、<u>動物性油脂、植物性油脂又は微生物性油脂</u>及びその分別物で、油の粘性、乾性（すなわち、空気中に放置した時に酸素を吸収し、弾力性のあるフィルムを形成する性質）を向上させ又はその他の性質を変性させるため化学構造を変化させる加工を施したものを含む。</p> <p style="text-align: center;">(省 略)</p> | <p>15.18 <b>動物性又は植物性の油脂及びその分別物</b>（ボイル油化、酸化、脱水、硫化、吹込み又は真空若しくは不活性ガスの下での加熱重合その他の化学的な変性加工をしたものに限るものとし、第 15.16 項のものを除く。）並びにこの類の<u>動物性油脂若しくは植物性油脂</u>又はこの類の異なる油脂の分別物の混合物及び調製品（食用に適しないものに限るものとし、他の項に該当するものを除く。）</p> <p>(A) <b>動物性又は植物性の油脂及びその分別物</b>（ボイル油化、酸化、脱水、硫化、吹込み又は真空若しくは不活性ガスの下での加熱重合その他の化学的な変性加工をしたものに限るものとし、第 15.16 項のものを除く。）</p> <p>これらには、<u>動物性又は植物性の油脂及びその分別物</u>で、油の粘性、乾性（すなわち、空気中に放置した時に酸素を吸収し、弾力性のあるフィルムを形成する性質）を向上させ又はその他の性質を変性させるため化学構造を変化させる加工を施したものを含む。</p> <p style="text-align: center;">(同 左)</p> |
| <p>(B) この類の<u>動物性油脂、植物性油脂若しくは微生物性油脂</u>又はこの類の異なる油脂の分別物の混合物及び調製品（食用に適しないものに限るものとし、他の項に該当するものを除く。）</p> <p style="text-align: center;">(省 略)</p>  | <p>(B) この類の<u>動物性油脂若しくは植物性油脂</u>又はこの類の異なる油脂の分別物の混合物及び調製品（食用に適しないものに限るものとし、他の項に該当するものを除く。）</p> <p style="text-align: center;">(同 左)</p>  |

## 新旧対照表

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

| 改正後  | 改正前   |
|--|---|
| <p style="text-align: center;"><b>第 4 部</b></p> <p>調製食料品、飲料、アルコール、食酢、たばこ及び製造たばこ代用品、<u>非燃焼吸引用の物品（ニコチンを含有するかしないかを問わない。）並びにニコチンを含有するその他の物品（ニコチンを人体に摂取するためのものに限る。）</u></p> <p style="text-align: center;">(省 略)</p> <p style="text-align: center;"><b>第 16 類</b></p> <p>肉、魚、甲殻類、軟体動物若しくは<br/>その他の<u>水棲（せい）無脊椎動物又は昆虫類</u>の調製品</p> | <p style="text-align: center;"><b>第 4 部</b></p> <p>調製食料品、飲料、アルコール、食酢、たばこ及び製造たばこ代用品</p>  |
|  | <p style="text-align: center;">(同 左)</p> <p style="text-align: center;"><b>第 16 類</b></p> <p>肉、魚又は甲殻類、軟体動物若しくは<br/>その他の<u>水棲（せい）無脊椎（せきつい）動物</u>の調製品</p> |

## 注

- この類には、第2類、第3類、第4類の注6又は第05.04項に定める方法により調製し又は保存に適する処理をした肉、くず肉、魚、甲殻類、軟体動物及びその他の水棲（せい）無脊椎動物並びに昆虫類を含まない。
- ソーセージ、肉、くず肉、血、昆虫類、魚又は甲殻類、軟体動物若しくはその他の水棲（せい）無脊椎動物の一以上を含有する調製食料品で、これら物品の含有量の合計が全重量の20%を超えるものは、この類に属する。この場合において、これらの物品の二以上を含有する調製食料品については、最大の重量を占める成分が属する項に属する。前段及び中段のいずれの規定も、第19.02項の詰物をした物品及び第21.03項又は第21.04項の調製品については、適用しない。

\*  
\* \*

## 号注

- 第1602.10号において「均質調製品」とは、微細に均質化した肉、くず肉、血又は昆虫類から成る乳幼児用食品又は食餌療法用の調製品（小売用のもので正味重量が250グラム以下の容器入りにしたものに限る。）をいう。この場合において、調味、保存その他の目的のために当該調製品に加えた少量の構成成分は考慮しないものとし、当該調製品が少量の肉、くず肉又

## 注

- この類には、第2類、第3類又は第05.04項に定める方法により調製し又は保存に適する処理をした肉、くず肉、魚並びに甲殻類、軟体動物及びその他の水棲（せい）無脊椎（せきつい）動物を含まない。
- ソーセージ、肉、くず肉、血、魚又は甲殻類、軟体動物若しくはその他の水棲（せい）無脊椎（せきつい）動物の一以上を含有する調製食料品で、これら物品の含有量の合計が全重量の20%を超えるものは、この類に属する。この場合において、これらの物品の二以上を含有する調製食料品については、最大の重量を占める成分が属する項に属する。前段及び中段のいずれの規定も、第19.02項の詰物をした物品及び第21.03項又は第21.04項の調製品については、適用しない。

\*  
\* \*

## 号注

- 第1602.10号において「均質調製品」とは、微細に均質化した肉、くず肉又は血から成る乳幼児用食品又は食餌療法用の調製品（小売用のもので正味重量が250グラム以下の容器入りにしたものに限る。）をいう。この場合において、調味、保存その他の目的のために当該調製品に加えた少量の構成成分は考慮しないものとし、当該調製品が少量の肉又はくず肉の目に

## 新旧対照表

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

| 改正後  | 改正前   |
|--|---|
| <p>は昆虫類の目に見える程度の細片を含有するかしないかを問わない。同号は、第 16.02 項の他のいかなる号にも優先する。</p> <p>2 (省 略)</p> <p style="text-align: center;"><b>総 説</b></p> <p>この類には、肉、くず肉（例えば、足、皮、心臓、舌、肝臓、腸、胃）、血、昆虫類、魚（皮を含む。）又は甲殻類、軟体動物若しくはその他の水棲（せい）無脊椎動物から製造された調製食料品を含む。この類の物品は、2類、3類、4類の<u>注6</u>又は 05.04 項に規定する以外の方法により調製し又は保存に適する処理をしたもので、例えば、次のような物品がある。</p> <p>(1) (省 略)</p> <p>(2) 煮、蒸し、焼き、油で揚げ、あぶり、その他の方法により加熱調理したもの（ただし、くん製の前又はくん製の際に加熱による調理をしたくん製の魚並びにくん製の甲殻類、軟体動物又はその他の水棲（せい）無脊椎動物（03.05、03.06、03.07 及び 03.08）、蒸気又は水煮により調理した殻付きの甲殻類（03.06）、開殻のためや輸送又は凍結に先立つ安定化のために必要な熱湯処理その他の熱衝撃（heat shock）のみを施した軟体動物（03.07）及び加熱による調理をした魚並びに加熱による調理をした甲殻類、軟体動物又はその他の水棲（せい）無脊椎動物から得られる粉、ミール及びペレット<u>（03.09）</u>を除く。）</p> <p>(3) (省 略)</p> <p>(4) 微細に均質化したもので、この類の物品（すなわち、調製し又は保存に適する処理をした肉、くず肉、血、<u>昆虫類</u>、魚又は甲殻類、軟体動物若しくはその他の水棲（せい）無脊椎動物）のみをもととするもの。</p> <p style="text-align: center;">(省 略)</p> <p>この類には、また、ソーセージ、肉、くず肉、血、<u>昆虫類</u>、魚又は甲殻類、軟体動物若しくはその他の水棲（せい）無脊椎動物（以下、このパラグラフにおいて「肉等」という。）と野菜、スパゲッティ、ソース等とから成る調製食料品（いわゆる“prepared meals”を含む。）で、肉等又はこれらの混合物の重量が全重量の 20%を超えるものを含む。この場合において、調製食料品</p> | <p>見える程度の細片を含有するかしないかを問わない。同号は、第 16.02 項の他のいかなる号にも優先する。</p> <p>2 (同 左)</p> <p style="text-align: center;"><b>総 説</b></p> <p>この類には、肉、くず肉（例えば、足、皮、心臓、舌、肝臓、腸、胃）、血、魚（皮を含む。）又は甲殻類、軟体動物若しくはその他の水棲（せい）無脊椎動物から製造された調製食料品を含む。この類の物品は、2類、3類又は 05.04 項に規定する以外の方法により調製し又は保存に適する処理をしたもので、例えば、次のような物品がある。</p> <p>(1) (同 左)</p> <p>(2) 煮、蒸し、焼き、油で揚げ、あぶり、その他の方法により加熱調理したもの（ただし、くん製の前又はくん製の際に加熱による調理をしたくん製の魚並びにくん製の甲殻類、軟体動物又はその他の水棲（せい）無脊椎動物（03.05、03.06、03.07 及び 03.08）、蒸気又は水煮により調理した殻付きの甲殻類（03.06）、開殻のためや輸送又は凍結に先立つ安定化のために必要な熱湯処理その他の熱衝撃（heat shock）のみを施した軟体動物（03.07）及び加熱による調理をした魚並びに加熱による調理をした甲殻類、軟体動物又はその他の水棲（せい）無脊椎動物から得られる粉、ミール及びペレット<u>（それぞれ 03.05、03.06、03.07 及び 03.08）</u>を除く。）</p> <p>(3) (同 左)</p> <p>(4) 微細に均質化したもので、この類の物品（すなわち、調製し又は保存に適する処理をした肉、くず肉、血、魚又は甲殻類、軟体動物若しくはその他の水棲（せい）無脊椎動物）のみをもととするもの。</p> <p style="text-align: center;">(同 左)</p> <p>この類には、また、ソーセージ、肉、くず肉、血、魚又は甲殻類、軟体動物若しくはその他の水棲（せい）無脊椎動物（以下、このパラグラフにおいて「肉等」という。）と野菜、スパゲッティ、ソース等とから成る調製食料品（いわゆる“prepared meals”を含む。）で、肉等又はこれらの混合物の重量が全重量の 20%を超えるものを含む。この場合において、調製食料品が、肉</p> |

## 新旧対照表

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

| 改正後  | 改正前   |
|--|---|
| <p>が、肉等を二以上含有する（例えば、肉と魚の両方を含有する。）ときには、調製食料品は、肉等構成材料のうち最大重量を占めるものが属する 16 類の各項に属する。また、いずれの場合においても、重量は、提示の際ににおける肉等の重量とし、調製前の重量とはしない（ただし、19.02 項の詰物食品、21.03 項に記載するソース、ソース用の調製品その他の調味料並びに 21.04 項に記載するスープ、プロス及びこれらの調製品並びに均質混合調製食料品は、常に当該各項に属するので注意しなければならない。）。</p> <p>この類には、次の物品を含まない。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(a) 肉又はくず肉の粉及びミール（海棲哺（かいせいほ）乳動物のものを含む。）で、食用に適するもの（02.10）、魚の粉及びミールで、食用に適するもの（03.09）、<u>昆虫類の粉及びミールで、食用に適するもの（04.10）</u></li> <li>(b) <u>昆虫類の粉、ミール及びペレットで、食用に適しないもの（05.11）、肉（海棲哺（かいせいほ）乳動物の肉を含む。）、魚又は甲殻類、軟体動物若しくはその他の水棲（せい）無脊椎動物の粉、ミール及びペレットで、食用に適しないもの（23.01）</u></li> <li>(c) 及び (d) (省 略)</li> </ul> <p>16.01 ソーセージその他これに類する物品（肉、くず肉、<u>血又は昆虫類から製造したものに限る。</u>）及びこれらの物品をもととした調製食料品</p> <p>この項には、ソーセージその他これに類する物品を含む。すなわち、肉、<u>くず肉（腸及び胃を含む。）若しくは昆虫類を切り刻んだもの若しくはひき肉としたもの又は血を腸、胃、ぼうこう、スキンその他これらに類するケーシング（天然のもの又は人造のもの）に詰めた調製品である。ただし、これらの物品には、スキンレスであって、単にソーセージ特有の形状にプレスしたものもある。すなわち、シリンドー状その他これに類する形状で、横断面は、円形、卵形、長方形（多少かどを丸くしたもの）がある。</u></p> <p style="text-align: center;">(省 略)</p> <p>16.02 その他の調製をし又は保存に適する処理をした肉、くず肉、<u>血及び昆虫類</u></p> | <p>等を二以上含有する（例えば、肉と魚の両方を含有する。）ときには、調製食料品は、肉等構成材料のうち最大重量を占めるものが属する 16 類の各項に属する。また、いずれの場合においても、重量は、提示の際ににおける肉等の重量とし、調製前の重量とはしない（ただし、19.02 項の詰物食品、21.03 項に記載するソース、ソース用の調製品その他の調味料並びに 21.04 項に記載するスープ、プロス及びこれらの調製品並びに均質混合調製食料品は、常に当該各項に属するので注意しなければならない。）。</p> <p>この類には、次の物品を含まない。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(a) 肉又はくず肉の粉及びミール（海棲哺（かいせいほ）乳動物のものを含む。）で、食用に適するもの（02.10）、魚の粉及びミールで、食用に適するもの（03.05）</li> <li>(b) 肉（海棲哺（かいせいほ）乳動物の肉を含む。）、魚又は甲殻類、軟体動物若しくはその他の水棲（せい）無脊椎動物の粉、ミール及びペレットで、食用に適しないもの（23.01）</li> <li>(c) 及び (d) (同 左)</li> </ul> <p>16.01 ソーセージその他これに類する物品（肉、くず肉又は<u>血から製造したものに限る。</u>）及びこれらの物品をもととした調製食料品</p> <p>この項には、ソーセージその他これに類する物品を含む。すなわち、肉<u>若しくはくず肉（腸及び胃を含む。）を切り刻んだもの若しくはひき肉としたもの又は血を腸、胃、ぼうこう、スキンその他これらに類するケーシング（天然のもの又は人造のもの）に詰めた調製品である。ただし、これらの物品には、スキンレスであって、単にソーセージ特有の形状にプレスしたものもある。すなわち、シリンドー状その他これに類する形状で、横断面は、円形、卵形、長方形（多少かどを丸くしたもの）がある。</u></p> <p style="text-align: center;">(同 左)</p> <p>16.02 その他の調製をし又は保存に適する処理をした肉、くず肉<u>及び血</u></p> |

## 新旧対照表

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

| 改正後  | 改正前   |
|--|---|
| (省 略)  | (同 左)   |
| <p>この項には、ソーセージその他これに類する物品（16.01）、肉エキス及びミートジュース（16.03）を除き、この類に分類される<u>全て</u>の調製をし又は保存に適する処理をした肉、くず肉、<u>血及び昆虫類</u>を含む。</p> <p>この項には、次の物品を含む。</p> <p>(1)～(4)（省 略）</p> <p>(5) 調製食料品（いわゆる“prepared meals”を含む。）で、肉、くず肉、<u>血又は昆虫類</u>の重量が全重量の20%を超えるもの（16類総説参照）</p>     | <p>この項には、ソーセージその他これに類する物品（16.01）、肉エキス及びミートジュース（16.03）を除き、この類に分類される<u>すべて</u>の調製をし又は保存に適する処理をした肉、くず肉<u>又は血</u>を含む。</p> <p>この項には、次の物品を含む。</p> <p>(1)～(4)（同 左）</p> <p>(5) 調製食料品（いわゆる“prepared meals”を含む。）で、肉、くず肉<u>又は血</u>の重量が全重量の20%を超えるもの（16類総説参照）</p> |
| (省 略)  | (同 左)   |
| <b>第 18 類</b><br><b>ココア及びその調製品</b>   | <b>第 18 類</b><br><b>ココア及びその調製品</b>  |
| <p>注</p> <p>1 この類には、次の物品を含まない。</p> <p>(a) ソーセージ、肉、くず肉、血、昆虫類、魚又は甲殻類、軟体動物若しくはその他の水棲（せい）無脊椎動物の一以上を含有する調製食料品で、これらの物品の含有量の合計が全重量の20%を超えるもの（第16類参照）</p> <p>(b) 第04.03項、第19.01項、第19.02項、第19.04項、第19.05項、第21.05項、第22.02項、第22.08項、第30.03項又は第30.04項の調製品</p> <p>2 (省 略)</p> | <p>注</p> <p>1 この類には、第04.03項、第19.01項、第19.04項、第19.05項、第21.05項、第22.02項、第22.08項、第30.03項又は第30.04項の調製品を含まない。</p> <p>2 (同 左)</p>   |
| (省 略)  | (同 左)   |
| <b>第 19 類</b><br><b>穀物、穀粉、でん粉又はミルクの調製品及びベーカリー製品</b>  | <b>第 19 類</b><br><b>穀物、穀粉、でん粉又はミルクの調製品及びベーカリー製品</b>   |
| <p>注</p> <p>1 この類には、次の物品を含まない。</p> <p>(a) ソーセージ、肉、くず肉、血、昆虫類、魚又は甲殻類、軟体動物若しくはその他の水棲（せい）無脊椎動物の一以上を含有する調製食料品で、これらの物品の含有量の合計が全重量の20%を超えるもの（第16類参照）</p>  | <p>注</p> <p>1 この類には、次の物品を含まない。</p> <p>(a) ソーセージ、肉、くず肉、血、魚又は甲殻類、軟体動物若しくはその他の水棲（せい）無脊椎動物の一以上を含有する調製食料品で、これらの物品の含有量の合計が全重量の20%を超えるもの（第16類参照）</p>   |

## 新旧対照表

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

| 改正後   | 改正前   |
|---|---|
| <p>くはその他の水棲（せい）無脊椎動物の一以上を含有する調製食料品で、これらの物品の含有量の合計が全重量の20%を超えるもの（第16類参照。第19.02項の詰物をした物品を除く。）</p> <p>(b) 及び (c) (省 略)</p> <p>2~4 (省 略)</p> <p style="text-align: center;">総 説</p> <p style="text-align: center;">(省 略)</p> <p>この類には、次の物品を含まない。</p> <p>(a) ソーセージ、肉、くず肉、血、昆虫類、魚又は甲殻類、軟体動物若しくはその他の水棲（せい）無脊椎動物の一以上を含有する調製食料品で、これらの物品の含有量の合計が全重量の20%を超えるもの（16類参照。19.02項の詰物をした調製品を除く。）</p> <p>(b) ~ (f) (省 略)</p> <p>19.01 麦芽エキス並びに穀粉、ひき割り穀物、ミール、でん粉又は麦芽エキスの調製食料品（ココアを含有するものにあっては完全に脱脂したココアとして計算したココアの含有量が全重量の40%未満のものに限るものとし、他の項に該当するものを除く。）及び第04.01項から第04.04項までの物品の調製食料品（ココアを含有するものにあっては完全に脱脂したココアとして計算したココアの含有量が全重量の5%未満のものに限るものとし、他の項に該当するものを除く。）</p> <p style="text-align: center;">(省 略)</p> <p>(I) (省 略)</p> <p>(II) 穀粉、ひき割り穀物、ミール、でん粉又は麦芽エキスの調製食料品（ココアを含有するものにあっては、完全に脱脂したココアとして計算したココアの含有量が全重量の40%未満のものに限るものとし、他の項に該当するものを除く。）</p> | <p>他の水棲（せい）無脊椎（せきつい）動物の一以上を含有する調製食料品で、これらの物品の含有量の合計が全重量の20%を超えるもの（第16類参照。第19.02項の詰物をした物品を除く。）</p> <p>(b) 及び (c) (同 左)</p> <p>2~4 (同 左)</p> <p style="text-align: center;">総 説</p> <p style="text-align: center;">(同 左)</p> <p>この類には、次の物品を含まない。</p> <p>(a) ソーセージ、肉、くず肉、血、魚又は甲殻類、軟体動物若しくはその他の水棲（せい）無脊椎（せきつい）動物の一以上を含有する調製食料品で、これらの物品の含有量の合計が全重量の20%を超えるもの（16類参照。19.02項の詰物をした調製品を除く。）</p> <p>(b) ~ (f) (同 左)</p> <p>19.01 麦芽エキス並びに穀粉、ひき割り穀物、ミール、でん粉又は麦芽エキスの調製食料品（ココアを含有するものにあっては完全に脱脂したココアとして計算したココアの含有量が全重量の40%未満のものに限るものとし、他の項に該当するものを除く。）及び第04.01項から第04.04項までの物品の調製食料品（ココアを含有するものにあっては完全に脱脂したココアとして計算したココアの含有量が全重量の5%未満のものに限るものとし、他の項に該当するものを除く。）</p> <p style="text-align: center;">(同 左)</p> <p>(I) (同 左)</p> <p>(II) 穀粉、ひき割り穀物、ミール、でん粉又は麦芽エキスの調製食料品（ココアを含有するものにあっては、完全に脱脂したココアとして計算したココアの含有量が全重量の40%未満のものに限るものとし、他の項に該当するものを除く。）</p> |

## 新旧対照表

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

| 改正後<br>(省 略)   | 改正前<br>(同 左)  |
|--|---|
| <p>ただし、この項には、ソーセージ、肉、くず肉、血、<u>昆虫類</u>、魚又は甲殻類、軟体動物若しくはその他の<u>水棲（せい）無脊椎動物</u>の一以上を含有する調製食料品でこれらの物品の含有量の合計が全重量比で 20%を超えるものは含まないことに留意しなければならない（16 類）。</p> <p style="text-align: center;">(省 略)</p>                               | <p>ただし、この項には、ソーセージ、肉、くず肉、血、魚又は甲殻類、軟体動物若しくはその他の<u>水棲（せい）無脊椎（せきつい）動物</u>の一以上を含有する調製食料品でこれらの物品の含有量の合計が全重量比で 20%を超えるものは含まないことに留意しなければならない（16 類）。</p> <p style="text-align: center;">(同 左)</p>                               |
| <p>19.02 スパゲッティ、マカロニ、ヌードル、ラザーニヤ、ニヨッキ、ラビオリ、カネローニその他のパスタ（加熱による調理をし、肉その他の材料を詰め又はその他の調製をしたものであるかないかを問わない。）及びクースクース（調製してあるかないかを問わない。）</p> <p style="text-align: center;">(省 略)</p>  | <p>19.02 スパゲッティ、マカロニ、ヌードル、ラザーニヤ、ニヨッキ、ラビオリ、カネローニその他のパスタ（加熱による調理をし、肉その他の材料を詰め又はその他の調製をしたものであるかないかを問わない。）及びクースクース（調製してあるかないかを問わない。）</p> <p style="text-align: center;">(同 左)</p>   |
| <p>この項には、次の物品を含まない。</p> <p>(a) 詰物をしたパスタ以外の調製品で、ソーセージ、肉、くず肉、血、<u>昆虫類</u>、魚又は甲殻類、軟体動物若しくはその他の<u>水棲（せい）無脊椎動物</u>の一以上を含有する調製食料品でこれらの物品の含有量の合計が全重量の 20%を超えるもの（16 類）</p> <p>(b) (省 略)</p> <p style="text-align: center;">(省 略)</p> | <p>この項には、次の物品を含まない。</p> <p>(a) 詰物をしたパスタ以外の調製品で、ソーセージ、肉、くず肉、血、魚又は甲殻類、軟体動物若しくはその他の<u>水棲（せい）無脊椎（せきつい）動物</u>の一以上を含有する調製食料品でこれらの物品の含有量の合計が全重量の 20%を超えるもの（16 類）</p> <p>(b) (同 左)</p> <p style="text-align: center;">(同 左)</p> |
| <p>19.04 穀物又は穀物産品を膨脹させて又はいって得た調製食料品（例えば、コーンフレーク）並びに粒状又はフレーク状の穀物（とうもろこしを除く。）及びその他の加工穀物（粉及びミールを除く。）であらかじめ加熱による調理その他の調製をしたもの（他の項に該当するものを除く。）</p> <p style="text-align: center;">(省 略)</p>                                       | <p>19.04 穀物又は穀物産品を膨脅させて又はいって得た調製食料品（例えば、コーンフレーク）並びに粒状又はフレーク状の穀物（とうもろこしを除く。）及びその他の加工穀物（粉及びミールを除く。）であらかじめ加熱による調理その他の調製をしたもの（他の項に該当するものを除く。）</p> <p style="text-align: center;">(同 左)</p>                                  |

## 新旧対照表

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

| 改正後  | 改正前   |
|--|---|
| <p>この項には、次の物品を含まない。</p> <p>(a) 及び (b) (省 略)</p> <p>(c) 調製した食用のとうもろこしの穂軸及び<u>穀粒</u> (20 類)</p>  | <p>この項には、次の物品を含まない。</p> <p>(a) 及び (b) (同 左)</p> <p>(c) 調製した食用のとうもろこしの穂軸及び<u>そ穀粒</u> (20 類)</p>  |
| <p>19.05 パン、ペーストリー、ケーキ、ビスケットその他のベーカリー製品(ココアを含有するかしないかを問わない。) 及び聖さん用ウエハー、医療用に適するオブラーート、シーリングウエハー、ライスペーパーその他これらに類する物品</p> <p>(省 略)</p> <p>(A) 食パン、ペーストリー、ケーキ、ビスケットその他のベーカリー製品<br/>(ココアを含有するかしないかを問わない。)</p> <p>(省 略)</p> <p>この項には、次の物品を含まない。</p> <p>(a) ソーセージ、肉、くず肉、<u>血</u>、<u>昆虫類</u>、魚又は甲殻類、軟体動物若しくはその他の水棲(せい)<u>無脊椎動物</u>又はこれらの混合物が重量比で 20%を超える物品(例えば、ペーストリーの中に肉が入っているパイ) (16 類)</p> <p>(b) (省 略)</p> <p>(省 略)</p> | <p>19.05 パン、ペーストリー、ケーキ、ビスケットその他のベーカリー製品(ココアを含有するかしないかを問わない。) 及び聖さん用ウエハー、医療用に適するオブラーート、シーリングウエハー、ライスペーパーその他これらに類する物品</p> <p>(同 左)</p> <p>(A) 食パン、ペーストリー、ケーキ、ビスケットその他のベーカリー製品<br/>(ココアを含有するかしないかを問わない。)</p> <p>(同 左)</p> <p>この項には、次の物品を含まない。</p> <p>(a) ソーセージ、肉、くず肉、<u>血</u>、魚又は甲殻類、軟体動物若しくはその他の水棲(せい)<u>無脊椎(せきつい)動物</u>又はこれらの混合物が重量比で 20%を超える物品(例えば、ペーストリーの中に肉が入っているパイ) (16 類)</p> <p>(b) (同 左)</p> <p>(同 左)</p> |
| <p><b>第 20 類</b><br/>野菜、果実、ナットその他植物の部分の調製品</p> <p>注</p> <p>1 この類には、次の物品を含まない。</p> <p>(a) (省 略)</p> <p>(b) 植物性油脂 (第 15 類参照)</p> <p>(c) ソーセージ、肉、くず肉、<u>血</u>、<u>昆虫類</u>、魚又は甲殻類、軟体動物若しくはその他の水棲(せい)<u>無脊椎(せきつい)動物</u>又はこれらの混合物が重量比で 20%を超える物品(例えば、ペーストリーの中に肉が入っているパイ) (16 類)</p>   | <p><b>第 20 類</b><br/>野菜、果実、ナットその他植物の部分の調製品</p> <p>注</p> <p>1 この類には、次の物品を含まない。</p> <p>(a) (同 左)</p> <p>(新規)</p> <p>(b) ソーセージ、肉、くず肉、<u>血</u>、魚又は甲殻類、軟体動物若しくはその他の水棲(せい)<u>無脊椎(せきつい)動物</u>又はこれらの混合物が重量比で 20%を超える物品(例えば、ペーストリーの中に肉が入っているパイ) (16 類)</p>   |

## 新旧対照表

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

| 改正後   | 改正前  |
|---|--|
| くはその他の水棲（せい）無脊椎動物の一以上を含有する調製食料品で、これらの物品の含有量の合計が全重量の20%を超えるもの（第16類参照）  | 他の <u>水棲（せい）無脊椎（せきつい）動物</u> の一以上を含有する調製食料品で、これらの物品の含有量の合計が全重量の20%を超えるもの（第16類参照）                                |
| <u>(d)</u> （省 略）  | <u>(c)</u> （同 左）   |
| <u>(e)</u> （省 略）  | <u>(d)</u> （同 左）   |
| 2~6（省 略）  | 2~6（同 左）   |
| （省 略）   | （同 左）  |
| 総 説   | 総 説  |
| （省 略）   | （同 左）  |
| この類には、次の物品を含まない。  | この類には、次の物品を含まない。   |
| （a）ソーセージ、肉、くず肉、血、 <u>昆虫類</u> 、魚又は甲殻類、軟体動物若しくはその他の <u>水棲（せい）無脊椎動物</u> の一以上を含有する調製食料品で、これらの物品の含有量の合計が全重量の20%を超えるもの（16類） | （a）ソーセージ、肉、くず肉、血、魚又は甲殻類、軟体動物若しくはその他の <u>水棲（せい）無脊椎（せきつい）動物</u> の一以上を含有する調製食料品で、これらの物品の含有量の合計が全重量の20%を超えるもの（16類） |
| （b）～（d）（省 略）  | （b）～（d）（同 左）   |
| （省 略）   | （同 左）  |
| 20.08 果実、ナットその他植物の食用の部分（その他の調製をし又は保存に適する処理をしたものに限るものとし、砂糖その他の甘味料又はアルコールを加えてあるかないかを問わず、他の項に該当するものを除く。）                 | 20.08 果実、ナットその他植物の食用の部分（その他の調製をし又は保存に適する処理をしたものに限るものとし、砂糖その他の甘味料又はアルコールを加えてあるかないかを問わず、他の項に該当するものを除く。）          |
| （省 略）   | （同 左）  |
| 2008.11~2008.80（省 略）<br>－その他のもの（混合したもの（第2008.19号のものを除く。）を含む。）   | 2008.11~2008.80（同 左）<br>－その他のもの（混合したもの（第2008.19号のものを除く。）を含む。）  |
| 2008.91（省 略）  | 2008.91（同 左）   |
| 2008.93－－クランベリー（ヴァキニウム・マクロカルポン及び <u>ヴァキニウム・オクシココス</u> ）及び <u>こけもも</u> （ヴァキニウム・ヴィティスイダイア）                              | 2008.93－－クランベリー（ヴァキニウム・マクロカルポン、 <u>ヴァキニウム・オクシココス</u> 及び <u>ヴァキニウム・ヴィティスイダイア</u> ）                              |
| 2008.97（省 略）  | 2008.97（同 左）   |

## 新旧対照表

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

| 改正後  | 改正前  |
|--|--|
| 2008.99 (省 略)<br><br>(省 略)   | 2008.99 (同 左)<br><br>(同 左)   |
| 20.09 <u>果実、ナット又は野菜のジュース（ぶどう搾汁及びココナッツウォーターを含み、発酵しておらず、かつ、アルコールを加えてないものに限るものとし、砂糖その他の甘味料を加えてあるかないかを問わない。）</u><br><br>(省 略)  | 20.09 <u>果実又は野菜のジュース（ぶどう搾汁を含み、発酵しておらず、かつ、アルコールを加えてないものに限るものとし、砂糖その他の甘味料を加えてあるかないかを問わない。）</u><br><br>(同 左)  |
| 2009.11～2009.19 (省 略)<br><br>—グレープフルーツジュース及びポメロジュース  | 2009.11～2009.19 (同 左)<br><br>—グレープフルーツ（ポメロを含む。）ジュース  |
| 2009.21～2009.79 (省 略)<br><br>—その他の果実、ナット又は野菜のジュース（二以上の果実、ナット又は野菜から得たものを除く。）  | 2009.21～2009.79 (同 左)<br><br>—その他の果実 <u>又は</u> 野菜のジュース（二以上の果実 <u>又は</u> 野菜から得たものを除く。）  |
| 2009.81—クランベリー（ヴァキニウム・マクロカルポン及びヴァキニウム・オクシココス）ジュース及びこけもも（ヴァキニウム・ヴィティスイダイア）ジュース  | 2009.81—クランベリー（ヴァキニウム・マクロカルポン、 <u>ヴァキニウム・オクシココス及び</u> ヴァキニウム・ヴィティスイダイア）ジュース  |
| 2009.89 (省 略)  | 2009.89 (同 左)  |
| 2009.90 (省 略)<br><br>(省 略)   | 2009.90 (同 左)<br><br>(同 左)   |
| この項の <u>果実、ナット又は野菜のジュース</u> は、下記の種類の物質を含有（製造工程中に生成したものか又は後に加えられたものであるかないかを問わない。）していてもよいが、 <u>果実、ナット又は野菜のジュース</u> の本来の性格が残っているものに限られる。<br>(1)～(4) (省 略)<br><br>この項の野菜のジュースには、また、塩（塩化ナトリウム）、香辛料又は香味料を加えたものを含む。<br>同様に、同種又は異種の <u>果実、ナット</u> 若しくは野菜のジュースを混合したものは、この項に属する。同様に再生ジュース（reconstituted juice）（すなわち、濃縮ジュースに正常な成分割合の未濃縮ジュースに含有されている量を超えない量の水を加えて得られた物品）も含まれる。 | この項の <u>果汁又は野菜ジュース</u> は、下記の種類の物質を含有（製造工程中に生成したものか又は後に加えられたものであるかないかを問わない。）していてもよいが、 <u>果汁又は野菜ジュース</u> の本来の性格が残っているものに限られる。<br>(1)～(4) (同 左)<br><br>この項の野菜のジュースには、また、塩（塩化ナトリウム）、香辛料又は香味料を加えたものを含む。<br>同様に、同種又は異種の <u>果実若しくは野菜のジュース</u> を混合したものは、この項に属する。同様に再生ジュース（reconstituted juice）（すなわち、濃縮ジュースに正常な成分割合の未濃縮ジュースに含有されている量を超えない量の水を加えて得られた物品）も含まれる。 |

## 新旧対照表

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

| 改正後  | 改正前   |
|--|---|
| <p>ただし、正常な果実、ナット若しくは野菜のジュースに水を添加したもの又は濃縮ジュースに本来の天然ジュースの元の成分に戻すために必要な量以上に多量の水を添加したものは、22.02 項の飲料の性格を有する希釈物となる。炭酸ガスで処理された<u>果実、ナット又は野菜のジュース</u>に通常存在する量以上に非常に多量の炭酸ガスを含有するもの（<u>ガス入りの果実又はナットのジュース</u>）及びレモネード並びに<u>果実又はナットのジュース</u>で香味付けした炭酸水も除かれる（22.02）。</p> <p style="text-align: center;">(省 略)</p> <p>この項には、なお、次の物品を含まない。</p> <p>(a) (省 略)</p> <p>(b) アルコール分が全容量の 0.5% を超える<u>果実、ナット又は野菜のジュース</u>（22 類）</p> <p style="text-align: center;">(省 略)</p> <p style="text-align: center;"><b>第 21 類<br/>各種の調製食料品</b></p> | <p>ただし、正常な果実若しくは野菜のジュースに水を添加したもの又は濃縮ジュースに本来の天然ジュースの元の成分に戻すために必要な量以上に多量の水を添加したものは、22.02 項の飲料の性格を有する希釈物となる。炭酸ガスで処理された<u>果実又は野菜ジュース</u>に通常存在する量以上に非常に多量の炭酸ガスを含有するもの（<u>ガス入り果汁</u>）及びレモネード並びに<u>果汁</u>で香味付けした炭酸水も除かれる（22.02）。</p> <p style="text-align: center;">(同 左)</p> <p>この項には、なお、次の物品を含まない。</p> <p>(a) (同 左)</p> <p>(b) アルコール分が全容量の 0.5% を超える<u>果実又は野菜ジュース</u>（22 類）</p> <p style="text-align: center;">(同 左)</p> <p style="text-align: center;"><b>第 21 類<br/>各種の調製食料品</b></p> |
| <p>注</p> <p>1 この類には、次の物品を含まない。</p> <p>(a) ~ (d) (省 略)</p> <p>(e) ソーセージ、肉、くず肉、血、<u>昆虫類</u>、魚又は甲殻類、軟体動物若しくはその他の<u>水棲（せい）無脊椎動物</u>の一以上を含有する調製食料品で、これらの物品の含有量の合計が全重量の 20% を超えるもの（第 16 類参照。第 21.03 項及び第 21.04 項のものを除く。）</p> <p>(f) 第 24.04 項の物品</p> <p>(g) (省 略)</p> <p>(h) (省 略)</p> <p>2 及び 3 (省 略)</p> <p style="text-align: center;">(省 略)</p>  | <p>注</p> <p>1 この類には、次の物品を含まない。</p> <p>(a) ~ (d) (同 左)</p> <p>(e) ソーセージ、肉、くず肉、血、魚又は甲殻類、軟体動物若しくはその他の<u>水棲（せい）無脊椎（せきつい）動物</u>の一以上を含有する調製食料品で、これらの物品の含有量の合計が全重量の 20% を超えるもの（第 16 類参照。第 21.03 項及び第 21.04 項のものを除く。）</p> <p style="text-align: right;">(新 規)</p> <p>(f) (同 左)</p> <p>(g) (同 左)</p> <p>2 及び 3 (同 左)</p> <p style="text-align: center;">(同 左)</p>  |

## 新旧対照表

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

| 改正後   | 改正前   |
|---|---|
| <p>21.02 酵母（活性のものであるかないかを問わない。）及びその他の単細胞微生物（生きていないものに限るものとし、第 30.02 項のワクチンを除く。）並びに調製したベーキングパウダー</p> <p style="text-align: center;">(省 略)</p> <p style="text-align: center;">(A) 酵 母</p> <p style="text-align: center;">(省 略)</p> <p>活性酵母には、次の物品が含まれる。</p> <p>(1) 及び (2) (省 略)</p> <p>(3) <u>ベーカリー酵母</u>（パン酵母）：糖みつのような炭水化物の培養基のなかで特別の種類の培養した酵母を、特定の条件のもとで繁殖させてつくる。これは、一般に圧縮された帶黃灰色のケーキ状（圧縮酵母）で<u>取引</u>され、時にはアルコール臭を有する。これらはまた、乾燥の状態（通常は粒状）又は液状の酵母として<u>取引</u>されることもある。</p> <p>(4) 及び (5) (省 略)</p> <p style="text-align: center;">(省 略)</p> <p>21.06 調製食料品（他の項に該当するものを除く。）</p> <p style="text-align: center;">(省 略)</p> <p>この項には、次の物品を含む。</p> <p>(1) ~ (11) (省 略)</p> <p>(12) レモネードその他の飲料の製造用調製品。例えば、次のような物品がある。</p> <p style="text-align: center;">(省 略)</p> | <p>21.02 酵母（活性のものであるかないかを問わない。）及びその他の単細胞微生物（生きていないものに限るものとし、第 30.02 項のワクチンを除く。）並びに調製したベーキングパウダー</p> <p style="text-align: center;">(同 左)</p> <p style="text-align: center;">(A) 酵 母</p> <p style="text-align: center;">(同 左)</p> <p>活性酵母には、次の物品が含まれる。</p> <p>(1) 及び (2) (同 左)</p> <p>(3) <u>ベーカリー酵母</u>（パン酵母）：糖みつのような炭水化物の培養基のなかで特別の種類の培養した酵母を、特定の条件のもとで繁殖させてつくる。これは、一般に圧縮された帶黃灰色のケーキ状（圧縮酵母）で<u>取引き</u>され、時にはアルコール臭を有する。これらはまた、乾燥の状態（通常は粒状）又は液状の酵母として<u>取引き</u>されることもある。</p> <p>(4) 及び (5) (同 左)</p> <p style="text-align: center;">(同 左)</p> <p>21.06 調製食料品（他の項に該当するものを除く。）</p> <p style="text-align: center;">(同 左)</p> <p>この項には、次の物品を含む。</p> <p>(1) ~ (11) (同 左)</p> <p>(12) レモネードその他の飲料の製造用調製品。例えば、次のような物品がある。</p> <p style="text-align: center;">(同 左)</p> |

## 新旧対照表

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

| 改正後  | 改正前   |
|--|---|
| <p>－天然の果実又はナットに存在するジュースの成分バランスを明らかに失わせる量の<u>成分</u>（くえん酸、当該果実から抽出した精油等）を加え変性された<u>果実又はナットのジュース</u>により香味付けした糖水</p> <p>－濃縮果汁にくえん酸（含有する総酸分が、当該天然果汁の酸分よりも明らかに多い量）、果実の精油、合成甘味料等を加えたもの</p> <p>　このような調製品は、単に水で希釈し又は更に処理したのち飲料に供される。この種の調製品のうちあるものは他の調製食料品に添加される。</p> <p>(13) ~ (17) (省 略)</p> <p>この項には、更に、次の物品を含まない。</p> <p>(a) ~ (c) (省 略)</p> <p>(d) ニコチンを含有するチュインガム (24.04)</p>                                   | <p>－天然の果実に存在する<u>果汁成分</u>のバランスを明らかに失わせる量の<u>果汁成分</u>（くえん酸、当該果実から抽出した精油等）を加え変性された<u>果汁</u>により香味付けした糖水</p> <p>－濃縮果汁にくえん酸（含有する総酸分が、当該天然果汁の酸分よりも明らかに多い量）、果実の精油、合成甘味料等を加えたもの</p> <p>　このような調製品は、単に水で希釈し又は更に処理したのち飲料に供される。この種の調製品のうちあるものは他の調製食料品に添加される。</p> <p>(13) ~ (17) (同 左)</p> <p>この項には、更に、次の物品を含まない。</p> <p>(a) ~ (c) (同 左)</p> <p>(新規)</p>   |
| <p><b>第 22 類</b><br/>飲料、アルコール及び食酢</p> <p>(省 略)</p>   | <p><b>第 22 類</b><br/>飲料、アルコール及び食酢</p> <p>(同 左)</p>  |
| <p>22.02 水（鉱水及び炭酸水を含むものとし、砂糖その他の甘味料又は香味料を加えたものに限る。）その他のアルコールを含有しない飲料（第20.09項の<u>果実、ナット</u>又は野菜のジュースを除く。）</p> <p>(省 略)</p> <p>(A) 水（鉱水及び炭酸水を含むものとし、砂糖その他の甘味料又は香味料を加えたものに限る。）</p> <p>　このグループには、次の物品を含む。</p> <p>(1) (省 略)</p> <p>(2) レモネード、オレンジエード、コーラのような飲料：通常の飲料水（甘味を有するか有しないかを問わない。）に<u>果実若しくはナットのジュース若しくはエッセンス</u>又は複合エキスで香味付けしたもので、場合によってはくえん酸又は酒石酸が添加される。これらの飲料は、しばしば炭酸ガスを封入して通常びん又はその他の密閉容器に詰められている。</p> | <p>22.02 水（鉱水及び炭酸水を含むものとし、砂糖その他の甘味料又は香味料を加えたものに限る。）その他のアルコールを含有しない飲料（第20.09項の<u>果実又は野菜のジュース</u>を除く。）</p> <p>(同 左)</p> <p>(A) 水（鉱水及び炭酸水を含むものとし、砂糖その他の甘味料又は香味料を加えたものに限る。）</p> <p>　このグループには、次の物品を含む。</p> <p>(1) (同 左)</p> <p>(2) レモネード、オレンジエード、コーラのような飲料：通常の飲料水（甘味を有するか有しないかを問わない。）に<u>果汁、果実エッセンス</u>又は複合エキスで香味付けしたもので、場合によってはくえん酸又は酒石酸が添加される。これらの飲料は、しばしば炭酸ガスを封入して通常びん又はその他の密閉容器に詰められている。</p> |

## 新旧対照表

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

| 改正後  | 改正前   |
|--|---|
| <p>る。<br/>           (B) 及び (C) (省 略)</p> <p>この項には、次の物品を含まない。<br/>           (a) 及び (b) (省 略)<br/>           (c) 果実、ナット又は野菜のジュース（飲料として使用するものであるか<br/>               ないかを問わない。) (20.09)<br/>           (d) (省 略)</p> <p style="text-align: center;">(省 略)</p> <p><b>22.06 その他の発酵酒（例えば、りんご酒、梨酒、ミード及び清酒）並びに<br/>               発酵酒とアルコールを含有しない飲料との混合物及び発酵酒の混合<br/>               物（他の項に該当するものを除く。）</b></p> <p>この項には、22.03 項から 22.05 項までに含まれない<u>全て</u>の発酵酒を含む。<br/>           例えば、次の物品がある。<br/>           (1) ~ (4) (省 略)<br/>           (5) 生鮮のぶどう果汁以外の<u>果実又はナットの</u>ジュースを発酵させて得ら<br/>               れるワイン（いちじくワイン、なつめワイン、いちごワイン）又は野菜<br/>               ジュースを発酵させて得られるワインでアルコール分が 0.5%を超える<br/>               もの<br/>           (6) ~ (10) (省 略)</p> <p style="text-align: center;">(省 略)</p> <p>この項には、<u>果実又はナットの</u>ジュース（リンゴ、なし等）その他の飲料<br/>           で、アルコール分が 0.5%以下のものを含まない (20.09 又は 22.02)。<br/>           (省 略)</p> <p><b>22.08 エチルアルコール（変性させてないものでアルコール分が 80%未満の</b></p> | <p>(B) 及び (C) (同 左)</p> <p>この項には、次の物品を含まない。<br/>           (a) 及び (b) (同 左)<br/>           (c) 果実又は野菜のジュース（飲料として使用するものであるか<br/>               ないかを問わない。) (20.09)<br/>           (d) (同 左)</p> <p style="text-align: center;">(同 左)</p> <p><b>22.06 その他の発酵酒（例えば、りんご酒、梨酒、ミード及び清酒）並びに<br/>               発酵酒とアルコールを含有しない飲料との混合物及び発酵酒の混合<br/>               物（他の項に該当するものを除く。）</b></p> <p>この項には、22.03 項から 22.05 項までに含まれない<u>すべて</u>の発酵酒を含<br/>               む。<br/>           例えば、次の物品がある。<br/>           (1) ~ (4) (同 左)<br/>           (5) 生鮮のぶどう果汁以外の<u>果汁</u>を発酵させて得られるワイン（いちじく<br/>               ワイン、なつめワイン、いちごワイン）又は野菜ジュースを発酵させて<br/>               得られるワインでアルコール分が 0.5%を超えるもの<br/>           (6) ~ (10) (同 左)</p> <p style="text-align: center;">(同 左)</p> <p>この項には、<u>果汁</u>（リンゴ、なし等）その他の飲料で、アルコール分が 0.5%<br/>               以下のものを含まない (20.09 又は 22.02)。<br/>           (同 左)</p> <p><b>22.08 エチルアルコール（変性させてないものでアルコール分が 80%未満の</b></p> |

## 新旧対照表

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

| 改正後   | 改正前   |
|---|---|
| <p>ものに限る。) 及び蒸留酒、リキュールその他のアルコール飲料</p> <p>(省 略)</p> <p>この項には、次の物品を含む（アルコール分のいかんを問わない）。</p> <p>(A) (省 略)</p> <p>(B) リキュール及びコーディアル：砂糖、はちみつその他の天然甘味料及び天然抽出物やエキスを加えたアルコール飲料。例えば、エチルアルコールや蒸留したアルコールを、果実、花や植物のその他の部分、抽出物、エキス、精油又はジュース（濃縮してあるかないかを問わない。）のうち一つ若しくは二つ以上とともに混合又は蒸留して得られるアルコール飲料である。これらの物品には、砂糖の結晶を含むリキュール及びコーディアル、<u>果実又はナットのジュースのリキュール</u>、卵リキュール、ハーブリキュール、ベリーリキュール、スペイsslリキュール、茶のリキュール、チョコレートリキュール、ミルクリキュール並びにはちみつリキュールを含む。</p> <p>(C) (省 略)</p> <p>(省 略)</p> <p>この項には、アルコール分が 80%未満の変性させてないエチルアルコールのほか、次の物品を含む。</p> <p>(1) ~ (14) (省 略)</p> <p>(15) 果実、<u>ナット</u>又は野菜のジュースにアルコールを加えたもので、アルコール分が 0.5%を超えるもの (22.04 項の物品を除く。)</p> <p>(16) (省 略)</p> <p>(17) 蒸留酒に<u>果実若しくはナットのジュース</u>又は水、砂糖、着色料、香味料等を混ぜ合せ、ワインに似せた飲料 (22.04 項の物品を除く。)</p> <p>(18) (省 略)</p> <p>(省 略)</p> | <p>ものに限る。) 及び蒸留酒、リキュールその他のアルコール飲料</p> <p>(同 左)</p> <p>この項には、次の物品を含む（アルコール分のいかんを問わない）。</p> <p>(A) (同 左)</p> <p>(B) リキュール及びコーディアル：砂糖、はちみつその他の天然甘味料及び天然抽出物やエキスを加えたアルコール飲料。例えば、エチルアルコールや蒸留したアルコールを、果実、花や植物のその他の部分、抽出物、エキス、精油又はジュース（濃縮してあるかないかを問わない。）のうち一つ若しくは二つ以上とともに混合又は蒸留して得られるアルコール飲料である。これらの物品には、砂糖の結晶を含むリキュール及びコーディアル、<u>フルーツジュースリキュール</u>、卵リキュール、ハーブリキュール、ベリーリキュール、スペイsslリキュール、茶のリキュール、チョコレートリキュール、ミルクリキュール並びにはちみつリキュールを含む。</p> <p>(C) (同 左)</p> <p>(同 左)</p> <p>この項には、アルコール分が 80%未満の変性させてないエチルアルコールのほか、次の物品を含む。</p> <p>(1) ~ (14) (同 左)</p> <p>(15) 果実又は野菜のジュースにアルコールを加えたもので、アルコール分が 0.5%を超えるもの (22.04 項の物品を除く。)</p> <p>(16) (同 左)</p> <p>(17) 蒸留酒に<u>果汁</u>又は水、砂糖、着色料、香味料等を混ぜ合せ、ワインに似せた飲料 (22.04 項の物品を除く。)</p> <p>(18) (同 左)</p> <p>(同 左)</p> |
| 第 23 類  | 第 23 類  |

## 新旧対照表

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

| 改正後   | 改正前   |
|---|---|
| <b>食品工業において生ずる残留物及びくず並びに調製飼料</b><br><br>(省 略)   | <b>食品工業において生ずる残留物及びくず並びに調製飼料</b><br><br>(同 左)   |
| 23.01 肉、くず肉、魚又は甲殻類、軟体動物若しくはその他の水棲（せい）無脊椎（せきつい）動物の粉、ミール及びペレット（食用に適しないものに限る。）並びに獣脂かす<br><br>(省 略)   | 23.01 肉、くず肉、魚又は甲殻類、軟体動物若しくはその他の水棲（せい）無脊椎（せきつい）動物の粉、ミール及びペレット（食用に適しないものに限る。）並びに獣脂かす<br><br>(同 左)   |
| <p>この項には、次の物品を含む。</p> <p>(1) 粉及びミール：動物（家きん、海棲哺（かいせいいほ）乳動物、魚又は甲殻類、軟体動物若しくはその他の水棲（せい）無脊椎（せきつい）動物）又は動物性生産品（肉若しくはくず肉等で、骨、角、貝殻等を除く。）加工の際得られるもので、食用に適さないもの。これらの物品（主に屠殺場、水産物の加工船、缶詰及び缶詰工場等から得られる。）は、通常蒸気加熱し、油脂を分離するため圧搾し、又は溶剤で処理する。このようにして得られた物品は、更に加熱によって乾燥、殺菌され、最後に粉碎される。</p> <p>この項には、ペレット状（この類の総説参照）にした上記物品を含む。この項の粉、ミール及びペレットは、主に飼料として使用されるが、その他の目的（例えば、肥料）に使用されることもある。</p> <p><u>この項には、昆虫類の粉又はミールで、食用に適しないものを含まない（05.11）。</u></p> <p>(2) (省 略)</p> | <p>この項には、次の物品を含む。</p> <p>(1) 粉及びミール：動物（家きん、海棲哺（かいせいいほ）乳動物、魚又は甲殻類、軟体動物若しくはその他の水棲（せい）無脊椎（せきつい）動物）又は動物性生産品（肉若しくはくず肉等で、骨、角、貝殻等を除く。）加工の際得られるもので、食用に適さないもの。これらの物品（主に屠殺場、水産物の加工船、缶詰及び缶詰工場等から得られる。）は、通常蒸気加熱し、油脂を分離するため圧搾し、又は溶剤で処理する。このようにして得られた物品は、更に加熱によって乾燥、殺菌され、最後に粉碎される。</p> <p>この項には、ペレット状（この類の総説参照）にした上記物品を含む。この項の粉、ミール及びペレットは、主に飼料として使用されるが、その他の目的（例えば、肥料）に使用されることもある。</p> <p style="text-align: right;">(新規)</p> <p>(2) (同 左)</p> |
| 23.02 ふすま、ぬかその他のかす（穀物又は豆のふるい分け、製粉その他の処理の際に生ずるものに限るものとし、ペレット状であるかないかを問わない。）<br><br>(省 略)   | 23.02 ふすま、ぬかその他のかす（穀物又は豆のふるい分け、製粉その他の処理の際に生ずるものに限るものとし、ペレット状であるかないかを問わない。）<br><br>(同 左)   |
| この項には、植物性油脂又は微生物性油脂の抽出の際に生ずる油かすを含   | この項には、植物性油脂の抽出の際に得られるかすを含まない（23.04 から   |

## 新旧対照表

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

| 改正後   | 改正前  |
|---|--|
| まない (23. 04 から 23. 06 まで)。<br><br>(省 略)   | 23. 06 まで)。<br><br>(同 左)   |
| 23.06 その他の植物性又は微生物性の油かす (粉碎してあるかないか又はペレット状であるかないかを問わないものとし、第23. 04 項又は第23. 05 項のものを除く。)<br>2306. 10～2306. 90 (省 略)<br><br>この項には、微生物性の油を抽出した残りのかす並びに採油用の種子、油分を含む果実及び穀物の胚芽を、溶剤により抽出し、又は圧縮により若しくはロータリーエキスペーラーで搾油した残りのかす (23. 04 項又は 23. 05 項のものを除く。) を含む。<br><br>(省 略) | 23.06 その他の植物性の油かす (粉碎してあるかないか又はペレット状であるかないかを問わないものとし、第23. 04 項又は第23. 05 項のものを除く。)<br>2306. 10～2306. 90 (同 左)<br><br>この項には、採油用の種子、油分を含む果実及び穀物の胚芽を、溶剤により抽出し、又は圧縮により若しくはロータリーエキスペーラーで搾油した残りのかす (23. 04 項又は 23. 05 項のものを除く。) を含む。<br><br>(同 左) |
| <b>第 24 類</b><br><u>たばこ及び製造たばこ代用品、非燃焼吸引用の物品（ニコチンを含有するかしないかを問わない。）並びにニコチンを含有するその他の物品（ニコチンを人体に摂取するためのものに限る。）</u>  | <b>第 24 類</b><br><u>たばこ及び製造たばこ代用品</u>  |
| 注<br>1 (省 略)<br>2 第 24. 04 項及びこの類の他の項に同時に属するとみられる物品は、第 24. 04 項に属する。<br>3 第 24. 04 項において「非燃焼吸引」とは、加熱供給その他の方法を通じた吸引で、燃焼を伴わないものをいう。<br><br>(省 略)  | 注<br>1 (同 左)<br><br>(新 規)<br><br>(新 規)<br><br>(同 左)  |
| 24.02 葉巻たばこ、シェルート、シガリロ及び紙巻たばこ (たばこ又はたばこ代用物から成るものに限る。)   | 24.02 葉巻たばこ、シェルート、シガリロ及び紙巻たばこ (たばこ又はたばこ代用物から成るものに限る。)  |

## 新旧対照表

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

| 改正後<br>(省 略)   | 改正前<br>(同 左)  |
|--|---|
| <p>この項には、次の物品を含む。</p> <p>(1) ~ (3) (省 略)</p> <p>この項には、薬用の紙巻たばこを含まない(30類)。ただし、喫煙の習慣をやめさせるため特別に調製したある種の物質を含有する紙巻たばこで、医薬品としての性質を有しないものは、この項に含まれる。</p> <p><u>この項には、たばこ、再生たばこ又はたばこ代用物を含有する物品で、上記の物品に形状が類似するものであっても、非燃焼吸引用のものを含まない(24.04)。</u></p> <p>(省 略)</p>  | <p>この項には、次の物品を含む。</p> <p>(1) ~ (3) (同 左)</p> <p>この項には、薬用の紙巻たばこを含まない(30類)。ただし、喫煙の習慣をやめさせるため特別に調製したある種の物質を含有する紙巻たばこで、医薬品としての性質を有しないものは、この項に含まれる。</p> <p>(新 規)</p> |
| <p><u>24.04 たばこ、再生たばこ、ニコチン又はたばこ代用物若しくはニコチン代用物を含有する物品(非燃焼吸引用の物品に限る。)及びニコチンを含有するその他の物品(ニコチンを人体に摂取するためのものに限る。)</u></p> <p>－非燃焼吸引用の物品</p> <p><u>2404.11--たばこ又は再生たばこを含有するもの</u></p> <p><u>2404.12--その他のもの(ニコチンを含有するものに限る。)</u></p> <p><u>2404.19--その他のもの</u></p> <p>－その他のもの</p> <p><u>2404.91--経口摂取用のもの</u></p> <p><u>2404.92--経皮摂取用のもの</u></p> <p><u>2404.99--その他のもの</u></p> | <p>(同 左)</p> <p>(新 規)</p>   |
| <p>この項には、次の物品を含む。</p> <p>(A) この類の注3に規定するたばこ、再生たばこ、ニコチン又はたばこ代用物若しくはニコチン代用物を含有する非燃焼吸引用の物品</p> <p><u>これらの物品には、次のものを含む。</u></p> <p><u>(1) 電子たばこ又はこれに類する個人用の電気的な気化用器具に使用するためのニコチンを含有する溶液</u></p> <p><u>(2) 帯状又は粒状等、種々の形状をしたたばこ又は再生たばこを含有する物品でたばこ加熱装置に使用するもの。たばこ加熱装置において、</u></p>  | <p>(新 規)</p>  |

新旧対照表

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

| 改正後  | 改正前 |
|--|-----|
| <p>加熱は、電気器具（電気式たばこ加熱装置（EHTS）、化学反応、炭素熱源の利用（炭素加熱たばこ製品（CHTP））その他の方法によって行われる。</p> <p>(3) たばこ代用物又はニコチン代用物を含有するが、たばこ、再生たばこ又はニコチンを含有しない物品で、電子たばこ又はこれに類する個人用の電気的な氣化用器具に使用するもの</p> <p>(4) 加熱以外の方法（例えば、化学的な工程又は超音波による気化）により吸引用のエアロゾルを発生させる器具に使用する類似の物品</p> <p>(5) 使い捨ての電子たばこ（使い捨て e-cigarettes）及びこれに類する使い捨ての個人用の電気的な氣化用器具。これは、一つのハウジング内に非燃焼吸引用の物品（e-liquid、ジェル等）及びそれを供給する機構を組み込んだもので、内容物が使い尽くされるか電池が切れた後は廃棄するように設計されている（内容物を再充填したり、再充電したりするように設計されていない。）。</p> <p>(B) ニコチンを含有するが、たばこ又は再生たばこを含有しないその他の物品で、嗜むこと、溶かすこと、嗅ぐこと、経皮吸収その他の吸引以外の方法によりニコチンを人体に摂取するためのもの</p> <p>このグループには、ニコチン置換療法（NRT）用の物品のほか、娯楽のために使用するニコチン含有物品を含む。ニコチン置換療法用の物品は、禁煙を補助することを目的に、人体のニコチンへの依存を軽減するためのニコチン摂取削減計画の一環として使用される。</p> <p>この項には、次の物品を含まない。</p> <p>(a) たばこ、再生たばこ又はたばこ代用物を含有する吸引用の物品で、燃焼を伴うもの（24.02 及び 24.03）並びにかみたばこ及びかぎたばこ（24.03）</p> <p>(b) ニコチン（有毒なアルカロイドで、たばこからの抽出又は合成により得たもの。）（29.39）</p> <p style="text-align: center;">(省 略)</p> <p style="text-align: center;">第 25 類<br/>塩、硫黄、土石類、プラスター、石灰及びセメント</p> |     |

## 新旧対照表

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

| 改正後  | 改正前   |
|--|---|
| <p>注</p> <p>1 (省 略)</p> <p>2 この類には、次の物品を含まない。</p> <p>(a) ~ (d) (省 略)</p> <p><u>(e) ドロマイトラミングミックス (第 38.16 項参照)</u></p> <p><u>(f) (省 略)</u></p> <p><u>(g) (省 略)</u></p> <p><u>(h) (省 略)</u></p> <p><u>(i j) (省 略)</u></p> <p><u>(k) (省 略)</u></p> <p>3 及び 4 (省 略)</p> <p>(省 略)</p> <p>25.18 ドロマイト(粗削りしたもの及びのこぎりでひくことその他の方法により長方形(正方形を含む。)の塊状又は板状に単に切ったものを含むものとし、焼いてあるかないか又は焼結してあるかないかを問わない。)</p> <p>2518.10 (省 略)</p> <p>2518.20 (省 略)</p> <p>(削 除)</p> <p>(省 略)</p> <p>この項には、粗のドロマイトの他、焼いた又は焼結したドロマイトを含む。ドロマイトは、温度 700 度から 1,000 度の範囲で焼かれて、二酸化炭素を放出しながら、マグネシウムやカルシウムの酸化物に化学変化する。一方焼結ドロマイトは、ドロマイトを耐火性物質に変化する温度 1,700 度から 1,900 度の範囲で熱せられて得られる。この項には、また、粗削りしたもの又はのこぎりでひくことその他の方法により長方形(正方形を含む。)の塊状又は板状に単に切ったドロマイトを含む。</p> <p>(削 除)</p> | <p>注</p> <p>1 (同 左)</p> <p>2 この類には、次の物品を含まない。</p> <p>(a) ~ (d) (同 左)</p> <p><u>(e) (同 左)</u></p> <p><u>(f) (同 左)</u></p> <p><u>(g) (同 左)</u></p> <p><u>(h) (同 左)</u></p> <p><u>(i j) (同 左)</u></p> <p>3 及び 4 (同 左)</p> <p>(同 左)</p> <p>25.18 ドロマイト(粗削りしたもの及びのこぎりでひくことその他の方法により長方形(正方形を含む。)の塊状又は板状に単に切ったものを含むものとし、焼いてあるかないか又は焼結してあるかないかを問わない。) <u>及びドロマイトラミングミックス</u></p> <p>2518.10 (同 左)</p> <p>2518.20 (同 左)</p> <p><u>2518.30—ドロマイトラミングミックス</u></p> <p>(同 左)</p> <p>この項には、粗のドロマイトの他、焼いた又は焼結したドロマイトを含む。ドロマイトは、温度 700 度から 1,000 度の範囲で焼かれて、二酸化炭素を放出しながら、マグネシウムやカルシウムの酸化物に化学変化する。一方焼結ドロマイトは、ドロマイトを耐火性物質に変化する温度 1,700 度から 1,900 度の範囲で熱せられて得られる。この項には、また、粗削りしたもの又はのこぎりでひくことその他の方法により長方形(正方形を含む。)の塊状又は板状に単に切ったドロマイトを含む。</p> <p><u>この項には、更に耐火性物質(例えば炉の内層)に使用されるドロマイト</u></p> |

## 新旧対照表

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

| 改正後   | 改正前  |
|---|--|
| <p>ただし、この項には、コンクリート用、道路舗装用又は鉄道のバラスト用として使用する粉碎したドロマイト <u>(25.17)</u> 及びドロマイトラミングミックス <u>(38.16)</u> を含まない。</p> <p>(省 略)</p> <p><b>第 26 類</b><br/>鉱石、スラグ及び灰</p>   | <p>ラミングミックスも含まれる。この製品は、主に焼結ドロマイトを粉々にしたものから成り、粉状或いは粒状の形状で取引される。使用される場所や使用される温度によって、水で硬化しない異なる結合剤（例えば、タル、ピッチ及び樹脂）が混合されている。</p> <p>ただし、この項には、コンクリート用、道路舗装用又は鉄道のバラスト用として使用する粉碎したドロマイトを含まない <u>(25.17)</u>。</p> <p>(同 左)</p> <p><b>第 26 類</b><br/>鉱石、スラグ及び灰</p>   |
| <p>注</p> <p>1 この類には、次の物品を含まない。</p> <p>(a) ~ (e) (省 略)</p> <p>(f) 貴金属又は貴金属を張った金属のくず及び主として貴金属の回収に使用する種類のその他のくずで貴金属又はその化合物を含有するもの（第 71.12 項及び第 85.49 項参照）</p> <p>(g) (省 略)</p> <p>2 及び 3 (省 略)</p> <p>(省 略)</p> <p><b>26.14 チタン鉱（精鉱を含む。）</b></p> <p>一般に、この項に属する主要な鉱石は次のものである。</p> <p>(a) チタン鉄鉱 (<u>ilmenite</u> 又は <u>titaniferous iron ore</u>) (チタン酸鉄)</p> <p>(b) (省 略)</p> <p>(省 略)</p> | <p>注</p> <p>1 この類には、次の物品を含まない。</p> <p>(a) ~ (e) (同 左)</p> <p>(f) 貴金属又は貴金属を張った金属のくず及び主として貴金属の回収に使用する種類のその他のくずで貴金属又はその化合物を含有するもの（第 71.12 項参照）。</p> <p>(g) (同 左)</p> <p>2 及び 3 (同 左)</p> <p>(同 左)</p> <p><b>26.14 チタン鉱（精鉱を含む。）</b></p> <p>一般に、この項に属する主要な鉱石は次のものである。</p> <p>(a) チタン鉄鉱 (<u>ilmenite</u> 又は <u>titaniferous</u>) (チタン酸鉄)</p> <p>(b) (同 左)</p> <p>(同 左)</p> |
| <p><b>26.20 スラグ、灰及び残留物（金属、砒（ひ）素又はこれらの化合物を含有</b></p>   | <p><b>26.20 スラグ、灰及び残留物（金属、砒（ひ）素又はこれらの化合物を含有</b></p>  |

## 新旧対照表

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

| 改正後   | 改正前   |
|---|---|
| するものに限るものとし、鉄鋼製造の際に生ずるものを除く。)   | するものに限るものとし、鉄鋼製造の際に生ずるものを除く。)   |
| (省 略)   | (同 左)   |
| <p>この項には、金属、砒（ひ）素（金属を含有するかしないかを問わない。）、又はこれらの化合物を含有するスラグ、灰及び残留物（26.18項、26.19項又は71.12項のものを除く。）で、工業的に砒（ひ）素若しくは金属の抽出又はこれらの化合物の製造原料に使用する種類のものを含む。これらは、鉱石若しくは金属製錬中間生産物（例えば、マット）の処理、又は電解法、化学的方法その他の機械加工を伴わない金属の処理工程において生ずる物品である。この項には、金属の機械加工の際に生ずるくず及び金属製品の廃却品から成るくずを含まない（14部、15部又は16部）。他方、非鉄金属の機械加工によって生ずるスケールで本来酸化物のものは、この項に属する。</p> <p style="text-align: center;">(省 略)</p> <p>この項には、また、次の物品を含まない。</p> <p>(a) ~ (c) (省 略)</p> <p>(d) 貴金属又は貴金属を張った金属のくず及び主として貴金属の回収に使用する種類の貴金属又は貴金属の化合物を含有するその他のくず（<u>71.12及び85.49</u>）</p> <p>(e) 及び (f) (省 略)</p> <p style="text-align: center;">(省 略)</p> <p style="text-align: center;"><b>第 27 類</b><br/>鉱物性燃料及び鉱物油並びにこれらの蒸留物、歴青物質並びに鉱物性ろう</p> <p style="text-align: center;">(省 略)</p> | <p>この項には、金属、砒（ひ）素（金属を含有するかしないかを問わない。）、又はこれらの化合物を含有するスラグ、灰及び残留物（26.18項、26.19項又は71.12項のものを除く。）で、工業的に砒（ひ）素若しくは金属の抽出又はこれらの化合物の製造原料に使用する種類のものを含む。これらは、鉱石若しくは金属製錬中間生産物（例えば、マット）の処理、又は電解法、化学的方法その他の機械加工を伴わない金属の処理工程において生ずる物品である。この項には、金属の機械加工の際に生ずるくず及び金属製品の廃却品から成るくずを含まない（<u>14部又は15部</u>）。他方、非鉄金属の機械加工によって生ずるスケールで本来酸化物のものは、この項に属する。</p> <p style="text-align: center;">(同 左)</p> <p>この項には、また、次の物品を含まない。</p> <p>(a) ~ (c) (同 左)</p> <p>(d) 貴金属又は貴金属を張った金属のくず及び主として貴金属の回収に使用する種類の貴金属又は貴金属の化合物を含有するその他のくず（<u>71.12</u>）</p> <p>(e) 及び (f) (同 左)</p> <p style="text-align: center;">(同 左)</p> <p style="text-align: center;"><b>第 27 類</b><br/>鉱物性燃料及び鉱物油並びにこれらの蒸留物、歴青物質並びに鉱物性ろう</p> <p style="text-align: center;">(同 左)</p> |
| 号注<br>1～4 (省 略)<br>5 第 27.10 項の各号において「バイオディーゼル」とは、動物性油脂、植   | 号注<br>1～4 (同 左)<br>5 第 27.10 項の各号において「バイオディーゼル」とは、動物性又は植物   |

## 新旧対照表

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

| 改正後   | 改正前  |
|---|--|
| <p>物性油脂又は微生物性油脂（使用済みであるかないかを問わない。）から得た燃料として使用する種類の脂肪酸モノアルキルエステルをいう。</p> <p style="text-align: center;">(省 略)</p>  | <p>性の油脂（使用済みであるかないかを問わない。）から得た燃料として使用する種類の脂肪酸モノアルキルエステルをいう。</p> <p style="text-align: center;">(同 左)</p>   |
| <p>27.15 歴青質混合物（天然アスファルト、天然ビチューメン、石油アスファルト、<u>鉱物性タール</u>又は<u>鉱物性タールピッチ</u>をもととしたものに限る。例えば、マスチック及びカットパック）</p> <p style="text-align: center;">(省 略)</p>   | <p>27.15 歴青質混合物（天然アスファルト、天然ビチューメン、石油アスファルト<u>鉱物性タール</u>又は<u>鉱物性タールピッチ</u>をもととしたものに限る。例えば、マスチック及びカットパック）</p> <p style="text-align: center;">(同 左)</p>   |
| <p><b>第 6 部</b><br/>化学工業（類似の工業を含む。）の生産品</p> <p>注<br/>1及び2（省 略）<br/>3 二以上の独立した構成成分（その一部又は全部がこの部に属し、かつ、この部又は第7部の生産品を得るために相互に混合するものに限る。）から成るセットにした物品は、当該構成成分が次の<u>全て</u>の要件を満たす場合に限り、当該生産品が属する項に属する。<br/>(a)～(c)（省 略）<br/>4 <u>名称又は機能によりこの部の一以上の項に該当し、かつ、第38.27項にも該当する物品は、当該名称又は機能により該当する項に属するものとし、第38.27項には属しない。</u></p> <p style="text-align: center;">総 説</p> <p>注1～注3（省 略）</p> <p><u>注4</u><br/><u>この部の注4は、38.27項が名称又は機能により該当するこの部の他のいかなる項にも優先しないことを規定している。従って、例えば、38.14項の最初のカテゴリーである「有機の配合溶剤」及び38.27項に同時に属するとみられる物品は、これらのいずれの規定においても「（他の項に該当するも</u></p> | <p><b>第 6 部</b><br/>化学工業（類似の工業を含む。）の生産品</p> <p>注<br/>1及び2（同 左）<br/>3 二以上の独立した構成成分（その一部又は全部がこの部に属し、かつ、この部又は第7部の生産品を得るために相互に混合するものに限る。）から成るセットにした物品は、当該構成成分が次の<u>すべて</u>の要件を満たす場合に限り、当該生産品が属する項に属する。<br/>(a)～(c)（同 左）<br/>(新 規)</p> <p style="text-align: center;">総 説</p> <p>注1～注3（同 左）</p> <p><u>(新 規)</u></p> |

## 新旧対照表

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

| 改正後   | 改正前  |
|---|--|
| <p>のを除く。)」と記載されているが、38.14 項に属することとなる。しかしながら、38.27 項は、その物品を名称又は機能により規定していない 38.24 項に優先する。</p> <p style="text-align: center;"><b>第 28 類</b><br/> <b>無機化学品及び貴金属、希土類金属、放射性元素</b><br/> <b>又は同位元素の無機又は有機の化合物</b></p> <p style="text-align: center;">(省 略)</p> <p>28.44 放射性の元素及び同位元素（核分裂性を有する又は核分裂性物質への転換可能な元素及び同位元素を含む。）並びにこれらの化合物並びにこれらの物品を含有する混合物及び残留物<br/> <u>2844. 10～2844. 30 (省 略)</u><br/> <u>—放射性元素及び放射性同位元素並びにこれらの化合物（第 2844. 10 号のもの、第 2844. 20 号のもの及び第 2844. 30 号のものを除く。）並びにこれらの元素、同位元素又は化合物を含有する合金、ディスパーション（サーメットを含む。）、陶磁製品及び混合物並びに放射性残留物</u><br/> <u>2844. 41—トリチウム及びその化合物並びにトリチウム又はその化合物を含有する合金、ディスパーション（サーメットを含む。）、陶磁製品及び混合物</u><br/> <u>2844. 42—アクチニウム 225、アクチニウム 227、カリフォルニウム 253、キュリウム 240、キュリウム 241、キュリウム 242、キュリウム 243、キュリウム 244、AINSTANIUM 253、AINSTANIUM 254、ガドリニウム 148、ポロニウム 208、ポロニウム 209、ポロニウム 210、ラジウム 223、ウラン 230 及びウラン 232 並びにこれらの化合物並びにこれらの元素又は化合物を含有する合金、ディスパーション（サーメットを含む。）、陶磁製品及び混合物</u><br/> <u>2844. 43—その他の放射性元素及び放射性同位元素並びにこれらの化合物並びにこれらの元素、同位元素又は化合物を含有するその他の合金、ディスパーション（サーメットを含む。）、陶磁製品及び混合物</u></p> | <p style="text-align: center;"><b>第 28 類</b><br/> <b>無機化学品及び貴金属、希土類金属、放射性元素</b><br/> <b>又は同位元素の無機又は有機の化合物</b></p> <p style="text-align: center;">(同 左)</p> <p>28.44 放射性の元素及び同位元素（核分裂性を有する又は核分裂性物質への転換可能な元素及び同位元素を含む。）並びにこれらの化合物並びにこれらの物品を含有する混合物及び残留物<br/> <u>2844. 10～2844. 30 (同 左)</u><br/> <u>2844. 40—放射性元素及び放射性同位元素並びにこれらの化合物（第 2844. 10 号、第 2844. 20 号又は第 2844. 30 号のものを除く。）並びにこれらの元素、同位元素又は化合物を含有する合金、ディスパーション（サーメットを含む。）、陶磁製品及び混合物並びに放射性残留物</u></p> |

## 新旧対照表

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

| 改正後   | 改正前   |
|---|---|
| <u>2844.44</u> —放射性残留物  |   |
| 2844.50 (省 略)   | 2844.50 (同 左)   |
| (省 略)   | (同 左)   |
| <u>28.45 同位元素</u> (第 28.44 項のものを除く。) 及びその無機又は有機の化合物 (化学的に单一であるかないかを問わない。)   | <u>28.45 同位元素</u> (第 28.44 項のものを除く。) 及びその無機又は有機の化合物 (化学的に单一であるかないかを問わない。)   |
| 2845.10 (省 略)   | 2845.10 (同 左)   |
| <u>2845.20</u> —ほう素 10 を濃縮したほう素及びその化合物  |   |
| <u>2845.30</u> —リチウム 6 を濃縮したリチウム及びその化合物   |   |
| <u>2845.40</u> —ヘリウム 3  |   |
| 2845.90 (省 略)   | 2845.90 (同 左)   |
| (省 略)   | (同 左)   |
| <b>第 29 類<br/>有 機 化 学 品</b>   | <b>第 29 類<br/>有 機 化 学 品</b>   |
| 注   | 注   |
| 1 この類には、文脈により別に解釈される場合を除くほか、次の物品のみを含む。<br>(a) ~ (f) (省 略)<br>(g) (a)、(b)、(c)、(d)、(e) 又は (f) の物品で、アンチダスティング剤又は識別を容易にするため若しくは安全のための着色料、香気性物質若しくは催吐剤を加えたもの（特定の用途に適するようにしたもの）を除く。)<br>(h) (省 略)<br>2 及び 3 (省 略) | 1 この類には、文脈により別に解釈される場合を除くほか、次の物品のみを含む。<br>(a) ~ (f) (同 左)<br>(g) (a)、(b)、(c)、(d)、(e) 又は (f) の物品で、アンチダスティング剤又は識別を容易にするため若しくは安全のための着色料若しくは香気性物質を加えたもの（特定の用途に適するようにしたもの）を除く。)<br>(h) (同 左)<br>2 及び 3 (同 左) |
| 4 第 29.04 項から第 29.06 項まで、第 29.08 項から第 29.11 項まで及び第 29.13 項から第 29.20 項までにおいて、ハロゲン化誘導体、スルホン化誘導体、ニトロ化誘導体及びニトロソ化誘導体には、これらの複合誘導体（例えば、スルホハロゲン化誘導体、ニトロハロゲン化誘導体、ニトロスルホン化誘導体及びニトロスルホハロゲン化誘導体）を含む。                    | 4 第 29.04 項から第 29.06 項まで、第 29.08 項から第 29.11 項まで及び第 29.13 項から第 29.20 項までにおいて、ハロゲン化誘導体、スルホン化誘導体、ニトロ化誘導体及びニトロソ化誘導体には、これらの複合誘導体（例えば、スルホハロゲン化誘導体、ニトロハロゲン化誘導体、ニトロスルホン化誘導体及びニトロスルホハロゲン化誘導体）を含む。                |

## 新旧対照表

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

| 改正後  | 改正前   |
|--|---|
| <p>ニトロ基及びニトロソ基は、第 29. 29 項においては窒素官能基としない。第 29. 11 項、第 29. 12 項、第 29. 14 項、第 29. 18 項及び第 29. 22 項において「<u>酸素官能基</u>」は、第 29. 05 項から第 29. 20 項までの酸素を有する官能基に限る。</p> <p>5 (A) 及び (B) (省 略)</p> <p>(C) 次の塩は、この部の注 1 及び第 28 類の注 2 のいずれの物品も除くほか、それぞれ次に定めるところによりその所属を決定する。</p> <p>(1) 及び (2) (省 略)</p> <p>(3) 配位化合物は、第 11 節又は第 29. 41 項に属するものを除き、金属と炭素の間の結合を除く<u>全て</u>の金属の結合の開裂により生ずる断片が属する項のうち、第 29 類の数字上の配列において最後となる項に属する。</p> <p>(D) 及び (E) (省 略)</p> <p>6～8 (省 略)</p> <p>(省 略)</p> <p>総 説</p> <p>(省 略)</p> <p>(A) 化学的に単一の化合物 (類注 1)</p> <p>(省 略)</p> <p>ただし、このような物質があらゆる場合に、注 1 (a) に基づく不純物としてみなされるとは限らないので注意すること。特定の用途に適するように、このような物質が製造された物品中に意図的に残された場合には、この類の注 1 (a) で許容された不純物とはみなされない。例えば、酢酸メチルに、その溶剤としての性質を改善するため、意識的にメタノールが残されている場合には、この類から除かれる (38. 14)。ある種の化合物 (例えば、エタン、ベンゼン、フェノール及びピリジン) には特別の純度基準があり、解説 29. 01 項、29. 02 項、29. 07 項及び 29. 33 項に示してある。</p> | <p>ニトロ基及びニトロソ基は、第 29. 29 項においては窒素官能基としない。第 29. 11 項、第 29. 12 項、第 29. 14 項、第 29. 18 項及び第 29. 22 項において<u>酸素官能基</u>は、第 29. 05 項から第 29. 20 項までの酸素を有する有機官能基に限る。</p> <p>5 (A) 及び (B) (同 左)</p> <p>(C) 次の塩は、この部の注 1 及び第 28 類の注 2 のいずれの物品も除くほか、それぞれ次に定めるところによりその所属を決定する。</p> <p>(1) 及び (2) (同 左)</p> <p>(3) 配位化合物は、第 11 節又は第 29. 41 項に属するものを除き、金属と炭素の間の結合を除く<u>すべて</u>の金属の結合の開裂により生じる断片が属する項のうち、第 29 類の数字上の配列において最後となる項に属する。</p> <p>(D) 及び (E) (同 左)</p> <p>6～8 (同 左)</p> <p>(同 左)</p> <p>総 説</p> <p>(同 左)</p> <p>(A) 化学的に単一の化合物 (類注 1)</p> <p>(同 左)</p> <p>ただし、このような物質があらゆる場合に、注 1 (a) に基づく不純物としてみなされるとは限らないので注意すること。特定の用途に適するように、このような物質が製造された物品中に意図的に残された場合には、この類の注 1 (a) で許容された不純物とはみなされない。例えば、酢酸メチルに、その溶剤としての性質を改善するため、意識的にメタノールが残されている場合には、この類から除かれる (38. 14)。ある種の化合物 (例えば、エタン、ベンゼン、フェノール及びピリジン) には特別の純度基準があり、解説 29. 01、29. 02、29. 07 及び 29. 33 に示してある。</p> |

## 新旧対照表

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

| 改正後   | 改正前  |
|---|--|
| <p>この類の化学的に单一の化合物は、水溶液にされたものを含む。また、この解説の 28 類総説に記載されている限定と同様の限定にしたがって、水以外の溶媒に溶かしたもの並びに安定剤、アンチダスティング剤又は着色剤を添加したもの及びその溶液もこの類に含む。例えば、スチレンは、重合防止剤として第三ブチルカテコールが加えられていても 29.02 項に分類する。安定剤、アンチダスティング剤又は着色剤の添加に関する 28 類の総説の規定は、この類の化合物についても準用する。これらの化合物は着色剤に関して規定されている限定と同様の限定のもとに、香気性物質を加えたもの（例えば、29.03 項のプロモメタンに少量のクロロピクリンを加えたもの）<u>又は催吐剤を加えたものを含む。</u></p> <p style="text-align: center;">(省 略)</p> <p>(F) ハロゲン化誘導体、スルホン化誘導体、ニトロ化誘導体、ニトロソ化誘導体及びこれらの複合誘導体<u>並びに 29.11 項、29.12 項、29.14 項、29.18 項及び 29.22 項の「酸素官能基」</u>の分類（類注 4）</p> <p style="text-align: center;">(省 略)</p> <p>ハロゲン化誘導体、スルホン化誘導体、ニトロ化誘導体及びニトロソ化誘導体は、母体化合物の 1 個以上の水素原子を 1 個以上のハロゲン、スルホン基 (<math>-SO_3H</math>)、ニトロ基 (<math>-NO_2</math>) 又はニトロソ基 (<math>-NO</math>) で置換したもの及びこれらの複合誘導体である。所属を決定するために考慮すべき官能基（例えば、アルデヒド、カルボン酸、アミン）は、これらの誘導体中にそのまま残っていなければならない。</p> <p><u>注 4 の最後のパラグラフ並びに 29.11 項、29.12 項、29.14 項、29.18 項及び 29.22 項において、これらの項に記載される「酸素官能基」は、29.05 項から 29.20 項までの酸素を有する官能基に限る。この点に関して、29.11 項、29.12 項、29.14 項及び 29.18 項に属する物品は、酸素を有する官能基がそのままの形で存在しなければならない。</u></p> <p style="text-align: center;">(省 略)</p> | <p>この類の化学的に单一の化合物は、水溶液にされたものを含む。また、この解説の 28 類総説に記載されている限定と同様の限定にしたがって、水以外の溶媒に溶かしたもの並びに安定剤、アンチダスティング剤又は着色剤を添加したもの及びその溶液もこの類に含む。例えば、スチレンは、重合防止剤として第三ブチルカテコールが加えられていても 29.02 項に分類する。安定剤、アンチダスティング剤又は着色剤の添加に関する 28 類の総説の規定は、この類の化合物についても準用する。これらの化合物は着色剤に関して規定されている限定と同様の限定のもとに、香気性物質を加えたもの（例えば、29.03 のプロモメタンに少量のクロロピクリンを加えたもの）を含む。</p> <p style="text-align: center;">(同 左)</p> <p>(F) ハロゲン化誘導体、スルホン化誘導体、ニトロ化誘導体、ニトロソ化誘導体及びこれらの複合誘導体の分類（類注 4）</p> <p style="text-align: center;">(同 左)</p> <p>ハロゲン化誘導体、スルホン化誘導体、ニトロ化誘導体及びニトロソ化誘導体は、母体化合物の 1 個以上の水素原子を 1 個以上のハロゲン、スルホン基 (<math>-SO_3H</math>)、ニトロ基 (<math>-NO_2</math>) 又はニトロソ基 (<math>-NO</math>) で置換したもの及びこれらの複合誘導体である。所属を決定するために考慮すべき官能基（例えば、アルデヒド、カルボン酸、アミン）は、これらの誘導体中にそのまま残っていなければならない。</p> <p style="text-align: center;">(新 規)</p> <p style="text-align: center;">(同 左)</p> |

## 新旧対照表

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

| 改正後  | 改正前  |
|--|--|
| <b>29.02 環式炭化水素</b><br><br>(省 略)<br><br>(C) 芳香族炭化水素<br><br>芳香族炭化水素は、分子中に1個以上の縮合ベンゼン環又は非縮合ベンゼン環を有した化合物である。ベンゼンは6個の炭素原子と6個の水素原子から成り六員環を形成するために6個のCHが並んだ炭化水素である。<br>(I) 1個のベンゼン環を有する炭化水素：ベンゼン及びその同族体を含む。<br>(a) (省 略)<br>(b) トルエン（メチルベンゼン）(C <sub>6</sub> H <sub>5</sub> CH <sub>3</sub> ) : <u>トルエンは、ベンゼンの水素原子1個がメチル基で置換されたベンゼン誘導体である。コールタール油の蒸留又は非環式炭化水素の環化によって得られる。無色の粘性の小さい屈折率の大きい液体で引火性があり、ベンゼンに似た芳香を持つ。</u><br>この項のトルエンは、純度が95%以上（重量比）のものが属し、低純度のものを含まない(27.07)。<br>(c) 及び (d) (省 略)<br><br>(省 略) | <b>29.02 環式炭化水素</b><br><br>(同 左)<br><br>(C) 芳香族炭化水素<br><br>芳香族炭化水素は、分子中に1個以上の縮合ベンゼン環又は非縮合ベンゼン環を有した化合物である。ベンゼンは6個の炭素原子と6個の水素原子から成り六員環を形成するために6個のCHが並んだ炭化水素である。<br>(I) 1個のベンゼン環を有する炭化水素：ベンゼン及びその同族体を含む。<br>(a) (同 左)<br>(b) トルエン（メチルベンゼン）(C <sub>6</sub> H <sub>5</sub> CH <sub>3</sub> ) : <u>キシレンは、ベンゼンの水素原子1個がメチル基で置換されたベンゼン誘導体である。コールタール油の蒸留又は非環式炭化水素の環化によって得られる。無色の粘性の小さい屈折率の大きい液体で引火性があり、ベンゼンに似た芳香を持つ。</u><br>この項のトルエンは、純度が95%以上（重量比）のものが属し、低純度のものを含まない(27.07)。<br>(c) 及び (d) (同 左)<br><br>(同 左) |
| <b>29.03 炭化水素のハロゲン化誘導体</b><br><br>(省 略)<br><br>2903.11～2903.29 (省 略)<br>— <u>非環式炭化水素のふつ素化誘導体（飽和のものに限る。）</u>  | <b>29.03 炭化水素のハロゲン化誘導体</b><br><br>(同 左)<br><br>2903.11～2903.29 (同 左)<br>— <u>非環式炭化水素のふつ素化誘導体、臭素化誘導体及びよう素化誘導体</u><br><u>2903.31—二臭化エチレン (I S O) (1, 2-ジブロモエタン)</u><br><u>2903.39—その他のもの</u>   |
| <u>2903.41—トリフルオロメタン (H F C - 2 3)</u><br><u>2903.42—ジフルオロメタン (H F C - 3 2)</u><br><u>2903.43—フルオロメタン (H F C - 4 1)、1, 2-ジフルオロエタン (H F C - 1 5 2) 及び1, 1-ジフルオロエタン (H F C - 1 5 2 a)</u><br><u>2903.44—ペンタフルオロエタン (H F C - 1 2 5)、1, 1, 1-トリフルオロエタン (H F C - 1 4 3 a) 及び1, 1, 2-トリフルオ</u>   |  |

## 新旧対照表

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

| 改正後  | 改正前  |
|--|--|
| 口エタン (HFC-143)   |  |
| 2903.45--1, 1, 1, 2-テトラフルオロエタン (HFC-134a) 及び1, 1, 2, 2-テトラフルオロエタン (HFC-134)  |  |
| 2903.46--1, 1, 1, 2, 3, 3-ヘプタフルオロプロパン (HFC-227ea)、1, 1, 1, 2, 2, 3-ヘキサフルオロプロパン (HFC-236cb)、1, 1, 1, 2, 3, 3-ヘキサフルオロプロパン (HFC-236ea) 及び1, 1, 1, 3, 3, 3-ヘキサフルオロプロパン (HFC-236fa) |  |
| 2903.47--1, 1, 1, 3, 3-ペンタフルオロプロパン (HFC-245fa) 及び1, 1, 2, 2, 3-ペンタフルオロプロパン (HFC-245ca)   |  |
| 2903.48--1, 1, 1, 3, 3-ペンタフルオロブタン (HFC-365mf) 及び1, 1, 1, 2, 2, 3, 4, 5, 5, 5-デカフルオロペンタン (HFC-43-10mee)   |  |
| 2903.49--その他のもの<br>-非環式炭化水素のふつ素化誘導体(不飽和のものに限る。)  |  |
| 2903.51--2, 3, 3-テトラフルオロプロペン (HFO-1234yf)、1, 3, 3, 3-テトラフルオロプロペン (HFO-1234ze) 及び(Z)-1, 1, 1, 4, 4, 4-ヘキサフルオロ-2-ブテン (HFO-1336mzz)   |  |
| 2903.59--その他のもの<br>-非環式炭化水素の臭素化誘導体及びよう素化誘導体  |  |
| 2903.61--臭化メチル (ブロモメタン)  |  |
| 2903.62--二臭化工チレン (ISO) (1, 2-ジブロモエタン)  |  |
| 2903.69--その他のもの<br>-非環式炭化水素のハロゲン化誘導体(二以上の異なるハロゲン原子を有するものに限る。)  | -非環式炭化水素のハロゲン化誘導体(二以上の異なるハロゲン原子を有するものに限る。) |
| 2903.71--クロロジフルオロメタン (HCFC-22)   | 2903.71--クロロジフルオロメタン                       |
| 2903.72--ジクロロトリフルオロエタン (HCFC-123)  | 2903.72--ジクロロトリフルオロエタン                     |
| 2903.73--ジクロロフルオロエタン (HCFC-141、141b)   | 2903.73--ジクロロフルオロエタン                       |
| 2903.74--クロロジフルオロエタン (HCFC-142、142b)   | 2903.74--クロロジフルオロエタン                       |
| 2903.75--ジクロロペンタフルオロプロパン (HCFC-225、225ca、225cb)  | 2903.75--ジクロロペンタフルオロプロパン                   |

## 新旧対照表

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

| 改正後   | 改正前   |
|---|---|
| 2903.76— <u>プロモクロロジフルオロメタン(ハロン-1211)</u> 、 <u>プロモトリフルオロメタン(ハロン-1301)</u> 及び <u>ジプロモテトラフルオロエタン(ハロン-2402)</u>   | 2903.76— <u>プロモクロロジフルオロメタン</u> 、 <u>プロモトリフルオロメタン</u> 及び <u>ジプロモテトラフルオロエタン</u> |
| 2903.77~2903.99 (省 略)<br><br>(省 略)  | 2903.77~2903.99 (同 左)<br><br>(同 左)  |
| <p><u>(C) 非環式炭化水素のふつ素化誘導体(飽和のものに限る。)</u></p> <p><u>トリフルオロメタン(HFC-23)</u>、<u>ジフルオロメタン(HFC-32)</u>、<u>フルオロメタン(HFC-41)</u>、<u>1, 2-ジフルオロエタン(HFC-152)</u>、<u>1, 1-ジフルオロエタン(HFC-152a)</u>、<u>ペンタフルオロエタン(HFC-125)</u>、<u>1, 1, 1-トリフルオロエタン(HFC-143a)</u>、<u>1, 1, 2-トリフルオロエタン(HFC-143)</u>、<u>1, 1, 1, 2-テトラフルオロエタン(HFC-134a)</u>、<u>1, 1, 2, 2-テトラフルオロエタン(HFC-134)</u>、<u>1, 1, 1, 2, 3, 3-ヘキサフルオロプロパン(HFC-227ea)</u>、<u>1, 1, 1, 2, 2, 3-ヘキサフルオロプロパン(HFC-236cb)</u>、<u>1, 1, 1, 2, 3, 3-ヘキサフルオロプロパン(HFC-236ea)</u>、<u>1, 1, 1, 3, 3-ヘキサフルオロプロパン(HFC-236fa)</u>、<u>1, 1, 1, 2, 2, 3-ペンタフルオロプロパン(HFC-245fa)</u>、<u>1, 1, 1, 3, 3-ペンタフルオロプロパン(HFC-245ca)</u>、<u>1, 1, 1, 2, 2, 3, 4, 5, 5, 5-デカフルオロペンタン(HFC-43-10meee)</u>の取引は、オゾン層を破壊する物質に関するモントリオール議定書キガリ改正によって規制されている。</p> <p><u>(D) 非環式炭化水素のふつ素化誘導体(不飽和のものに限る。)</u></p> <p><u>2, 3, 3, 3-テトラフルオロプロパン(HFO-1234yf)</u>、<u>1, 3, 3, 3-テトラフルオロプロパン(HFO-1234ze)</u>及び<u>(Z)-1, 1, 1, 4, 4, 4-ヘキサフルオロ-2-ブテン(HFO-1336mzz)</u>。ハイドロフルオロオレフィン(HFO)は、不飽和のフルオロカーボン(つまり、炭素-炭素間に二重結合を持つ化合物)である。二重結合の存在により、これら分子の大気寿命は非常に短く、地球温暖化係数(GWP)は低</p> | <p>(新 規)</p> <p>(新 規)</p>   |

## 新旧対照表

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

| 改正後   | 改正前  |
|---|--|
| <p>い。HFOの大部分を占める不飽和のハイドロフルオロカーボン(HFC)は、GWPが4~9であり、モントリオール議定書によって規制されていない。例えば、移動式エアコンディショナーへの使用が増加しているHFO-1234yfのGWPは4である。</p> <p>(E) 非環式炭化水素の臭素化誘導体及びよう素化誘導体<br/>           (1) ~ (8) (省略)<br/>           この項には、38.13項の消火器の装填物にし、又は消火弾にした消火剤を含まない。<br/>           (省略)</p> <p>(F) 非環式炭化水素のハロゲン化誘導体（二以上の異なるハロゲン原子を有するものに限る。）<br/>           クロロジフルオロメタン(HCFC-22)、ジクロロトリフルオロエタン(HCFC-123)、ジクロロフルオロエタン(HCFC-141、141b)、クロロジフルオロエタン(HCFC-142、142b)、ジクロロペンタフルオロプロパン(HCFC-225、225ca、225cb)、ブロモクロロジフルオロメタン(ハロン-1211)、ブロモトリフルオロメタン(ハロン-1301)、ジブロモテトラフルオロエタン(Halon-2402)、トリクロロフルオロメタン(CFC-11)、ジクロロジフルオロメタン(CFC-12)、トリクロロトリフルオロエタン(CFC-113)、ジクロロテトラフルオロエタン(CFC-114)及びクロロペンタフルオロエタン(CFC-115)の取引はオゾン層を破壊する物質に関するモントリオール議定書によって規制されている。<br/>           この項には、38.13項の消火器の装填物にし、又は消火弾にした消火剤を含まない。</p> <p>(G) 飽和脂環式炭化水素、不飽和脂環式炭化水素又はシクロテルペンのハロゲン化誘導体<br/>           (省略)</p> <p>(H) 芳香族炭化水素のハロゲン化誘導体</p> | <p>(C) 非環式炭化水素のふつ素化誘導体、臭素化誘導体及びよう素化誘導体<br/>           (1) ~ (8) (同左)<br/>           この項には、38.13項の消火器の装てん物にし、又は、消火弾にした消火剤を含まない。<br/>           (同左)</p> <p>(D) 非環式炭化水素のハロゲン化誘導体（二以上の異なるハロゲン原子を有するものに限る。）<br/>           クロロジフルオロメタン、ジクロロトリフルオロエタン、ジクロロフルオロエタン、クロロジフルオロエタン、ジクロロペンタフルオロプロパン、ブロモクロロジフルオロメタン、ブロモトリフルオロメタン、ジブロモテトラフルオロエタン、トリクロロフルオロメタン、ジクロロジフルオロメタン、トリクロロトリフルオロエタン、ジクロロテトラフルオロエタン及びクロロペンタフルオロエタンの取引はオゾン層を破壊する物質に関するモントリオール議定書によって規制されている。<br/>           この項には、38.13項の消火器の装てん物にし、又は消火弾にした消化剤を含まない。</p> <p>(E) 飽和脂環式炭化水素、不飽和脂環式炭化水素又はシクロテルペンのハロゲン化誘導体<br/>           (同左)</p> <p>(F) 芳香族炭化水素のハロゲン化誘導体</p> |

## 新旧対照表

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

| 改正後   | 改正前   |
|---|---|
| (1) ~ (11) (省 略)<br>この項には、ヘキサブロモビフェニルの異性体の混合物を含まない(38.24)。この項には、また、塩素化誘導体の混合物であるポリクロロビフェニルを含まない(人造ろうの特性を有する個体状のものは34.04項、液体のものは38.24項に分類される。)。                                    | (1) ~ (11) (同 左)<br>この項には、ヘキサブロモビフェニルの異性体の混合物を含まない(38.24)。この項には、また、塩素化誘導体の混合物であるポリクロロビフェニルを含まない(人造ろうの特性を有する個体状のものは34.04項、液体のものは38.24項に分類される。)。 <u>この項には、また、塩素化誘導体の混合物であるポリクロロビフェニルを含まない(人造ろうの特性を有する固体状のものは34.04項、液体のものは38.24項に分類される。)</u> |
| (省 略)   | (同 左)   |
| 第 4 節<br>エーテル、アルコールペルオキシド、エーテルペルオキシド、アセタールペルオキシド、ヘミアセタールペルオキシド、ケトンペルオキシド、エポキシドで三員環のもの、アセタール及びヘミアセタール並びにこれらのハロゲン化誘導体、スルホン化誘導体、ニトロ化誘導体及びニトロソ化誘導体                                    | 第 4 節<br>エーテル、アルコールペルオキシド、エーテルペルオキシド、ケトンペルオキシド、エポキシドで三員環のもの、アセタール及びヘミアセタール並びにこれらのハロゲン化誘導体、スルホン化誘導体、ニトロ化誘導体及びニトロソ化誘導体  |
| 29.09 エーテル、エーテルアルコール、エーテルフェノール、エーテルアルコールフェノール、アルコールペルオキシド、エーテルペルオキシド、アセタールペルオキシド、ヘミアセタールペルオキシド及びケトンペルオキシド(化学的に単一であるかないかを問わない。)並びにこれらのハロゲン化誘導体、スルホン化誘導体、ニトロ化誘導体及びニトロソ化誘導体<br>(省 略) | 29.09 エーテル、エーテルアルコール、エーテルフェノール、エーテルアルコールフェノール、アルコールペルオキシド、エーテルペルオキシド及びケトンペルオキシド(化学的に単一であるかないかを問わない。)並びにこれらのハロゲン化誘導体、スルホン化誘導体、ニトロ化誘導体及びニトロソ化誘導体<br>(同 左)   |
| 2909.11~2909.50 (省 略)   | 2909.11~2909.50 (同 左)   |
| 2909.60—アルコールペルオキシド、エーテルペルオキシド、アセタールペルオキシド、ヘミアセタールペルオキシド及びケトンペルオキシド並びにこれらのハロゲン化誘導体、スルホン化誘導体、ニトロ化誘導体及びニトロソ化誘導体<br>(省 略)  | 2909.60—アルコールペルオキシド、エーテルペルオキシド及びケトンペルオキシド並びにこれらのハロゲン化誘導体、スルホン化誘導体、ニトロ化誘導体及びニトロソ化誘導体<br>(同 左)  |
| (D) アルコールペルオキシド、エーテルペルオキシド、アセタールペルオキシド、ヘミアセタールペルオキシド及びケトンペルオキシド   | (D) アルコールペルオキシド、エーテルペルオキシド及びケトンペルオキシド   |

## 新旧対照表

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

| 改正後  | 改正前  |
|--|--|
| <p>一般式が ROOH (アルコールペルオキシド) 及び ROOR<sup>1</sup> (エーテルペルオキシド) の化合物であり、R 及び R<sup>1</sup> は有機基を示す。<br/>例としては、エチルヒドロペルオキシド及びジエチルペルオキシドがある。<br/>この項には、また、アセタールペルオキシド及びヘミアセタールペルオキシド (ペルオキシケタールを含む。) も含む。例えば、1, 1-ジ (ターシャリーブチルペルオキシ) シクロヘキサン。同様に、ケトンペルオキシド (化学的に単一であるかないかを問わない。) も含む。例えば、シクロヘキサンペルオキシド (1-ヒドロペルオキシシクロヘキシル 1-ヒドロキシシクロヘキシルペルオキシド)。</p> <p>(削除)</p> <p>(省略)</p> | <p>一般式が ROOH (アルコールペルオキシド) 及び ROOR<sup>1</sup> (エーテルペルオキシド) の化合物であり、R 及び R<sup>1</sup> は有機基を示す。<br/>例としては、エチルヒドロペルオキシド及びジエチルペルオキシドがある。<br/>この項には、また、<u>ケトンペルオキシド</u> (化学的に単一であるかないかを問わない。) も含む。例えば、シクロヘキサンペルオキシド (1-ヒドロペルオキシシクロヘキシル 1-ヒドロキシシクロヘキシルペルオキシド)</p> <p><u>この項には、ペルオキシケタールを含まない (29.11)。</u></p> <p>(同左)</p>  |
| <p>29.11 アセタール及びヘミアセタール (他の酸素官能基を有するか有しないかを問わない。) 並びにこれらのハロゲン化誘導体、スルホン化誘導体、ニトロ化誘導体及びニトロソ化誘導体</p> <p>(A) アセタール及びヘミアセタール</p> <p>(省略)</p> <p>他の酸素官能基を有するアセタール及びヘミアセタールとは、同一分子中にこの類の前項までに掲げられた酸素官能基 (アルコール官能基等) を1個以上有するアセタール及びヘミアセタールをいう。</p> <p>(削除)</p> <p>(1) ~ (3) (省略)</p> <p>(削除)</p> <p>(省略)</p>   | <p>29.11 アセタール及びヘミアセタール (他の酸素官能基を有するか有しないかを問わない。) 並びにこれらのハロゲン化誘導体、スルホン化誘導体、ニトロ化誘導体及びニトロソ化誘導体</p> <p>(A) アセタール及びヘミアセタール</p> <p>(同左)</p> <p>他の酸素官能基を有するアセタール及びヘミアセタールとは、同一分子中にこの類の前項までに掲げられた酸素官能基 (アルコール官能基等) を1個以上有するアセタール及びヘミアセタールをいう。</p> <p><u>この項には、ペルオキシケタールを含む。</u></p> <p>(1) ~ (3) (同左)</p> <p><u>(4) 1, 1-ジ (ターシャリーブチルペルオキシ) シクロヘキサン (C<sub>14</sub>H<sub>28</sub>O<sub>4</sub>)</u></p> <p>(同左)</p> |
| <p>29.30 有機硫黄化合物</p> <p>2930.10-2-(N, N-ジメチルアミノ) エタンチオール</p> <p>2930.20~2930.90 (省略)</p>   | <p>29.30 有機硫黄化合物</p> <p>(新規)</p> <p>2930.20~2930.90 (同左)</p>   |

## 新旧対照表

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

| 改正後   | 改正前  |
|---|--|
| (省 略)   | (同 左)  |
| <b>29.31 その他のオルガノインオルガニック化合物</b>  | <b>29.31 その他のオルガノインオルガニック化合物</b>   |
| 2931.10 (省 略)   | 2931.10 (同 左)  |
| 2931.20 (省 略)   | 2931.20 (同 左)  |
| -非ハロゲン化有機りん誘導体  | -その他の有機りん誘導体   |
| <u>2931.41--メチルホスホン酸ジメチル</u>  | <u>2931.31--メチルホスホン酸ジメチル</u>   |
| <u>2931.42--プロピルホスホン酸ジメチル</u>   | <u>2931.32--プロピルホスホン酸ジメチル</u>  |
| <u>2931.43--エチルホスホン酸ジエチル</u>  | <u>2931.33--エチルホスホン酸ジエチル</u>   |
| <u>2931.44--メチルホスホン酸</u>  | <u>2931.34--メチルホスホン酸3-(トリヒドロキシシリル)プロピルナトリウム</u>                            |
| <u>2931.45--メチルホスホン酸と(アミノイミノメチル)尿素との1:1の割合の塩</u>                          | <u>2931.35--2,4,6-トリプロピル-1,3,5,2,4,6-トリオキサトリホスホン酸2,4,6-トリオキシド</u>          |
| <u>2931.46--2,4,6-トリプロピル-1,3,5,2,4,6-トリオキサトリホスホン酸2,4,6-トリオキシド</u>         | <u>2931.36--(5-エチル-2-メチル-2-オキシド-1,3,2-ジオキサホスフィナン-5-イル)メチルメチルメチルホスホネート</u>  |
| <u>2931.47--(5-エチル-2-メチル-2-オキシド-1,3,2-ジオキサホスフィナン-5-イル)メチルメチルメチルホスホネート</u> | <u>2931.37--ビス[(5-エチル-2-メチル-2-オキシド-1,3,2-ジオキサホスフィナン-5-イル)メチル]メチルホスホネート</u> |
| <u>2931.48--3,9-ジメチル-2,4,8,10-テトラオキサ-3,9-ジホスファスピロ[5.5]ウンデカン3,9-ジオキシド</u>  | <u>2931.38--メチルホスホン酸と(アミノイミノメチル)尿素との1:1の割合の塩</u>                           |
| <u>2931.49--その他のもの</u>  | <u>2931.39--その他のもの</u>   |
| -ハロゲン化有機りん誘導体   |  |
| <u>2931.51--メチルホスホン酸ジクロリド</u>   |  |
| <u>2931.52--プロピルホスホン酸ジクロリド</u>  |  |
| <u>2931.53--O-(3-クロロプロピル)O-[4-ニトロ-3-(トリフロオロメチル)フェニル]メチルホスホノチオネート</u>      |  |
| <u>2931.54--トリクロロフロン(ISO)</u>   |  |
| <u>2931.59--その他のもの</u>  |  |
| 2931.90 (省 略)   | 2931.90 (同 左)  |
| <u>この項には、次の物品を含む。</u>   | (新 規)  |
| (1) 及び (2) (省 略)  | (1) 及び (2) (同 左)   |
| (3) 有機りん化合物   | (3) 有機りん化合物  |
| これらは、炭素原子に直接結合したりん原子を少なくとも1個以上含む  | これらは、炭素原子に直接結合したりん原子を少なくとも1個以上含む   |

## 新旧対照表

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

| 改正後   | 改正前   |
|---|---|
| <p>有機化合物である。</p> <p>このグループには、次の物品を含む。</p> <p>(I) 非ハロゲン化有機りん誘導体</p> <p>例えば、次のような物品がある。</p> <p>(a) メチルホスホン酸ジメチル、プロピルホスホン酸ジメチル、エチルホスホン酸ジエチル及びメチルホスホン酸</p> <p>(b) メチルホスホン酸と(アミノイミノメチル)尿素との1:1の割合の塩</p> <p>(c) 2, 4, 6-トリプロピル-1, 3, 5, 2, 4, 6-トリオキサトリホスホン酸2, 4, 6-トリオキシド</p> <p>(d) (5-エチル-2-メチル-2-オキシド-1, 3, 2-ジオキサホスフィナン-5-イル)メチルメチルメチルホスホネート</p> <p>(e) 3, 9-ジメチル-2, 4, 8, 10-テトラオキサー-3, 9-ジホスファスピロ[5. 5]ウンデカン3, 9-ジオキシド</p> <p>(f) メチルホスホン酸3-(トリヒドロキシシリル)プロピルナトリウム</p> <p>(II) ハロゲン化有機りん誘導体</p> <p>例えば、次のような物品がある。</p> <p>(a) 二塩化メチルホスホン酸</p> <p>(b) 二塩化プロピルホスホン酸</p> <p>(c) O-(3-クロロプロピル)O-[4-ニトロ-3-(トリフルオロメチル)フェニル]メチルホスホノチオネート</p> <p>(d) トリクロロフロン(ISO)</p> <p>(e) O-イソプロピル=メチルホスホノフルオリダート(サリン)</p> <p>(f) O-ピナコリル=メチルホスホノフルオリダート(ソマン)</p> <p>(I) 及び (II) に記載される化学物質の取引は、ロッテルダム条約によって規制されているトリクロロフロン(ISO)を除き、化学兵器の開発、生産、貯蔵及び使用の禁止並びに廃棄に関する条約(化学兵器禁止条約)によって規制されている。</p> <p>(4) ~ (8) (省略)</p> | <p>有機化合物である。</p> <p>このグループには、次の物品を含む。</p> <p>(a) メチルホスホン酸ジメチル、プロピルホスホン酸ジメチル及びエチルホスホン酸ジエチル</p> <p>(b) メチルホスホン酸3-(トリヒドロキシシリル)プロピルナトリウム</p> <p>(c) 2, 4, 6-トリプロピル-1, 3, 5, 2, 4, 6-トリオキサトリホスホン酸2, 4, 6-トリオキシド</p> <p>(d) メチルホスホン酸と(アミノイミノメチル)尿素との1:1の割合の塩</p> <p>(e) O-イソプロピル=メチルホスホノフルオリダート(サリン)</p> <p>(f) O-ピナコリル=メチルホスホノフルオリダート(ソマン)</p> <p>(4) ~ (8) (同左)</p> |

29.32 複素環式化合物(ヘテロ原子として酸素のみを有するものに限る。)

29.32 複素環式化合物(ヘテロ原子として酸素のみを有するものに限る。)

## 新旧対照表

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

| 改正後  | 改正前  |
|--|--|
| (省 略)<br>2932.11～2932.95 (省 略)<br><u>2932.96—カルボフラン (ISO)</u><br>2932.99 (省 略)   | (同 左)<br>2932.11～2932.95 (同 左)<br>(新 規)<br>2932.99 (同 左)   |
| この項に含まれる複素環式化合物には、次の物品がある。<br>(A) 及び (B) (省 略)<br>(C) その他の複素環式化合物（ヘテロ原子として酸素のみを有するものに限る。）<br>これらには、次の物品を含む。<br>(1)～(10) (省 略)<br><u>(11) カルボフラン (ISO) : 最も毒性が高いカルバミン酸エステル系殺虫剤の一つである。その取引は、ロッテルダム条約によって規制されている。</u>   | この項に含まれる複素環式化合物には、次の物品がある。<br>(A) 及び (B) (同 左)<br>(C) その他の複素環式化合物（ヘテロ原子として酸素のみを有するものに限る。）<br>これらには、次の物品を含む。<br>(1)～(10) (同 左)<br>(新 規)   |
| (省 略)  | (同 左)  |
| 号の解説<br>2932.20<br>ラクトンの同じ環にラクトン基の酸素原子の他にヘテロ原子を含むものは、このラクトンの号に分類しない。このような場合には、そのヘテロ原子を考慮して所属が決定される。したがって、例えば、無水メチレンクエン酸は2932.99号に属し、 <u>2932.20号</u> には属しない。<br>もし、エステル官能基が、2以上の環の一部を形成しており、かつ、これらの環の一つが、ラクトン基の酸素原子以外のヘテロ原子を含まなければ、当該分子は、ラクトンとみなされる。<br><u>2932.20号</u> に分類されるためには、ラクトンは、基のそれぞれの末端で一つ以上の炭素原子によって分離される異なるラクトン基を持たなくてはならない。しかしながら、2以上のラクトン基を分けかつ隣接している炭素原子が、オキソ基 (>C=O)、イミノ基 (>C=NH) 又はチオキソ基 (>C=S) である化合物はこの号に含まない。 | 号の解説<br>2932.30<br>ラクトンの同じ環にラクトン基の酸素原子の他にヘテロ原子を含むものは、このラクトンの号に分類しない。このような場合には、そのヘテロ原子を考慮して所属が決定される。したがって、例えば、無水メチレンクエン酸は2932.99号に属し、 <u>2932.30号</u> には属しない。<br>もし、エステル官能基が、2以上の環の一部を形成しており、かつ、これらの環の一つが、ラクトン基の酸素原子以外のヘテロ原子を含まなければ、当該分子は、ラクトンとみなされる。<br><u>2932.30号</u> に分類されるためには、ラクトンは、基のそれぞれの末端で一つ以上の炭素原子によって分離される異なるラクトン基を持たなくてはならない。しかしながら、2以上のラクトン基を分けかつ隣接している炭素原子が、オキソ基 (>C=O)、イミノ基 (>C=NH) 又はチオキソ基 (>C=S) である化合物はこの号に含まない。 |
| (省 略)  | (同 左)  |

## 新旧対照表

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

| 改正後   | 改正前  |
|---|--|
| 29.33 複素環式化合物（ヘテロ原子として窒素のみを有するものに限る。）<br>(省 略)<br>2933.11～2933.29 (省 略)<br>－非縮合ピリジン環（水素添加してあるかないかを問わない。）を有する化合物<br>2933.31 (省 略)<br>2933.32 (省 略)<br>2933.33—アルフェンタニル (I NN)、アニレリジン (I NN)、ベジトラミド (I NN)、ブロマゼパム (I NN)、 <u>カーフェンタニル (I NN)</u> 、ジフェノキシン (I NN)、ジフェノキシレート (I NN)、ジピパノン (I NN)、 <u>フェンタニル (I NN)</u> 、ケトベミドン (I NN)、メチルフェニデート (I NN)、ペンタゾシン (I NN)、ペチジン (I NN)、ペチジン (I NN) 中間体A、フェンシクリジン (I NN) (PCP)、フェノペリジン (I NN)、ピプラドロール (I NN)、ピリトラミド (I NN)、プロピラム (I NN)、 <u>レミフェンタニル (I NN)</u> 及びトリメペリジン (I NN) 並びにこれらの塩<br>2933.34—その他のフェンタニル及びその誘導体<br>2933.35—3-キヌクリジノール<br>2933.36—4-アニリノ-N-フェネチルピペリジン (ANPP)<br>2933.37—N-フェネチル-4-ピペリドン (NPP)<br>2933.39～2933.99 (省 略) | 29.33 複素環式化合物（ヘテロ原子として窒素のみを有するものに限る。）<br>(同 左)<br>2933.11～2933.29 (同 左)<br>－非縮合ピリジン環（水素添加してあるかないかを問わない。）を有する化合物<br>2933.31 (同 左)<br>2933.32 (同 左)<br>2933.33—アルフェンタニル (I NN)、アニレリジン (I NN)、ベジトラミド (I NN)、ブロマゼパム (I NN)、ジフェノキシン (I NN)、ジフェノキシレート (I NN)、ジピパノン (I NN)、 <u>フェンタニル (I NN)</u> 、ケトベミドン (I NN)、メチルフェニデート (I NN)、ペンタゾシン (I NN)、ペチジン (I NN) 中間体A、フェンシクリジン (I NN) (PCP)、フェノペリジン (I NN)、ピプラドロール (I NN)、ピリトラミド (I NN)、プロピラム (I NN) 及びトリメペリジン (I NN) 並びにこれらの塩<br><br>(新 規)<br>(新 規)<br>(新 規)<br>(新 規)<br>2933.39～2933.99 (同 左) |
| この項に含まれる複素環式化合物には、次の物品がある。<br>(A) 及び (B) (省 略)<br>(C) 非縮合ピリジン環（水素添加してあるかないかを問わない。）を有する化合物<br>これらには、次の物品を含む。<br>(1)～(3) (省 略)<br>(4) フェンタニル (I NN) : 鎮痛及び麻酔の性質を有するフェニルピペリジン系の合成オピオイドである。それは、麻薬にも転用される。<br>(5) フェンタニル誘導体 (例えは、アルフェンタニル (I NN)、カ-  | この項に含まれる複素環式化合物には、次の物品がある。<br>(A) 及び (B) (同 左)<br>(C) 非縮合ピリジン環（水素添加してあるかないかを問わない。）を有する化合物<br>これらには、次の物品を含む。<br>(1)～(3) (同 左)<br><br>(新 規)<br>(新 規)   |

## 新旧対照表

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

| 改正後  | 改正前   |
|--|---|
| <p><u>フェンタニル（I N N）及びレミフェンタニル（I N N）等</u><br/> <u>非縮合ピペリジン環に加えて、他の酸素又は硫黄原子を有する複素環式化合物（例えば、フラン環又はチオフェン環）を構造に含むフェンタニル誘導体は含まない（29. 34）。</u></p> <p>(D) ~ (H) (省 略)</p> <p style="text-align: center;">(省 略)</p>   |   |
| <p><b>29.34 核酸及びその塩（化学的に単一であるかないかを問わない。）並びに<br/>その他の複素環式化合物</b></p> <p>2934. 10~2934. 30 (省 略)<br/>     -その他のもの</p> <p>2934. 91 (省 略)</p> <p><u>2934. 92—その他のフェンタニル及びその誘導体</u></p> <p>2934. 99 (省 略)</p> <p style="text-align: center;">(省 略)</p>  | <p><b>29.34 核酸及びその塩（化学的に単一であるかないかを問わない。）並びに<br/>その他の複素環式化合物</b></p> <p>2934. 10~2934. 30 (同 左)<br/>     -その他のもの</p> <p>2934. 91 (同 左)</p> <p style="text-align: right;">(新 規)</p> <p>2934. 99 (同 左)</p> <p style="text-align: right;">(同 左)</p> |
| <p>この項に属する複素環式化合物には、次の物品がある。</p> <p>(A) ~ (C) (省 略)</p> <p>(D) その他の複素環式化合物<br/>     これらには、次の物品を含む。<br/>     (1) ~ (7) (省 略)</p> <p><u>(8) フェンタニル誘導体：実質的に水に不溶の白色粉末であるスフェンタニル（I N N）を含む。それは、合成オピオイドの鎮痛剤である。</u><br/> <u>この項に属する誘導体は、非縮合ピペリジン環に加えて、他の酸素又は硫黄原子を有するその他の複素環（例えば、フラン環又はチオフェン環）を構造に含んでいなければならない。</u><br/> <u>窒素原子のみを有する複素環式化合物を構造に含むフェンタニル誘導体は、この項には含まない（29. 33）。</u></p> <p style="text-align: center;">(省 略)</p> | <p>この項に属する複素環式化合物には、次の物品がある。</p> <p>(A) ~ (C) (同 左)</p> <p>(D) その他の複素環式化合物<br/>     これらには、次の物品を含む。<br/>     (1) ~ (7) (同 左)</p> <p style="text-align: right;">(新 規)</p> <p style="text-align: right;">(同 左)</p>                                 |

## 新旧対照表

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

| 改正後   | 改正前   |
|---|---|
| 29.36 プロビタミン及びビタミン（天然のもの及びこれと同一の構造を有する合成のもの（天然のものを濃縮したものを含む。）に限る。）並びにこれらの誘導体で主としてビタミンとして使用するもの並びにこれらの相互の混合物（この項の物品については、溶媒に溶かしてあるかないかを問わない。）<br>—ビタミン及びその誘導体（混合してないものに限る。）<br>2936.21～2936.23（省 略）<br>2936.24—D-パントテン酸及びDL-パントテン酸（ビタミンB <sub>5</sub> ）並びにこれらの誘導体<br>2936.25～2936.90（省 略）<br><br>(省 略)<br><br>29.36 項のプロビタミン又はビタミンとして分類される物品の一覧表<br>次のそれぞれのグループの物品のリストは完全なものではなく、例示に過ぎない。<br><br>(省 略)<br><br>(E) D-パントテン酸又はDL-パントテン酸（ビタミンB <sub>5</sub> として知られている。）及び <u>これらの誘導体</u> でビタミンとして使用するもの | 29.36 プロビタミン及びビタミン（天然のもの及びこれと同一の構造を有する合成のもの（天然のものを濃縮したものを含む。）に限る。）並びにこれらの誘導体で主としてビタミンとして使用するもの並びにこれらの相互の混合物（この項の物品については、溶媒に溶かしてあるかないかを問わない。）<br>—ビタミン及びその誘導体（混合してないものに限る。）<br>2936.21～2936.23（同 左）<br>2936.24—D-パントテン酸及びDL-パントテン酸（ <u>ビタミンB<sub>3</sub>又はビタミンB<sub>5</sub></u> ）並びにこれらの誘導体<br>2936.25～2936.90（同 左）<br><br>(同 左)<br><br>29.36 項のプロビタミン又はビタミンとして分類される物品の一覧表<br>次のそれぞれのグループの物品のリストは完全なものではなく、例示に過ぎない。<br><br>(同 左)<br><br>(E) D-パントテン酸又はDL-パントテン酸（ <u>ビタミンB<sub>3</sub>又はビタミンB<sub>5</sub></u> として知られている。）及び <u>その誘導体</u> でビタミンとして使用するもの |
| これらの化合物は、白髪化の防止、皮膚の形成、脂肪及び炭水化物の代謝に貢献する。腺、肝臓、胃腸管、気道の活動に不可欠である。水に可溶である。<br>(1) D-パントテン酸及びDL-パントテン酸（N-( $\alpha$ , $\gamma$ -ジヒドロキシ- $\beta$ , $\beta$ -ジメチルブチリル- $\beta$ -アラニン）：このビタミンは、また、ビタミンB <sub>5</sub> としても知られていて、全ての生物の細胞及び組織（例えば、哺乳動物の肝臓及び腎臓、胚芽、ビール酵母、牛乳、粗糖みつ等）中に存在する。一般に合成によって得られる。黄色粘ちような油状で、水に徐々に溶け、有機溶媒によく溶ける。<br>(2)（省 略）   | これらの化合物は、白髪化の防止、皮膚の形成、脂肪及び炭水化物の代謝に貢献する。腺、肝臓、胃腸管、気道の活動に不可欠である。水に可溶である。<br>(1) D-パントテン酸及びDL-パントテン酸（N-( $\alpha$ , $\gamma$ -ジヒドロキシ- $\beta$ , $\beta$ -ジメチルブチリル- $\beta$ -アラニン）：このビタミンは、また、 <u>ビタミンB<sub>3</sub>又はビタミンB<sub>5</sub></u> としても知られていて、全ての生物の細胞及び組織（例えば、哺乳動物の肝臓及び腎臓、胚芽、ビール酵母、牛乳、粗糖みつ等）中に存在する。一般に合成によって得られる。黄色粘ちような油状で、水に徐々に溶け、有機溶媒によく溶ける。<br>(2)（同 左）   |

## 新旧対照表

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

| 改正後   | 改正前   |
|---|---|
| (3) D-パントテン酸カルシウム及びDL-パントテン酸カルシウム：この水に可溶な白色粉末は、 <u>ビタミンB<sub>5</sub></u> の最も通常の形のものである。   | (3) D-パントテン酸カルシウム及びDL-パントテン酸カルシウム：この水に可溶な白色粉末は、 <u>ビタミンB<sub>5</sub></u> の最も通常の形のものである。   |
| (4) 及び (5) (省 略)  | (4) 及び (5) (同 左)  |
| (省 略)   | (同 左)   |
| (O) ビタミンPP ( <u>ニコチニ酸及びニコチニアミド又はビタミンB<sub>3</sub></u> としても知られている。) 及びその誘導体で主としてビタミンとして使用するもの  | (O) ビタミンPP 及びその誘導体で主としてビタミンとして使用するもの  |
| (省 略)   | (同 左)   |
| 29.37 ホルモン、プロスタグランジン、トロンボキサン及びロイコトリエン<br>(天然のもの及びこれと同一の構造を有する合成のものに限る。) 並びにこれらの誘導体及び構造類似物 (主としてホルモンとして使用するもので、変性ポリペプチドを含む。)   | 29.37 ホルモン、プロスタグランジン、トロンボキサン及びロイコトリエン<br>(天然のもの及びこれと同一の構造を有する合成のものに限る。) 並びにこれらの誘導体及び構造類似物 (主としてホルモンとして使用するもので、変性ポリペプチドを含む。)   |
| (省 略)   | (同 左)   |
| 除 外   | 除 外   |
| この項には、次の物品を含まない。  | この項には、次の物品を含まない。  |
| (1) ~ (3) (省 略)   | (1) ~ (3) (同 左)   |
| (4) ホルモンとみなされる場合もあるが、真のホルモン活性を有しない物品  | (4) ホルモンとみなされる場合もあるが、真のホルモン活性を有しない物品  |
| (a) 及び (b) (省 略)  | (a) 及び (b) (同 左)  |
| (c) 神経伝達物質類及び神経調整物質類 (ニューロモジュレーター) ;<br>例えは、sepranolone (INN) (29.14) 、 <u>D-パミン</u> (dopamine) (29.22) 、アセチルコリン (acetylcholine) (29.23) 、セロトニン (serotonin) (5-ヒドロキシトリプタミン又は5-ヒドロキシ-3-(β-アミノエチル) インドール) (29.33) 、ヒスタミン (histamine) (29.33) 及びこれらの受容体作用剤又は受容体拮抗剤物質のような関連物質 | (c) 神経伝達物質類及び神経調整物質類 (ニューロモジュレーター) ;<br>例えは、sepranolone (INN) (29.14) 、 <u>D-パミン</u> (dopamine) (29.22) 、アセチルコリン (acetylcholine) (29.23) 、セロトニン (serotonin) (5-ヒドロキシトリプタミン又は5-ヒドロキシ-3-(β-アミノエチル) インドール) (29.33) 、ヒスタミン (histamine) (29.33) 及びこれらの受容体作用剤又は受容体拮抗剤物質のような関連物質 |
| (d) ~ (g) (省 略)   | (d) ~ (g) (同 左)   |

## 新旧対照表

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

| 改正後<br>(省 略)   | 改正前<br>(同 左)   |
|--|--|
| 29.39 アルカロイド（天然のもの及びこれと同一の構造を有する合成のものに限る。）及びその塩、エーテル、エステルその他の誘導体<br>(省 略)<br>2939. 11～2939. 30 (省 略)<br>－エフェドラアルカロイド及びその誘導体並びにこれらの塩<br>2939. 41～2939. 44 (省 略)<br>2939. 45—レボメタンフェタミン、メタンフェタミン（I N N）及びメタン<br>フェタミンラセメート並びにこれらの塩<br>2939. 49～2939. 69 (省 略)<br>－その他のもの（植物由来のものに限る。）<br>2939. 72—コカイン及びエクゴニン並びにこれらの塩、エステル及びその他の<br>誘導体<br>2939. 79 (省 略)<br>2939. 80 (省 略)<br><br>(省 略) | 29.39 アルカロイド（天然のもの及びこれと同一の構造を有する合成のものに限る。）及びその塩、エーテル、エステルその他の誘導体<br>(同 左)<br>2939. 11～2939. 30 (同 左)<br>－エフェドリン類及びその塩<br>2939. 41～2939. 44 (同 左)<br>(新 規)<br>2939. 49～2939. 69 (同 左)<br>－その他のもの（植物由来のものに限る。）<br>2939. 71—コカイン、エクゴニン、レボメタンフェタミン、メタンフェタミ<br>ン（I N N）及びメタンフェタミンラセメート並びにこれらの塩、<br>エステル及びその他の誘導体<br>2939. 79 (同 左)<br>2939. 80 (同 左)<br><br>(同 左) |
| (D) エフェドラアルカロイド及びその誘導体並びにこれらの塩<br>エフェドラアルカロイドは、エフェドラ種の植物（ephedra species）中に<br>含まれており、合成によつても得られる。<br>(1) (省 略)<br>(2) プソイドエフェドリン（Pseudoephedrine (I N N) ）<br>(3) カチン（I N N）（ノルプソイドエフェドリン）<br>(4) ノルエフェドリン<br>(5) メチルエフェドリン<br>(6) メチルプソイドエフェドリン<br>(7) エフェドラアルカロイドの誘導体：例えば、レボメタンフェタミン、<br>メタンフェタミン（I N N）、メタンフェタミンラセメート及びエタフ<br>エドリン（I N N）  | (D) エフェドリン類及びこれらの塩<br>(新 規)<br>(1) (同 左)<br>(2) メチルエフェドリン<br>(3) エタフェドリン（I N N）<br>(4) ノルエフェドリン<br>(5) プソイドエフェドリン（Pseudoephedrine (I N N) ）  |

## 新旧対照表

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

| 改正後  | 改正前  |
|--|--|
| (省 略)  | (同 左)  |
| <p>(H) <u>植物由来のその他のアルカロイド並びにその誘導体及び塩</u><br/>           (1) 及び (2) (省 略)<br/>           (3) <u>フィソスチグミン</u> (エセリン) : カラバール豆中に存在する。無色の結晶で空気にさらすと赤黄色に変る。医薬に使用する。<br/>           (4) ~ (29) (省 略)<br/>           (削 除)</p> <p>(省 略)</p>   | <p>(H) <u>その他の植物アルカロイド並びにその誘導体及び塩</u><br/>           (1) 及び (2) (同 左)<br/>           (3) <u>フィソスチグミン</u> (エセリン) : カラバール豆中に存在する。無色の結晶で空気にさらすと赤黄色に変る。医薬に使用する。<br/>           (4) ~ (29) (同 左)<br/> <u>(30) メタンフェタミン (Methamphetamine (I N N)) (N-メチルアンフェタミン、デオキシエフェドリン、2-メチルアミノ-1-フェニルプロパン)</u></p> <p>(同 左)</p>   |
| <p>29.40 糖類（化学的に純粋なものに限るものとし、しょ糖、乳糖、麦芽糖、ぶどう糖及び果糖を除く。）並びに糖エーテル、糖アセタール、糖エステル、糖エーテルの塩、糖アセタールの塩及び糖エステルの塩<br/>           (第 29.37 項から第 29.39 項までの物品を除く。)</p> <p>(A) 糖類（化学的に純粋なもの）<br/>           (省 略)</p> <p>化学的に純粋な糖類のうち、次の物品はこの項に含む。<br/>           (1) (省 略)<br/>           (2) ソルボース（ソルベノース）: ぶどう糖の異性体で、白色結晶性粉末であり、非常に水に溶けやすい。<u>アスコルビン酸</u> (ビタミン C) の合成、培養剤の製造に使用する。<br/>           (3) 及び (4) (省 略)<br/>           (省 略)</p> <p>(B) 糖エーテル、糖アセタール及び糖エステル並びにこれらの塩</p> | <p>29.40 糖類（化学的に純粋なものに限るものとし、しょ糖、乳糖、麦芽糖、ぶどう糖及び果糖を除く。）並びに糖エーテル、糖アセタール、糖エステル、糖エーテルの塩、糖アセタールの塩及び糖エステルの塩<br/>           (第 29.37 項から第 29.39 項までの物品を除く。)</p> <p>(A) 糖類（化学的に純粋なもの）<br/>           (同 左)</p> <p>化学的に純粋な糖類のうち、次の物品はこの項に含む。<br/>           (1) (同 左)<br/>           (2) ソルボース（ソルベノース）: ぶどう糖の異性体で、白色結晶性粉末であり、非常に水に溶けやすい。<u>アルコルビン酸</u> (ビタミン C) の合成、培養剤の製造に使用する。<br/>           (3) 及び (4) (同 左)<br/>           (同 左)</p> <p>(B) 糖エーテル、糖アセタール及び糖エステル並びにこれらの塩</p> |

## 新旧対照表

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

| 改正後                               |                  |                    |                            | 改正前                               |                  |          |                            |
|-----------------------------------|------------------|--------------------|----------------------------|-----------------------------------|------------------|----------|----------------------------|
| (省 略)                             |                  |                    |                            | (同 左)                             |                  |          |                            |
| Name                              | HS<br>subheading | CAS No.            | Convention<br>Schedule No. | Name                              | HS<br>subheading | CAS No.  | Convention<br>Schedule No. |
| Acetyl fentanyl                   | <u>2933.34</u>   | <u>3258-84-2</u>   | 1                          | Acetyl fentanyl                   | <u>2933.39</u>   |          | 1                          |
| Acetyl- $\alpha$ -methyl fentanyl | <u>2933.34</u>   | <u>101860-00-8</u> | 1                          | Acetyl- $\alpha$ -methyl fentanyl | <u>2933.39</u>   |          | 4                          |
| Acryloylfentanyl                  | <u>2933.34</u>   | <u>82003-75-6</u>  | 1                          | Acryloylfentanyl                  | <u>2933.39</u>   |          | 1                          |
| Butyrfentanyl                     | <u>2933.34</u>   | <u>1169-70-6</u>   | 1                          | Butyrfentanyl                     | <u>2933.39</u>   |          | 1                          |
| Carfentanil (INN)                 | <u>2933.33</u>   | <u>59708-52-0</u>  | 1                          | Carfentanil (INN)                 | <u>2933.39</u>   |          | 1                          |
| Cocaine                           | <u>2939.72</u>   | 50-36-2            | 1                          | Cocaine                           | <u>2939.71</u>   | 50-36-2  | 1                          |
| d-Cocaine                         | <u>2939.72</u>   | 478-73-9           | 1                          | d-Cocaine                         | <u>2939.71</u>   | 478-73-9 | 1                          |
| Cocaine benzoate                  | <u>2939.72</u>   |                    | 1                          | Cocaine benzoate                  | <u>2939.71</u>   |          | 1                          |
| Cocaine borate                    | <u>2939.72</u>   |                    | 1                          | Cocaine borate                    | <u>2939.71</u>   |          | 1                          |

## 新旧対照表

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

| 改正後  |                           |                  | 改正前  |                           |           |
|--|---------------------------|------------------|--|---------------------------|-----------|
| Cocaine citrate  | <u>2939.72</u>            | 1                | Cocaine citrate  | <u>2939.71</u>            | 1         |
| Cocaine formate  | <u>2939.72</u>            | 1                | Cocaine formate  | <u>2939.71</u>            | 1         |
| Cocaine hydriodide   | <u>2939.72</u>            | 1                | Cocaine hydriodide   | <u>2939.71</u>            | 1         |
| Cocaine hydrobromide   | <u>2939.72</u>            | 1                | Cocaine hydrobromide   | <u>2939.71</u>            | 1         |
| Cocaine hydrochloride  | <u>2939.72</u>            | 53-21-4          | Cocaine hydrochloride  | <u>2939.71</u>            | 53-21-4   |
| Cocaine lactate  | <u>2939.72</u>            | 1                | Cocaine lactate  | <u>2939.71</u>            | 1         |
| Cocaine nitrate  | <u>2939.72</u>            | 5913-62-2        | Cocaine nitrate  | <u>2939.71</u>            | 5913-62-2 |
| Cocaine salicylate   | <u>2939.72</u>            | 5913-64-4        | Cocaine salicylate   | <u>2939.71</u>            | 5913-64-4 |
| Cocaine sulfate  | <u>2939.72</u>            | 1                | Cocaine sulfate  | <u>2939.71</u>            | 1         |
| Cocaine tartrate   | <u>2939.72</u>            | 1                | Cocaine tartrate   | <u>2939.71</u>            | 1         |
| (省 略)  |                           |                  | (同 左)  |                           |           |
| Concentrate of poppy straw   | 1302.11<br><u>2939.11</u> | 1                | Concentrate of poppy straw   | 1302.11<br><u>2939.11</u> | 1         |
| Cyclopropylfentanyl  | <u>2933.34</u>            | <u>1169-68-2</u> | (新 規)  |                           |           |
| Desomorphine (INN)   | <u>2939.19</u>            | 427-00-9         | Desomorphine (INN)   | <u>2939.19</u>            | 427-00-9  |
| (省 略)  |                           |                  | (同 左)  |                           | 4         |
| Ecgonine, its esters and derivatives which are convertible to ecgonine and cocaine | <u>2939.72</u>            | 481-37-8         | Ecgonine, its esters and derivatives which are convertible to ecgonine and cocaine | <u>2939.71</u>            | 481-37-8  |
| Ecgonine benzoylethyl ester  | <u>2939.72</u>            | 1                | Ecgonine benzoylethyl ester  | <u>2939.71</u>            | 1         |
| Ecgonine benzoylpropyl ester   | <u>2939.72</u>            | 1                | Ecgonine benzoylpropyl ester   | <u>2939.71</u>            | 1         |
| Ecgonine cinnamoylmethyl ester   | <u>2939.72</u>            | 1                | Ecgonine cinnamoylmethyl ester   | <u>2939.71</u>            | 1         |
| Ecgonine 2,6-dimethylbenzoylmethyl ester   | <u>2939.72</u>            | 1                | Ecgonine 2,6-dimethylbenzoylmethyl ester   | <u>2939.71</u>            | 1         |
| Ecgonine hydrochloride   | <u>2939.72</u>            | 1                | Ecgonine hydrochloride   | <u>2939.71</u>            | 1         |
| Ecgonine <i>m</i> -hydroxybenzoylester   | <u>2939.72</u>            | 1                | Ecgonine <i>m</i> -hydroxybenzoylester   | <u>2939.71</u>            | 1         |
| Ecgonine methyl ester  | <u>2939.72</u>            | 1                | Ecgonine methyl ester  | <u>2939.71</u>            | 1         |
| Ecgonine methyl ester hydrochloride  | <u>2939.72</u>            | 1                | Ecgonine methyl ester hydrochloride  | <u>2939.71</u>            | 1         |
| Ecgonine phenylacetyl-   | <u>2939.72</u>            | 1                | Ecgonine phenylacetyl-   | <u>2939.71</u>            | 1         |

## 新旧対照表

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

| 改正後   |                |                    |   | 改正前   |                |            |   |
|---|----------------|--------------------|---|---|----------------|------------|---|
| <b>methyl ester</b>                                   |                |                    |   | <b>methyl ester</b>                                   |                |            |   |
|   | (省 略)          |                    |   |   | (同 左)          |            |   |
| Fentanyl citrate                                      | 2933.33        | 990-73-8           | 1 | Fentanyl citrate                                      | 2933.33        | 990-73-8   | 1 |
| <u><i>o</i>-Fluorobutyrylfentanyl</u>                 | <u>2933.34</u> | <u>244195-31-1</u> | 1 |   | (新 規)          |            |   |
| <u><i>o</i>-Fluorofentanyl</u>                        | <u>2933.34</u> | <u>910616-29-4</u> | 1 |   | (新 規)          |            |   |
| <i>p</i> -Fluorofentanyl                              | <u>2933.34</u> |                    | 4 | <i>p</i> -Fluorofentanyl                              | <u>2933.39</u> |            | 4 |
| <i>p</i> -Fluorofentanyl                              | <u>2933.34</u> |                    | 4 | <i>p</i> -Fluorofentanyl                              | <u>2933.39</u> |            | 4 |
| hydrochloride   |                |                    |   | hydrochloride   |                |            |   |
| 4-Fluoroisobutyrfentanyl                              | <u>2933.34</u> | <u>244195-32-2</u> | 1 | 4-Fluoroisobutyrfentanyl                              | <u>2933.39</u> |            | 1 |
| Furanyl fentanyl                                      | <u>2934.92</u> | <u>101345-66-8</u> | 1 | Furanyl fentanyl                                      | <u>2934.99</u> |            | 1 |
|   | (省 略)          |                    |   |   | (同 左)          |            |   |
| $\beta$ -Hydroxyfentanyl                              | <u>2933.34</u> |                    | 4 | $\beta$ -Hydroxyfentanyl                              | <u>2933.39</u> |            | 4 |
| $\beta$ -Hydroxyfentanyl                              | <u>2933.34</u> |                    | 4 | $\beta$ -Hydroxyfentanyl                              | <u>2933.39</u> |            | 4 |
| hydrochloride   |                |                    |   | hydrochloride   |                |            |   |
| (+)- <i>cis</i> - $\beta$ -Hydroxy-3-m-methylfentanyl | <u>2933.34</u> |                    |   | (+)- <i>cis</i> - $\beta$ -Hydroxy-3-m-methylfentanyl | <u>2933.39</u> |            |   |
| $\beta$ -Hydroxy-3-methylfentanyl                     | <u>2933.34</u> |                    | 4 | $\beta$ -Hydroxy-3-methylfentanyl                     | <u>2933.39</u> |            | 4 |
| $\beta$ -Hydroxy-3-methylfentanyl                     |                |                    |   | $\beta$ -Hydroxy-3-methylfentanyl                     |                |            |   |
| hydrochloride   | <u>2933.34</u> |                    | 4 | hydrochloride   | <u>2933.39</u> |            | 4 |
|   | (省 略)          |                    |   |   | (同 左)          |            |   |
| Methadone (INN) intermediate                          |                |                    |   | Methadone (INN) intermediate                          |                |            |   |
| 4-cyano-2-dimethylamino-4,4-diphenylbutane or         |                |                    |   | 4-cyano-2-dimethylamino-4,4-diphenylbutane or         |                |            |   |
| 2-dimethylamino-4,4-diphenyl-4-cyanobutane            | 2926.30        |                    |   | 2-dimethylamino-4,4-diphenyl-4-cyanobutane            | 2926.30        |            |   |
| <u>Methoxyacetyl fentanyl</u>                         | <u>2933.34</u> | <u>101345-67-9</u> | 1 |   | (新 規)          |            |   |
| Methyldesorphine (INN)                                | 2939.19        | 16008-36-9         | 1 | Methyldesorphine (INN)                                | 2939.19        | 16008-36-9 | 1 |
|   | (省 略)          |                    |   |   | (同 左)          |            |   |
| 3-Methylfentanyl                                      | <u>2933.34</u> |                    | 4 | 3-Methylfentanyl                                      | <u>2933.39</u> |            | 4 |
| 3-Methylfentanyl                                      | <u>2933.34</u> |                    | 4 | 3-Methylfentanyl                                      | <u>2933.39</u> |            | 4 |
| hydrochloride   |                |                    |   | hydrochloride   |                |            |   |
| $\alpha$ -Methylfentanyl                              | <u>2933.34</u> |                    | 4 | $\alpha$ -Methylfentanyl                              | <u>2933.39</u> |            | 4 |
| $\alpha$ -Methylfentanyl                              | <u>2933.34</u> |                    | 4 | $\alpha$ -Methylfentanyl                              | <u>2933.39</u> |            | 4 |

## 新旧対照表

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

| 改正後                                   |                |                    |                         | 改正前                                   |                |         |                         |
|---------------------------------------|----------------|--------------------|-------------------------|---------------------------------------|----------------|---------|-------------------------|
| hydrochloride                         |                |                    |                         | hydrochloride                         |                |         |                         |
| $\alpha$ -Methylthiofentanyl          | <u>2934.92</u> | 1                  |                         | $\alpha$ -Methylthiofentanyl          | <u>2934.99</u> | 1       |                         |
| $\alpha$ -Methylthiofentanyl          | <u>2934.92</u> | 1                  |                         | $\alpha$ -Methylthiofentanyl          | <u>2934.99</u> | 1       |                         |
| hydrochloride                         |                |                    |                         | hydrochloride                         |                |         |                         |
| 3-Methylthiofentanyl                  | <u>2934.92</u> | 4                  |                         | 3-Methylthiofentanyl                  | <u>2934.99</u> | 4       |                         |
| 3-Methylthiofentanyl                  | <u>2934.92</u> | 4                  |                         | 3-Methylthiofentanyl                  | <u>2934.99</u> | 4       |                         |
| hydrochloride                         |                |                    |                         | hydrochloride                         |                |         |                         |
| (+)- <i>cis</i> -3-Methylthiofentanyl | <u>2934.92</u> | 4                  |                         | (+)- <i>cis</i> -3-Methylthiofentanyl | <u>2934.99</u> | 4       |                         |
|                                       |                |                    |                         |                                       |                |         |                         |
| (+)- <i>cis</i> -3-Methylthiofentanyl |                |                    |                         | (+)- <i>cis</i> -3-Methylthiofentanyl |                |         |                         |
| I- hydrochloride                      | <u>2934.92</u> |                    |                         | I- hydrochloride                      | <u>2934.99</u> |         |                         |
| (省略)                                  |                |                    |                         | (同左)                                  |                |         |                         |
| Ocfentanil (INN)                      | <u>2933.34</u> | <u>101343-69-5</u> | 1                       | Ocfentanil (INN)                      | <u>2933.39</u> | 1       |                         |
| (省略)                                  |                |                    |                         | (同左)                                  |                |         |                         |
| Remifentanil (INN)                    | <u>2933.33</u> | <u>132875-61-7</u> | 1                       | Remifentanil (INN)                    | <u>2933.39</u> | 1       |                         |
| Remifentanil hydrochloride            | <u>2933.33</u> |                    | 1                       | Remifentanil hydrochloride            | <u>2933.39</u> | 1       |                         |
| (省略)                                  |                |                    |                         | (同左)                                  |                |         |                         |
| Tetrahydrofurylfentanyl               | <u>2934.92</u> | 1                  |                         | Tetrahydrofurylfentanyl               | <u>2934.99</u> | 1       |                         |
| Thiofentanyl                          | <u>2934.92</u> | <u>1165-22-6</u>   | 4                       | Thiofentanyl                          | <u>2934.99</u> | 4       |                         |
| Thiofentanyl acetate                  | <u>2934.92</u> |                    | 1                       | Thiofentanyl acetate                  | <u>2934.99</u> | 1       |                         |
| Thiofentanyl hydrochloride            | <u>2934.92</u> |                    | 4                       | Thiofentanyl hydrochloride            | <u>2934.99</u> | 4       |                         |
| (省略)                                  |                |                    |                         | (同左)                                  |                |         |                         |
| II. 1971年向精神薬に関する条約のもとに管理される向精神薬      |                |                    |                         |                                       |                |         |                         |
| Name                                  | HS subheading  | CAS No.            | Convention Schedule No. | Name                                  | HS subheading  | CAS No. | Convention Schedule No. |
|                                       | (省略)           |                    |                         |                                       | (同左)           |         |                         |
| Levometamfetamine                     | <u>2939.45</u> |                    | 2                       | Levometamfetamine                     | <u>2939.71</u> | 2       |                         |
| Levometamfetamine                     | <u>2939.45</u> |                    | 2                       | Levometamfetamine                     | <u>2939.71</u> | 2       |                         |
| hydrochloride                         |                |                    |                         | hydrochloride                         |                |         |                         |
| (省略)                                  |                |                    |                         | (同左)                                  |                |         |                         |

## 新旧対照表

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

| 改正後   |                            |                   |  | 改正前   |                            |                  |  |
|---|----------------------------|-------------------|--|---|----------------------------|------------------|--|
| Metamfetamine (INN)                                     | <u>2939.45</u>             | 537-46-2          | 2  | Metamfetamine (INN)                                     | <u>2939.71</u>             | 537-46-2         | 2  |
| Metamfetamine hydrochloride                             | <u>2939.45</u>             | 51-57-0           | 2  | Metamfetamine hydrochloride                             | <u>2939.71</u>             | 51-57-0          | 2  |
| Metamfetamine hydrogen tartrate (bitartrate)            | <u>2939.45</u>             |                   | 2  | Metamfetamine hydrogen tartrate (bitartrate)            | <u>2939.71</u>             |                  | 2  |
| Metamfetamine racemate                                  | <u>2939.45</u>             | <u>7632-10-2</u>  | 2  | Metamfetamine racemate                                  | <u>2939.71</u>             | <u>4846-07-5</u> | 2  |
| Metamfetamine racemate hydrochloride                    | <u>2939.45</u>             |                   | 2  | Metamfetamine racemate hydrochloride                    | <u>2939.71</u>             |                  | 2  |
| Metamfetamine sulfate                                   | <u>2939.45</u>             |                   | 2  | Metamfetamine sulfate                                   | <u>2939.71</u>             |                  | 2  |
|   | (省 略)                      |                   |  |   | (同 左)                      |                  |  |
| III. 前駆物質   |                            |                   |  |   |                            |                  |  |
| Name  | HS subheading              | CAS No.           |  | Name  | HS subheading              | CAS No.          |  |
|   | (省 略)                      |                   |  |   | (同 左)                      |                  |  |
| 4-Anilino-N-phenethylpiperidine<br>(ANPP)               | <u>2933.36</u>             | <u>21409-26-7</u> |  | 4-Anilino-N-phenethylpiperidine<br>(ANPP)               | <u>2933.39</u>             |                  |  |
|   | (省 略)                      |                   |  |   | (同 左)                      |                  |  |
| N-Phenethyl-4-piperidone (NPP)                          | <u>2933.37</u>             | <u>39742-60-4</u> |  | N-Phenethyl-4-piperidone (NPP)                          | <u>2933.39</u>             |                  |  |
|   | (省 略)                      |                   |  |   | (同 左)                      |                  |  |
| 規制物質の不法製造に最も一般的に使用される前駆物質及び必須化学物質のリスト                   |                            |                   |  |   |                            |                  |  |
| 規制物質<br>(号番号)   | 前駆物質 (P)<br>必須化学物<br>質 (E) | 類義語<br>(号番号)      | (P) 又は (E)、<br>又はその塩<br>(S) の<br>chemical<br>Abstract<br>Service<br>(CAS) 番号 | 規制物質<br>(号番号)   | 前駆物質 (P)<br>必須化学物<br>質 (E) | 類義語<br>(号番号)     | (P) 又は (E)、<br>又はその塩<br>(S) の<br>chemical<br>Abstract<br>Service<br>(CAS) 番号 |
|   | (省 略)                      |                   |  |   | (同 左)                      |                  |  |
| COCAINE or METHYL BENZOYL-<br>ECGONINE <u>(2939.72)</u> | (省 略)                      | (省 略)             | (省 略)  | COCAINE or METHYL BENZOYL-<br>ECGONINE <u>(2939.71)</u> | (同 左)                      | (同 左)            | (同 左)  |

## 新旧対照表

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

| 改正後   |            |  |       |       | 改正前  |            |  |       |       |
|---|------------|--|-------|-------|--|------------|--|-------|-------|
|   |            | (省 略)  |       |       |  |            | (同 左)  |       |       |
| METAMFETAMINE (INN)<br>(METHAMPHETAMINE) or<br>2-METHYLAMINO-1-PHENYLPROPA<br>NE or DEOXYEPHEDRINE<br><u>(2939. 45)</u> | (省 略)      | (省 略)  | (省 略) | (省 略) | METHAMFETAMINE (INN)<br>(METHAMPHETAMINE) or<br>2-METHYLAMINO-1-PHENYLPROPA<br>NE or DEOXYEPHEDRINE<br><u>(2939. 71)</u> | (同 左)      | (同 左)  | (同 左) | (同 左) |
| (省 略)   |            |  |       |       |  |            |  |       |       |
| 関税率表解説第 29 類のある物品の化学構造式   |            |  |       |       |  |            |  |       |       |
| 項   | パラグラフ      | 関税率表解説の記載  |       | 化学構造式 | 項  | パラグラフ      | 関税率表解説の記載  |       | 化学構造式 |
|   |            | (省 略)  |       |       |  |            | (同 左)  |       |       |
| 29.03   |            | 炭化水素のハロゲン化誘導体  |       |       | 29.03  |            | 炭化水素のハロゲン化誘導体  |       |       |
|   | <u>(H)</u> | 芳香族炭化水素のハロゲン化誘導体   |       |       |  | <u>(F)</u> | 芳香族炭化水素のハロゲン化誘導体   |       |       |
|   |            | (6)<br>及び<br>(11)  | (省 略) |       |  |            | (省 略)  |       |       |
| (省 略)   |            |  |       |       |  |            |  |       |       |
| 29.09   |            | エーテル、エーテルアルコール、エーテルフェノール、エーテルアルコールフェノール、アルコールペルオキシド、エーテルペルオキシド、アセタールペルオキシド、ヘミアセタールペルオキシド及びケトンペルオキシド（化学的に単一であるかないかを問わない。）並びにこれらのハロゲン化誘導体、スルホン化誘導体 |       |       | 29.09  |            | エーテル、エーテルアルコール、エーテルフェノール、エーテルアルコールフェノール、アルコールペルオキシド、エーテルペルオキシド及びケトンペルオキシド（化学的に単一であるかないかを問わない。）並びにこれらのハロゲン化誘導体、スルホン化誘導体 |       |       |

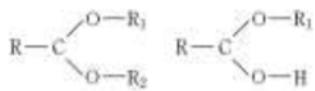
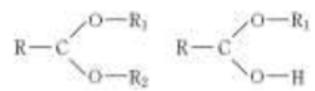
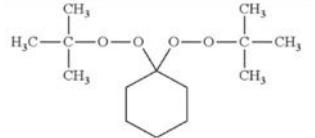
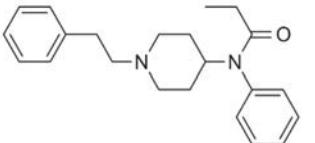
## 新旧対照表

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

| 改正後   |     |  |  |  | 改正前   |       |  |  |       |
|-------|-----|--|--|--|-------|-------|--|--|-------|
|       |     |  | ない。) 並びにこれらのハロゲン化誘導体、スルホン化誘導体、ニトロ化誘導体及びニトロソ化誘導体                                    |  |       |       |  | 導体、ニトロ化誘導体及びニトロソ化誘導体   |       |
|       | (C) |  | (省 略)  |  |       | (C)   |  | (同 左)  |       |
|       | (D) |  | アルコールペルオキシド、エーテルペルオキシド、アセタールペルオキシド、ヘミアセタールペルオキシド及びケトンペルオキシド                        |  |       | (D)   |  | アルコールペルオキシド、エーテルペルオキシド及びケトンペルオキシド  |       |
|       |     |  | ケトンペルオキシド(シクロヘキサンノンペルオキシド)   |  |       |       |  | ケトンペルオキシド(シクロヘキサンノンペルオキシド)   |       |
|       |     |  | <u>1, 1-ジ(ターシヤリーブチルペルオキシ)シクロヘキサン</u>   |  |       |       |  | (新 規)  | (新 規) |
| (省 略) |     |  |  |  | (同 左) |       |  |  |       |
| 29.11 |     |  | アセタール及びヘミアセタール(他の酸素官能基を有するか有しないかを問わない。) 並びにこれらのハロゲン化誘導体、スルホン化誘導体、ニトロ化誘導体及びニトロソ化誘導体 |  |       | 29.11 |  | アセタール及びヘミアセタール(他の酸素官能基を有するか有しないかを問わない。) 並びにこれらのハロゲン化誘導体、スルホン化誘導体、ニトロ化誘導体及びニトロソ化誘導体 |       |

## 新旧対照表

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

| 改正後   |            |  |      |  | 改正前   |       |            |  |  |   |
|-------|------------|--|------|--|---|-------|------------|--|--|---|
|       | (A)        |  |      | アセタール及びヘミアセタール   |   |       | (A)        |  | アセタール及びヘミアセタール   |  |
|       |            |  |      | (削除)   | (削除)  |       |            |  | <u>ペルオキシケタール</u><br>1, 1-ジ(ターシヤリーブチルペルオキシ)シクロヘキサン          |  |
| (省略)  |            |  |      |  |   |       |            |  |  |   |
| 29.33 |            |  |      | 複素環式化合物(ヘテロ原子として窒素のみを有するものに限る。)                            |   | 29.33 |            |  | 複素環式化合物(ヘテロ原子として窒素のみを有するものに限る。)                            |   |
|       | (A) 及び (B) |  | (省略) |  |   |       | (A) 及び (B) |  | (同 左)  |   |
|       | (C)        |  |      | 非縮合ピリジン環(水素添加してあるかないかを問わない。)を有する化合物                        | (第10節(B)(1)(c)ピリジン参照)   |       | (C)        |  | 非縮合ピリジン環(水素添加してあるかないかを問わない。)を有する化合物                        | (第10節(B)(1)(c)ピリジン参照)   |
|       |            |  |      | <u>フェンタニル (INN)</u>  |  |       |            |  | (新規)   | (新規)  |
|       | (D) ~ (H)  |  | (省略) |  |   |       | (D) ~ (H)  |  | (同 左)  |   |
| (省略)  |            |  |      |  |   |       |            |  |  |   |
| 29.39 |            |  |      | アルカロイド(天然のもの及びこれと同一の構造を有する合成のものに限る。)及びその塩、エーテル、エステルその他の誘導体 |   | 29.39 |            |  | アルカロイド(天然のもの及びこれと同一の構造を有する合成のものに限る。)及びその塩、エーテル、エステルその他の誘導体 |   |

## 新旧対照表

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

| 改正後   |           |   | 改正前   |           |                                  |
|-------|-----------|---|-------|-----------|----------------------------------|
|       | (A) ~ (C) | (省 略)   |       | (A) ~ (C) | (同 左)                            |
|       | (D)       | <u>エフェドラアルカル</u><br><u>イド及びその誘導体</u><br><u>並びにこれらの塩</u> |       | (D)       | <u>エフェドリン類及び</u><br><u>これらの塩</u> |
| (省 略) |           |   | (同 左) |           |                                  |

第 30 類  
医療用品

## 注

1 この類には、次の物品を含まない。

(a) (省 略)

(b) ニコチンを含有する禁煙補助用の物品（例えば、錠剤、チューインガム及びパッチ（経皮投与剤））(第 24.04 項参照)

(c) ~ (h) (省 略)

(ij) 第 38.22 項の診断用の試薬

2 (省 略)

3 第 30.03 項、第 30.04 項及び 4 (d) においては、次に定めるところによる。

(a) 混合してないものには、次の物品を含む。

(1) (省 略)

(2) 第 28 類又は第 29 類の全ての物品

(3) (省 略)

(b) (省 略)

4 第 30.06 項は、次の物品のみを含む。当該物品は、第 30.06 項に属するものとし、この表の他の項には属しない。

(a) ~ (d) (省 略)

(e) プラセボ及び盲検又は二重盲検臨床試験キットで、認可された臨床試験で使用されるもの（投与量にしたもので、活性薬剤を含有しているかないかを問わない。）

(f) ~ (i) (省 略)

第 30 類  
医療用品

## 注

1 この類には、次の物品を含まない。

(a) (同 左)

(b) 喫煙者の禁煙補助用の調製品（例えば、錠剤、チューインガム及びパッチ（経皮投与剤））(第 21.06 項及び第 38.24 項参照)

(c) ~ (h) (同 左)

(新 規)

2 (同 左)

3 第 30.03 項、第 30.04 項及び 4 (d) においては、次に定めるところによる。

(a) 混合してないものには、次の物品を含む。

(1) (同 左)

(2) 第 28 類又は第 29 類のすべての物品

(3) (同 左)

(b) (同 左)

4 第 30.06 項は、次の物品のみを含む。当該物品は、第 30.06 項に属するものとし、この表の他の項には属しない。

(a) ~ (d) (同 左)

(e) 血液型判定用試薬

(f) ~ (i) (同 左)

## 新旧対照表

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

| 改正後<br>(省 略)   | 改正前<br>(同 左)   |
|--|--|
| <p>30.02 人血、治療用、予防用又は診断用に調製した動物の血、免疫血清その他の血液分画物及び免疫産品（変性したものであるかないか又は生物工学的方法により得たものであるかないかを問わない。）、ワクチン、毒素、培養微生物（酵母を除く。）その他これらに類する物品並びに細胞培養物（変性したものであるかないかを問わない。）</p> <p>—免疫血清その他の血液分画物及び免疫産品（変性したものであるかないか又は生物工学的方法によって得たものであるかないかを問わない。）</p> <p style="text-align: right;">(削 除)</p> <p>3002.12~3002.15 (省 略)</p> <p style="text-align: right;">(削 除)</p> <p style="text-align: right;">(削 除)</p> <p style="text-align: right;">(削 除)</p> <p>—ワクチン、毒素、培養微生物（酵母を除く。）その他これらに類する物品</p> <p><u>3002.41—人用のワクチン</u></p> <p><u>3002.42—動物用のワクチン</u></p> <p><u>3002.49—その他のもの</u></p> <p>—細胞培養物（変性したものであるかないかを問わない。）</p> <p><u>3002.51—細胞治療製品</u></p> <p><u>3002.59—その他のもの</u></p> <p>3002.90 (省 略)</p> <p>この項には、次の物品を含む。</p> <p>(A) ~ (C) (省 略)</p> <p>(D) ワクチン、毒素、培養微生物（酵母を除く。）及びこれらに類する物品</p> <p>これらの物品には、次の物品を含む。</p> <p>(1) ワクチン</p> <p style="text-align: right;">(省 略)</p> | <p>30.02 人血、治療用、予防用又は診断用に調製した動物の血<u>及び</u>免疫血清その他の血液分画物及び免疫産品（変性したものであるかないか又は生物工学的方法によって得たものであるかないかを問わない。）<u>並びに</u>ワクチン、毒素、培養微生物（酵母を除く。）その他これらに類する物品</p> <p>—免疫血清その他の血液分画物及び免疫産品（変性したものであるかないか又は生物工学的方法によって得たものであるかないかを問わない。）</p> <p><u>3002.11—マラリア診断試験キット</u></p> <p>3002.12~3002.15 (同 左)</p> <p><u>3002.19—その他のもの</u></p> <p><u>3002.20—人用のワクチン</u></p> <p><u>3002.30—動物用のワクチン</u></p> <p style="text-align: right;">(新 規)</p> <p>3002.90 (同 左)</p> <p>この項には、次の物品を含む。</p> <p>(A) ~ (C) (同 左)</p> <p>(D) ワクチン、毒素、培養微生物（酵母を除く。）及びこれらに類する物品</p> <p>これらの物品には、次の物品を含む。</p> <p>(1) ワクチン</p> <p style="text-align: right;">(同 左)</p> |

## 新旧対照表

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

| 改正後  | 改正前   |
|--|---|
| <p>この項にはまた、ワクチン又はトキソイドから成る混合物(例えば、ジフテリア、破傷風及び百日ぜきワクチン(DPTワクチン))を含む。<br/> <u>この項には、認可された臨床試験用キットに取りそろえられたワクチ</u><br/> <u>ンを含まない(30.06)。当該キットにおいてワクチンは、試験用のものであるか又は他の試験用ワクチンに対するコントロール用のもの(時として「プラセボ」と呼ばれる。)であるかを問わない。</u></p> <p>(2)～(5) (省略)</p> <p>(省略)</p>   | <p>この項にはまた、ワクチン又はトキソイドから成る混合物(例えば、ジフテリア、破傷風及び百日ぜきワクチン(DPTワクチン))を含む。<br/> (新規)</p> <p>(2)～(5) (同左)</p>   |
| <p>(E) 細胞培養物 (変性したものであるかないかを問わない。)</p> <p>細胞培養物は、一般的に自然環境下ではなくコントロールされた条件下で培養される。この場合において細胞培養物は、多細胞の組織(特に人間や動物のもの)由来のものである。微生物(酵母を除く。)を培養した細胞は3002.49号に分類される。</p> <p>細胞治療製品は、患者に注射、移植又は埋込みするために変性した細胞である。</p> <p>細胞治療は、多数の病気の治療に用いられる。最も重要なものは、神経及び癌の治療である。また、例えば、心疾患(心筋梗塞又は心不全)、糖尿病、骨又は関節の病気、遺伝性疾患及び肌又は皮膚の怪我の治療にも用いられる。</p> <p>細胞治療製品は、幹細胞及びその変性物(例えば、造血細胞、間葉細胞、胚細胞又は臍帯血から得たもの)、癌ワクチン及び免疫療法用のもの(例えば、樹状細胞ワクチン、活性化Tリンパ球、活性化Bリンパ球、単球、癌細胞(変性してあるかないかを問わない。))、同種異形の臍臓島細胞、軟骨再生用の軟骨細胞、角化細胞、線維芽細胞並びに肝細胞を含む。</p> <p>(省略)</p> | <p>(E) 診断用キット</p> <p>診断用キットは、その重要な特性がこの項の物品のいずれかにより与えられている場合に本項に分類される。このようなキットの使用により起こる一般的な反応には、凝集、沈殿、中和、補体との結合、赤血球凝集、酵素・免疫吸着分析法(エリサ法)等を含む。pLDH(変性乳酸脱水素酵素)に対する单クローナル抗体を基としたマラリア診断用キットはこの項に分類される。この重要な特性は、反応における特異性を最も大きく左右するひとつの成分により与えられる。</p> <p>(同左)</p> |
| <p>号の解説<br/>3002.13<br/>(省略)</p>   | <p>号の解説<br/>3002.13<br/>(同左)</p>  |

## 新旧対照表

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

| 改正後  | 改正前   |
|--|---|
| <p><u>3002.51</u><br/> <u>3002.51号に規定する「細胞治療製品」は、生体外での操作（選択的除去、濃縮、拡張又は機能変更）によりその生物学的特性が実質的に変更された生きた細胞であり、受容者に治療的效果又は予防的效果を与える目的で使用される。細胞治療製品には、人間又は動物由来の細胞を含む。</u><br/> <u>3002.51号には、操作されていない細胞又はその細胞に関連する生物学的特徴を変更しない最小限の操作をされた細胞を含まない。</u></p> <p style="text-align: center;">(省 略)</p>                                   | <p style="text-align: center;">(新 規)</p>  |
| <p><b>30.04 医薬品（混合し又は混合してない物品から成る治療用又は予防用のもので、投与量にしたもの（経皮投与剤の形状にしたものを含む。）又は小売用の形状若しくは包装にしたものに限るものとし、第30.02項、第30.05項又は第30.06項の物品を除く。）</b></p> <p style="text-align: center;">(省 略)</p> <p>この項には、次の物品を含まない。<br/>           (a) ~ (e) (省 略)<br/>           (f) <u>ニコチンを含有する禁煙補助用の物品</u>（例えば、錠剤、チューインガム及びパッチ（経皮投与剤）） (24.04)</p> | <p><b>30.04 医薬品（混合し又は混合してない物品から成る治療用又は予防用のもので、投与量にしたもの（経皮投与剤の形状にしたものを含む。）又は小売用の形状若しくは包装にしたものに限るものとし、第30.02項、第30.05項又は第30.06項の物品を除く。）</b></p> <p style="text-align: center;">(同 左)</p> <p>この項には、次の物品を含まない。<br/>           (a) ~ (e) (同 左)<br/>           (f) <u>喫煙者の禁煙補助用の調製品</u>（例えば、錠剤、チューインガム及びパッチ（経皮投与剤）） (21.06 又は 38.24)</p> |
| <p><b>30.05 脱脂綿、ガーゼ、包帯その他これらに類する製品（例えば、被覆材、ばんそうこう及びパップ剤）で、医薬を染み込ませ若しくは塗布し又は医療用若しくは獣医用として小売用の形状若しくは包装にしたもの</b></p> <p style="text-align: center;">(省 略)</p> <p>この項には、また、次の物品を含まない。<br/>           (a) ~ (c) (省 略)<br/>           (d) 96.19項の生理用のナプキン（パッド）及びタンポン、おむつ及びおむつ</p>  | <p><b>30.05 脱脂綿、ガーゼ、包帯その他これらに類する製品（例えば、被覆材、ばんそうこう及びパップ剤）で、医薬を染み込ませ若しくは塗布し又は医療用若しくは獣医用として小売用の形状若しくは包装にしたもの</b></p> <p style="text-align: center;">(同 左)</p> <p>この項には、また、次の物品を含まない。<br/>           (a) ~ (c) (同 左)<br/>           (d) 96.19項の生理用のナプキン（パッド）及びタンポン、<u>乳児用のおむつ</u></p>   |

## 新旧対照表

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

| 改正後   | 改正前  |
|---|--|
| <p>つ中敷きその他これらに類する物品</p> <p><b>30.06 この類の注4の医療用品</b></p> <p>3006.10 (省略)<br/>(削除)</p> <p>3006.30~3006.70 (省略)<br/>—その他のもの</p> <p>3006.91 (省略)</p> <p>3006.92 (省略)</p> <p><u>3006.93—プラセボ及び盲検又は二重盲検臨床試験キットで、認可された臨床試験で使用されるもの（投与量にしたものに限る。）</u></p> <p>この項には、次の物品のみを含む。<br/>(1) ~ (4) (省略)<br/>(削除)</p> | <p>及びおむつ中敷きその他これらに類する物品</p> <p><b>30.06 この類の注4の医療用品</b></p> <p>3006.10 (同左)</p> <p><u>3006.20—血液型判定用試薬</u></p> <p>3006.30~3006.70 (同左)<br/>—その他のもの</p> <p>3006.91 (同左)</p> <p>3006.92 (同左)</p> <p style="text-align: right;">(新規)</p> <p>この項には、次の物品のみを含む。<br/>(1) ~ (4) (同左)</p> <p><u>(5) 血液型判定用試薬：この項の血液型判定用試薬は、血液型の判定に直接使用するために適するものでなければならない。これらは、人若しくは動物の血清又は植物の種子その他の部分の抽出物（フィトアグルチニン）であり、血球又は血清の特徴により血液型を判定するのに使用する。活性成分（単数又は複数）のほか、活性を高め、又は安定性を保つための物質（防腐剤、抗生物質等）を含有することがある。</u></p> <p><u>(A) 次の物品は、血球の特徴により血液型を判定する試薬と認められる。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li><u>(i) A、B、O 及び AB の各型、A1 及び A2 の各亜型又はファクターH の判定に使用する調製品</u></li> <li><u>(ii) M、N、S 及び P の各型又は Lu、K、Le 等の各型の判定に使用する調製品</u></li> <li><u>(iii) Rh 型又は Cw、F、V 等の各亜型の判定に使用する調製品</u></li> <li><u>(iv) 動物の血液型の判定に使用する調製品</u></li> </ul> <p><u>(B) 次の物品は、血清の特徴（血清型）を判定する試薬と認められる。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li><u>(i) Gm、Km 等系列の特徴を判定する調製品</u></li> <li><u>(ii) Gc、Ag 等の各血清型を判定する調製品</u></li> </ul> <p><u>(C) 人間の抗グロブリン血清（クームス血清（coombs serum）。ある種の血液型判定法において必要である。）は、この項の血液型判定</u></p> |

## 新旧対照表

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

| 改正後  | 改正前   |
|--|---|
|  | <p>用試薬と認められる。<br/> <u>粗製の血清その他前処理をしなければ試薬用に適するようにならない半完成物質は、それぞれの構成材料に基づきその所属を決定する。</u></p> <p>(D) HLA の特徴 (HLA 抗原) を判定する試薬 (直接適用できるものに限る。) は、この項に属する。これらの物品は、人又は動物の血清であり、HLA 抗原を判定するため検体の末梢血液リンパ球 (peripheral blood lymphocytes) と反応する。検体の HLA 抗原は、異なる HLA 試験血清 (HLA test sera) との反応型をもととして判定される。これらの試薬には、活性物質のほか安定及び保存のための添加物を含有している。</p> <p>これらには、次の物品を含む。</p> <p>(a) HLAA、B 及び C 抗原の判定に使用する調製品<br/>     (b) HLADR 抗原の判定に使用する調製品<br/>     (c) HLAD 抗原の判定に使用する調製品<br/>     (d) 一連の異なる HLA 抗血清を含有する HLAA、B 及び C 抗原の判定に使用する最終試薬 (例えば、テストプレート)<br/>     (e) HLADR 座位の判定に使用する最終試薬 (例えば、テストプレート)</p> |
| (5) (省 略)  | (6) (同 左)   |
| (6) (省 略)  | (7) (同 左)   |
| (7) (省 略)  | (8) (同 左)   |
| (8) (省 略)  | (9) (同 左)   |
| (9) (省 略)  | (10) (同 左)  |
| (10) (省 略)   | (11) (同 左)  |
| (11) (省 略)   | (12) (同 左)  |
| (12) プラセボ  | (新規)  |
| この項に含まれるプラセボは、医薬品と同様の外観で、認可された臨床試験に用いられる。プラセボは、一般的に薬理作用不活性の物品であり、通常医薬品に使用されている成分から有効成分を差し引いた成分で構成されている。この項には、また、他のワクチンに対する対照 (コントロール) としての使用が承認された臨床試験用のワクチンを含む。プラセボには、錠剤、液剤、注射及びパッチ (経皮投与剤) 等の様々な形状のものが |   |

新旧対照表

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

| 改正後   | 改正前                   |
|---|-----------------------|
| <p>ある。プラセボの成分は、原則的に人体に無害の物質が用いられる。</p> <p>(13) 盲検又は二重盲検臨床試験キット</p> <p>盲検又は二重盲検臨床試験キットは、単一の効能に対する盲検を行うためのもので、臨床試験用の医薬品又はそのプラセボ若しくはそのいずれもを含有する。新薬の臨床試験には、無作為な二重盲検が採用されるのが一般的である。二重盲検臨床試験キットの成分に関する正確な情報(例えば、臨床試験用の医薬品又はそのプラセボ若しくはそのいずれもを含有するかしないか)はキットには付されておらず、通関時には把握できない。</p> <p>キットには安全な輸送や保管のために、温度記録計、異物検出器又は冷却パッド等及び必要とされる関連書類(紙媒体又は電子媒体)が含まれることがある。</p> <p>この項のプラセボ及び盲検又は二重盲検臨床試験キットは、臨床試験の投与量に調製されなければならない。</p> <p>臨床試験は、調査対象物質を活性成分として薬剤形状にしたもの又はプラセボを用いた人間又は動物への薬剤の試験である。臨床試験の活性成分は、治療又は予防効果を有する薬草であっても良い。</p> <p>臨床試験キットは、輸入国の関連法令の条件を満たす場合に臨床試験用と認められる。</p> <p>プラセボ及び盲検又は二重盲検臨床試験キットで輸入国の関連法令の条件を満たさないものは、その成分や形状により分類される(17.04、21.06等)。</p> | (新規)                  |
| (省略)  | (新規)                  |
| 第 32 類<br>なめしエキス、染色エキス、タンニン及びその誘導体、染料、顔料<br>その他の着色料、ペイント、ワニス、パテその他のマスチック並びにインキ  | (同左)                  |
| (省略)  | (同左)                  |
| 32.04 有機合成着色料(化学的に単一であるかないかを問わない。)、この類の注3の調製品で有機合成着色料をもととしたもの及び蛍光増白剤又はルミノホアとして使用する種類の合成した有機物(化学的に单  | (注) 下線を付した箇所が改正部分である。 |

## 新旧対照表

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

| 改正後  | 改正前   |
|--|---|
| <p>一であるかないかを問わない。)</p> <p>一有機合成着色料及びこの類の注3の調製品で有機合成着色料をもととしたもの</p> <p>3204.11~3204.17 (省略)</p> <p><u>3204.18—カロテノイドの着色料及びこれをもととした調製品</u></p> <p>3204.19~3204.90 (省略)</p> <p>(I) 有機合成着色料 (化学的に単一であるかないかを問わない。) 及び<br/>この類の注3の調製品で有機合成着色料をもととしたもの</p> <p>(省略)</p> <p>この類に属する有機合成着色料 (染料又は顔料) には、次のような種類を含む。</p> <p>(1) ~ (6) (省略)</p> <p>(7) キサンテン (pyronine、<u>fluorescein</u>、eosin、rhodamines 等)</p> <p>(8) ~ (15) (省略)</p> <p>(省略)</p> | <p>一であるかないかを問わない。)</p> <p>一有機合成着色料及びこの類の注3の調製品で有機合成着色料をもととしたもの</p> <p>3204.11~3204.17 (同左)</p> <p>(新規)</p> <p>3204.19~3204.90 (同左)</p> <p>(I) 有機合成着色料 (化学的に単一であるかないかを問わない。) 及び<br/>この類の注3の調製品で有機合成着色料をもととしたもの</p> <p>(同左)</p> <p>この類に属する有機合成着色料 (染料又は顔料) には、次のような種類を含む。</p> <p>(1) ~ (6) (同左)</p> <p>(7) キサンテン (pyronine、<u>fluorescei</u>、eosin、rhodamines 等)</p> <p>(8) ~ (15) (同左)</p> <p>(同左)</p> |
| <p>号の解説</p> <p>3204.11号から3204.19号まで</p> <p>(省略)</p> <p>これらの有機合成着色料の中には、二以上の異なる号に該当することとなるものがある。</p> <p>これらは次によりその所属を決定する。</p> <p>一提示の際の状態で建染め染料及び顔料の両方として使用できるものは、建染め染料として3204.15号に属する。</p> <p>—3204.11号から<u>3204.18号までの二以上の特定の号に該当するものは、該当する号のうち数字上の配列において最後の号に属する。</u></p> <p>—3204.11号から<u>3204.18号までの特定の一つの号と最後の3204.19号の両方に該当するものは、特定の号の方に属する。</u></p>  | <p>号の解説</p> <p>3204.11号から3204.19号まで</p> <p>(同左)</p> <p>これらの有機合成着色料の中には、二以上の異なる号に該当することとなるものがある。</p> <p>これらは次によりその所属を決定する。</p> <p>一提示の際の状態で建染め染料及び顔料の両方として使用できるものは、建染め染料として3204.15号に属する。</p> <p>—3204.11号から<u>3204.17号までの二以上の特定の号に該当するものは、該当する号のうち最後の号に属する。</u></p> <p>—3204.11号から<u>3204.17号までの特定の一つの号と最後の3204.19号の両方に該当するものは、特定の号の方に属する。</u></p>   |

新旧対照表

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

| 改正後  | 改正前  |
|--|--|
| (省 略)  | (同 左)  |
| <b>第 34 類</b>  | <b>第 34 類</b>  |
| せっけん、有機界面活性剤、洗剤、調製潤滑剤、人造ろう、調製ろう、磨き剤、ろうそくその他これに類する物品、モデリングペースト、歯科用ワックス及びプラスターをもととした歯科用の調製品  | せっけん、有機界面活性剤、洗剤、調製潤滑剤、人造ろう、調製ろう、磨き剤、ろうそくその他これに類する物品、モデリングペースト、歯科用ワックス及びプラスターをもととした歯科用の調製品  |
| <b>注</b>   | <b>注</b>   |
| 1 この類には、次の物品を含まない。<br>(a) <u>動物性油脂、植物性油脂又は微生物性油脂の食用の混合物及び調製品で、離型用の調製品として使用する種類のもの</u> （第 15.17 項参照）<br>(b) 及び (c) (省 略)  | 1 この類には、次の物品を含まない。<br>(a) <u>動物性又は植物性の油脂の食用の混合物及び調製品で、離型用の調製品として使用する種類のもの</u> （第 15.17 項参照）<br>(b) 及び (c) (同 左)  |
| (省 略)  | (同 左)  |
| 34.02 有機界面活性剤（せっけんを除く。）並びに調製界面活性剤、調製洗剤、補助的調製洗剤及び清浄用調製品（せっけんを含有するかしないかを問わないものとし、第 34.01 項のものを除く。）<br>—陰イオン（アニオン）系の有機界面活性剤（小売用にしてあるかないと問わない。）<br><u>3402.31—直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩</u><br><u>3402.39—その他のもの</u><br>—その他の有機界面活性剤（小売用にしてあるかないと問わない。）<br><u>3402.41—陽イオン（カチオン）系のもの</u><br><u>3402.42—非イオン系のもの</u><br><u>3402.49—その他のもの</u><br><u>3402.50—調製品（小売用にしたものに限る。）</u><br>3402.90 (省 略) | 34.02 有機界面活性剤（せっけんを除く。）並びに調製界面活性剤、調製洗剤、補助的調製洗剤及び清浄用調製品（せっけんを含有するかしないかを問わないものとし、第 34.01 項のものを除く。）<br>—有機界面活性剤（小売用にしてあるかないと問わない。）<br><u>3402.11—陰イオン（アニオン）系のもの</u><br><u>3402.12—陽イオン（カチオン）系のもの</u><br><u>3402.13—非イオン系のもの</u><br><u>3402.19—その他のもの</u><br><u>3402.20—調製品（小売用にしたものに限る。）</u><br>3402.90 (同 左) |
| (省 略)  | (同 左)  |
| (II) 調製界面活性剤、調製洗剤、補助的調製洗剤及び清浄用調製品（せつ   | (II) 調製界面活性剤、調製洗剤、補助的調製洗剤及び清浄用調製品（せつ   |

## 新旧対照表

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

| 改正後   | 改正前   |
|---|---|
| <p>けんを含有するかしないかを問わないものとし、34.01 項のものを除く。) この種の物品には、3種類の調製品がある。</p> <p>(A) 調製界面活性剤 次の物品を含む。</p> <p>(1) 上記(I)の界面活性剤相互の混合物(例えば、スルホリシノレート(sulphorichinoleates)とスルホン化アルキルナフタレン又は脂肪族アルコール硫酸エステル塩との混合物)</p> <p>(2) ~ (4) (省略)</p> <p>(省略)</p>   | <p>けんを含有するかしないかを問わないものとし、34.01 項のものを除く。) この種の物品には、3種類の調製品がある。</p> <p>(A) 調製界面活性剤 次の物品を含む。</p> <p>(1) 上記(I)の界面活性剤相互の混合物(例えば、スルホリシノレート(sulphorichinoleates)とスルホン化アルキルナフタレン又は脂肪族アルコール硫酸エステル塩との混合物)</p> <p>(2) ~ (4) (同左)</p> <p>(同左)</p>   |
| <p><b>第 36 類</b><br/>火薬類、火工品、マッチ、発火性合金及び調製燃料</p> <p>(省略)</p>  | <p><b>第 36 類</b><br/>火薬類、火工品、マッチ、発火性合金及び調製燃料</p> <p>(同左)</p>  |
| <p><b>36.03 導火線、導爆線、火管、雷管(電気雷管を含む。)及びイグナイター</b></p> <p>3603.10—導火線</p> <p>3603.20—導爆線</p> <p>3603.30—火管</p> <p>3603.40—雷管(電気雷管を除く。)</p> <p>3603.50—イグナイター</p> <p>3603.60—電気雷管</p> <p>これらの物品は、一般に、爆破附属品と呼ばれ、火薬及び爆薬を点火するために必要なものである。</p> <p>この項には、次の物品を含む。</p> <p>(A) (省略)</p> <p>(B) 導爆線(detonating cords)<br/>導爆線(detonating cords : detonating fuses, detcords 又は primer cords としても知られている。)は、一以上の爆発を伝えるのに使用し、通常、PETN(ペニシリット又はペンタエリスリトールテトラナイトレート)又は他の爆薬から成る心薬を防水加工した紡織用纖維若しくはプラスチックで被覆したもの(flexible fuses)である。PTENは秒速約 6.5 キロメートル(4マ</p> | <p><b>36.03 導火線、導爆線、火管、イグナイター及び雷管</b></p> <p>(新規)</p> <p>(新規)</p> <p>(新規)</p> <p>(新規)</p> <p>(新規)</p> <p>(新規)</p> <p>これらの物品は、一般に、爆破附属品と呼ばれ、火薬及び爆薬を点火するために必要なものである。</p> <p>この項には、次の物品を含む。</p> <p>(A) (同左)</p> <p>(B) 導爆線(detonating fuses 又は detonating cords)<br/>導爆線は一以上の爆発を伝えるのに使用し、通常、PETN(ペニシリット又はペンタエリスリトールテトラナイトレート)又は他の爆薬から成る心薬を防水加工した紡織用纖維若しくはプラスチックで被覆したもの(flexible fuses)である。PTENは秒速約 6.5 キロメートル(4マ</p> |

## 新旧対照表

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

| 改正後  | 改正前  |
|--|--|
| <p>スチックで被覆したもの (flexible fuses) である。<u>PETN</u> は秒速約 6.5 キロメートル (4 マイル) で爆発する。導爆線は、ほとんどの商業用高性能爆薬 (ダイナマイト、ゼリグナイト、増感ゲル等) を起爆するが、ANFO (硝安油剤爆薬) のようなより感度の低い爆破剤をそれだけで起爆しない。これらは主に鉱山、採石場及び土木工事現場で使用する。</p> <p>(C) ~ (F) (省略)</p> <p style="text-align: center;">(省略)</p> | <p>イル) で爆発する。導爆線は、ほとんどの商業用高性能爆薬 (ダイナマイト、ゼリグナイト、増感ゲル等) を起爆するが、ANFO (硝安油剤爆薬) のようなより感度の低い爆破剤をそれだけで起爆しない。これらは主に鉱山、採石場及び土木工事現場で使用する。</p> <p>(C) ~ (F) (同左)</p> <p style="text-align: center;">(同左)</p>  |
| <b>第 37 類</b><br><b>写真用又は映画用の材料</b>  | <b>第 37 類</b><br><b>写真用又は映画用の材料</b>  |
| <p>注</p> <p>1 (省略)</p> <p>2 この類において「写真用」とは、光又はその他の放射線の作用により、感光性 (<u>感熱性を含む。</u>) を有する表面に直接又は間接に可視像を形成するためを使用することをいう。</p> <p style="text-align: center;">(省略)</p>   | <p>注</p> <p>1 (同左)</p> <p>2 この類において「写真用」とは、光又はその他の放射線の作用により、感光性を有する表面に直接又は間接に可視像を形成するために使用することをいう。</p> <p style="text-align: center;">(同左)</p>   |
| <b>第 38 類</b><br><b>各種の化学工業生産品</b>   | <b>第 38 類</b><br><b>各種の化学工業生産品</b>   |
| <p>注</p> <p>1 この類には、次の物品を含まない。</p> <p>(a) 及び (b) (省略)</p> <p><u>(c) 第 24.04 項の物品</u></p> <p><u>(d) (省略)</u></p> <p><u>(e) (省略)</u></p> <p><u>(f) (省略)</u></p> <p>2 及び 3 (省略)</p> <p>4 この表において「都市廃棄物」とは、家庭、ホテル、レストラン、病院、店舗及び事務所等から回収され並びに道路及び歩道清掃により収集された</p>       | <p>注</p> <p>1 この類には、次の物品を含まない。</p> <p>(a) 及び (b) (同左)</p> <p style="text-align: right;">(新規)</p> <p><u>(c) (同左)</u></p> <p><u>(d) (同左)</u></p> <p><u>(e) (同左)</u></p> <p>2 及び 3 (同左)</p> <p>4 この表において「都市廃棄物」とは、家庭、ホテル、レストラン、病院、店舗及び事務所等から回収され並びに道路及び歩道清掃により収集された</p> |

## 新旧対照表

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

| 改正後  | 改正前  |
|--|--|
| <p>種類の廃棄物並びに建設及び解体に伴う廃棄物をいうものとし、主としてプラスチック、ゴム、木、紙、繊維、ガラス、金属、食物その他これらに類する物質から成り、壊れた家具及びその他の損傷し又は投棄された物品等を含む。ただし、都市廃棄物には、次の物品を含まない。</p> <p>(a) 都市廃棄物から分別された個々の物質又は物品で、この表の他の項に属するもの（例えば、プラスチック、ゴム、木、紙、繊維、ガラス及び金属のくず並びに電気電子機器のくず（使用済みの電池を含む。））</p> <p>(b) ~ (d) (省略)</p> <p>5及び6 (省略)</p> <p>7 第 38.26 項において「バイオディーゼル」とは、<u>動物性油脂、植物性油脂又は微生物性油脂</u>（使用済みであるかないかを問わない。）から得た燃料として使用する種類の脂肪酸モノアルキルエステルをいう。</p> <p style="text-align: center;">*</p> <p style="text-align: center;">* *</p> | <p>種類の廃棄物並びに建設及び解体に伴う廃棄物をいうものとし、主としてプラスチック、ゴム、木、紙、繊維、ガラス、金属、食物その他これらに類する物質から成り、壊れた家具及びその他の損傷し又は投棄された物品等を含む。ただし、都市廃棄物には、次の物品を含まない。</p> <p>(a) 都市廃棄物から分別された個々の物質又は物品で、この表の他の項に属するもの（例えば、プラスチック、ゴム、木、紙、繊維、ガラス及び金属のくず並びに<u>使用済みの電池</u>）</p> <p>(b) ~ (d) (同左)</p> <p>5及び6 (同左)</p> <p>7 第 38.26 項において「バイオディーゼル」とは、<u>動物性又は植物性の油脂</u>（使用済みであるかないかを問わない。）から得た燃料として使用する種類の脂肪酸モノアルキルエステルをいう。</p> <p style="text-align: center;">*</p> <p style="text-align: center;">* *</p> |

## 号注

1 第 3808.52 号及び第 3808.59 号には、次の物品の一以上を含有する第 38.08 項の物品のみを含む。

アラクロール (ISO)、アルジカルブ (ISO)、アルドリン (ISO)、アジンホスマチル (ISO)、ビナパクリル (ISO)、カンフェクロル (ISO)（トキサフェン）、カプタホール (ISO)、カルボフラン (ISO)、クロルデン (ISO)、クロルジメホルム (ISO)、クロロベンジレート (ISO)、DDT (ISO)（クロフェノタン (INN)、1, 1, 1-トリクロロ-2, 2-ビス (パラ-クロロフェニル) エタン）、ディルドリン (ISO, INN)、4, 6-ジニトローオルト-クレゾール (DNOC (ISO)) 及びその塩、ジノセブ (ISO) 並びにその塩及びエステル、エンドスルファン (ISO)、二臭化エチレン (ISO)（1, 2-ジブロモエタン）、二塩化エチレン (ISO)（1, 2-ジクロロエタン）、フルオロアセトアミド (ISO)、ヘプタクロル (ISO)、ヘキサクロロベンゼン (ISO)、1, 2, 3, 4, 5, 6-ヘキサクロロシクロヘキサン (HCH (ISO))（リンデン (ISO, INN) を含む。）、水銀化合物、メタミドホス (ISO)、モノクロト

## 号注

1 第 3808.52 号及び第 3808.59 号には、次の物品の一以上を含有する第 38.08 項の物品のみを含む。

アラクロール (ISO)、アルジカルブ (ISO)、アルドリン (ISO)、アジンホスマチル (ISO)、ビナパクリル (ISO)、カンフェクロル (ISO)（トキサフェン）、カプタホール (ISO)、クロルデン (ISO)、クロルジメホルム (ISO)、クロロベンジレート (ISO)、DDT (ISO)（クロフェノタン (INN)、1, 1, 1-トリクロロ-2, 2-ビス (パラ-クロロフェニル) エタン）、ディルドリン (ISO, INN)、4, 6-ジニトローオルト-クレゾール (DNOC (ISO)) 及びその塩、ジノセブ (ISO) 並びにその塩及びエステル、エンドスルファン (ISO)、二臭化エチレン (ISO)（1, 2-ジブロモエタン）、二塩化エチレン (ISO)（1, 2-ジクロロエタン）、フルオロアセトアミド (ISO)、ヘプタクロル (ISO)、ヘキサクロロベンゼン (ISO)、1, 2, 3, 4, 5, 6-ヘキサクロロシクロヘキサン (HCH (ISO))（リンデン (ISO, INN) を含む。）、水銀化合物、メタミドホス (ISO)、モノクロトホス (ISO)、オキシ

## 新旧対照表

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

| 改正後   | 改正前   |
|---|---|
| <p>ホス (I SO)、オキシラン (エチレンオキシド)、パラチオン (I SO)、パラチオンメチル (I SO) (メチルパラチオン)、ペンタクロロフェノール (I SO) 並びにその塩及びエステル、ペルフルオロオクタンスルホン酸及びその塩、ペルフルオロオクタンスルホンアミド、ペルフルオロオクタンスルホニルフルオリド、ホスファミド (I SO)、2, 4, 5-T (I SO) (2, 4, 5-トリクロロフェノキシ酢酸) 並びにその塩及びエステル、<u>トリブチルすず化合物並びにトリクロロフロン (I SO)</u></p>  | <p>ラン (エチレンオキシド)、パラチオン (I SO)、パラチオンメチル (I SO) (メチルパラチオン)、<u>ペンタブロモジフェニルエーテル及びオクタブロモジフェニルエーテル</u>、ペンタクロロフェノール (I SO) 並びにその塩及びエステル、ペルフルオロオクタンスルホン酸及びその塩、ペルフルオロオクタンスルホンアミド、ペルフルオロオクタンスルホニルフルオリド、ホスファミド (I SO)、2, 4, 5-T (I SO) (2, 4, 5-トリクロロフェノキシ酢酸) 並びにその塩及びエステル<u>並びにトリブチルすず化合物</u></p> <p>第 3808.59 号には、ベノミル (I SO)、カルボフラン (I SO) 及びチラム (I SO) の混合物を含有する散布可能な粉末状の製剤をも含む。</p>   |
| 2 (省 略)   | 2 (同 左)   |
| 3 第 3824.81 号から第 3824.89 号までには、次の物品の一以上を含有する混合物及び調製品のみを含む。  | 3 第 3824.81 号から第 3824.88 号までには、次の物品の一以上を含有する混合物及び調製品のみを含む。  |
| <p>オキシラン (エチレンオキシド)、ポリ臭化ビフェニル (P BB)、ポリ塩化ビフェニル (P CB)、ポリ塩化テルフェニル (P CT)、トリス (2, 3-ジブロモプロピル) ホスフェート、アルドリン (I SO)、カンフェクロル (I SO) (トキサフェン)、クロルデン (I SO)、クロルデコン (I SO)、DDT (I SO) (クロフェノタン (I NN)、1, 1, 1-トリクロロ-2, 2-ビス (パラ-クロロフェニル) エタン)、ディルドリン (I SO、I NN)、エンドスルファン (I SO)、エンドリン (I SO)、ヘプタクロル (I SO)、マイレックス (I SO)、1, 2, 3, 4, 5, 6-ヘキサクロロシクロヘキサン (HCH (I SO)) (リンデン (I SO、I NN) を含む。)、ペンタクロロベンゼン (I SO)、ヘキサクロロベンゼン (I SO)、ペルフルオロオクタンスルホン酸及びその塩、ペルフルオロオクタンスルホンアミド、ペルフルオロオクタンスルホニルフルオリド、<u>テトラブロモジフェニルエーテル</u>、<u>ペンタブロモジフェニルエーテル</u>、<u>ヘキサブロモジフェニルエーテル</u>、<u>ヘプタブロモジフェニルエーテル</u>及び<u>オクタブロモジフェニルエーテル並びに短鎖塩素化パラフィン</u></p> <p>短鎖塩素化パラフィンは、次の分子式を有する化合物の混合物で、塩素化度が全重量の 48% を超えるものをいう。</p> <p>分子式 : C<sub>x</sub>H<sub>(2x-y+2)</sub>C<sub>l</sub>y (x = 10~13, y = 1~13 のものに限る。)</p> | <p>オキシラン (エチレンオキシド)、ポリ臭化ビフェニル (P BB)、ポリ塩化ビフェニル (P CB)、ポリ塩化テルフェニル (P CT)、トリス (2, 3-ジブロモプロピル) ホスフェート、アルドリン (I SO)、カンフェクロル (I SO) (トキサフェン)、クロルデン (I SO)、クロルデコン (I SO)、DDT (I SO) (クロフェノタン (I NN)、1, 1, 1-トリクロロ-2, 2-ビス (パラ-クロロフェニル) エタン)、ディルドリン (I SO、I NN)、エンドスルファン (I SO)、エンドリン (I SO)、ヘプタクロル (I SO)、マイレックス (I SO)、1, 2, 3, 4, 5, 6-ヘキサクロロシクロヘキサン (HCH (I SO)) (リンデン (I SO、I NN) を含む。)、ペンタクロロベンゼン (I SO)、ヘキサクロロベンゼン (I SO)、ペルフルオロオクタンスルホン酸及びその塩、ペルフルオロオクタンスルホンアミド、ペルフルオロオクタンスルホニルフルオリド<u>並びに</u>テトラブロモジフェニルエーテル、<u>ペンタブロモジフェニルエーテル</u>、<u>ヘキサブロモジフェニルエーテル</u>、<u>ヘプタブロモジフェニルエーテル</u>及び<u>オクタブロモジフェニルエーテル</u></p> |
| 4 (省 略)   | 4 (同 左)   |

## 新旧対照表

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

| 改正後   | 改正前   |
|---|---|
| <p>総 説<br/>(省 略)</p> <p>混合物中に「食用品その他の栄養価を有する物質」が単に存在するだけでは、注1 (b) の適用により当該混合物を 38 類から除外するためには十分でない。食品添加物又は反応助剤のように、化学製品としての機能に単に<u>副次的に</u>栄養価を持つ物質は、この注における「食用品その他の栄養価を有する物質」には当たらない。注1 (b) により、38 類から除外される混合物は、食料品の調製に使用する種類のものであり栄養価を有するものである。</p> <p>(省 略)</p> <p>38.16 耐火性のセメント、モルタル、コンクリートその他これらに類する配合品 (<u>ドロマイトラミングミックスを含むものとし、第 38.01 項の物品を除く。</u>)</p> <p>(省 略)</p> <p>この項には、また、シリカをもととした耐火性の配合品でロストワックス法による歯科用又は身辺用細貨類用の鋳型を製造するためのものを含む。<br/><u>この項には、更に耐火性物質（例えば炉の内層）に使用されるドロマイトラミングミックスも含まれる。この製品は、主に焼結ドロマイトを粉々にしたものから成り、粉状あるいは粒状の形状で取引される。使用される場所や使用される温度によって、水で硬化しない異なる結合剤（例えば、タール、ピッチ及び樹脂）が混合されている。</u></p> <p>この項には、更に、耐火性のコンクリートで、耐熱性水硬セメント（例えば、アルミナセメント）及び耐火性骨材の混合物から成るものを含む。これらは、炉、コークス炉等の基礎又は次に掲げるものと同様、炉の内張りの修繕に使用する。</p> <p>(a) (省 略)</p> <p>(b) 充填用混合物 (ramming mixes) : これらは、組成上、上記 (a) の物</p> | <p>総 説<br/>(同 左)</p> <p>混合物中に「食用品その他の栄養価を有する物質」が単に存在するだけでは、注1 (b) の適用により当該混合物を 38 類から除外するためには十分でない。食品添加物又は反応助剤のように、化学製品としての機能に単に<u>付隨して</u>栄養価を持つ物質は、この注における「食用品その他の栄養価を有する物質」には当たらない。注1 (b) により、38 類から除外される混合物は、食料品の調製に使用する種類のものであり栄養価を有するものである。</p> <p>(同 左)</p> <p>38.16 耐火性のセメント、モルタル、コンクリートその他これらに類する配合品 (第 38.01 項の物品を除く。)</p> <p>(同 左)</p> <p>この項には、また、シリカをもととした耐火性の配合品でロストワックス法による歯科用又は身辺用細貨類用の鋳型を製造するためのものを含む。<br/>(新 規)</p> <p>この項には、更に、耐火性のコンクリートで、耐熱性水硬セメント（例えば、アルミナセメント）及び耐火性骨材の混合物から成るものを含む。これらは、炉、コークス炉等の基礎又は次に掲げるものと同様、炉の内張りの修繕に使用する。</p> <p>(a) (同 左)</p> <p>(b) 充てん用混合物 (ramming mixes) <u>(ドロマイトラミングミックスを除</u></p> |

## 新旧対照表

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

| 改正後   | 改正前   |
|---|---|
| <p>品に類似したものである。これらは、手動の空気圧縮打込み機で施工され、稠密な被覆物又は<u>充填物</u>を形成するものである。</p> <p>(c) (省略)<br/><u>この項には、38.01 項の炭素質のペーストを含まない。</u></p> <p style="text-align: center;">(省略)</p>  | <p><u>く。):</u> これらは、組成上、上記 (a) の物品に類似したものである。これらは、手動の空気圧縮打込み機で施工され、稠密な被覆物又は<u>充填物</u>を形成するものである。</p> <p>(c) (同 左)<br/><u>この項には、次の物品を含まない。</u></p> <p>(a) ドロマイタリングミックス (25.18)<br/>(b) 38.01 項の炭素質のペースト</p> <p style="text-align: center;">(同 左)</p> |
| <p>38.22 診断用又は理化学用の試薬（支持体を使用したものに限る。）及び診断用又は理化学用の調製試薬（支持体を使用してあるかないか及びキットにしてあるかないかを問わない。）（第 30.06 項のものを除く。）並びに認証標準物質</p> <p>—診断用又は理化学用の試薬（支持体を使用したものに限る。）及び<br/>診断用又は理化学用の調製試薬（支持体を使用してあるかないか及びキットにしてあるかないかを問わない。）</p>  | <p>38.22 診断用又は理化学用の試薬（支持体を使用したものに限る。）及び診断用又は理化学用の調製試薬（支持体を使用してあるかないかを問わない。）（<u>第 30.02 項又は第 30.06 項のものを除く。）並びに認証標準物質</u></p> <p style="text-align: center;">(新規)</p>  |
| <p>3822.11—マラリア用のもの</p> <p>3822.12—ヤブカ属の蚊により媒介されるジカ熱その他の感染症用のもの</p> <p>3822.13—血液型判定用のもの</p> <p>3822.19—その他のもの</p> <p>3822.90—その他のもの</p>  | <p style="text-align: center;">(新規)<br/>(新規)<br/>(新規)<br/>(新規)<br/>(新規)</p>   |
| <p>この項には、支持体を使用した診断用又は理化学用の試薬及び調製した診断用又は理化学用の試薬（支持体を使用してあるかないか及びキットにしてあるかないかを問わない。血液型判定用試薬を含む。）を含む。ただし、30.06 項の患者に直接投与する診断用試薬は含まない。この項には、更に、認証標準物質を含む。</p> <p>診断用試薬は、人間及び動物の物理的、生物物理的又は生物化学的経過及び状態の検査に使用される。その機能は、当該試薬を構成する生体物質又は化学物質の変化を測定し又は観察することに基づいている。この項の診断用調製試薬は、その機能において 3006.30 号の患者に投与するためのものに類似することもあるが、生体内よりむしろ試験管において適用するために用いられる。理化学用調製試薬は、診断用試薬のみならず、検査又は診断以外の目的に使用するその他の分析用の試薬を含む。</p> |   |

## 新旧対照表

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

| 改正後  | 改正前  |
|--|--|
| 化学用調製試薬は、診断用試薬のみならず、検査又は診断以外の目的に使用するその他の分析用の試薬を含む。診断用又は理化学用調製試薬は、医療用、獣医用、科学用若しくは産業実験室用、病理用、工業用、屋外又は時には家庭用に用いられる。   | 診断用又は理化学用調製試薬は、医療用、獣医用、科学用若しくは産業実験室用、病理用、工業用、屋外又は時には家庭用に用いられる。   |
| <p>この項の試薬は、支持体を使用しているもの又は調製した形態のものであり、したがって、二以上の成分から構成される。例えば、これらは、二以上の試薬の混合物又は水以外の溶剤に溶かした単独の試薬である。これらは、また、支持体として使用される紙、プラスチック又はその他の材質で、一以上の診断用又は理化学用試薬を染み込ませ又はこれらの試薬で覆ったもの（例えば、リトマス紙、pH 紙、検極紙又は<u>あらかじめ被覆された免疫分析プレート</u>）もある。この項の試薬は、また、数種の構成要素から成るキットの形態をとっており、その構成要素は、28 類又は 29 類の分離した化学的に单一の化合物、32.04 項の合成着色料又は単独で提示された場合に他の項に分類可能なその他の物質である。このようなキットの例には、血液中のぶどう糖や、尿中のケトンなどを検査するものや酵素をもととしたものがある。</p> <p>この項の試薬は、診断用又は理化学用試薬のみに使用するものであると明らかに判断できるものであり、それは、成分、ラベル表示、試験管用又は理化学用の取扱い説明書、どのような診断用検査に用いられるかに係る表示又は物理的形態（例えば、支持体又は補体の存在）により明確になる。</p> <p><u>凝集、沈殿、中和、補体との結合、赤血球凝集、酵素免疫吸着分析法 (ELISA)</u>等を反応のもととする診断用キットは、この項に分類される。<u>マラリア診断用キット</u>（例えば、pLDH（変性乳酸脱水素酵素）に対する单クローニング抗体をもとしたもの）も、この項に分類される。</p> <p><u>ただし、30.06 項の物品の特性を有する診断用キット</u>（例えば、認可された臨床試験で使用される盲検又は二重盲検臨床試験キットで、投与量にしたもの）は、除く。</p> <p>血液型判定用試薬も、この項に含まれる。この項の血液型判定用試薬は、血液型の判定に直接使用するために適するものでなければならない。これらは、人若しくは動物の血清又は植物の種子その他の部分の抽出物（フィトアグルチニン）であり、血球又は血清の特徴により血液型を判定するのに使用する。活性成分（単数又は複数）のほか、活性を高め、又は安定性を保つた</p> | <p>この項の試薬は、支持体を使用しているもの又は調製した形態のものであり、したがって、二以上の成分から構成される。例えば、これらは、二以上の試薬の混合物又は水以外の溶剤に溶かした単独の試薬である。これらは、また、支持体として使用される紙、プラスチック又はその他の材質で、一以上の診断用又は理化学用試薬を染み込ませ又はこれらの試薬で覆ったもの（例えば、リトマス紙、pH 紙、検極紙又は<u>予め被覆された免疫分析プレート</u>）もある。この項の試薬は、また、数種の構成要素から成るキットの形態をとっており、その構成要素は、28 類又は 29 類の分離した化学的に单一の化合物、32.04 項の合成着色料又は単独で提示された場合に他の項に分類可能なその他の物質である。このようなキットの例には、血液中のぶどう糖や、尿中のケトンなどを検査するものや酵素をもととしたものがある。<u>ただし、30.06 項又は 30.06 項の物品の特性を有するもの</u>（例えば、单クローニング抗体又は多クローニング抗体をもととしたもの）は、除く。</p> <p>この項の試薬は、診断用又は理化学用試薬のみに使用するものであると明らかに判断できるものであり、それは、成分、ラベル表示、試験管用又は理化学用の取扱い説明書、どのような診断用検査に用いられるかに係る表示又は物理的形態（例えば、支持体又は補体の存在）により明確になる。</p> |

## 新旧対照表

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

| 改正後  | 改正前                                       |
|--|---|
| <p>めの物質（防腐剤、抗生物質等）を含有することがある。</p> <p>(A) 次の物品は、血球の特徴により血液型を判定する試薬と認められる。</p> <p>( i ) A、B、O 及び AB の各型、A1 及び A2 の各亜型又はファクター-H の判定に使用する調製品</p> <p>( ii ) M、N、S 及び P の各型又は Lu、K、Le 等の各型の判定に使用する調製品</p> <p>( iii ) Rh 型又は C<sup>w</sup>、F、V 等の各亜型の判定に使用する調製品</p> <p>( iv ) 動物の血液型の判定に使用する調製品</p> <p>(B) 次の物品は、血清の特徴（血清型）を判定する試薬と認められる。</p> <p>( i ) Gm、Km 等系列の特徴を判定する調製品</p> <p>( ii ) Gc、Ag 等の各血清型を判定する調製品</p> <p>(C) 人間の抗グロブリン血清（クームス血清（coombs serum）。ある種の血液型判定法において必要である。）は、この項の血液型判定用試薬と認められる。<br/>粗製の血清その他前処理をしなければ試薬用に適するようにならない半完成物質は、それぞれの構成材料に基づきその所属を決定する。</p> <p>(D) HLA の特徴（HLA 抗原）を判定する試薬（直接適用できるものに限る。）は、この項に属する。これらの物品は、人又は動物の血清であり、HLA 抗原を判定するため検体の末梢血液リンパ球（peripheral blood lymphocytes）と反応する。検体の HLA 抗原は、異なる HLA 試験血清（HLA test sera）との反応型をもととして判定される。これらの試薬には、活性物質のほか安定及び保存のための添加物を含有している。</p> <p>これらには、次の物品を含む。</p> <p>( a ) HLA A、B 及び C 抗原の判定に使用する調製品</p> <p>( b ) HLA DR 抗原の判定に使用する調製品</p> <p>( c ) HLA D 抗原の判定に使用する調製品</p> <p>( d ) 一連の異なる HLA 抗血清を含有する HLA A、B 及び C 抗原の判定に使用する最終試薬（例えば、テストプレート）</p> <p>( e ) HLA DR 座位の判定に使用する最終試薬（例えば、テストプレート）</p> <p style="text-align: center;">(省 略)</p> | <p>(注) 下線を付した箇所が改正部分である。</p> <p>(同 左)</p> |

38.24 鑄物用の鋳型又は中子の調製粘結剤並びに化学工業（類似の工業を含

38.24 鑄物用の鋳型又は中子の調製粘結剤並びに化学工業（類似の工業を含

## 新旧対照表

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

| 改正後   | 改正前   |
|---|---|
| む。)において生産される化学品及び調製品(天然物のみの混合物を含むものとし、他の項に該当するものを除く。) | む。)において生産される化学品及び調製品(天然物のみの混合物を含むものとし、他の項に該当するものを除く。)   |
| 3824. 10~3824. 60 (省 略)<br>(削 除)<br>(削 除)             | 3824. 10~3824. 60 (同 左)<br><u>—メタン、エタン又はプロパンのハロゲン化誘導体を含有する混合物</u><br><u>3824. 71—クロロフルオロカーボン(CFC)を含有するもの(ハイドロクロロフルオロカーボン(HCFC)、ペルフルオロカーボン(PFC)又はハイドロフルオロカーボン(HFC)を含有するかしないかを問わない。)</u><br><u>3824. 72—プロモクロロジフルオロメタン、プロモトリフルオロメタン又はジプロモテトラフルオロエタンを含有するもの</u><br><u>3824. 73—ハイドロプロモフルオロカーボン(HBFC)を含有するもの</u><br><u>3824. 74—ハイドロクロロフルオロカーボン(HCFC)を含有するもの(クロロフルオロカーボン(CFC)を含有しないものに限るものとし、ペルフルオロカーボン(PFC)又はハイドロフルオロカーボン(HFC)を含有するかしないかを問わない。)</u><br><u>3824. 75—四塩化炭素を含有するもの</u><br><u>3824. 76—1, 1, 1-トリクロロエタン(メチルクロロホルム)を含有するもの</u><br><u>3824. 77—プロモメタン(メチルブロマイド)又はプロモクロロメタンを含有するもの</u><br><u>3824. 78—ペルフルオロカーボン(PFC)又はハイドロフルオロカーボン(HFC)を含有するもの(クロロフルオロカーボン(CFC)又はハイドロクロロフルオロカーボン(HCFC)を含有しないものに限る。)</u><br><u>3824. 79—その他のもの</u><br>—この類の号注3の物品 |
| 3824. 81~3824. 88 (省 略)                               | 3824. 81~3824. 88 (同 左)   |
| <u>3824. 89—短鎖塩素化パラフィンを含有するもの</u><br>—その他のもの          | (新 規)   |
| 3824. 91 (省 略)  | —その他のもの   |
| <u>3824. 92—ポリグリコールのメチルホスホン酸エステル</u>                  | (新 規)   |
| 3824. 99 (省 略)  | 3824. 99 (同 左)  |

## 新旧対照表

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

| 改正後<br>(省 略)  | 改正前<br>(同 左)  |
|---|---|
| *   | *   |
| * *   | * *   |
| <b>号の解説</b><br>3824.89<br><u>短鎖塩素化パラフィンを含有する混合物の取引は、ロッテルダム条約及びストックホルム条約で規制されている。</u>  | <b>号の解説</b><br>3824.71 から 3824.79<br><u>3824.71号から3824.79号はメタン、エタン又はプロパンのハロゲン化誘導体の混合物及びその他の物質とこのようなハロゲン化誘導体との混合物を含む。</u><br><u>メタン、エタン及びプロパンのハロゲン化誘導体を含有する混合物の取引はオゾン層を破壊する物質に関するモントリオール議定書で規制されている。</u> |
| 3824.91<br>(省 略)  | 3824.91<br>(同 左)  |
| 3824.92<br><u>ポリグリコールのメチルホスホン酸エステルを含有する混合物の取引は、化学兵器の開発、生産、貯蔵及び使用の禁止並びに廃棄に関する条約（化学兵器禁止条約）で規制されている。</u><br><br>(省 略)  | (新 規)   |
| <b>38.27 メタン、エタン又はプロパンのハロゲン化誘導体を含有する混合物<br/>(他の項に該当するものを除く。)</b><br><u>一クロロフルオロカーボン(CFC) (ハイドロクロロフルオロカーボン(HCFC)、ペルフルオロカーボン(PFC)又はハイドロフルオロカーボン(HFC)を含有するかしないかを問わない。)、ハイドロブロモフルオロカーボン(HBFC)を含有するもの、四塩化炭素を含有するもの又は1, 1, 1-トリクロロエタン(メチルクロロホルム)を含有するもの</u> | (新 規)   |
| 3827.11— <u>一クロロフルオロカーボン(CFC)を含有するもの (ハイドロクロロフルオロカーボン(HCFC)、ペルフルオロカーボン(P</u>  | (新 規)   |

## 新旧対照表

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

| 改正後  | 改正前  |
|--|------|
| <u>F C) 又はハイドロフルオロカーボン (H F C) を含有するかしないかを問わない。)</u>   |      |
| <u>3827. 12——ハイドロブロモフルオロカーボン (H B F C) を含有するもの</u>   | (新規) |
| <u>3827. 13——四塩化炭素を含有するもの</u>  | (新規) |
| <u>3827. 14——1, 1, 1, 1—トリクロロエタン (メチルクロロホルム) を含有するもの</u>   | (新規) |
| <u>3827. 20—プロモクロロジフルオロメタン (ハロン-1211)、プロモトリフルオロメタン (ハロン-1301) 又はジブロモテトラフルオロエタン (ハロン-2402) を含有するもの</u>                                      | (新規) |
| <u>—ハイドロクロロフルオロカーボン (H C F C) を含有するもの (クロロフルオロカーボン (C F C) を含有しないものに限るものとし、ペルフルオロカーボン (P F C) 又はハイドロフルオロカーボン (H F C) を含有するかしないかを問わない。)</u> | (新規) |
| <u>3827. 31——第 2903. 41 号から第 2903. 48 号までの物質を含有するもの</u>  | (新規) |
| <u>3827. 32——その他のもの (第 2903. 71 号から第 2903. 75 号までの物質を含有するものに限る。)</u>   | (新規) |
| <u>3827. 39——その他のもの</u>  | (新規) |
| <u>3827. 40—プロモメタン (メチルブロマイド) 又はプロモクロロメタンを含有するもの</u>   | (新規) |
| <u>—トリフルオロメタン (H F C-23) 又はペルフルオロカーボン (P F C) を含有するもの (クロロフルオロカーボン (C F C) 及びハイドロクロロフルオロカーボン (H C F C) を含有しないものに限る。)</u>                   | (新規) |
| <u>3827. 51——トリフルオロメタン (H F C-23) を含有するもの</u>  | (新規) |
| <u>3827. 59——その他のもの</u>  | (新規) |
| <u>—ハイドロフルオロカーボン (H F C) を含有するもの (クロロフルオロカーボン (C F C) 及びハイドロクロロフルオロカーボン (H C F C) を含有しないものに限る。)</u>  | (新規) |
| <u>3827. 61——1, 1, 1, 1—トリフルオロエタン (H F C-143a) の含有量が全質量の 15%以上のもの</u>  | (新規) |
| <u>3827. 62——その他のもの (第 3827. 61 号のものを除くものとし、ペンタフルオロエタン (H F C-125) の含有量が全質量の 55%以上で、かつ、非環式炭化水素の不飽和ふっ素化誘導体 (H F O) を含有</u>                  | (新規) |

## 新旧対照表

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

| 改正後  | 改正前   |
|--|---|
| <u>しないものに限る。)</u>  |   |
| <u>3827.63--その他のもの（第3827.61号のもの及び第3827.62号のものを除くものとし、ペンタフルオロエタン（HFC-125）の含有量が全質量の40%以上のものに限る。）</u>   | (新規)  |
| <u>3827.64--その他のもの（第3827.61号から第3827.63号までのものを除くものとし、1,1,1,2-テトラフルオロエタン（HFC-134a）の含有量が全質量の30%以上で、かつ、非環式炭化水素の不飽和ふっ素化誘導体（HFO）を含有しないものに限る。）</u>  | (新規)  |
| <u>3827.65--その他のもの（第3827.61号から第3827.64号までのものを除くものとし、ジフルオロメタン（HFC-32）の含有量が全質量の20%以上で、かつ、ペンタフルオロエタン（HFC-125）の含有量が全質量の20%以上のものに限る。）</u>   | (新規)  |
| <u>3827.68--その他のもの（第3827.61号から第3827.65号までのものを除くものとし、第2903.41号から第2903.48号までの物質を含有するものに限る。）</u>  | (新規)  |
| <u>3827.69--その他のもの</u>   | (新規)  |
| <u>3827.90--その他のもの</u>   | (新規)  |
| <u>この項には、メタン、エタン又はプロパンのハロゲン化誘導体を含有する混合物（他の物質と混合したものも含む。）を含む。</u><br><u>メタン、エタン又はプロパンのハロゲン化誘導体を含有する混合物の取引は、オゾン層を破壊する物質に関するモントリオール議定書によって規制されている。</u><br><u>6部の注4の規定により、名称又は機能により6部の一以上の項及び38.27項に同時に属するとみられる物品は、名称又は機能により特定された項に分類されるものとし、38.27項には属しない。</u> | (新規)  |
| <b>第7部<br/>プラスチック及びゴム並びにこれらの製品</b>   | <b>第7部<br/>プラスチック及びゴム並びにこれらの製品</b>                                  |
| 注  | 注   |
| 1 二以上の独立した構成成分（その一部又は全部がこの部に属し、かつ、第6部又はこの部の生産品を得るために相互に混合するものに限る。）か  | 1 二以上の独立した構成成分（その一部又は全部がこの部に属し、かつ、第6部又はこの部の生産品を得るために相互に混合するものに限る。）か |

## 新旧対照表

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

| 改正後   | 改正前   |
|---|---|
| <p>ら成るセットにした物品は、当該構成成分が次の<u>全て</u>の要件を満たす場合に限り、当該生産品が属する項に属する。</p> <p>(a) ~ (c) (省 略)</p> <p>2 プラスチック及びゴム並びにこれらの製品で、モチーフ、字又は絵を印刷したもののうち、当該モチーフ、字又は絵がこれらの物品の本来の用途に対し<u>副次的</u>でないものは、第 49 類に属する。ただし、第 39.18 項又は第 39.19 項の物品を除く。</p>  | <p>ら成るセットにした物品は、当該構成成分が次の<u>すべて</u>の要件を満たす場合に限り、当該生産品が属する項に属する。</p> <p>(a) ~ (c) (同 左)</p> <p>2 プラスチック及びゴム並びにこれらの製品で、モチーフ、字又は絵を印刷したもののうち、当該モチーフ、字又は絵がこれらの物品の本来の用途に対し<u>付隨的</u>でないものは、第 49 類に属する。ただし、第 39.18 項又は第 39.19 項の物品を除く。</p>   |
| 総 説   | 総 説   |
| <p>注 1</p> <p>この注は、二以上の独立した構成成分（その一部又は全部が<u>この</u>部に属するものに限る。）から成るセットにした物品の分類について規定している。ただし、この注は、セットにした生産品のうち、当該構成成分が<u>6</u>部又は<u>この</u>部の物品を得るために共に混合するためのものに限る。このようなセットにした物品は、当該構成成分がこの注の (a) から (c) までの<u>全て</u>の要件を満たす場合に限り、当該生産品が属する項に属する。</p> <p>(省 略)</p>   | <p>注 1</p> <p>この注は、二以上の独立した構成成分（その一部又は全部が<u>第 7</u>部に属するものに限る。）から成るセットにした物品の分類について規定している。ただし、この注は、セットにした生産品のうち、当該構成成分が<u>第 6</u>部又は<u>第 7</u>部の物品を得るために共に混合するためのものに限る。このようなセットにした物品は、当該構成成分がこの注の (a) から (c) までの<u>すべて</u>の要件を満たす場合に限り、当該生産品が属する項に属する。</p> <p>(同 左)</p>                                    |
| <p>注 2</p> <p>39.18 項の物品（プラスチック製の床用敷物、壁面被覆材及び天井被覆材）及び 39.19 項の物品（プラスチック製の接着性の板等）は、モチーフ、字又は絵を印刷したもののうち、当該モチーフ、字又は絵がこれらの物品の本来の用途に対し<u>副次的</u>でないものであっても 49 類に<u>属さず</u>、上記各項に属する。ただし、この部に掲げるプラスチック又はゴムから成るその他の<u>全て</u>の物品で、その印刷が本来の用途に対し<u>副次的</u>でなく、プラスチック又はゴムが印刷の媒体のみの役割のものは、49 類に属する。</p> <p>第 39 類<br/>プラスチック及びその製品</p> | <p>注 2</p> <p>第 39.18 項の物品（プラスチック製の床用敷物、壁面被覆材及び天井被覆材）及び第 39.19 項の物品（プラスチック製の接着性の板等）は、モチーフ、字又は絵を印刷したもののうち、当該モチーフ、字又は絵がこれらの物品の本来の用途に対し<u>付隨的</u>でないものであっても 49 類に<u>属せず</u>、上記各項に属する。ただし、この部に掲げるプラスチック又はゴムから成るその他の<u>すべて</u>の物品はこれらの印刷が本来の用途に対し、<u>付隨的でなければ</u> 49 類に属する。</p> <p>第 39 類<br/>プラスチック及びその製品</p> |
| 注   | 注   |

## 新旧対照表

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

| 改正後  | 改正前   |
|--|---|
| 1 (省 略)  | 1 (同 左)   |
| 2 この類には、次の物品を含まない。   | 2 この類には、次の物品を含まない。  |
| (a) ~ (w) (省 略)  | (a) ~ (w) (同 左)   |
| (x) 第 94 類の物品（例えば、家具、照明器具、イルミネーションサイン及びプレハブ建築物）  | (x) 第 94 類の物品（例えば、家具、 <u>ランプ</u> その他の照明器具、イルミネーションサイン及びプレハブ建築物）   |
| (y) 第 95 類の物品（例えば、 <u>玩具</u> 、遊戯用具及び運動用具）  | (y) 第 95 類の物品（例えば、 <u>がん</u> 具、遊戯用具及び運動用具）  |
| (z) (省 略)  | (z) (同 左)   |
| 3 (省 略)  | 3 (同 左)   |
| 4 「共重合体」とは、重合体の全重量の 95%以上を占める一の単量体ユニットを有しない <u>全て</u> の重合体をいう。<br>この類において共重合体（共重縮合物、共重付加物、ブロック共重合体及びグラフト共重合体を含む。）及びポリマーブレンドは、文脈により別に解釈される場合を除くほか、これらを構成するコモノマーアユニットのうち最大の重量を占めるコモノマーアユニットの重合体が属する項に属する。この場合において、同一の項に属する重合体を構成するコモノマーアユニットは、一のものとみなしその重量を合計する。<br>最大の重量を占めるコモノマーアユニットが存在しない場合には、共重合体及びポリマーブレンドは、等しく考慮に値する項のうち数字上の配列において最後となる項に属する。 | 4 「共重合体」とは、重合体の全重量の 95%以上を占める一の単量体ユニットを有しない <u>すべて</u> の重合体をいう。<br>この類において共重合体（共重縮合物、共重付加物、ブロック共重合体及びグラフト共重合体を含む。）及びポリマーブレンドは、文脈により別に解釈される場合を除くほか、これらを構成するコモノマーアユニットのうち最大の重量を占めるコモノマーアユニットの重合体が属する項に属する。この場合において、同一の項に属する重合体を構成するコモノマーアユニットは、一のものとみなしその重量を合計する。<br>最大の重量を占めるコモノマーアユニットが存在しない場合には、共重合体及びポリマーブレンドは、等しく考慮に値する項のうち数字上の配列において最後となる項に属する。 |
| 5 ~ 11 (省 略)<br><br>(省 略)<br><br>総 説<br><br>(省 略)  | 5 ~ 11 (同 左)<br><br>(同 左)<br><br>総 説<br><br>(同 左)   |
| 注 2 に掲げた除外規定に加え、この類には次の物品を含まない。<br>(a) 及び (b) (省 略)<br>(c) プラスチック及びその製品（39. 18 項又は 39. 19 項の物品を除く。）で、モチーフ、字又は絵を印刷したもののうち、当該モチーフ、字又は絵がこれらの物品の本来の用途に対し <u>副次的</u> でないもの（49 類）<br><br>(省 略)   | 注 2 に掲げた除外規定に加え、この類には次の物品を含まない。<br>(a) 及び (b) (同 左)<br>(c) プラスチック及びその製品（39. 18 項又は 39. 19 項の物品を除く。）で、モチーフ、字又は絵を印刷したもののうち、当該モチーフ、字又は絵がこれらの物品の本来の用途に対し <u>付隨的</u> でないもの（49 類）<br><br>(同 左)  |

## 新旧対照表

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

| 改正後   | 改正前  |
|---|--|
| 39.07 ポリアセタールその他のポリエーテル、エポキシ樹脂及びポリカーボネート、アルキド樹脂、ポリアリルエステルその他のポリエステル(一次製品に限る。)<br>3907.10 (省 略)<br><u>—その他のポリエーテル</u><br><u>3907.21—ビス(ポリオキシエチレン)メチルホスホネート</u><br><u>3907.29——その他のもの</u><br>3907.30～3907.99 (省 略)  | 39.07 ポリアセタールその他のポリエーテル、エポキシ樹脂及びポリカーボネート、アルキド樹脂、ポリアリルエステルその他のポリエステル(一次製品に限る。)<br>3907.10 (同 左)<br><u>3907.20—その他のポリエーテル</u><br><br>3907.30～3907.99 (同 左)   |
| この項には、次の物品を含む。<br>(1) ポリアセタール：アルデヒド（通常、ホルムアルデヒド）から得た重合体で重合鎖中にアセタール官能基が存在することで特徴づけられる。これらはアセタール基が重合鎖上に置換されている 39.05 項のポリビニルアセタールと混同してはならない。このグループのプラスチックには、アセタール共重合体を含む。これは、リングベアリング、カム、自動車用計器の収用箱、ドアのつまみ、ポンプのインペラ、靴のかかと、機械式 <u>玩具</u> 、鉛管類の取付具等に使用するもので、工業用プラスチックとみなされている。<br><br>(省 略) | この項には、次の物品を含む。<br>(1) ポリアセタール：アルデヒド（通常、ホルムアルデヒド）から得た重合体で重合鎖中にアセタール官能基が存在することで特徴づけられる。これらはアセタール基が重合鎖上に置換されている 39.05 項のポリビニルアセタールと混同してはならない。このグループのプラスチックには、アセタール共重合体を含む。これは、リングベアリング、カム、自動車用計器の収用箱、ドアのつまみ、ポンプのインペラ、靴のかかと、機械式 <u>がん具</u> 、鉛管類の取付具等に使用するもので、工業用プラスチックとみなされている。<br><br>(同 左) |
| 39.11 石油樹脂、クマロン－インデン樹脂、ポリテルペン、ポリ硫化物、ポリスルホン及びこの類の注3のその他の物品(一次製品に限るものとし、他の項に該当するものを除く。)<br>3911.10 (省 略)<br><u>3911.20—ポリ(1,3-フェニレンメチルホスホン酸)</u><br>3911.90 (省 略)<br><br>(省 略)  | 39.11 石油樹脂、クマロン－インデン樹脂、ポリテルペン、ポリ硫化物、ポリスルホン及びこの類の注3のその他の物品(一次製品に限るものとし、他の項に該当するものを除く。)<br>3911.10 (同 左)<br><br>(新 規)<br>3911.90 (同 左)<br><br>(同 左)  |
| 39.13 天然の重合体(例えば、アルギン酸)及び変性させた天然の重合体(例えば、硬化たんぱく質及び天然ゴムの化学的誘導体)(一次製  | 39.13 天然の重合体(例えば、アルギン酸)及び変性させた天然の重合体(例えば、硬化たんぱく質及び天然ゴムの化学的誘導体)(一次製   |

## 新旧対照表

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

| 改正後   | 改正前   |
|---|---|
| <p>品に限るものとし、他の項に該当するものを除く。)</p> <p>(省 略)</p> <p>次の物品は、この項のいくつかの主要な天然重合体又は変性させた天然重合体である。</p> <p>(1) アルギン酸並びにその塩及びエステル</p> <p>(省 略)</p> <p>これらの物品は、保存剤（例えば、安息香酸ナトリウム）を含有していてもよく、またゲル化剤（例えば、カルシウム塩）、遅延剤（retarders、例えば、りん酸塩、くえん酸塩）、促進剤（例えば、有機酸）及び調整剤（regulators、例えば、しょ糖、尿素）などの添加により標準化されてもよい。ただし、添加物によって一般的な用途よりむしろ特殊な用途に特に適するようになった物品であってはならない。</p> <p>(省 略)</p> | <p>品に限るものとし、他の項に該当するものを除く。)</p> <p>(同 左)</p> <p>次の物品は、この項のいくつかの主要な天然重合体又は変性させた天然重合体である。</p> <p>(1) アルギン酸並びにその塩及びエステル</p> <p>(同 左)</p> <p>これらの物品は、保存剤（例えば、安息香酸ナトリウム）を含有していてもよく、またゲル化剤（例えば、カルシウム塩）、遅延剤（retarders、例えば、りん酸塩、くえん酸塩）、促進剤（例えば、有機酸）及び調整剤（regulators、例えば、しょ糖、尿素）などの添加により標準化されてもよい。ただし、添加物によって一般的な用途よりむしろ特殊な用途に特に適するようになった物品であってはならない。</p> <p>(同 左)</p> |
| <p>39.18 プラスチック製の床用敷物（接着性を有するか有しないか問わないものとし、ロール状又はタイル状のものに限る。）並びにこの類の注9のプラスチック製の壁面被覆材及び天井被覆材</p> <p>(省 略)</p> <p>この項には、モチーフ、字又は絵を印刷したもののうち、当該モチーフ、字又は絵がこれらの物品の本来の用途に対し副次的でない製品を含むことに注意しなければならない（7部の注2参照）。</p>   | <p>39.18 プラスチック製の床用敷物（接着性を有するか有しないか問わないものとし、ロール状又はタイル状のものに限る。）並びにこの類の注9のプラスチック製の壁面被覆材及び天井被覆材</p> <p>(同 左)</p> <p>この項には、モチーフ、字又は絵を印刷したもののうち、当該モチーフ、字又は絵がこれらの物品の本来の用途に対し付隨的でない製品を含むことに注意しなければならない（7部の注2参照）。</p>   |
| <p>39.19 プラスチック製の板、シート、フィルム、はく、テープ、ストリップその他のへん平な形状の物品（接着性を有するものに限るものとし、ロール状であるかないかを問わない。）</p>   | <p>39.19 プラスチック製の板、シート、フィルム、はく、テープ、ストリップその他のへん平な形状の物品（接着性を有するものに限るものとし、ロール状であるかないかを問わない。）</p>   |

## 新旧対照表

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

| 改正後<br>(省 略)   | 改正前<br>(同 左)   |
|--|--|
| <p>この項には、39.18 項の床用敷物、壁面被覆材及び天井被覆材を除き、<u>全て</u>のプラスチック製のへん平な形状の物品を含む（接着性を有するものに限るものとし、ロール状であるかないかを問わない。）。ただし、圧力により接着性を有する（pressure-sensitive）へん平な形状の物質に限る。すなわち濡らしたり又他の添加物を加えたりすることなく室温で永続的な接着性（片面又は両面に）を有するもの及び指や手の圧力以上の圧力を必要とせずに単に接触するのみで種々の異なる表面に強固に接着するものである。</p> <p>この項には、モチーフ、字又は絵を印刷したもののうち、当該モチーフ、字又は絵がこれらの物品の本来の用途に対し<u>副次的</u>でない製品を含むことに注意しなければならない（7部の注2参照）。</p> <p style="text-align: center;">(省 略)</p> <p style="text-align: center;"><b>第 40 類</b><br/><b>ゴム及びその製品</b></p> <p style="text-align: center;">(省 略)</p> <p>40.15 衣類及び衣類附属品（手袋、ミトン及びミットを含み、加硫したゴム（硬質ゴムを除く。）製のものに限るものとし、用途を問わない。）<br/>—手袋、ミトン及びミット<br/>(削 除)<br/><u>4015.12—内科用、外科用、歯科用又は獣医科用のもの</u><br/>4015.19 (省 略)<br/>4015.90 (省 略)</p> <p style="text-align: center;">(省 略)</p> <p>号の解説<br/>4015.12<br/>内科用、外科用、歯科用又は獣医科用の手袋は、無菌の使い捨て包装又は</p> | <p>この項には、39.18 項の床用敷物、壁面被覆材及び天井被覆材を除き、<u>すべて</u>のプラスチック製のへん平な形状の物品を含む（接着性を有するものに限るものとし、ロール状であるかないかを問わない。）。ただし、圧力により接着性を有する（pressure-sensitive）へん平な形状の物質に限る。すなわち濡らしたり又他の添加物を加えたりすることなく室温で永続的な接着性（片面又は両面に）を有するもの及び指や手の圧力以上の圧力を必要とせずに単に接触するのみで種々の異なる表面に強固に接着するものである。</p> <p>この項には、モチーフ、字又は絵を印刷したもののうち、当該モチーフ、字又は絵がこれらの物品の本来の用途に対し<u>付隨的</u>でない製品を含むことに注意しなければならない（7部注2参照）。</p> <p style="text-align: center;">(同 左)</p> <p style="text-align: center;"><b>第 40 類</b><br/><b>ゴム及びその製品</b></p> <p style="text-align: center;">(同 左)</p> <p>40.15 衣類及び衣類附属品（手袋、ミトン及びミットを含み、加硫したゴム（硬質ゴムを除く。）製のものに限るものとし、用途を問わない。）<br/>—手袋、ミトン及びミット<br/><u>4015.11—外科用のもの</u><br/>(新 規)<br/>4015.19 (同 左)<br/>4015.90 (同 左)</p> <p style="text-align: center;">(同 左)</p> <p>号の解説<br/>4015.11<br/>外科用の手袋は、液浸法により製造された薄くて高い引裂き強さを有する</p> |

## 新旧対照表

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

| 改正後  | 改正前   |
|--|---|
| <p>無殺菌のバルク状態のもので、患者及び使用者を二次汚染から保護するため<br/>に使用する高い防水性と強い伸張性を有する手袋である。これらはまた、診<br/>断用として、科学や医学の研究施設において又は汚染された医療材料を取り<br/>扱う際にも使用される。</p> <p>(省 略)</p> <p>40.17 硬質ゴム（例えば、エボナイト。くずを含むものとし、形状を問わな<br/>い。）及びその製品</p> <p>(省 略)</p> <p>この項には、他の類に該当しない<u>全て</u>の硬質ゴムの製品を含む。桶、管製<br/>品、ナイフの柄及びにぎり、グリップハンドルその他これらに類する物品並<br/>びに衛生用品を含む。</p> <p>この項には、次の物品を含まない。</p> <p>(a) 16 部の機械類、電気機器及びこれらの部分品（<u>全て</u>の種類の電気用品<br/>を含む。）で硬質ゴム製のもの</p> <p>(b) ~ (e) (省 略)</p> <p>(f) 94 類の家具、照明器具及びその他の製品</p> <p>(g) 玩具、遊戯用具及び運動用具（95 類）</p> <p>(h) (省 略)</p> <p>(省 略)</p> <p style="text-align: center;"><b>第 42 類</b><br/>革製品及び動物用装着具並びに旅行用具、ハンドバッグ<br/>その他これらに類する容器並びに腸の製品</p> <p>注<br/>1 (省 略)<br/>2 この類には、次の物品を含まない。</p> | <p>製品である（外科医が着用するものに限る。）これらは一般に無菌包装で提<br/>示される。</p> <p>(同 左)</p> <p>40.17 硬質ゴム（例えば、エボナイト。くずを含むものとし、形状を問わな<br/>い。）及びその製品</p> <p>(同 左)</p> <p>この項には、他の類に該当しない<u>すべて</u>の硬質ゴムの製品を含む。桶、管<br/>製品、ナイフの柄及びにぎり、グリップハンドルその他これらに類する物品<br/>並びに衛生用品を含む。</p> <p>この項には、次の物品を含まない。</p> <p>(a) 16 部の機械類、電気機器及びこれらの部分品（<u>すべて</u>の種類の電気用品<br/>を含む。）で硬質ゴム製のもの</p> <p>(b) ~ (e) (同 左)</p> <p>(f) 94 類の家具、<u>ランプ</u>その他の照明器具並びにその他の製品</p> <p>(g) <u>がん具</u>、遊戯用具及び運動用具（95 類）</p> <p>(h) (同 左)</p> <p>(同 左)</p> <p style="text-align: center;"><b>第 42 類</b><br/>革製品及び動物用装着具並びに旅行用具、ハンドバッグ<br/>その他これらに類する容器並びに腸の製品</p> <p>注<br/>1 (同 左)<br/>2 この類には、次の物品を含まない。</p> |

## 新旧対照表

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

| 改正後   | 改正前  |
|---|--|
| (a) ~ (ij) (省略)<br>(k) 第94類の物品（例えば、家具及び照明器具）<br>(l) 第95類の物品（例えば、 <u>玩具</u> 、遊戯用具及び運動用具）<br>(m) (省略)<br>3及び4 (省略)<br><br>(省略)  | (a) ~ (ij) (同左)<br>(k) 第94類の物品（例えば、家具及びランプその他の照明器具）<br>(l) 第95類の物品（例えば、 <u>がん具</u> 、遊戯用具及び運動用具）<br>(m) (同左)<br>3及び4 (同左)<br><br>(同左)   |
| <b>42.05 その他の革製品及びコンポジションレザー製品</b><br><br>(省略)  | <b>42.05 その他の革製品及びコンポジションレザー製品</b><br><br>(同左)   |
| この項には、次の物品を含まない。<br>(a) ~ (d) (省略)<br>(e) 94類の物品（例えば、家具、家具の部分品及び照明器具）<br>(f) 95類の物品（例えば、 <u>玩具</u> 、遊戯用具及び運動用具）<br>(g) (省略)<br><br>(省略)                             | この項には、次の物品を含まない。<br>(a) ~ (d) (同左)<br>(e) 94類の物品（例えば、家具、家具の部分品、 <u>ランプ</u> 及び照明器具）<br>(f) 95類の物品（例えば、 <u>がん具</u> 、遊戯用具及び運動用具）<br>(g) (同左)<br><br>(同左)                                |
| <b>第44類<br/>木材及びその製品並びに木炭</b>   | <b>第44類<br/>木材及びその製品並びに木炭</b>  |
| <b>注</b><br>1 この類には、次の物品を含まない。<br>(a) ~ (n) (省略)<br>(o) 第94類の物品（例えば、家具、照明器具及びプレハブ建築物）<br><br>(p) 第95類の物品（例えば、 <u>玩具</u> 、遊戯用具及び運動用具）<br>(q) 及び (r) (省略)<br>2~6 (省略) | <b>注</b><br>1 この類には、次の物品を含まない。<br>(a) ~ (n) (同左)<br>(o) 第94類の物品（例えば、家具、 <u>ランプ</u> その他の照明器具及びプレハブ建築物）<br><br>(p) 第95類の物品（例えば、 <u>がん具</u> 、遊戯用具及び運動用具）<br>(q) 及び (r) (同左)<br>2~6 (同左) |
| <b>号注</b>   | 号注   |

## 新旧対照表

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

| 改正後   | 改正前   |
|---|---|
| 1 (省 略)   | 1 (同 左)   |
| 2 第 4401.32 号において「木質ブリケット」とは、木材機械加工業、家具製造業その他の木材加工業において生ずる副産物（例えば、削りくず、のこくず及びチップ）で、直接圧縮すること又は全重量の 3 %以下の結合剤を加えることにより凝結させたもの（横断面の最小寸法が 25 ミリメートルを超え、立方体状、多面体状又は円筒状の物品に限る。）をいう。 | (新 規)   |
| 3 第 4407.13 号において「SPF」とは、とうひ、松及びもみが様々な割合で混在し、それらの割合が不明な林分から得られた木材をいう。   | (新 規)   |
| 4 第 4407.14 号において「ヘムファー」とは、ウェスタンヘムロック及びもみが様々な割合で混在し、それらの割合が不明な林分から得られた木材をいう。  | (新 規)   |
| (省 略)   | (同 左)   |
| 44.01 のこくず及び木くず（棒状、ブリケット状、ペレット状その他これらに類する形状に凝結させてあるかないかを問わない。）、薪材並びにチップ状又は小片状の木材<br>(省 略)   | 44.01 のこくず及び木くず（棒状、ブリケット状、ペレット状その他これらに類する形状に凝結させてあるかないかを問わない。）、薪材並びにチップ状又は小片状の木材<br>(同 左) |
| 4401.11～4401.22 (省 略)<br>ーのこくず及び木くず（棒状、ブリケット状、ペレット状その他これらに類する形状に凝結させたものに限る。）  | 4401.11～4401.22 (同 左)<br>ーのこくず及び木くず（棒状、ブリケット状、ペレット状その他これらに類する形状に凝結させたものに限る。）              |
| 4401.31 (省 略)   | 4401.31 (同 左)   |
| 4401.32—木質ブリケット   | (新 規)   |
| 4401.39 (省 略)<br>ーのこくず及び木くず（凝結させたものを除く。）  | 4401.39 (同 左)<br>4401.40—のこくず及び木くず（凝結させたものを除く。）   |
| 4401.41—のこくず  |   |
| 4401.49—その他のもの<br>(省 略)   | (同 左)   |
| 44.02 木炭（植物性の殻又はナットの炭を含むものとし、凝結させてあるかないかを問わない。）   | 44.02 木炭（植物性の殻又はナットの炭を含むものとし、凝結させてあるかないかを問わない。）   |
| 4402.10 (省 略)   | 4402.10 (同 左)   |

## 新旧対照表

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

| 改正後  | 改正前  |
|--|--|
| <u>4402.20</u> —殻又はナットのもの  | (新規)   |
| 4402.90 (省略)   | 4402.90 (同左)   |
| (省略)   | (同左)   |
| 44.03 木材 (粗のものに限るものとし、皮若しくは辺材を剥いであるかないか又は粗く角にしてあるかないかを問わない。)                     | 44.03 木材 (粗のものに限るものとし、皮若しくは辺材を剥いであるかないか又は粗く角にしてあるかないかを問わない。)                     |
| (省略)   | (同左)   |
| 4403.11 (省略)   | 4403.11 (同左)   |
| 4403.12 (省略)   | 4403.12 (同左)   |
| —その他のもの (針葉樹のものに限る。)   | —その他のもの (針葉樹のものに限る。)   |
| 4403.21—松 (マツ属のもの) のもの (横断面の <u>最小寸法</u> が 15 センチメートル以上のものに限る。)                  | 4403.21—松 (マツ属のもの) のもの (横断面の <u>最大寸法</u> が 15 センチメートル以上のものに限る。)                  |
| 4403.22 (省略)   | 4403.22 (同左)   |
| 4403.23—もみ (モミ属のもの) 又はとうひ (トウヒ属のもの) のもの (横断面の <u>最小寸法</u> が 15 センチメートル以上のものに限る。) | 4403.23—もみ (モミ属のもの) 又はとうひ (トウヒ属のもの) のもの (横断面の <u>最大寸法</u> が 15 センチメートル以上のものに限る。) |
| 4403.24 (省略)   | 4403.24 (同左)   |
| 4403.25—その他 (横断面の <u>最小寸法</u> が 15 センチメートル以上のものに限る。)                             | 4403.25—その他 (横断面の <u>最大寸法</u> が 15 センチメートル以上のものに限る。)                             |
| 4403.26 (省略)   | 4403.26 (同左)   |
| —その他のもの (熱帯産木材のものに限る。)   | —その他のもの (熱帯産木材のものに限る。)   |
| 4403.41 (省略)   | 4403.41 (同左)   |
| <u>4403.42</u> —チーク  | (新規)   |
| 4403.49 (省略)   | 4403.49 (同左)   |
| —その他のもの  | —その他のもの  |
| 4403.91 (省略)   | 4403.91 (同左)   |
| 4403.93—ビーチ (ブナ属のもの) のもの (横断面の <u>最小寸法</u> が 15 センチメートル以上のものに限る。)                | 4403.93—ビーチ (ブナ属のもの) のもの (横断面の <u>最大寸法</u> が 15 センチメートル以上のものに限る。)                |
| 4403.94 (省略)   | 4403.94 (同左)   |
| 4403.95—かば (カバノキ属のもの) のもの (横断面の <u>最小寸法</u> が 15 センチメートル以上のものに限る。)               | 4403.95—かば (カバノキ属のもの) のもの (横断面の <u>最大寸法</u> が 15 センチメートル以上のものに限る。)               |
| 4403.96~4403.99 (省略)   | 4403.96~4403.99 (同左)   |

## 新旧対照表

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

| 改正後<br>(省 略)  | 改正前<br>(同 左)   |
|---|--|
| 号の解説<br>4403. 11 及び 4403. 12<br>(省 略)   | 号の解説<br>4403. 11 及び 4403. 12<br>(同 左)  |
| 4403. 21、4403. 23、4403. 25、4403. 93 及び 4403. 95<br><u>これらの号において横断面の最小寸法は、樹幹の上端で測定するものとする。</u><br>(省 略)  | (新 規)<br>(同 左)   |
| 44.07 木材（縦にひき若しくは割り、平削りし又は丸剥ぎしたもので、厚さが6ミリメートルを超えるものに限るものとし、かんながけし、やすりがけし又は縦継ぎしたものであるかないかを問わない。）<br>一針葉樹のもの<br>4407. 11（省 略）<br>4407. 12（省 略）<br>4407. 13—S P F（とうひ（トウヒ属のもの）、松（マツ属のもの）及びもみ（モミ属のもの）のもの<br>4407. 14—ヘムファー（ウェスタンヘムロック（ツガ・ヘテロフィルラ）及びもみ（モミ属のもの）のもの<br>4407. 19（省 略）<br>一熱帯産木材のもの<br>4407. 21（省 略）<br>4407. 22（省 略）<br>4407. 23—チーク<br>4407. 25～4407. 29（省 略）<br>(省 略) | 44.07 木材（縦にひき若しくは割り、平削りし又は丸剥ぎしたもので、厚さが6ミリメートルを超えるものに限るものとし、かんながけし、やすりがけし又は縦継ぎしたものであるかないかを問わない。）<br>一針葉樹のもの<br>4407. 11（同 左）<br>4407. 12（同 左）<br>(新 規)<br>(新 規)<br>4407. 19（同 左）<br>一熱帯産木材のもの<br>4407. 21（同 左）<br>4407. 22（同 左）<br>(新 規)<br>4407. 25～4407. 29（同 左）<br>(同 左) |
| 44.12 合板、ベニヤドパネルその他これらに類する積層木材<br>4412. 10～4412. 39（省 略）  | 44.12 合板、ベニヤドパネルその他これらに類する積層木材<br>4412. 10～4412. 39（同 左）   |

## 新旧対照表

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

| 改正後   | 改正前  |
|---|--|
| 一単板積層材（L V L）   | (新規)   |
| 4412.41——少なくとも一の外面の単板が熱帯産木材のもの  | (新規)   |
| 4412.42——その他のもの（少なくとも一の外面の単板が針葉樹以外のものに限る。）  | (新規)   |
| 4412.49——その他のもの（いずれの外面の単板も針葉樹のものに限る。）   | (新規)   |
| —ブロックボード、ラミンボード及びバッテンボード  | (新規)   |
| 4412.51——少なくとも一の外面の板が熱帯産木材のもの   | (新規)   |
| 4412.52——その他のもの（少なくとも一の外面の板が針葉樹以外のものに限る。）   | (新規)   |
| 4412.59——その他のもの（いずれの外面の板も針葉樹のものに限る。）  | (新規)   |
| —その他のもの   | —その他のもの  |
| 4412.91——少なくとも一の外面の板が熱帯産木材のもの   | (新規)   |
| 4412.92——その他のもの（少なくとも一の外面の板が針葉樹以外のものに限る。）   | (新規)   |
| (削除)  | 4412.94——ブロックボード、ラミンボード及びバッテンボード                           |
| 4412.99——その他のもの（いずれの外面の板も針葉樹のものに限る。）  | 4412.99——その他のもの  |
| (省略)  | (同左)   |
| 号の解説<br>4412.10、4412.31、4412.33、4412.34 及び 4412.39<br>(省略)  | 号の解説<br>4412.10、4412.31、4412.33、4412.34 及び 4412.39<br>(同左) |
| 4412.41、4412.42 及び 4412.49<br><u>単板積層材（L V L）：高い重量強度比を有し、建築物に使用される合成加工資材であるが、構造物の荷重を支えるようには設計されていない。外面の板の層及びその他のほとんど又は全ての板の層の木目が長手軸方向に平行となるように重ねられた多層の薄板から成る（サクセッシブベニヤ等）。丸太を薄板に削り出し、加熱、加圧の下で接着して作られる。単板積層材（L V L）に使用される薄板は、連続的に強度特性を持たせるためにしばしばスカーフジョイント、バットジョイント又はラップジョイントされる。</u> | (新規)   |
| (省略)  | (同左)   |

## 新旧対照表

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

| 改正後  | 改正前  |
|--|--|
| <b>44.14 木製の額縁、鏡枠その他これらに類する縁</b><br><u>4414.10—熱帯産木材のもの</u><br><u>4414.90—その他のもの</u><br><br>(省 略)  | <b>44.14 木製の額縁、鏡枠その他これらに類する縁</b><br>(新 規)<br>(新 規)<br><br>(同 左)  |
| <b>44.18 木製建具及び建築用木工品（セルラーウッドパネル、組み合わせた床用パネル及びこけら板を含む。）</b><br><u>—窓及びフランス窓並びにこれらの枠</u><br><u>4418.11—熱帯産木材のもの</u><br><u>4418.19—その他のもの</u><br>—戸及びその枠並びに敷居<br><u>4418.21—熱帯産木材のもの</u><br><u>4418.29—その他のもの</u><br><u>4418.30—くい及びはり（第 4418.81 号から第 4418.89 号までの物品を除く。）</u><br>4418.40 (省 略)<br>4418.50 (省 略)<br><br>(削 除)<br>(省 略)<br>4418.73～4418.79 (省 略)<br>—構造設計用木材製品<br><u>4418.81—構造用集成材（グルラム）</u><br><u>4418.82—直交集成板（C L T 又はXーラム）</u><br><u>4418.83—I型はり</u><br><u>4418.89—その他のもの</u><br>—その他のもの<br>4418.91 (省 略)<br><u>4418.92—セルラーウッドパネル</u><br>4418.99 (省 略)<br><br>(省 略) | <b>44.18 木製建具及び建築用木工品（セルラーウッドパネル、組み合わせた床用パネル及びこけら板を含む。）</b><br><u>4418.10—窓及びフランス窓並びにこれらの枠</u><br><br><u>4418.20—戸及びその枠並びに敷居</u><br><br>(新 規)<br>4418.40 (同 左)<br>4418.50 (同 左)<br><u>4418.60—くい及びはり</u><br>(同 左)<br>4418.73～4418.79 (同 左)<br><br>(新 規)<br>(新 規)<br>(新 規)<br>(新 規)<br>(新 規)<br><br>—その他のもの<br>4418.91 (同 左)<br><br>(新 規)<br>4418.99 (同 左)<br><br>(同 左) |

新旧対照表

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

| 改正後  | 改正前  |
|--|--|
| 号の解説<br>4418.74<br>(省 略)   | 号の解説<br>4418.74<br>(同 左)                                       |
| <u>4418.81、4418.82、4418.83 及び 4418.89</u><br><u>これらの号において「構造設計用木材製品」とは、単にひいた木材(44.07)よりも強度を高めるため、集成材から成る製品又は木材、単板積層材、合板若しくはオリエンテッドストランドボード(OSB)等を組み合わせた製品を意味する。これらの製品は、構造物の荷重を支えるように設計されている。</u><br><br><u>構造用集成材(glulam):連続して隣り合う木材の層の木目を同一方向に多数重ね合わせて接着成形した大きな構造用資材である。</u><br><br><u>直交集成板(CL T、X-ラム又は cross-ply timber):少なくとも3層以上の木材を互いに重ねて作られる大きな建築構造用パネルである。各層は、幅方向に並べた複数の木材の板(縦にひき若しくは割り、平削りし又は丸剥ぎしたもので、厚さが6ミリメートルを超えるものに限る。)から成る(接着してあるかないかを問わない。)。通常、隣り合う各層の纖維方向が直交するよう積層される。</u><br><u>合板は厚さ6ミリメートル以下の積層した薄板から成るのに対し、直交集成板は纖維方向にそろえた多数のひき板から成る点において、明確な差異がある。木目が交互に配向されることにより軸方向及び幅方向のいずれにも強度が増し、構造物の荷重を支える性質を有する。</u><br><br><u>I型はり(又はI-joists):上部と底部のフランジ(水平部材)とウェブ(垂直部材)が結合したI字形状をした構造設計用木材の一種である。一般的にフランジには単板積層材(LVL)又はひき板が、ウェブには積層板又はオリエンテッドストランドボード(OSB)が使用される。</u> | <u>(新 規)</u>   |
| 44.19 木製の食卓用品及び台所用品<br>(省 略)<br>4419.11~4419.19 (省 略)<br>4419.20—熱帯産木材のもの  | 44.19 木製の食卓用品及び台所用品<br>(同 左)<br>4419.11~4419.19 (同 左)<br>(新 規) |

## 新旧対照表

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

| 改正後   | 改正前   |
|---|---|
| 4419.90 (省 略)<br><br>(省 略)  | 4419.90 (同 左)<br><br>(同 左)  |
| <b>44.20 寄せ木し又は象眼した木材、宝石用又は刃物用の木製の箱、ケースその他これらに類する製品及び木製の小像その他の装飾品並びに第 94 類に属しない木製の家具<br/>—小像その他の装飾品</b><br><u>4420.11—熱帯産木材のもの</u><br><u>4420.19—その他のもの</u><br>4420.90 (省 略)<br><br>(省 略) | <b>44.20 寄せ木し又は象眼した木材、宝石用又は刃物用の木製の箱、ケースその他これらに類する製品及び木製の小像その他の装飾品並びに第 94 類に属しない木製の家具</b><br><u>4420.10—木製の小像その他の装飾品</u><br><br>4420.90 (同 左)<br><br>(同 左) |
| この項には、また、次の物品を含まない。<br>(a) ~ (e) (省 略)<br>(f) 94 類の物品（例えば、家具及び照明器具）<br>(g) 及び (h) (省 略)   | この項には、また、次の物品を含まない。<br>(a) ~ (e) (同 左)<br>(f) 94 類の物品（例えば、家具及び <u>ランプ</u> その他の照明器具）<br>(g) 及び (h) (同 左)   |
| <b>44.21 その他の木製品</b><br>4421.10 (省 略)<br><u>4421.20—棺</u><br>(省 略)<br>4421.91 (省 略)<br>4421.99 (省 略)<br><br>(省 略)   | <b>44.21 その他の木製品</b><br>4421.10 (同 左)<br><br>(新 規)<br>(同 左)<br>4421.91 (同 左)<br>4421.99 (同 左)<br><br>(同 左)  |
| この項には、次の物品を含まない。<br>(a) ~ (k) (省 略)<br>(l) <u>玩具</u> 、遊戯用具及び運動用具（95 類）<br><br>(省 略)   | この項には、次の物品を含まない。<br>(a) ~ (k) (同 左)<br>(l) <u>がん具</u> 、遊戯用具及び運動用具（95 類）<br><br>(同 左)  |

新旧対照表

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

| 改正後  |  |  |  | 改正前  |  |  |  |
|--|--|--|--|--|--|--|--|
| <p style="text-align: center;">*</p> <p style="text-align: center;">* *</p> <p style="text-align: center;">付 表</p> <p style="text-align: center;">熱帯産木材の名称</p> |  |  |  | <p style="text-align: center;">*</p> <p style="text-align: center;">* *</p> <p style="text-align: center;">付 表</p> <p style="text-align: center;">熱帯産木材の名称</p> |  |  |  |
| 標準名  | 学 名  | 俗 称  |  | 標準名  | 学 名  | 俗 称  |  |
| (省 略)  |  |  |  | (同 左)  |  |  |  |
| Basralocus<br>バスラロカス   | <i>Dicorynia guianensis</i><br>Amshoff & Vouacapoua  | Brazil<br>French Guiana<br>Suriname        | Angelica do Para,<br>Tapainuna<br>Angelique Basralokus,<br>Barakaroeballi  | Basralocus<br><u>バスラロカス(フ<br/>アルカタ、センゴ<br/>ンラウト)</u>   | <i>Dicorynia guianensis</i><br>Amshoff & Vouacapoua  | Brazil<br>French Guiana<br>Suriname        | Angelica do Para,<br>Tapainuna<br>Angelique Basralokus,<br>Barakaroeballi  |
| Batai<br><u>バタイ(ファルカ<br/>タ、センゴンラウ<br/>ト)</u>   | <i>Paraserianthes falcataria</i> (L.)<br>I.C.Nielsen<br>(Syn. <i>Albizia falcataria</i> (L.)<br>Fosberg) | Philippines<br>Indonesia<br>Malaysia<br>UK | Falcata,<br>Moluccan sau<br>Jeungjing,<br>Sengon laut,<br>Sikat<br>Batai,<br>Kayu machis,<br>Puah<br><i>Indonesian albizia</i> | Batai<br>バタイ   | <i>Paraserianthes falcataria</i> (L.)<br>I.C.Nielsen<br>(Syn. <i>Albizia falcataria</i> (L.)<br>Fosberg) | Philippines<br>Indonesia<br>Malaysia<br>UK | Falcata,<br>Moluccan sau<br>Jeungjing,<br>Sengon laut,<br>Sikat<br>Batai,<br>Kayu machis,<br>Puah<br><i>Indonesian albizia</i> |
| (省 略)  |  |  |  | (同 左)  |  |  |  |
| (省 略)  |  |  |  | (同 左)  |  |  |  |
| 第 46 類   |  |  |  | 第 46 類   |  |  |  |
| わら、エスペルトその他の組物材料の製品並びにかご細工物及び枝状細工物   |  |  |  | わら、エスペルトその他の組物材料の製品並びにかご細工物及び枝状細工物   |  |  |  |
| 注  |  |  |  | 注  |  |  |  |
| 1 (省 略)  |  |  |  | 1 (同 左)  |  |  |  |
| 2 この類には、次の物品を含まない。   |  |  |  | 2 この類には、次の物品を含まない。   |  |  |  |

## 新旧対照表

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

| 改正後  | 改正前   |
|--|---|
| (a) ~ (d) (省 略)<br>(e) 第 94 類の物品（例えば、家具及び照明器具）<br>3 (省 略)  | (a) ~ (d) (同 左)<br>(e) 第 94 類の物品（例えば、家具及び <u>ランプ</u> その他の照明器具）<br>3 (同 左)   |
| 総 説<br><br>(省 略)   | 総 説<br><br>(同 左)  |
| この類には、次の物品を含まない。<br>(a) ~ (k) (省 略)<br>(l) 94 類の物品（例えば、家具及び照明器具）<br>(m) 95 類の物品（例えば、 <u>玩具</u> 、遊戯用具及び運動用具）<br>(n) (省 略) | この類には、次の物品を含まない。<br>(a) ~ (k) (同 左)<br>(l) 94 類の物品（例えば、家具及び <u>ランプ</u> その他の照明器具）<br>(m) 95 類の物品（例えば、 <u>がん具</u> 、遊戯用具及び運動用具）<br>(n) (同 左) |
| (省 略)  | (同 左)   |
| <b>第 47 類</b><br>木材パルプ、繊維素繊維を原料とするその他のパルプ及び古紙<br><br>(省 略)   | <b>第 47 類</b><br>木材パルプ、繊維素繊維を原料とするその他のパルプ及び古紙<br><br>(同 左)  |
| 47.03 化学木材パルプ（ソーダパルプ及び硫酸塩パルプ（クラフトパルプ）に限るものとし、溶解用のものを除く。）<br><br>(省 略)  | 47.03 化学木材パルプ（ソーダパルプ及び硫酸塩パルプ（クラフトパルプ）に限るものとし、溶解用のものを除く。）<br><br>(同 左)   |
| これらの工程を経たパルプは、高度の引裂き強さ、引張強さ又は破裂強さを必要とする紙及び板紙用のみならず、吸収性の物品（例えば、 <u>綿毛状物品</u> 又はナプキン（おむつ））の製造にも使用される。<br><br>(省 略)         | これらの工程を経たパルプは、高度の引裂き強さ、引張強さ又は破裂強さを必要とする紙及び板紙用のみならず、吸収性の物品（例えば、 <u>ベビー用の綿毛状物品</u> 又はナプキン）の製造にも使用される。<br><br>(同 左)                          |
| <b>第 48 類</b>  | <b>第 48 類</b>   |

## 新旧対照表

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

| 改正後  | 改正前   |
|--|---|
| <p style="text-align: center;"><b>紙及び板紙並びに製紙用パルプ、紙又は板紙の製品</b></p> <p>注</p> <p>1 (省 略)</p> <p>2 この類には、次の物品を含まない。</p> <p>(a) ~ (p) (省 略)</p> <p>(q) 第 96 類の物品（例えば、ボタン、生理用のナプキン（パッド）及びタンポン並びにおむつ及びおむつ中敷き）</p> <p>3 及び 4 (省 略)</p> <p>5 第 48.02 項において「筆記用、印刷用その他のグラフィック用に供する種類の紙及び板紙」及び「せん孔カード用紙及びせん孔テープ用紙」には、主にさらしパルプ又は機械パルプ若しくはケミグランドパルプから製造した紙及び板紙で、次のいずれかの要件を満たすもののみを含む。</p> <p><u>(A) 重量が 1 平方メートルにつき 150 グラム以下の紙及び板紙</u></p> <p>(a) ~ (e) (省 略)</p> <p><u>(B) 重量が 1 平方メートルにつき 150 グラムを超える紙及び板紙</u></p> <p>(a) ~ (c) (省 略)<br/>ただし、第 48.02 項には、フィルターペーパー及びフィルターペーパーボード（ティーバッグペーパーを含む。）並びにフェルトペーパー及びフェルトペーパーボードを含まない。</p> <p>6~11 (省 略)</p> <p>12 第 48.14 項又は第 48.21 項の物品を除くほか、紙、板紙及びセルロースウォッディング並びにこれらの製品で、モチーフ、字又は絵を印刷したもののうち、当該モチーフ、字又は絵がこれらの物品の本来の用途に対し副次的でないものは、第 49 類に属する。</p> <p>(省 略)</p> <p>総 説</p> <p>(省 略)</p> <p>塗布した紙及び板紙</p> | <p style="text-align: center;"><b>紙及び板紙並びに製紙用パルプ、紙又は板紙の製品</b></p> <p>注</p> <p>1 (同 左)</p> <p>2 この類には、次の物品を含まない。</p> <p>(a) ~ (p) (同 左)</p> <p>(q) 第 96 類の物品（例えば、ボタン、生理用のナプキン（パッド）及びタンポン並びに<u>乳児用のおむつ及びおむつ中敷き</u>）</p> <p>3 及び 4 (同 左)</p> <p>5 第 48.02 項において「筆記用、印刷用その他のグラフィック用に供する種類の紙及び板紙」及び「せん孔カード用紙及びせん孔テープ用紙」には、主にさらしパルプ又は機械パルプ若しくはケミグランドパルプから製造した紙及び板紙で、次のいずれかの要件を満たすもののみを含む。</p> <p><u>重量が 1 平方メートルにつき 150 グラム以下の紙及び板紙にあっては、</u><br/>(a) ~ (e) (同 左)</p> <p><u>重量が 1 平方メートルにつき 150 グラムを超える紙及び板紙にあっては、</u><br/>(a) ~ (c) (同 左)<br/>ただし、第 48.02 項には、フィルターペーパー及びフィルターペーパーボード（ティーバッグペーパーを含む。）並びにフェルトペーパー及びフェルトペーパーボードを含まない。</p> <p>6~11 (同 左)</p> <p>12 第 48.14 項又は第 48.21 項の物品を除くほか、紙、板紙及びセルロースウォッディング並びにこれらの製品で、モチーフ、字又は絵を印刷したもののうち、当該モチーフ、字又は絵がこれらの物品の本来の用途に対し付随的でないものは、第 49 類に属する。</p> <p>(同 左)</p> <p>総 説</p> <p>(同 左)</p> <p>塗布した紙及び板紙</p> |

## 新旧対照表

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

| 改正後   | 改正前   |
|---|---|
| (省 略)   | (同 左)   |
| <p>項に掲げる除外規定により、タール、ビチューメン、アスファルト、プラスチック又はワックス、ステアリン、紡織用繊維くず、のこくず、粉碎したコルク、セラックのような有機質の材料を塗布した紙及び板紙で、ロール状又はシート状のものは、48.11 項に属する。<u>これらの塗布材料には、その使用に際して結合剤を要しないものがある。塗料は、広い範囲の最終用途向け（例えば、防水性容器用、はく離紙用又ははく離板紙用）の物理的特性を得るために使用される。このような塗布した紙及び板紙には、粘着性又は接着性の紙、フロックペーパー（紡織用繊維のダストを塗布したもので箱のカバー及び壁紙に使用する。）、粉碎したコルクを塗布した紙（パッキング材料として使用する。）、グラファイト紙及びタールを塗った包装紙が含まれる。</u></p> | <p>項に掲げる除外規定により、タール、ビチューメン、アスファルト、プラスチック又はワックス、ステアリン、紡織用繊維くず、のこくず、粉碎したコルク、セラックのような有機質の材料を塗布した紙及び板紙で、ロール状又はシート状のものは、48.11 項に属する。<u>これらの塗布材料は、その使用に際して結合剤を要しない。塗料は、広い範囲の最終用途向け（例えば、防水性容器用、はく離紙用又ははく離板紙用）の物理的特性を得るために使用される。このような塗布した紙及び板紙には、粘着性又は接着性の紙、フロックペーパー（紡織用繊維のダストを塗布したもので箱のカバー及び壁紙に使用する。）、粉碎したコルクを塗布した紙（パッキング材料として使用する。）、グラファイト紙及びタールを塗った包装紙が含まれる。</u></p> |
| (省 略)   | (同 左)   |
| 着色し又は印刷した紙及び板紙  | 着色し又は印刷した紙及び板紙  |
| (省 略)   | (同 左)   |
| <p>この類には、印刷した紙（商店名、商標、商品の意匠及び使用方法を印刷した個々の商店用の包装紙のようなもの）を含む。ただし、当該印刷された内容が包装用、筆記用等の本来の用途に対し<u>副次的</u>なものであり、49 類の印刷物を構成しないものに限る（類注 12 参照）。</p>   | <p>この類には、印刷した紙（商店名、商標、商品の意匠及び使用方法を印刷した個々の商店用の包装紙のようなもの）を含む。ただし、当該印刷された内容が包装用、筆記用等の本来の用途に対し<u>付隨的</u>なものであり、49 類の印刷物を構成しないものに限る（類注 12 参照）。</p>   |
| (省 略)   | (同 左)   |
| <p>48.11 紙、板紙、セルロースウォッディング及びセルロース繊維のウェブ（ロール状又は長方形（正方形を含む。）のシート状のもので、大きさを問わず、塗布し、染み込ませ、被覆し、表面に着色し若しくは装飾を施し又は印刷したものに限るものとし、第 48.03 項、第 48.09 項又は第 48.10 項の物品を除く。）</p>   | <p>48.11 紙、板紙、セルロースウォッディング及びセルロース繊維のウェブ（ロール状又は長方形（正方形を含む。）のシート状のもので、大きさを問わず、塗布し、染み込ませ、被覆し、表面に着色し若しくは装飾を施し又は印刷したものに限るものとし、第 48.03 項、第 48.09 項又は第 48.10 項の物品を除く。）</p>   |

## 新旧対照表

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

| 改正後<br>(省 略)  | 改正前<br>(同 左)  |
|---|---|
| <p>紙及び板紙は、ストリップ状若しくはロール状のもの又は長方形（正方形を含む。）のシート状のもの（大きさを問わない）に限りこの項に属する。これらの紙及び板紙でその他の形状に切断されたものは、この類の後の項（例えば、48.23項）に属する。これらの条件並びにこの項及び項の解説の末尾に掲げる除外規定に従うことを条件として、この項には、次の物品（ロール状又はシート状のものに限る。）を含む。</p> <p>(A) ~ (C) (省 略)</p> <p>(D) 表面に単色又は多色で着色した紙、板紙、セルロースウォッディング及びセルロース繊維のウェブ（表面に大理石模様を入れた紙及び図案を印刷した紙を含む。）で、かつ、これらの印刷されたモチーフ、文字又は絵がそれらの本来の用途に対し<u>副次的</u>なものであり、49類の印刷物を構成してないもの（この類の注12及び総説の「着色し又は印刷した紙及び板紙」参照）</p> <p style="text-align: center;">(省 略)</p> | <p>紙及び板紙は、ストリップ状若しくはロール状のもの又は長方形（正方形を含む。）のシート状のもの（大きさを問わない）に限りこの項に属する。これらの紙及び板紙でその他の形状に切断されたものは、この類の後の項（例えば、48.23項）に属する。これらの条件並びにこの項及び項の解説の末尾に掲げる除外規定に従うことを条件として、この項には、次の物品（ロール状又はシート状のものに限る。）を含む。</p> <p>(A) ~ (C) (同 左)</p> <p>(D) 表面に単色又は多色で着色した紙、板紙、セルロースウォッディング及びセルロース繊維のウェブ（表面に大理石模様を入れた紙及び図案を印刷した紙を含む。）で、かつ、これらの印刷されたモチーフ、文字又は絵がそれらの本来の用途に対し<u>付隨的</u>なものであり、49類の印刷物を構成してないもの（この類の注12及び総説の「着色し又は印刷した紙及び板紙」参照）</p> <p style="text-align: center;">(同 左)</p> |
| <p>48.17 紙製又は板紙製の封筒及び通信用カード並びに封筒、通信用カード、便せん等を紙製又は板紙製の箱、袋その他の容器に詰め合わせたもの</p> <p style="text-align: center;">(省 略)</p> <p>これらの物品には、住所、氏名、商標、装飾、紋章、イニシャル等が書簡用紙としての用途に対し単に<u>副次的</u>に印刷されたものがある。</p> <p style="text-align: center;">(省 略)</p>   | <p>48.17 紙製又は板紙製の封筒及び通信用カード並びに封筒、通信用カード、便せん等を紙製又は板紙製の箱、袋その他の容器に詰め合わせたもの</p> <p style="text-align: center;">(同 左)</p> <p>これらの物品には、住所、氏名、商標、装飾、紋章、イニシャル等が書簡用紙としての用途に対し単に<u>付隨的</u>に印刷されたものがある。</p> <p style="text-align: center;">(同 左)</p>   |
| <p>48.18 トイレットペーパーその他これに類する家庭用又は衛生用に供する種類の紙、セルロースウォッディング及びセルロース繊維のウェブ（幅が36センチメートル以下のロール状にし又は特定の大きさ若しくは形状に切ったものに限る。）並びに製紙用パルプ製、紙製、セルロースウォッディング製又はセルロース繊維のウェブ製のハンカチ、</p>  | <p>48.18 トイレットペーパーその他これに類する家庭用又は衛生用に供する種類の紙、セルロースウォッディング及びセルロース繊維のウェブ（幅が36センチメートル以下のロール状にし又は特定の大きさ若しくは形状に切ったものに限る。）並びに製紙用パルプ製、紙製、セルロースウォッディング製又はセルロース繊維のウェブ製のハンカチ、</p>  |

## 新旧対照表

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

| 改正後   | 改正前  |
|---|--|
| <p>クレンジングティッシュ、タオル、テーブルクロス、ナプキン、ベッドシーツその他これらに類する家庭用品、衛生用品及び病院用品、衣類並びに衣類附属品</p> <p>(省 略)</p> <p>この項には、次の物品を含まない。</p> <p>(a) ~ (e) (省 略)</p> <p>(f) 96.19 項の生理用のナプキン（パッド）及びタンポン、おむつ及びおむつ中敷きその他これらに類する物品</p> <p>(省 略)</p> <p>48.20 紙製又は板紙製の帳簿、会計簿、雑記帳、注文帳、領収帳、便せん、メモ帳、日記帳その他これらに類する製品、練習帳、吸取紙、バインダー、書類挟み、ファイルカバー、転写式の事務用印刷物、挿入式カーボンセットその他の文房具及び事務用品、アルバム（見本用又は収集用のものに限る。）並びにブックカバー</p> <p>(省 略)</p> <p>この項には、48.17 項の通信用の物品及びこの類の注 10 に規定する物品を除き、各種の文房具及び事務用品を含む。これには、次の物品を含む。</p> <p>(1) (省 略)</p> <p>(2) 練習帳：これは、罫紙だけでなく、手書きで模写するための印刷した手書きの手本も含む。</p> <p>しかしながら、叙述体の文章を含むか含まないかを問わず、ワークブックとしての一義的な使用に対して<u>副次的</u>でない印刷された文章の質問又は練習問題を含み、また、通常は書き込みを行うための空白部分を有する教育用のワークブック（ライティングブックと呼ばれることがある。）は、この項に含まれない（49.01）。書くことその他の練習のための幼児用ワークブックで、補足の文章のついた本質的に絵から成るものもまたこの項に含まれない（49.03）。</p> | <p>クレンジングティッシュ、タオル、テーブルクロス、ナプキン、ベッドシーツその他これらに類する家庭用品、衛生用品及び病院用品、衣類並びに衣類附属品</p> <p>(同 左)</p> <p>この項には、次の物品を含まない。</p> <p>(a) ~ (e) (同 左)</p> <p>(f) 第 96.19 項の生理用のナプキン（パッド）及びタンポン、<u>乳児用</u>のおむつ及びおむつ中敷きその他これらに類する物品</p> <p>(同 左)</p> <p>48.20 紙製又は板紙製の帳簿、会計簿、雑記帳、注文帳、領収帳、便せん、メモ帳、日記帳その他これらに類する製品、練習帳、吸取紙、バインダー、書類挟み、ファイルカバー、転写式の事務用印刷物、挿入式カーボンセットその他の文房具及び事務用品、アルバム（見本用又は収集用のものに限る。）並びにブックカバー</p> <p>(同 左)</p> <p>この項には、48.17 項の通信用の物品及びこの類の注 10 に規定する物品を除き、各種の文房具及び事務用品を含む。これには、次の物品を含む。</p> <p>(1) (同 左)</p> <p>(2) 練習帳：これは、罫紙だけでなく、手書きで模写するための印刷した手書きの手本も含む。</p> <p>しかしながら、叙述体の文章を含むか含まないかを問わず、ワークブックとしての一義的な使用に対して<u>付隨的</u>でない印刷された文章の質問又は練習問題を含み、また、通常は書き込みを行うための空白部分を有する教育用のワークブック（ライティングブックと呼ばれることがある。）は、この項に含まれない（49.01）。書くことその他の練習のための幼児用ワークブックで、補足の文章のついた本質的に絵から成るものもまたこの項に含まれない（49.03）。</p> |

## 新旧対照表

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

| 改正後   | 改正前  |
|---|--|
| (3) ~ (8) (省 略)<br>この項の製品には、相当の部分が印刷されているものがある。しかし、印刷が主要な用途に対して <u>副次的</u> なもの（例えば、書式（基本的に手書き又はタイプにより完成するもの）又は日記帳（基本的に書くためのもの）に限り（49類ではなく）この項に属する。<br><br>(省 略)   | (3) ~ (8) (同 左)<br>この項の製品には、相当の部分が印刷されているものがある。しかし、印刷が主要な用途に対して <u>付隨的</u> なもの（例えば、書式（基本的に手書き又はタイプにより完成するもの）又は日記帳（基本的に書くためのもの）に限り（49類ではなく）この項に属する。<br><br>(同 左)  |
| <b>第 49 類</b><br>印刷した書籍、新聞、絵画その他の印刷物並びに<br>手書き文書、タイプ文書、設計図及び図案<br><br>(省 略)   | <b>第 49 類</b><br>印刷した書籍、新聞、絵画その他の印刷物並びに<br>手書き文書、タイプ文書、設計図及び図案<br><br>(同 左)  |
| 総 説<br>下記の若干の例外を除いて、この類には、その物品の本質的な性格及び用途が、モチーフ、文字又は絵が印刷されているという事実によって決定される <u>全ての印刷物</u> を含む。<br>一方、48.14項又は48.21項の物品は別として、紙、板紙若しくはセルロースウォッディング又はこれらの製品で、当該印刷がこれらの物品の本来の用途（例えば、印刷した包装紙及び印刷した文房具）に対して単に <u>副次的</u> なものは、48類に属する。また、スカーフ又はハンカチのような印刷した紡織用纖維製品（当該印刷が、主として装飾又は趣向を変えることを目的としたもので、その物品の重要な特性に影響を与えないものに限る。）並びに印刷したデザインを有するししゅう用織物類及び調製したつづれ織物用カンバス地は、11部に属する。<br>更に、39.18項、39.19項、48.14項又は48.21項の物品は、たとえこれがモチーフ、字又は絵がこれらの物品の本来の用途に対し <u>副次的</u> でないものであっても、この類には属しない。<br><br>(省 略) | 総 説<br>下記の若干の例外を除いて、この類には、その物品の本質的な性格及び用途が、モチーフ、文字又は絵が印刷されているという事実によって決定される <u>すべての印刷物</u> を含む。<br>一方、48.14項又は48.21項の物品は別として、紙、板紙若しくはセルロースウォッディング又はこれらの製品で、当該印刷がこれらの物品の本来の用途（例えば、印刷した包装紙及び印刷した文房具）に対して単に <u>付隨的</u> なものは、48類に属する。また、スカーフ又はハンカチのような印刷した紡織用纖維製品（当該印刷が、主として装飾又は趣向を変えることを目的としたもので、その物品の重要な特性に影響を与えないものに限る。）並びに印刷したデザインを有するししゅう用織物類及び調製したつづれ織物用カンバス地は、 <u>第11部</u> に属する。<br>更に、39.18項、39.19項、48.14項又は48.21項の物品は、たとえこれがモチーフ、字又は絵がこれらの物品の本来の用途に対し <u>付隨的</u> でないものであっても、この類には属しない。<br><br>(同 左) |
| 49.04 楽譜（印刷したもの及び手書きのものに限るものとし、製本してある   | 49.04 楽譜（印刷したもの及び手書きのものに限るものとし、製本してある  |

## 新旧対照表

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

| 改正後  | 改正前  |
|--|--|
| <p>かないか又は挿絵を有するか有しないかを問わない。)</p> <p>(省 略)</p> <p>この項には、次の物品を含まない。</p> <p>(a) 書籍又はカタログ等で、単に、文章に対し<u>副次的</u>に又は本文の補足的説明（例えば、書籍の本文中に引用した特定のテーマ又はモチーフ）として楽譜が記入されているもの（49.01 又は 49.11）</p> <p>(b) (省 略)</p>   | <p>かないか又は挿絵を有するか有しないかを問わない。)</p> <p>(同 左)</p> <p>この項には、次の物品を含まない。</p> <p>(a) 書籍又はカタログ等で、単に、文章に対し<u>付隨的</u>に又は本文の補足的説明（例えば、書籍の本文中に引用した特定のテーマ又はモチーフ）として楽譜が記入されているもの（49.01 又は 49.11）</p> <p>(b) (同 左)</p>   |
| <p>49.05 地図、海図その他これらに類する図（製本したもの、壁掛け用のもの、地形図及び地球儀、天球儀その他これらに類するものを含むものとし、印刷したものに限る。）</p> <p>(削 除)</p> <p>(削 除)</p> <p><u>4905. 20—製本したもの</u></p> <p><u>4905. 90—その他のもの</u></p> <p>(省 略)</p> <p>この項には、更に内部に照明装置の付いた地球儀及び天球儀（印刷したものに限る。）で、単なる<u>玩具</u>でないものを含む。</p> <p>(省 略)</p> | <p>49.05 地図、海図その他これらに類する図（製本したもの、壁掛け用のもの、地形図及び地球儀、天球儀その他これらに類するものを含むものとし、印刷したものに限る。）</p> <p><u>4905. 10—地球儀、天球儀その他これらに類するもの</u></p> <p><u>—その他のもの</u></p> <p><u>4905. 91—製本したもの</u></p> <p><u>4905. 99—その他のもの</u></p> <p>(同 左)</p> <p>この項には、更に内部に照明装置の付いた地球儀及び天球儀（印刷したものに限る。）で、単なる<u>がん具</u>でないものを含む。</p> <p>(同 左)</p> |
| <p>49.09 葉書（印刷したもの及び挿絵を有するものに限る。）及び個人のあいさつ、伝言又は通知を印刷したカード（挿絵を有するか有しないか又は封筒若しくはトリミング付きであるかないかを問わない。）</p> <p>(省 略)</p> <p>この項には、特に次の物品を含む。</p> <p>(1) 絵葉書：すなわち、葉書として使用することの表示が印刷されており、</p>   | <p>49.09 葉書（印刷したもの及び挿絵を有するものに限る。）及び個人のあいさつ、伝言又は通知を印刷したカード（挿絵を有するか有しないか又は封筒若しくはトリミング付きであるかないかを問わない。）</p> <p>(同 左)</p> <p>この項には、特に次の物品を含む。</p> <p>(1) 絵葉書：すなわち、葉書として使用することの表示が印刷されており、</p>   |

## 新旧対照表

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

| 改正後   | 改正前   |
|---|---|
| <p>かつ、片方の面の全体又は大部分が何らかの絵によって占められているカードをいう。葉書として使用することの表示がない類似の物品は、49.11 項の「絵」に属する。これらの絵葉書には、シート状のもの又は小冊子状のものがある。<u>絵</u>が主たる特性を構成していない絵葉書（例えば、広告宣伝入り又は小さな絵が入ったある種の葉書）もこの項に属する。ただし郵便切手を印刷し又は型押しした葉書は除かれる（49.07）。当該印刷がその主たる用途に対し単に<u>副次的</u>なものである葉書もこの項には含まない（48.17）。</p> <p>(2) (省 略)<br/>(省 略)</p>   | <p>かつ、片方の面の全体又は大部分が何らかの絵によって占められているカードをいう。葉書として使用することの表示がない類似の物品は、49.11 項の「絵」に属する。これらの絵葉書には、シート状のもの又は小冊子状のものがある。<u>絵</u>が主たる特性を構成していない絵葉書（例えば、広告宣伝入り又は小さな絵が入ったある種の葉書）もこの項に属する。ただし郵便切手を印刷し又は型押しした葉書は除かれる（49.07）。当該印刷がその主たる用途に対し単に<u>付隨的</u>なものである葉書もこの項には含まない（48.17）。</p> <p>(2) (同 左)<br/>(同 左)</p>   |
| <p><b>49.11 その他の印刷物（印刷した絵画及び写真を含む。）</b></p> <p>(省 略)</p> <p>この項には、この類（上記総説参照）の<u>全て</u>の印刷物（写真及び印刷した絵画を含む。）のうち、この類の前項までのいずれの項にも属さないものを含む。</p> <p>(省 略)</p> <p>他方、手書き用又はタイプ用という本来の用途に対して単に<u>副次的</u>である印刷を伴う事務用品類は48類に属する（48類注12、48.17項及び48.20項の解説参照）。</p> <p>(省 略)</p> <p>この項には、次の物品を含まない。</p> <p>(a) (省 略)</p> <p>(b) 39.18項、39.19項、48.14項又は48.21項の物品及び48類の印刷した紙製品で当該印刷した字又は絵がこれらの物品の本来の用途に対し単に<u>副次的</u>なもの</p> <p>(c) ~ (f) (省 略)</p> <p>(g) 印刷した紙製の<u>玩具</u>（例えば、幼児用の切り取り用シート）及びトラン</p> | <p><b>49.11 その他の印刷物（印刷した絵画及び写真を含む。）</b></p> <p>(同 左)</p> <p>この項には、この類（上記総説参照）の<u>すべて</u>の印刷物（写真及び印刷した絵画を含む。）のうち、この類の前項までのいずれの項にも属さないものを含む。</p> <p>(同 左)</p> <p>他方、手書き用又はタイプ用という本来の用途に対して単に<u>付隨的</u>である印刷を伴う事務用品類は48類に属する（48類注12、48.17項及び48.20項の解説参照）。</p> <p>(同 左)</p> <p>この項には、次の物品を含まない。</p> <p>(a) (同 左)</p> <p>(b) 39.18項、39.19項、48.14項又は48.21項の物品及び48類の印刷した紙製品で当該印刷した字又は絵がこれらの物品の本来の用途に対し単に<u>付隨的</u>なもの</p> <p>(c) ~ (f) (同 左)</p> <p>(g) 印刷した紙製の<u>がん具</u>（例えば、幼児用の切り取り用シート）及びトラン</p> |

新旧対照表

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

| 改正後   | 改正前   |
|---|---|
| プ類その他の印刷した遊戯用具（95類）<br>(h) (省略)   | ンプ類その他の印刷した遊戯用具（95類）<br>(h) (同左)  |
| <b>第 11 部<br/>紡織用纖維及びその製品</b>   | <b>第 11 部<br/>紡織用纖維及びその製品</b>   |
| <b>注</b>  | <b>注</b>  |
| 1 この部には、次の物品を含まない。<br>(a) ~ (r) (省略)<br>(s) 第 94 類の物品（例えは、家具、寝具及び照明器具）<br>(t) 第 95 類の物品（例えは、 <u>玩具</u> 、遊戯用具、運動用具及びネット）<br>(u) 第 96 類の物品（例えは、ブラシ、裁縫用のトラベルセット、スライド<br>ファスナー、タイプライターリボン、生理用のナプキン（パッド）及び<br>タンポン並びにおむつ及びおむつ中敷き）<br>(v) (省略)<br>2~4 (省略)<br>5 第 52.04 項、第 54.01 項及び第 55.08 項において「縫糸」とは、マルチ<br>プルヤーン及びケーブルヤーンで、次の <u>全て</u> の要件を満たすものをいう。<br>(a) ~ (c) (省略)<br>6~14 (省略)<br>15 紡織用纖維、衣類その他の紡織用纖維の製品で、追加的な機能性を与える<br><u>化学的要素、機械的要素又は電子的要素を有するもの（組込要素として</u><br><u>取り付けられているか又は纖維若しくは織物類と共に織り込まれているか</u><br><u>を問わない。）は、この部の注 1 の物品を除くほか、この部に属する物品の</u><br><u>重要な特性を保持している物品に限り、この部のいずれかの項に属する。</u> | 1 この部には、次の物品を含まない。<br>(a) ~ (r) (同左)<br>(s) 第 94 類の物品（例えは、家具、寝具及びランプその他の照明器具）<br>(t) 第 95 類の物品（例えは、 <u>がん具</u> 、遊戯用具、運動用具及びネット）<br>(u) 第 96 類の物品（例えは、ブラシ、裁縫用のトラベルセット、スライド<br>ファスナー、タイプライターリボン、生理用のナプキン（パッド）及び<br>タンポン並びに <u>乳児用</u> のおむつ及びおむつ中敷き）<br>(v) (同左)<br>2~4 (同左)<br>5 第 52.04 項、第 54.01 項及び第 55.08 項において「縫糸」とは、マルチ<br>プルヤーン及びケーブルヤーンで、次の <u>すべて</u> の要件を満たすものをいう。<br>(a) ~ (c) (同左)<br>6~14 (同左)<br>(新規) |
| (省略)  | (同左)  |
| 総 説   | 総 説   |
| (省略)  | (同左)  |
| (IV) 化学的要素、機械的要素又は電子的要素を有する紡織用纖維の製品   | (新規)  |

新旧対照表

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

| 改正後  | 改正前  |
|--|--|
| <p>この部の注 15 により、紡織用纖維、衣類その他の紡織用纖維の製品で、追加的な機能性を与える化学的要素、機械的要素又は電子的因素を有するもの（組込要素として取り付けられているか又は纖維若しくは織物類と共に織り込まれているかを問わない。）は、この部に属する物品の重要な特性を保持している物品に限り、この部に属する。これらの紡織用纖維の製品は、身に着けるものもあれば身に着けないものもある。これらは、例えば、次のものを含む。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>—LED 照明又はオーディオ装置を有する衣類</li> <li>—ヘッドフォン（携帯電話又はこれに類する機器用のドッキングステーションを含む。）を有する衣類</li> <li>—身体機能監視用装置を有する衣類（例えば、心拍・体温監視用装置を有するスポーツブラ）</li> <li>—圧力又は動き（人の転倒又は倒れ込み）を検出するじゅうたん</li> <li>—加熱式の手袋又は靴下</li> <li>—光学センサー又は光ファイバーのような電子的因素があり、構造物の強化及び監視のために建築又はリノベーションを行う際に使用される「耐震壁紙」とも言われる耐震壁面被覆材</li> <li>—例えば地震で生ずる変形及び歪みを測定するために、センサーが組み込まれ又は光ファイバーが完全に取り付けられたジオテキスタイル</li> </ul> |  |
| (V) 紡織用纖維の標準状態と試験  | (IV) 紡織用纖維の標準状態と試験                                     |
| (省 略)  | (同 左)  |
| 第 54 類<br>人造纖維の長纖維並びに人造纖維の織物<br>及びストリップその他これに類する人造纖維製品   | 第 54 類<br>人造纖維の長纖維並びに人造纖維の織物<br>及びストリップその他これに類する人造纖維製品 |
| (省 略)  | (同 左)  |
| 54.07 合成纖維の長纖維の糸の織物（第 54.04 項の材料の <u>織物</u> を含む。）  | 54.07 合成纖維の長纖維の糸の織物（第 54.04 項の材料の <u>纖維</u> を含む。）      |
| (省 略)  | (同 左)  |

## 新旧対照表

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

| 改正後  | 改正前   |
|--|---|
| <b>第 55 類</b><br>人造繊維の短纖維及びその織物<br><br>(省 略)   | <b>第 55 類</b><br>人造繊維の短纖維及びその織物<br><br>(同 左)  |
| 55.01 合成繊維の長纖維のトウ<br><u>一ナイロンその他のポリアミドのもの</u><br><u>5501.11—アラミドのもの</u><br><u>5501.19—その他のもの</u><br>5501.20～5501.90 (省 略)<br><br>(省 略)   | 55.01 合成繊維の長纖維のトウ<br><u>5501.10—ナイロンその他のポリアミドのもの</u><br><br>5501.20～5501.90 (同 左)<br><br>(同 左)  |
| <b>第 56 類</b><br>ウォッディング、フェルト、不織布及び特殊糸並びにひも、<br>綱及びケーブル並びにこれらの製品   | <b>第 56 類</b><br>ウォッディング、フェルト、不織布及び特殊糸並びにひも、<br>綱及びケーブル並びにこれらの製品  |
| <p>注</p> <p>1 この類には、次の物品を含まない。<br/>(a)～(e) (省 略)<br/>(f) 第 96.19 項の生理用のナプキン（パッド）及びタンポン、おむつ及び<br/>おむつ中敷きその他これらに類する物品<br/>2～4 (省 略)<br/><br/>(省 略)</p> <p>56.01 紡織用繊維のウォッディング及びその製品並びに長さが5ミリメー<br/>トル以下の紡織用繊維（フロック）、紡織用繊維のダスト及びミルネ<br/>ップ<br/><br/>(省 略)</p> | <p>注</p> <p>1 この類には、次の物品を含まない。<br/>(a)～(e) (同 左)<br/>(f) 第 96.19 項の生理用のナプキン（パッド）及びタンポン、<u>乳児用の</u><br/>おむつ及びおむつ中敷きその他これらに類する物品<br/>2～4 (省 略)<br/><br/>(同 左)</p> <p>56.01 紡織用繊維のウォッディング及びその製品並びに長さが5ミリメー<br/>トル以下の紡織用繊維（フロック）、紡織用繊維のダスト及びミルネ<br/>ップ<br/><br/>(同 左)</p> |

## 新旧対照表

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

| 改正後   | 改正前  |
|---|--|
| (A) 紡織用纖維のウォッディング及びその製品<br><br>(省 略)<br><br>次のウォッディングの製品は、この項には属さない。<br>(a) ~ (ij) (省 略)<br>(k) 96.19 項の生理用のナプキン（パッド）及びタンポン、おむつ及びおむつ中敷きその他これらに類する物品<br><br>(省 略)  | (A) 紡織用纖維のウォッディング及びその製品<br><br>(同 左)<br><br>次のウォッディングの製品は、この項には属さない。<br>(a) ~ (ij) (同 左)<br>(k) <u>第</u> 96.19 項の生理用のナプキン（パッド）及びタンポン、 <u>乳児用のお</u> むつ及びおむつ中敷きその他これらに類する物品<br><br>(同 左)   |
| 56.03 不織布（染み込ませ、塗布し、被覆し又は積層したものであるかないと問わない。)<br><br>(省 略)   | 56.03 不織布（染み込ませ、塗布し、被覆し又は積層したものであるかないと問わない。)<br><br>(同 左)  |
| この項には、プラスチックを積層して接合させるための facing webs (overlay)、使い捨てのおむつ又は衛生用タオルの製造用トップシート、防護用衣類又は衣類の裏地を製造するための織物類、液体又は気体のろ過用のシート、詰物材料として使用するもの、防音用のもの、道路建設やその他民間産業で使用するろ過用又は仕切用のもの、歴青質の屋根用織物を製造するための土台、タフティドカーペットの一重又は二重の裏貼り用のもの、ハンカチーフ、ベッドリネン、テーブルリネン等を含む。<br><br>(省 略) | この項には、プラスチックを積層して接合させるための facing webs (overlay)、使い捨ての <u>乳児用のお</u> むつ又は衛生用タオルの製造用トップシート、防護用衣類又は衣類の裏地を製造するための織物類、液体又は気体のろ過用のシート、詰物材料として使用するもの、防音用のもの、道路建設やその他民間産業で使用するろ過用又は仕切用のもの、歴青質の屋根用織物を製造するための土台、タフティドカーペットの一重又は二重の裏貼り用のもの、ハンカチーフ、ベッドリネン、テーブルリネン等を含む。<br><br>(同 左) |
| 第 57 類<br>じゅうたんその他の紡織用纖維の床用敷物<br><br>(省 略)  | 第 57 類<br>じゅうたんその他の紡織用纖維の床用敷物<br><br>(同 左)   |
| 57.03 じゅうたんその他の紡織用纖維の床用敷物（人工芝を含み、タフトしたものに限るものとし、製品にしたものであるかないと問わない。)  | 57.03 じゅうたんその他の紡織用纖維の床用敷物（タフトしたものに限るものとし、製品にしたものであるかないと問わない。)  |

## 新旧対照表

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

| 改正後  | 改正前  |
|--|--|
| 5703.10 (省 略)<br>—ナイロンその他のポリアミド製のもの  | 5703.10 (同 左)<br>5703.20—ナイロンその他のポリアミド製のもの   |
| 5703.21—人工芝  |  |
| 5703.29—その他もの<br>—その他の人造繊維材料製のもの   | 5703.30—その他の人造繊維材料製のもの   |
| 5703.31—人工芝  |  |
| 5703.39—その他もの  |  |
| 5703.90 (省 略)  | 5703.90 (同 左)  |
| この項には、タフティングマシン (tufting machine) を使用し、ニードル及びフックの方式で、基布（通常、織物又は不織布）に紡織用纖維の糸を挿入して基布の表面にループ（針及びフックに切断装置を組み合わせている場合は房）を形成することにより作られるタフテッドじゅうたんその他のタフトした紡織用纖維の床用敷物を含む。このパイルを形成する糸は、その後にゴム又はプラスチックを塗布して固定される。通常、このゴム又はプラスチックが乾燥する前に、ゆるく織られた紡織用纖維（例えば、ジュート）による補助的な基布又は発泡ゴムで覆われる。<br>この項には、また、その色を問わず、タフトした紡織用纖維の床用敷物で芝を模した人工芝を含む。人工芝は、屋内又は屋外のスポーツ競技場（例えば、サッカー、野球、ホッケー、ゴルフ、テニス）及びその他の用途（例えば、造園、空港）に使用される。この項には、39類のプラスチック製品を含まない。 | この項には、タフティングマシン (tufting machine) を使用し、ニードル及びフックの方式で、基布（通常、織物又は不織布）に紡織用纖維の糸を挿入して基布の表面にループ（針及びフックに切断装置を組み合わせている場合は房）を形成することにより作られるタフテッドじゅうたんその他のタフトした紡織用纖維の床用敷物を含む。このパイルを形成する糸は、その後にゴム又はプラスチックを塗布して固定される。通常、このゴム又はプラスチックが乾燥する前に、ゆるく織られた紡織用纖維（例えば、ジュート）による補助的な基布又は発泡ゴムで覆われる。<br>(新規) |
| (省 略)  | (同 左)  |
| 第 58 類<br>特殊織物、タフテッド織物類、レース、つづれ織物、トリミング<br>及びししゅう布   | 第 58 類<br>特殊織物、タフテッド織物類、レース、つづれ織物、トリミング<br>及びししゅう布   |
| (省 略)  | (同 左)  |
| 58.02 テリータオル地その他のテリー織物（第 58.06 項の細幅織物類を除く。）及びタフテッド織物類（第 57.03 項の物品を除く。）  | 58.02 テリータオル地その他のテリー織物（第 58.06 項の細幅織物類を除く。）及びタフテッド織物類（第 57.03 項の物品を除く。）  |

## 新旧対照表

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

| 改正後  | 改正前   |
|--|---|
| 5802.10—テリータオル地その他のテリー織物（綿製のものに限る。）  | —テリータオル地その他のテリー織物（綿製のものに限る。）  |
| 5802.20（省 略）   | <u>5802.11—漂白しないもの</u>  |
| 5802.30（省 略）   | <u>5802.19—その他のもの</u>   |
| (省 略)  | 5802.20（同 左）  |
| 第 59 類<br>染み込ませ、塗布し、被覆し又は積層した紡織用纖維の織物類<br>及び工業用の紡織用纖維製品  | 5802.30（同 左）  |
| (省 略)  | (同 左)   |
| 注<br>1及び2（省 略）   | 注<br>1及び2（同 左）  |
| <u>3 第 59.03 項において「プラスチックを積層した紡織用纖維の織物類」と<br/>は、一以上の織物類の層と一以上のプラスチックのシート又はフィルムと<br/>を組み合わせて作った物品で、各層が互いに接着する処理により結合され<br/>たものをいう（プラスチックのシート又はフィルムが横断面において肉眼<br/>により判別できるかできないかを問わない。）。</u> | (新 規)   |
| 4（省 略）   | <u>3</u> （同 左）  |
| <u>5</u> （省 略）   | <u>4</u> （同 左）  |
| <u>6</u> （省 略）   | <u>5</u> （同 左）  |
| <u>7</u> （省 略）   | <u>6</u> （同 左）  |
| <u>8</u> （省 略）   | <u>7</u> （同 左）  |
| (省 略)  | (同 左)   |
| 59.03 紡織用纖維の織物類（プラスチックを染み込ませ、塗布し、被覆し又<br>は積層したものに限るものとし、第 59.02 項のものを除く。）  | 59.03 紡織用纖維の織物類（プラスチックを染み込ませ、塗布し、被覆し又<br>は積層したものに限るものとし、第 59.02 項のものを除く。） |
| (省 略)  | (同 左)   |
| 上記（2）又は（3）の要件を満たさない物品は、通常 39 類に属する。た   | 上記（2）又は（3）の要件を満たさない物品は、通常 39 類に属する。た                                      |

新旧対照表

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

| 改正後  | 改正前  |
|--|--|
| <p>だし、プラスチックで両面を塗布し又は被覆した紡織用纖維の織物類であっても、塗布し又は被覆したことを肉眼により判別することができないもの又は染み込ませ、塗布し又は被覆した結果生ずる色彩の変化によってのみ判別することができるものは、通常、50類から55類まで、58類又は60類に属する。58.11項の物品を除くほか、紡織用纖維の織物類と多泡性のプラスチックの板、シート又はストリップとを結合したもので、紡織用纖維の織物類が単に補強の目的で使用されているものは39類に属する（39類総説の「プラスチックと紡織用纖維との結合物品」の最終節参照）。</p> <p><u>この項には、また、この類の注3に規定する「プラスチックを積層した紡織用纖維の織物類」を含む。</u></p> <p>この項の積層した織物類とプラスチックの接着剤で層状に単に接着した織物類（一般に50類から55類までに属する。）とを混同してはならない。</p> | <p>だし、プラスチックで両面を塗布し又は被覆した紺織用纖維の織物類であっても、塗布し又は被覆したことを肉眼により判別することができないもの又は染み込ませ、塗布し又は被覆した結果生ずる色彩の変化によってのみ判別することができるものは、通常、50類から55類まで、58類又は60類に属する。58.11項の物品を除くほか、紺織用纖維の織物類と多泡性のプラスチックの板、シート又はストリップとを結合したもので、紺織用纖維の織物類が単に補強の目的で使用されているものは39類に属する（39類総説の「プラスチックと紺織用纖維との結合物品」の最終節参照）。</p> <p style="text-align: right;">（新規）</p> <p>この項の積層した織物類とプラスチックの接着剤で層状に単に接着した織物類とを混同してはならない。<u>断面にプラスチックの層が認められないこれらの織物類は、一般に50類から55類までに属する。</u></p> |
| (省略)   | (同左)   |
| <b>59.05 紡織用纖維の壁面被覆材</b>   | <b>59.05 紡織用纖維の壁面被覆材</b>   |
| <p>この項には、<u>この類の注4の規定を満たす紺織用纖維の壁面被覆材を含む。</u>すなわち、壁又は天井の装飾に適するロール状の物品（表面が紺織用纖維製のものに限る。）で、幅が45センチメートル以上のもののうち、裏張りしたもの（裏張り材料の種類を問わない。例えば、紙）及びのり付けできるよう裏面に染み込ませ又は塗布したものをいう。</p>  | <p>この項には、<u>59類注3の規定を満たす紺織用纖維の壁面被覆材を含む。</u>すなわち、壁又は天井の装飾に適するロール状の物品（表面が紺織用纖維製のものに限る。）で、幅が45センチメートル以上のもののうち、裏張りしたもの（裏張り材料の種類を問わない。例えば、紙）及びのり付けできるよう裏面に染み込ませ又は塗布したものをいう。</p>   |
| (省略)   | (同左)   |
| <b>59.07 その他の紺織用纖維の織物類（染み込ませ、塗布し又は被覆したものに限る。）及び劇場用又はスタジオ用の背景幕その他これに類する物品に使用する図案を描いた織物類</b>   | <b>59.07 その他の紺織用纖維の織物類（染み込ませ、塗布し又は被覆したものに限る。）及び劇場用又はスタジオ用の背景幕その他これに類する物品に使用する図案を描いた織物類</b>   |
| (I) その他の紺織用纖維の織物類（染み込ませ、塗布し又は被覆したものに限る。）   | (I) その他の紺織用纖維の織物類（染み込ませ、塗布し又は被覆したものに限る。）   |

## 新旧対照表

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

| 改正後<br>(省 略)   | 改正前<br>(同 左)   |
|--|--|
| <p>染み込ませ、塗布し又は被覆したことが判別できないか又は染み込ませ、塗布し又は被覆した結果生ずる色彩の変化のみでしか判別できない紡織用纖維の織物類及びでん粉その他これに類する物品を使用して通常の仕上げをした織物類は含まない（この類の<u>注6</u>参照）。これらは通常、50類から55類まで、58類又は60類に属する。除外される織物の例を挙げれば、サイズ剤、でん粉その他これらに類する仕上げ剤を染み込ませた織物類（例えば、オーガンジー、モスリン）及び単に防しわ、防虫、防縮、防水等の目的で物質を染み込ませた織物類（例えば、防水ギャバジン又は防水ポプリン）がある。</p> <p style="text-align: center;">(省 略)</p> <p>この項には、例えば、紡織用纖維のダスト等（この類の<u>注6</u>参照）を付着させて図案を表した織物類を含まない（一般に59.05項、50類から55類まで、58類又は60類）。</p> <p style="text-align: center;">(省 略)</p> <p>59.10 伝動用又はコンベヤ用のベルト及びベルチング（紡織用纖維製のものに限るものとし、プラスチックを染み込ませ、塗布し、被覆し若しくは積層してあるかないか又は金属その他の材料により補強してあるかないかを問わない。）</p> <p style="text-align: center;">(省 略)</p> <p>厚さが3ミリメートル未満のベルチングは、この類の<u>注7</u>の規定により、この項に含まれず、50類から55類までに属する（細幅織物（58.06）、組ひも（58.08）等）。伝動用又はコンベヤ用のベルト（すなわち、ベルチングを一定の形状に裁断して両端を接合し又は接合できるようにファスナーを取り付けたもの）は、その厚さの如何にかかわらずこの項に属する。</p> <p style="text-align: center;">(省 略)</p> | <p>染み込ませ、塗布し又は被覆したことが判別できないか又は染み込ませ、塗布し又は被覆した結果生ずる色彩の変化のみでしか判別できない紡織用纖維の織物類及びでん粉その他これに類する物品を使用して通常の仕上げをした織物類は含まない（この類の<u>注5</u>参照）。これらは通常、50類から55類まで、58類又は60類に属する。除外される織物の例を挙げれば、サイズ剤、でん粉その他これらに類する仕上げ剤を染み込ませた織物類（例えば、オーガンジー、モスリン）及び単に防しわ、防虫、防縮、防水等の目的で物質を染み込ませた織物類（例えば、防水ギャバジン又は防水ポプリン）がある。</p> <p style="text-align: center;">(同 左)</p> <p>この項には、例えば、紡織用纖維のダスト等（この類の<u>注5</u>参照）を付着させて図案を表した織物類を含まない（一般に59.05項、50類から55類まで、58類又は60類）。</p> <p style="text-align: center;">(同 左)</p> <p>59.10 伝動用又はコンベヤ用のベルト及びベルチング（紡織用纖維製のものに限るものとし、プラスチックを染み込ませ、塗布し、被覆し若しくは積層してあるかないか又は金属その他の材料により補強してあるかないかを問わない。）</p> <p style="text-align: center;">(同 左)</p> <p>厚さが3ミリメートル未満のベルチングは、この類の<u>注6</u>の規定により、この項に含まれず、50類から55類までに属する（細幅織物（58.06）、組ひも（58.08）等）。伝動用又はコンベヤ用のベルト（すなわち、ベルチングを一定の形状に裁断して両端を接合し又は接合できるようにファスナーを取り付けたもの）は、その厚さの如何にかかわらずこの項に属する。</p> <p style="text-align: center;">(同 左)</p> |

## 新旧対照表

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

| 改正後  | 改正前  |
|--|--|
| <p>この項には、次の物品を含まない。</p> <p>(a) (省 略)</p> <p>(b) ベルト及びベルチングで、ゴムを染み込ませ、塗布し、被覆し又は積層した紡織用纖維の織物類から製造したもの及びゴムを染み込ませ、塗布し又は被覆した紡織用纖維の糸又はコードから製造したもの (40.10、この類の<u>注7 (b)</u> 参照)</p>   | <p>この項には、次の物品を含まない。</p> <p>(a) (同 左)</p> <p>(b) ベルト及びベルチングで、ゴムを染み込ませ、塗布し、被覆し又は積層した紡織用纖維の織物類から製造したもの及びゴムを染み込ませ、塗布し又は被覆した紡織用纖維の糸又はコードから製造したもの (40.10、この類の<u>注6 (b)</u> 参照)</p>   |
| <p>59.11 紡織用纖維の物品及び製品（技術的用途に供するもので、この類の<u>注8</u>のものに限る。）</p> <p>（省 略）</p> <p>(A) 技術的用途に供する特定の長さに裁断し又は単に長方形（正方形を含む。）に裁断した反物状の紡織用纖維の織物類及びその他の紡織用纖維の物品</p> <p>（省 略）</p> <p>このグループには、この類の<u>注8 (a)</u>に規定する紡織用纖維の織物類その他の紡織用纖維の物品のみを含み、これらは下記（1）から（6）までの物品である。</p> <p>(1) ~ (6) (省 略)</p> <p>(B) 技術的用途に供する種類の紡織用纖維製品</p> <p>技術的用途に供するあらゆる種類の紡織用纖維製品 (59.08 項から 59.10 項までのものを除く。) は、この項に属し、11部の他のいずれの項にも属さない（この類の<u>注8 (b)</u> 参照）。例えば、次の物品がある。</p> <p>（省 略）</p> <p>第 61 類<br/>衣類及び衣類附属品（メリヤス編み又はクロセ編みのものに限る。）</p> | <p>59.11 紡織用纖維の物品及び製品（技術的用途に供するもので、この類の<u>注7</u>のものに限る。）</p> <p>（同 左）</p> <p>(A) 技術的用途に供する特定の長さに裁断し又は単に長方形（正方形を含む。）に裁断した反物状の紡織用纖維の織物類及びその他の紡織用纖維の物品</p> <p>（同 左）</p> <p>このグループには、この類の<u>注7 (a)</u>に規定する紡織用纖維の織物類その他の紡織用纖維の物品のみを含み、これらは下記（1）から（6）までの物品である。</p> <p>(1) ~ (6) (同 左)</p> <p>(B) 技術的用途に供する種類の紡織用纖維製品</p> <p>技術的用途に供するあらゆる種類の紡織用纖維製品 (59.08 項から 59.10 項までのものを除く。) は、この項に属し、11部の他のいずれの項にも属さない（この類の<u>注7 (b)</u> 参照）。例えば、次の物品がある。</p> <p>（同 左）</p> <p>第 61 類<br/>衣類及び衣類附属品（メリヤス編み又はクロセ編みのものに限る。）</p> |

## 新旧対照表

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

| 改正後  | 改正前   |
|--|---|
| <p>注<br/>1～3 (省 略)</p> <p>4 第 61.05 項及び第 61.06 項には、ウエストより下の部分にポケットのある衣類、<u>裾</u>にゴム編みのウエストバンドその他の絞る部分がある衣類及び少なくとも縦 10 センチメートル、横 10 センチメートルの範囲で数えた編目の数の平均値が編目の方向にそれぞれ 1 センチメートルにつき 10 未満である衣類を含まない。第 61.05 項には、袖無しの衣類を含まない。</p> <p><u>「シャツ」及び「シャツブラウス」とは、長袖又は半袖を有し、ネックラインが一部又は全部開いている上半身用の衣類である。「ブラウス」とは、上半身用のゆったりした衣類であり、袖無し及びネックラインが開いているものであるかないかを問わない。「シャツ」、「シャツブラウス」及び「ブラウス」は、襟を有するものを含む。</u></p> <p>5～10 (省 略)</p> <p style="text-align: center;">総 説</p> <p style="text-align: center;">(省 略)</p> <p>この規定は、衣類の裁断により男子用の衣類であるか女子用の衣類であるかを明らかに判別することができるものについては、適用しない。男子用の衣類であるか女子用の衣類であるかを判別することができないものは、女子用の衣類が属する項に属する。</p> <p style="text-align: center;">(削 除)</p> <p>11 部の注 14 の適用により異なる項に属する衣類は、小売用のセットにした場合であっても当該各項に属する。しかしながら、各項の本文で特掲されている小売用のセットにした衣類（例えば、スーツ、パジャマ、水着）については適用しない。この 11 部の注 14 の適用において「紡織用纖維から成る衣類」とは、61.01 項から 61.14 項までの衣類をいうことに注意しなければならない。</p> <p style="text-align: center;">(省 略)</p> | <p>注<br/>1～3 (同 左)</p> <p>4 第 61.05 項及び第 61.06 項には、ウエストより下の部分にポケットのある衣類、<u>すそ</u>にゴム編みのウエストバンドその他の絞る部分がある衣類及び少なくとも縦 10 センチメートル、横 10 センチメートルの範囲で数えた編目の数の平均値が編目の方向にそれぞれ 1 センチメートルにつき 10 未満である衣類を含まない。第 61.05 項には、袖無しの衣類を含まない。</p> <p style="text-align: right;">(新 規)</p> <p>5～10 (同 左)</p> <p style="text-align: center;">総 説</p> <p style="text-align: center;">(同 左)</p> <p>この規定は、衣類の裁断により男子用の衣類であるか女子用の衣類であるかを明らかに判別することができるものについては、適用しない。男子用の衣類であるか女子用の衣類であるかを判別することができないものは、女子用の衣類が属する項に属する。</p> <p><u>シャツ及びシャツブラウスとは、長袖又は半袖を有し、ネックラインが一部又は全部開いている上半身用の衣類である。これらには、ウエストより上の部分にポケット及び襟があることもある。</u></p> <p>11 部注 14 の適用により異なる項に属する衣類は、小売用のセットにした場合であっても当該各項に属する。しかしながら、各項の本文で特掲されている小売用のセットにした衣類（例えば、スーツ、パジャマ、水着）については適用しない。この 11 部注 14 の適用において「紡織用纖維から成る衣類」とは、<u>第 61.01 項から第 61.14 項までの衣類をいうことに注意しなければならない。</u></p> <p style="text-align: center;">(同 左)</p> |

## 新旧対照表

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

| 改正後   | 改正前  |
|---|--|
| 61.09 Tシャツ、シングレットその他これらに類する肌着（メリヤス編み又はクロセ編みのものに限る。）<br><br>(省 略)<br><br>「Tシャツ」とは、メリヤス編み又はクロセ編みのベスト型の軽量の衣類であり綿製又は人造繊維製で、起毛してなく、 <u>パイル編物又はテリー編物</u> でもなく、色は一以上である。ポケットはあってもなくてもよい。袖はぴったりしておりしておらず、ぴったりしているか又は低いネックライン（ラウンドネック、スクエアーネック、ポートネック又はVネック）になっている。これらの衣類には、印刷、編み上げその他の方法による広告、絵又は文字による飾り（レースを除く。）があるものがある。これらの衣類の <u>裾</u> には、通常、縁どりがしてある。<br><br>(省 略) | 61.09 Tシャツ、シングレットその他これらに類する肌着（メリヤス編み又はクロセ編みのものに限る。）<br><br>(同 左)<br><br>「Tシャツ」とは、メリヤス編み又はクロセ編みのベスト型の軽量の衣類であり綿製又は人造繊維製で、起毛してなく、 <u>パイル織物又はテリー織物</u> でもなく、色は一以上である。ポケットはあってもなくてもよい。袖はぴったりしておりしておらず、ぴったりしているか又は低いネックライン（ラウンドネック、スクエアーネック、ポートネック又はVネック）になっている。これらの衣類には、印刷、編み上げその他の方法による広告、絵又は文字による飾り（レースを除く。）があるものがある。これらの衣類の <u>すそ</u> には、通常、縁どりがしてある。<br><br>(同 左) |
| 61.16 手袋、ミトン及びミット（メリヤス編み又はクロセ編みのものに限る。）<br><br>6116.10—プラスチック又はゴムを染み込ませ、塗布し、 <u>被覆し又は積層したもの</u><br><br>(省 略)<br><br>6116.91～6116.99 (省 略)<br><br>(省 略)  | 61.16 手袋、ミトン及びミット（メリヤス編み又はクロセ編みのものに限る。）<br><br>6116.10—プラスチック又はゴムを染み込ませ、塗布し又は <u>被覆したもの</u><br><br>(同 左)<br><br>6116.91～6116.99 (同 左)<br><br>(同 左)   |
| 第 62 類<br>衣類及び衣類附属品（メリヤス編み又はクロセ編みのものを除く。）<br><br>注<br>1～3 (省 略)<br>4 第 62.05 項及び第 62.06 項には、ウエストより下の部分にポケットのあ   | 第 62 類<br>衣類及び衣類附属品（メリヤス編み又はクロセ編みのものを除く。）<br><br>注<br>1～3 (同 左)<br>4 (新 規)   |

## 新旧対照表

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

| 改正後   | 改正前  |
|---|--|
| <p><u>る衣類、裾にゴム編みのウエストバンドその他の絞る部分がある衣類を含ます、第 62.05 項には、袖無しの衣類を含まない。</u></p> <p><u>「シャツ」及び「シャツブラウス」とは、長袖又は半袖を有し、ネックラインが一部又は全部開いている上半身用の衣類である。「ブラウス」とは、上半身用のゆったりした衣類であり、袖無し及びネックラインが開いているものであるかないかを問わない。「シャツ」、「シャツブラウス」及び「ブラウス」は、襟を有するものを含む。</u></p> <p><u>5 (省 略)</u></p> <p><u>6 (省 略)</u></p> <p><u>7 (省 略)</u></p> <p><u>8 (省 略)</u></p> <p><u>9 この類の衣類で、正面で左を右の上にして閉じるものは男子用の衣類とみなし、正面で右を左の上にして閉じるものは女子用の衣類とみなす。この注9の規定は、衣類の裁断により男子用の衣類であるか女子用の衣類であるかを明らかに判別することができるものについては、適用しない。男子用の衣類であるか女子用の衣類であるかを判別することができないものは、女子用の衣類が属する項に属する。</u></p> <p><u>10 (省 略)</u></p> |  |
| 総 説   |  |
| (省 略)   |  |
| <p>この類の注9の規定の適用により、正面が開いている衣類で、左を右の上にして留めるか又は重ねるのは男子用の衣類とみなし、右を左の上にし留めるか又は重ねるものは女子用の衣類とみなす。</p> <p>この規定は、衣類の裁断により男子用の衣類であるか女子用の衣類であるかを明らかに判別することができるものについては、適用しない。男子用の衣類であるか女子用の衣類であるかを判別することができないものは、女子用の衣類が属する項に属する。</p> <p style="text-align: center;">(削 除)</p>   | <p><u>4 (同 左)</u></p> <p><u>5 (同 左)</u></p> <p><u>6 (同 左)</u></p> <p><u>7 (同 左)</u></p> <p><u>8 この類の衣類で、正面で左を右の上にして閉じるものは男子用の衣類とみなし、正面で右を左の上にして閉じるものは女子用の衣類とみなす。この注8の規定は、衣類の裁断により男子用の衣類であるか女子用の衣類であるかを明らかに判別することができるものについては、適用しない。男子用の衣類であるか女子用の衣類であるかを判別することができないものは、女子用の衣類が属する項に属する。</u></p> <p><u>9 (同 左)</u></p> |
| 総 説   |  |
| (同 左)   |  |
| <p>この類の注8の規定の適用により、正面が開いている衣類で、左を右の上にして留めるか又は重ねるのは男子用の衣類とみなし、右を左の上にし留めるか又は重ねるものは女子用の衣類とみなす。</p> <p>この規定は、衣類の裁断により男子用の衣類であるか女子用の衣類であるかを明らかに判別することができるものについては、適用しない。男子用の衣類であるか女子用の衣類であるかを判別することができないものは、女子用の衣類が属する項に属する。</p> <p><u>シャツ及びシャツブラウスは、長袖又は半袖を有し、ネックラインが一部又は全部開いている上半身の衣類である。ブラウスは、上半身用の衣類で、袖無し及びネックラインが開いていないこともある。</u></p>  |  |

## 新旧対照表

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

| 改正後   | 改正前   |
|---|---|
| <p>11部の注14の適用により異なる項に属する衣類は、小売用のセットにした場合であっても当該各項に属する。しかしながら、各項の本文で特掲されている小売用のセットにした衣類（例えば、スーツ、パジャマ、水着）については適用しない。この11部の注14の適用において「紡織用纖維から成る衣類」とは、62.01項から62.11項までの衣類をいうことに注意しなければならない。</p> <p style="text-align: center;">(省 略)</p>  | <p>11部注14の適用により異なる項に属する衣類は、小売用のセットにした場合であっても当該各項に属する。しかしながら、各項の本文で特掲されている小売用のセットにした衣類（例えば、スーツ、パジャマ、水着）については適用しない。この11部注14の適用において「紡織用纖維から成る衣類」とは、<u>第62.01項から第62.11項までの衣類</u>をいうことに注意しなければならない。</p> <p style="text-align: center;">(同 左)</p>   |
| <b>号の解説</b>   | <b>号の解説</b>   |
| 58.11項に属する反物状のキルティングした紡織用纖維の物品から作られた衣類の所属の決定  | 58.11項に属する反物状のキルティングした紡織用纖維の物品から作られた衣類の所属の決定  |
| <p>58.11項に属する反物状のキルティングした紡織用纖維の物品から作られた衣類は、11部の号注2の規定によりこの類の号に属する。この所属の決定において、それらの製品に重要な特性を与えるものは表生地の紡織用纖維である。これは、例えば、表生地が綿60%、ポリエステル40%のキルティングした男子用のアノラックは、<u>6201.30号</u>に属することを意味する。たとえ、表生地が59.03項、59.06項又は59.07項に属するものであっても、その衣類は62.10項には属さないので注意しなければならない。</p> <p><b>62.01 男子用のオーバーコート、カーコート、ケープ、クローケ、アノラック（スキージャケットを含む。）、ウインドチーター、ウインドジャケットその他これらに類する製品（第62.03項のものを除く。）</b></p> <p><u>6201.20—羊毛製又は纖獸毛製のもの</u></p> <p><u>6201.30—綿製のもの</u></p> <p><u>6201.40—人造纖維製のもの</u></p> <p><u>6201.90—他の紡織用纖維製のもの</u></p> | <p>58.11項に属する反物状のキルティングした紡織用纖維の物品から作られた衣類は、11部号注2の規定によりこの類の号に属する。この所属の決定において、それらの製品に重要な特性を与えるものは表生地の紡織用纖維である。これは、例えば、表生地が綿60%、ポリエステル40%のキルティングした男子用のアノラックは、<u>6201.92号</u>に属することを意味する。たとえ、表生地が59.03項、59.06項又は59.07項に属するものであっても、その衣類は62.10項には属さないので注意しなければならない。</p> <p><b>62.01 男子用のオーバーコート、カーコート、ケープ、クローケ、アノラック（スキージャケットを含む。）、ウインドチーター、ウインドジャケットその他これらに類する製品（第62.03項のものを除く。）</b></p> <p><u>—オーバーコート、レインコート、カーコート、ケープ、クローケその他これらに類する製品</u></p> <p><u>6201.11—羊毛製又は纖獸毛製のもの</u></p> <p><u>6201.12—綿製のもの</u></p> <p><u>6201.13—人造纖維製のもの</u></p> <p><u>6201.19—他の紡織用纖維製のもの</u></p> <p><u>—その他のもの</u></p> <p><u>6201.91—羊毛製又は纖獸毛製のもの</u></p> <p><u>6201.92—綿製のもの</u></p> <p><u>6201.93—人造纖維製のもの</u></p> |

## 新旧対照表

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

| 改正後   | 改正前  |
|---|--|
| (省 略)   | <u>6201. 99</u> —その他他の紡織用纖維製のもの  |
| 62.02 女子用のオーバーコート、カーコート、ケープ、クローケ、アノラック(スキージャケットを含む。)、ウインドチーター、ウインドジャケットその他これらに類する製品(第62.04項のものを除く。)                                 | 62.02 女子用のオーバーコート、カーコート、ケープ、クローケ、アノラック(スキージャケットを含む。)、ウインドチーター、ウインドジャケットその他これらに類する製品(第62.04項のものを除く。)<br>—オーバーコート、レインコート、カーコート、ケープ、クローケその他のこれらに類する製品 |
| <u>6202. 20</u> —羊毛製又は纖獸毛製のもの   | <u>6202. 11</u> —羊毛製又は纖獸毛製のもの  |
| <u>6202. 30</u> —綿製のもの  | <u>6202. 12</u> —綿製のもの   |
| <u>6202. 40</u> —人造纖維製のもの   | <u>6202. 13</u> —人造纖維製のもの  |
| <u>6202. 90</u> —その他の紡織用纖維製のもの  | <u>6202. 19</u> —その他の紡織用纖維製のもの<br>—その他のもの  |
| (省 略)   | <u>6202. 91</u> —羊毛製又は纖獸毛製のもの<br><u>6202. 92</u> —綿製のもの<br><u>6202. 93</u> —人造纖維製のもの<br><u>6202. 99</u> —その他の紡織用纖維製のもの                             |
| 62.05 男子用のシャツ   | 62.05 男子用のシャツ  |
| (省 略)   | (同 左)  |
| この項には、62.07項のナイトシャツ、シングレットその他これに類する肌着を除き、メリヤス編み又はクロセ編み以外の男子用シャツ(この類の注4に規定するものに限るものとし、襟を取り外しできるシャツ、ドレスシャツ、スポーツシャツ及びレジャー用シャツを含む。)を含む。 | この項には、62.07項のナイトシャツ、シングレットその他これに類する肌着を除き、メリヤス編み又はクロセ編み以外の男子用シャツ(襟を取り外しできるシャツ、ドレスシャツ、スポーツシャツ及びレジャー用シャツを含む。)を含む。                                     |
| (省 略)   | (同 左)  |
| 62.06 女子用のブラウス、シャツ及びシャツブラウス   | 62.06 女子用のブラウス、シャツ及びシャツブラウス  |

## 新旧対照表

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

| 改正後   | 改正前  |
|---|--|
| (省 略)   | (同 左)  |
| この項には、メリヤス編み又はクロセ編み以外の女子用のブラウス、シャツ及びシャツブラウスを含む <u>(この類の注4参照)</u> 。  | この項には、メリヤス編み又はクロセ編み以外の女子用のブラウス、シャツ及びシャツブラウスを含む。  |
| (省 略)   | (同 左)  |
| <b>62.09 乳児用の衣類及び衣類附属品</b>  | <b>62.09 乳児用の衣類及び衣類附属品</b>   |
| (省 略)   | (同 左)  |
| この類の <u>注5 (a)</u> の規定により、「乳児用の衣類及び衣類附属品」とは、身長 86 センチメートル以下の乳幼児用のものをいう。<br>この項には、マティニーコート、ピクシースーツ、ロンパース、よだれかけ、手袋、ミトン、ミット、タイツ及び甲にのり付け、縫製その他の方法で取り付けられた本底を有しない乳児用のブーティー（メリヤス編み及びクロセ編みのものを除く。）を含む。<br><u>62.09 項及びこの類の他の項に同時に属するとみられる物品は、62.09 項に属するので注意しなければならない（類注5 (b) 参照）。</u> | この類の <u>注4 (a)</u> の規定により、「乳児用の衣類及び衣類附属品」とは、身長 86 センチメートル以下の乳幼児用のものをいう。<br>この項には、マティニーコート、ピクシースーツ、ロンパース、よだれかけ、手袋、ミトン、ミット、タイツ及び甲にのり付け、縫製その他の方法で取り付けられた本底を有しない乳児用のブーティー（メリヤス編み及びクロセ編みのものを除く。）を含む。 <u>62.09 項及びこの類の他の項に同時に属するとみられる物品は、62.09 項に属するので注意しなければならない（類注4 (b) 参照）。</u> |
| (省 略)   | (同 左)  |
| <b>62.10 衣類（第 56.02 項、第 56.03 項、第 59.03 項、第 59.06 項又は第 59.07 項の織物類から製品にしたものに限る。）</b>  | <b>62.10 衣類（第 56.02 項、第 56.03 項、第 59.03 項、第 59.06 項又は第 59.07 項の織物類から製品にしたものに限る。）</b>   |
| 6210.10 (省 略)   | 6210.10 (同 左)  |
| 6210.20—その他の衣類（ <u>第 62.01 項のものと同一種類のものに限る。</u> ）   | 6210.20—その他の衣類（ <u>第 6201.11 号から第 6201.19 号までのものと同一種類のものに限る。</u> ）   |
| 6210.30—その他の衣類（ <u>第 62.02 項のものと同一種類のものに限る。</u> ）   | 6210.30—その他の衣類（ <u>第 6202.11 号から第 6202.19 号までのものと同一種類のものに限る。</u> ）   |
| 6210.40 (省 略)   | 6210.40 (同 左)  |
| 6210.50 (省 略)   | 6210.50 (同 左)  |

## 新旧対照表

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

| 改正後<br>(省 略)   | 改正前<br>(同 左)   |
|--|--|
| 62.10 項及びこの類の他の項（62.09 項を除く。）に同時に属するとみられる衣類は、62.10 項に属するので注意しなければならない（ <u>類注 6</u> 参照）。  | 62.10 項及びこの類の他の項（62.09 項を除く。）に同時に属するとみられる衣類は、62.10 項に属するので注意しなければならない（ <u>類注 5</u> 参照）。  |
| (省 略)  | (同 左)  |
| <b>62.13 ハンカチ</b>  | <b>62.13 ハンカチ</b>  |
| (省 略)  | (同 左)  |
| この項の製品は、正方形又は正方形に近い形状のもののうち各辺の長さが 60 センチメートル以下のもので（ <u>類注 8</u> 参照）、通常のハンカチ又は頭にかぶったり、首に巻いたり、 <u>ウェスト</u> に飾りとして使用したりするスカーフタイプの正方形のものである。 | この項の製品は、正方形又は正方形に近い形状のもののうち各辺の長さが 60 センチメートル以下のもので（ <u>類注 7</u> 参照）、通常のハンカチ又は頭にかぶったり、首に巻いたり、 <u>ウェスト</u> に飾りとして使用したりするスカーフタイプの正方形のものである。 |
| (省 略)  | (同 左)  |
| <b>第 63 類</b><br>紡織用繊維のその他の製品、セット、中古の衣類、<br>紡織用繊維の中古の物品及びぼろ  | <b>第 63 類</b><br>紡織用繊維のその他の製品、セット、中古の衣類、<br>紡織用繊維の中古の物品及びぼろ  |
| (省 略)  | (同 左)  |
| 63.06 ターポリン及び日よけ、テント（ <u>仮設の日よけテントその他これに類する物品を含む。</u> ）、帆（ボート用、セールボード用又はランドクラフト用のものに限る。）並びにキャンプ用品<br>－ターポリン及び日よけ                         | 63.06 ターポリン及び日よけ、テント、帆（ボート用、セールボード用又はランドクラフト用のものに限る。）並びにキャンプ用品<br>－ターポリン及び日よけ  |
| 6306.12 (省 略)  | 6306.12 (同 左)  |
| 6306.19 (省 略)<br>－テント（ <u>仮設の日よけテントその他これに類する物品を含む。</u> ）   | 6306.19 (同 左)<br>－テント  |
| 6306.22～6306.90 (省 略)  | 6306.22～6306.90 (同 左)  |

## 新旧対照表

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

| 改正後   | 改正前   |
|---|---|
| <p>この項には、通常、丈夫で目の詰まった織り方をしたカンバスで作られた紡織用繊維の製品を含む。</p> <p>(1) ~ (3) (省 略)</p> <p>(4) テント：人造繊維、綿又は混用した織物用繊維の軽量若しくはかなり厚手の織物類<u>(塗布し、被覆し又は積層してあるかないかを問わない。)</u>又はカンバスから作られるシェルターである。通常、一重又は二重の屋根を有しており、また、周囲をとりかこむ構造となる壁（一重又は二重）を有するものもある。この項には、各種の形状及びサイズのテント、例えば、劇場用の大天幕、軍用のテント、キャンプ用のテント（小型テントを含む。）、サーカス用のテント、ビーチテントを含む。これらのテントは、テント用の柱、くい、ロープその他の附属品と一緒にあるかないかを問わず、この項に属する。</p> <p>キャラバン用「日よけ」（キャラバンの附属品として知られている。）は、テント様の構造で、テントとして認められる。これらは、一般に人造繊維の織物又はかなり厚手のカンバス製のもので、三方の壁と一つの屋根から成り、キャラバンの居住性を増すようにデザインされている。</p> <p><u>仮設の日よけテント：一般的に屋外で使用されるもので、一以上の側面に開口部を有し（完全に囲われているものもある。）、全面又は部分的な屋根を有している。これらには、一以上の気象要素（例えば、日光、雨、風）から完全又は部分的に保護するものがある。仮設の日よけテントのフレームは、通常、金属部品で構成されており、伸縮するシャフトを有するものがある。屋根と壁は、フレームを組み立てた後に別々に設置するものや、ポップアップ構造のフレームに組み込まれているものがある。仮設の日よけテントには、地中アンカーを有するものがある。</u></p> <p>この項には、66.01 項のアンブレラテントを含まない。</p> <p>(5) (省 略)</p> <p style="text-align: center;">(省 略)</p> <p>63.07 その他のもの（ドレスパターンを含むものとし、製品にしたものに限る。）</p> <p style="text-align: center;">(省 略)</p> | <p>この項には、通常、丈夫で目の詰まった織り方をしたカンバスで作られた紡織用繊維の製品を含む。</p> <p>(1) ~ (3) (同 左)</p> <p>(4) テント：人造繊維、綿又は混用した織物用繊維の軽量若しくはかなり厚手の織物類<br/><u>（塗布し、被覆し又は積層してあるかないかを問わない。）又はカンバスから作られるシェルターである。通常、一重又は二重の屋根及び壁（一重又は二重）を有し周囲をとりかこむ構造となっている。</u>この項には、各種の形状及びサイズのテント、例えば、劇場用の大天幕、軍用のテント、キャンプ用のテント（小型テントを含む。）、サーカス用のテント、ビーチテントを含む。これらのテントは、テント用の柱、くい、ロープその他の附属品と一緒にあるかないかを問わず、この項に属する。</p> <p>キャラバン用「日よけ」（キャラバンの附属品として知られている。）は、テント様の構造で、テントとして認められる。これらは、一般に人造繊維の織物又はかなり厚手のカンバス製のもので、三方の壁と一つの屋根から成り、キャラバンの居住性を増すようにデザインされている。</p> <p style="text-align: right;">(新 規)</p> <p>この項には、66.01 項のアンブレラテントを含まない。</p> <p>(5) (同 左)</p> <p style="text-align: right;">(同 左)</p> <p>63.07 その他のもの（ドレスパターンを含むものとし、製品にしたものに限る。）</p> <p style="text-align: right;">(同 左)</p> |

## 新旧対照表

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

| 改正後   | 改正前  |
|---|--|
| <p>この項には、次の物品を含む。</p> <p>(1) ~ (17) (省 略)</p> <p>(18) 扇子（紡織用纖維製のマウント及びフレーム（材料を問わない。）を有するものに限る。）及び扇子のマウント。<u>ただし、扇子で、貴金属のフレームを有するものは、71.13 項に属する。</u></p> <p>(19) ~ (25) (省 略)</p> <p>(26) 関節（例えば、膝、足首、肘又は手首）又は筋肉（例えば、大腿筋）支持用の製品で 90 類の注 1 (b) の種類のもの（11 部の他の項に該当するものを除く。）</p> <p>(27) (省 略)</p> <p><u>上記物品のほか 11 部の注 7 に規定する製品にしたものは、11 部の他の項に含まれない限りこの項に含まれる（例えば、ドア又は窓のすきま風を防止するために使用する紡織用纖維物品（ウォッディングを詰めたものを含む。）。</u></p> <p style="text-align: center;">(省 略)</p> <p>この項には、次の物品を含まない。</p> <p>(a) ~ (p) (省 略)</p> <p>(q) 96.19 項の生理用のナプキン（パッド）及びタンポン、おむつ及びおむつ中敷きその他これらに類する物品</p> <p style="text-align: center;">(省 略)</p> <p style="text-align: center;"><b>第 13 部</b></p> <p>石、プラスター、セメント、石綿、雲母その他これらに類する材料の製品、陶磁製品並びにガラス及びその製品</p> <p style="text-align: center;"><b>第 68 類</b></p> <p>石、プラスター、セメント、石綿、雲母その他これらに類する材料の製品</p> <p>注</p> | <p>この項には、次の物品を含む。</p> <p>(1) ~ (17) (同 左)</p> <p>(18) 扇子（紡織用纖維製のマウント及びフレーム（材料を問わない。）を有するものに限る。）及び扇子のマウント<br/><u>ただし、扇子で、貴金属のフレームを有するものは、71.13 項に属する。</u></p> <p>(19) ~ (25) (同 左)</p> <p>(26) 関節（例えば、膝、足首、肘又は手首）又は筋肉（例えば、大腿筋）支持用の製品で 90 類の注 1 (b) の種類のもの（11 部の他の項に該当するものを除く。）<u>上記物品のほか 11 部の注 7 に規定する製品にしたものは、11 部の他の項に含まれない限りこの項に含まれる（例えば、ドア又は窓のすきま風を防止するために使用する紡織用纖維物品（ウォッディングを詰めたものを含む。）。</u></p> <p>(27) (同 左)</p> <p style="text-align: center;">(同 左)</p> <p>この項には、次の物品を含まない。</p> <p>(a) ~ (p) (同 左)</p> <p>(q) <u>96.19 項の生理用のナプキン（パッド）及びタンポン、乳児用のおむつ及びおむつ中敷きその他これらに類する物品</u></p> <p style="text-align: center;">(同 左)</p> <p style="text-align: center;"><b>第 13 部</b></p> <p>石、プラスター、セメント、石綿、雲母その他これらに類する材料の製品、陶磁製品並びにガラス及びその製品</p> <p style="text-align: center;"><b>第 68 類</b></p> <p>石、プラスター、セメント、石綿、雲母その他これらに類する材料の製品</p> <p>注</p> |

## 新旧対照表

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

| 改正後   | 改正前   |
|---|---|
| <p>1 この類には、次の物品を含まない。<br/>           (a) ~ (ij) (省 略)<br/>           (k) 第 94 類の物品（例えば、家具、照明器具及びプレハブ建築物）<br/>           (l) ~ (n) (省 略)</p> <p>2 (省 略)</p> <p style="text-align: center;">総 説</p> <p style="text-align: center;">(省 略)</p> <p>さらにこの類には、解説の除外規定に別個に掲げる物品に加え、次の物品を含まない。<br/>           (a) ~ (c) (省 略)<br/>           (d) 94 類の物品（例えば、家具、照明器具及びプレハブ建築物）<br/>           (e) ~ (g) (省 略)</p> <p style="text-align: center;">(省 略)</p> <p>68.02 加工した石碑用又は建築用の石及びその製品（スレートを加工したもの及び第 68.01 項の物品を除く。）、天然石（スレートを含む。）製のモザイクキューブその他これに類する製品（裏張りしてあるかないかを問わない。）並びに人工的に着色した天然石（スレートを含む。）の粒、細片及び粉<br/>           6802.10－タイル、キューブその他これらに類する物品（長方形（正方形を含む。）であるかないかを問わないものとし、最大の面を 1 辺が 7 センチメートル未満の正方形により包含することができるものに限る。）並びに人工的に着色した粒、細片及び粉<br/>           (省 略)<br/>           6802.21～6802.99 (省 略)</p> <p style="text-align: center;">(省 略)</p> | <p>1 この類には、次の物品を含まない。<br/>           (a) ~ (ij) (同 左)<br/>           (k) 第 94 類の物品（例えば、家具、<u>ランプ</u>その他の照明器具及びプレハブ建築物）<br/>           (l) ~ (n) (同 左)</p> <p>2 (同 左)</p> <p style="text-align: center;">総 説</p> <p style="text-align: center;">(同 左)</p> <p>さらにこの類には、解説の除外規定に別個に掲げる物品に加え、次の物品を含まない。<br/>           (a) ~ (c) (同 左)<br/>           (d) 94 類の物品（例えば、家具、<u>ランプ</u>その他の照明器具及びプレハブ建築物）<br/>           (e) ~ (g) (同 左)</p> <p style="text-align: center;">(同 左)</p> <p>68.02 加工した石碑用又は建築用の石及びその製品（スレートを加工したもの及び第 68.01 項の物品を除く。）、天然石（スレートを含む。）製のモザイクキューブその他これに類する製品（裏張りしてあるかないかを問わない。）並びに人工的に着色した天然石（スレートを含む。）の粒、細片及び粉<br/>           6802.10－タイル、キューブその他これらに類する物品（長方形（正方形を含む。）であるかないかを問わないものとし、<u>面積</u>が最大の面を 1 边が 7 センチメートル未満の正方形により包含することができるものに限る。）並びに人工的に着色した粒、細片及び粉<br/>           (同 左)<br/>           6802.21～6802.99 (同 左)</p> <p style="text-align: center;">(同 左)</p> |

## 新旧対照表

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

| 改正後   | 改正前  |
|---|--|
| <p>この項には、また、次の物品を含まない。</p> <p>(a) ~ (e) (省 略)</p> <p>(f) 照明器具及びその部分品 (94.05)</p> <p>(g) 及び (h) (省 略)</p> <p style="text-align: center;">(省 略)</p>   | <p>この項には、また、次の物品を含まない。</p> <p>(a) ~ (e) (同 左)</p> <p>(f) <u>ランプ</u>その他の照明器具及びその部分品 (94.05)</p> <p>(g) 及び (h) (同 左)</p> <p style="text-align: center;">(同 左)</p>  |
| <p>68.12 石綿織維 (加工したものに限る。)、石綿をもととした混合物及び石綿と炭酸マグネシウムとをもととした混合物並びにこれらの混合物又は石綿の製品 (例えば、糸、織物、衣類、帽子、履物及びガスケット。補強してあるかないかを問わないものとし、第 68.11 項又は第 68.13 項の物品を除く。)</p> <p>6812.80 (省 略)<br/>－その他のもの</p> <p>6812.91 (省 略)</p> <p style="text-align: center;">(削 除)</p> <p style="text-align: center;">(削 除)</p> <p>6812.99 (省 略)</p> <p style="text-align: center;">(省 略)</p> | <p>68.12 石綿織維 (加工したものに限る。)、石綿をもととした混合物及び石綿と炭酸マグネシウムとをもととした混合物並びにこれらの混合物又は石綿の製品 (例えば、糸、織物、衣類、帽子、履物及びガスケット。補強してあるかないかを問わないものとし、第 68.11 項又は第 68.13 項の物品を除く。)</p> <p>6812.80 (同 左)<br/>－その他のもの</p> <p>6812.91 (同 左)</p> <p><u>6812.92—紙、厚紙及びフェルト</u></p> <p><u>6812.93—ジョイント用の圧縮した石綿織維 (シート状又はロール状のものに限る。)</u></p> <p>6812.99 (同 左)</p> <p style="text-align: center;">(同 左)</p> |
| <p>68.15 石その他の鉱物性材料の製品 (炭素織維及びその製品並びに泥炭製品を含むものとし、他の項に該当するものを除く。)</p> <p><u>－炭素織維及びその製品 (電気用品を除く。) 並びにその他の黒鉛又はその他の炭素の製品 (電気用品を除く。)</u></p> <p>6815.11—炭素織維</p> <p>6815.12—炭素織維製の織物類</p> <p>6815.13—炭素織維製のその他の製品</p> <p>6815.19—その他のもの</p> <p>6815.20 (省 略)<br/>－その他の製品</p>   | <p>68.15 石その他の鉱物性材料の製品 (炭素織維及びその製品並びに泥炭製品を含むものとし、他の項に該当するものを除く。)</p> <p><u>6815.10—黒鉛その他の炭素の製品 (電気用品を除く。)</u></p> <p style="text-align: right;">(新 規)</p> <p style="text-align: right;">(新 規)</p> <p style="text-align: right;">(新 規)</p> <p style="text-align: right;">(新 規)</p> <p>6815.20 (同 左)<br/>－その他の製品</p>   |

## 新旧対照表

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

| 改正後  | 改正前  |
|--|--|
| 6815.91——マグネサイト、マグネシア（ペリクレースのものに限る。）、ドロマイト（ドライムのものを含む。）又はクロマイトを含有するものの<br>6815.99（省 略）<br><br>(省 略)  | 6815.91——マグネサイト、 <u>ドロマイト</u> 又はクロマイトを含有するもの<br>6815.99（同 左）<br><br>(同 左)  |
| <b>第 69 類</b><br><b>陶磁製品</b>   | <b>第 69 類</b><br><b>陶磁製品</b>   |
| <b>注</b>   | <b>注</b>   |
| <p>1 この類には、次に定めるところにより成形した後に焼成した陶磁製品のみを含む。</p> <p>(a) 第 69.04 項から第 69.14 項までには、第 69.01 項から第 69.03 項までに属するとみられる物品を含まない。</p> <p>(b) 樹脂の硬化、水和反応の促進、水分その他の揮発性成分の除去等を目的として、800 度未満の温度で加熱された製品は、焼成されたものとは見なされず、この類に属しない。</p> <p>(c) 陶磁製品は、無機の非金属材料を一般に室温で調製、成形した後に焼成することにより得られる。原材料は、粘土、けい酸質の材料（シリカ フュームを含む。）及び高融点を有する材料（酸化物、炭化物、窒化物、黒鉛その他の炭素等）から成り、耐火性粘土又はりん酸塩等の結合剤が使用される場合がある。</p> <p>2 この類には、次の物品を含まない。</p> <p>(a) ~ (h)（省 略）</p> <p>(ij) 第 94 類の物品（例えば、家具、照明器具及びプレハブ建築物）</p> <p>(k) ~ (m)（省 略）</p> | <p>1 この類には、成形した後に焼成した陶磁製品のみを含むものとし、第 69.04 項から第 69.14 項までには、第 69.01 項から第 69.03 項までに属するとみられる物品を含まない。</p> <p>2 この類には、次の物品を含まない。</p> <p>(a) ~ (h)（同 左）</p> <p>(ij) 第 94 類の物品（例えば、家具、ランプその他の照明器具及びプレハブ建築物）</p> <p>(k) ~ (m)（同 左）</p> |
| <b>総 説</b>   | <b>総 説</b>   |
| 「陶磁製品」とは、次の方法により得られる物品をいう。   | 「陶磁製品」とは、次の方法により得られる物品をいう。   |
| (A) 無機の非金属材料を一般に室温で調製、成形した後に焼成する方法。<br>原料は粘土、けい酸質の材料（シリカ フュームを含む。）及び高融点を有  | (A) 無機の非金属材料を一般に室温で調製、成形した後に焼成する方法。<br>原料は粘土、けい酸質の材料及び高溶融点を有する材料（酸化物、炭化  |

## 新旧対照表

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

| 改正後   | 改正前  |
|---|--|
| する材料（酸化物、炭化物、窒化物、黒鉛その他の炭素等）であるが、場合によっては耐火性粘土又はりん酸塩等の結合材が使用される。<br>(B) (省 略)   | 物、窒化物、黒鉛その他の炭素等）であるが、場合によっては耐火性粘土又はりん酸塩等の結合材が使用される。<br>(B) (同 左)   |
| (省 略)   | (同 左)  |
| 69.03 その他の陶磁製耐火製品（例えば、レトルト、るつぼ、マッフル、ノズル、プラグ、支持物、キューペル、管、さや、 <u>棒及びスライドゲート</u> 。けいそう土その他これに類するけい酸質の土から製造したものをお除く。）   | 69.03 その他の陶磁製耐火製品（例えば、レトルト、るつぼ、マッフル、ノズル、プラグ、支持物、キューペル、管、さや及び棒。けいそう土その他これに類するけい酸質の土から製造したものをお除く。）   |
| 6903.10—遊離炭素の含有量が全重量の50%を超えるもの  | 6903.10— <u>黒鉛その他の炭素又はこれらの相互の混合物</u> の含有量が全重量の50%を超えるもの  |
| 6903.20 (省 略)   | 6903.20 (同 左)  |
| 6903.90 (省 略)   | 6903.90 (同 左)  |
| この項には、前項までに分類されない <u>全て</u> の耐火物を含む。<br>これらの物品には、次のものがある。<br>(1) 69.02 項の耐火製品とは異なり、多くの場合において永久的には取り付けられないような物品。例えば、レトルト、反応器、るつぼ、キューペルその他これらに類する工業用又は理化学用の製品、マッフル、ノズル、プラグ、バーナー噴射管その他類似の炉の部分品、陶磁器焼成の際に炉内において陶磁器の支持物又は隔離材として使用されるさや、スタンドその他の炉の附属品、シース及び棒、るつぼ用スタンド、 <u>インゴット用型</u> 、 <u>スライドゲート</u> 、ローラー、ブランク、成形工具、ポット等。<br>(2) (省 略)<br>ただし、この項にはゼーゲルコーン（窯業炉用テスター）を含まない（38.24項の解説参照）。これは成形後に焼成したものではない。 | この項には、前項までに分類されない <u>すべて</u> の耐火物を含む。<br>これらの物品には、次のものがある。<br>(1) 69.02 項の耐火製品とは異なり、多くの場合において永久的には取り付けられないような物品。例えば、レトルト、反応器、るつぼ、キューペルその他これらに類する工業用又は理化学用の製品、マッフル、ノズル、プラグ、バーナー噴射管その他類似の炉の部分品、陶磁器焼成の際に炉内において陶磁器の支持物又は隔離材として使用されるさや、スタンドその他の炉の附属品、シース及び棒、るつぼ用スタンド、 <u>インゴット用型</u> 等。<br>(2) (同 左)<br>ただし、この項にはゼーゲルコーン（窯業炉用テスター）を含まない（38.24項の解説参照）。これは成形後に焼成したものではない。 |
| *<br>* * *  | (新 規)  |
| 号の解説<br><u>6903.10</u>  |  |

## 新旧対照表

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

| 改正後  | 改正前  |
|--|--|
| <p>この号において、「遊離炭素」とは、黒鉛、非晶質炭素（カーボンブラック）及び有機炭素（ピッチ、タール又は樹脂）のような炭素種をいう。</p> <p style="text-align: center;">(省 略)</p>  |  |
| <p><b>69.13 陶磁製の小像その他の装飾品</b></p> <p style="text-align: center;">(省 略)</p> <p>この項には、当該物品がその性質及び仕上げによって装飾用に適するものであっても、この表においてより特殊な限定をして記載している項に該当するものは含まれない。このような物品には、例えば、次のようなものがある。</p> <p>(a) ~ (e) (省 略)<br/>           (f) 94.05 項の<u>照明器具及びこれらの部分品</u><br/>           (g) ~ (ij) (省 略)</p> <p style="text-align: center;">(省 略)</p> <p style="text-align: center;"><b>第 70 類<br/>ガラス及びその製品</b></p>                                | <p style="text-align: center;">(同 左)</p> <p><b>69.13 陶磁製の小像その他の装飾品</b></p> <p style="text-align: center;">(同 左)</p> <p>この項には、当該物品がその性質及び仕上げによって装飾用に適するものであっても、この表においてより特殊な限定をして記載している項に該当するものは含まれない。このような物品には、例えば、次のようなものがある。</p> <p>(a) ~ (e) (同 左)<br/>           (f) 94.05 項の<u>ランプその他の照明器具およびこれらの部分品</u><br/>           (g) ~ (ij) (同 左)</p> <p style="text-align: center;">(同 左)</p> <p style="text-align: center;"><b>第 70 類<br/>ガラス及びその製品</b></p> |
| <p><b>注</b></p> <p>1 この類には、次の物品を含まない。</p> <p>(a) ~ (c) (省 略)<br/>           (d) フロントガラス（風防）、後部の窓及びその他の窓（枠付きのもので、<br/> <u>第 86 類から第 88 類までの物品用のものに限る。</u>）<br/>           (e) フロントガラス（風防）、後部の窓及びその他の窓（枠付きであるかな<br/> <u>いかを問わず、加熱装置又はその他の電気的若しくは電子的装置を自蔵</u><br/> <u>する第 86 類から第 88 類までの物品用のものに限る。</u>）<br/>           (f) (省 略)<br/>           (g) 第 94.05 項の<u>照明器具、イルミネーションサイン、発光ネームプレート</u>その他これらに類する物品（光源を据え付けたものに限る。）及びこれらの部分品</p> | <p><b>注</b></p> <p>1 この類には、次の物品を含まない。</p> <p>(a) ~ (c) (同 左)<br/>           (d) (同 左)<br/>           (e) 第 94.05 項の<u>ランプその他の照明器具、イルミネーションサイン、発光ネームプレート</u>その他これらに類する物品（光源を据え付けたものに限る。）及びこれらの部分品</p>   |

## 新旧対照表

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

| 改正後  | 改正前  |
|--|--|
| (h) 第 95 類の玩具、遊戯用具、運動用具、クリスマスツリー用装飾品その他の物品（仕掛けを有しないガラス製の眼で第 95 類の人形その他の物品に使用するものを除く。）  | (f) 第 95 類のがん具、遊戯用具、運動用具、クリスマスツリー用装飾品その他の物品（仕掛けを有しないガラス製の眼で第 95 類の人形その他の物品に使用するものを除く。）   |
| (ij) (省 略)   | (g) (同 左)  |
| 2～5 (省 略)  | 2～5 (同 左)  |
| (省 略)  | (同 左)  |
| 70.01 ガラスのくず（ <u>第 85.49 項の陰極線管由来のガラス</u> その他の活性化ガラスを除く。）及び塊   | 70.01 ガラスのくず及び塊  |
| (省 略)  | (同 左)  |
| 70.11 ガラス製のバルブ、チューブその他これらに類する物品で封じてないもの及びこれらの部分品（電灯 <u>その他の光源</u> 、陰極線管その他これらに類する物品に使用するもので取付具を有しないものに限る。）   | 70.11 ガラス製のバルブ、チューブその他これらに類する物品で封じてないもの及びこれらの部分品（電灯、陰極線管その他これらに類する物品に使用するもので取付具を有しないものに限る。）  |
| (省 略)  | (同 左)  |
| この項には、次の物品を含む。<br>(A) (省 略)<br>(B) 明らかに <u>電灯</u> その他の光源用に作られた端部を狭めた管及び広告サイン用の形に曲げたもの<br>(C) (省 略)<br>これらの物品は、各種の工程（フィラメント及び電極の取付け、管の脱気、一以上の希ガス、水銀等の注入、キャップ又は接続子の取付け）を経て、85 類の <u>電灯</u> その他の光源、陰極線管その他これらに類する物品を作る。 | この項には、次の物品を含む。<br>(A) (同 左)<br>(B) 明らかに <u>電球</u> 用に作られた端部を狭めた管及び広告サイン用の形に曲げたもの<br>(C) (同 左)<br>これらの物品は、各種の工程（フィラメント及び電極の取付け、管の脱気、一以上の希ガス、水銀等の注入、キャップ又は接続子の取付け）を経て、85 類の <u>電球</u> 、陰極線管その他これらに類する物品を作る。 |
| (省 略)  | (同 左)  |
| 70.13 ガラス製品（食卓用、台所用、化粧用、事務用、室内装飾用その他これらに類する用途に供する種類のものに限るものとし、第 70.10 項又は第 70.18 項のものを除く。）   | 70.13 ガラス製品（食卓用、台所用、化粧用、事務用、室内装飾用その他これらに類する用途に供する種類のものに限るものとし、第 70.10 項又は第 70.18 項のものを除く。）   |

## 新旧対照表

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

| 改正後   | 改正前  |
|---|--|
| (省 略)   | (同 左)  |
| この項には、また、次の物品を含まない。<br>(a) ~ (e) (省 略)<br>(f) 94.05 項の照明器具及びその部分品<br>(g) 及び (h) (省 略)           | この項には、また、次の物品を含まない。<br>(a) ~ (e) (同 左)<br>(f) 94.05 項のランプその他の照明器具及びその部分品<br>(g) 及び (h) (同 左) |
| 70.14 ガラス製の信号用品及び光学用品（第 70.15 項のもの及び光学的に研磨したもの除く。）  | 70.14 ガラス製の信号用品及び光学用品（第 70.15 項のもの及び光学的に研磨したもの除く。）   |
| (省 略)   | (同 左)  |
| この項には、また、次の物品を含まない。<br>(a) ~ (c) (省 略)<br>(d) 94.05 項の照明器具及びその部分品                               | この項には、また、次の物品を含まない。<br>(a) ~ (c) (同 左)<br>(d) 94.05 項のランプその他の照明器具及びその部分品                     |
| (省 略)   | (同 左)  |
| 70.19 ガラス繊維（グラスウールを含む。）及びその製品（例えば、ガラス繊維の糸、ロービング及び織物）<br>—スライバー、ロービング、糸及びチョップドストランド並びにこれらから成るマット | 70.19 ガラス繊維（グラスウールを含む。）及びその製品（例えば、ガラス繊維の糸及び織物）<br>—スライバー、ロービング、糸及びチョップドストランド                 |
| 7019.11 (省 略)   | 7019.11 (同 左)  |
| 7019.12 (省 略)   | 7019.12 (同 左)  |
| 7019.13—その他の糸及びスライバー  | (新 規)  |
| 7019.14—機械的に結合したマット   | (新 規)  |
| 7019.15—化学的に結合したマット   | (新 規)  |
| 7019.19 (省 略)   | 7019.19 (同 左)<br>—薄いシート（ボイル）、ウェブ、マット、マットレス、ボードその他これらに類する織ってない物品                              |
| (削 除)   | 7019.31—マット  |
| (削 除)   | 7019.32—薄いシート（ボイル）   |
| (削 除)   |  |

## 新旧対照表

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

| 改正後  | 改正前   |
|--|---|
| (削除)   | <u>7019. 39</u> —その他もの  |
| (削除)   | <u>7019. 40</u> —ロービング製の織物  |
| (削除)   | —その他の織物   |
| (削除)   | <u>7019. 51</u> —幅が 30 センチメートル以下のもの   |
| (削除)   | <u>7019. 52</u> —幅が 30 センチメートルを超えるもの（重量が 1 平方メートルにつき 250 グラム未満の平織りのもので、単糸が 136 テックス以下の長繊維製のものに限る。）  |
| (削除)   | <u>7019. 59</u> —その他もの  |
| —機械的に結合した織物類   | (新規)  |
| <u>7019. 61</u> —ロービング製の目の細かい織物  | (新規)  |
| <u>7019. 62</u> —ロービング製のその他の織物類  | (新規)  |
| <u>7019. 63</u> —糸から成る目の細かい織物（平織りのものに限るものとし、塗布したもの及び積層したものとを除く。）   | (新規)  |
| <u>7019. 64</u> —糸から成る目の細かい織物（平織りのもので、かつ、塗布したもの及び積層したものに限る。）   | (新規)  |
| <u>7019. 65</u> —目の粗い織物（幅が 30 センチメートル以下のものに限る。）  | (新規)  |
| <u>7019. 66</u> —目の粗い織物（幅が 30 センチメートルを超えるものに限る。）   | (新規)  |
| <u>7019. 69</u> —その他のもの  | (新規)  |
| —化学的に結合した織物類   | (新規)  |
| <u>7019. 71</u> —ペール（薄いシート）  | (新規)  |
| <u>7019. 72</u> —その他の目の細かい織物類  | (新規)  |
| <u>7019. 73</u> —その他の目の粗い織物類   | (新規)  |
| <u>7019. 80</u> —グラスウール及びその製品  | (新規)  |
| 7019. 90 (省略)  | 7019. 90 (同左)   |
| (省略)   | (同左)  |
| ガラス繊維は次のような特性を有する。植物性又は動物性の紡織用繊維よりも柔軟性が劣る（ガラス糸は、容易に結ぶことはできない。）。 <u>11部の紡織用繊維のいずれよりも強く、引張り強さ</u> という点においては鋼よりも軽くて強い。伸びたり縮んだりせずに、寸法の安定性が高い。吸湿性が低い。ある場合においては、燃えにくく、音及び熱の伝導性が低い。腐敗しにくく、防水性及び耐酸性がある。紫外線の感度は低い。電導率は小さく、誘電透過性 | ガラス繊維は次のような特性を有する。植物性又は動物性の紡織用繊維よりも柔軟性が劣る（ガラス糸は、容易に結ぶことはできない。）。 <u>引き伸ばす</u> ことができない。 <u>11部の紡織用繊維のいずれよりも強い。燃えにくい。腐敗しにくく、防水性及び耐酸性も大である。電導率は小さい。ある場合には、熱又は音の伝導も悪い。吸湿性も小さい。</u> |

## 新旧対照表

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

| 改正後   | 改正前  |
|---|--|
| <p><u>を有する。有機基質と親和性がある。</u></p> <p><u>グラスウール（ランダム配向纖維）は、そのフィラメントがランダム方向のガラス製品であり、バルク状の製品を形成し、主に断熱用に使用される。</u></p> <p><u>ガラス纖維には次の2種類がある。</u></p> <p>(a) (連続した) フィラメントのガラス纖維は、直径が通常3ミクロンから34ミクロンの連続した平行の無数のフィラメントで構成されており、それらの連続したフィラメントは、形成された後、ストランド状に結合され（その工程は「寸法調整」とも呼ばれる。）、後続の製造工程（細断、巻取り、ねじり、製織等）を容易にするように配置される。</p> <p>(b) 連続していないガラス纖維（ステープルガラス纖維）は、製造工程で短く切断されたフィラメントで構成されており、ゆるく集められた纖維から成る連続したストランドに引き込まれる。</p> <p><u>ガラス纖維は、この項の次の物品に更に加工することができる。</u></p> <p>一 化学的に結合した纖維のあるマット及びスクリム、すなわち、チョップドストランドマット、連続したストランドマット及びベル（薄いシート）又はレイドスクリム等のように製織していない典型的な生地</p> <p>一 機械的に結合した纖維のある織物類及びマット、すなわち、織物、しわの無い織物類、編物類、縫合及びロービング織物、メッシュ地の織物又はスクリーン等のような針織物</p> <p>ガラス纖維は各種の製法によって得られるが、若干の例外を除いて、次の三つの製法に大別される。</p> <p>(I) 機械的引抜き法</p> <p>この方法は、砂、ライムストーン及びカオリンの混合物を炉で溶融してガラスを製造する。配合によって、種々のガラスが製造される。高温に耐えるように、貴金属合金（普通ロジウム又は白金）からできているブッシングを前床の炉床に取り付けておき、そこにガラスを流し込む。このブッシングには、溶融ガラスのフィラメントが流れることができるように、多くの細い穴があけられている。寸法調整（例えば、シリコーン）の後で、形成されたストランドは、板紙の筒の上で高速の心棒を通過させられるか又はブッシングの下で直接細断が行われる。得られたガラス纖維（チョップドストランド）は、マット及び織物類に更に加工することができる。</p> <p>(II) (省 略)</p> | <p><u>ガラス纖維は各種の製法によって得られるが、若干の例外を除いて、次の三つの製法に大別される。</u></p> <p>(I) 機械的引抜き法</p> <p>この方法は、ガラスを炉で溶融する。高温に耐えるように、貴金属合金（普通ロジウム又は白金）からできているブッシングを前床の炉床に取り付けておき、そこにガラスを流し込む。このブッシングには、溶融ガラスの糸が流れることができるように、多くの細い穴があけられている。寸法調整（例えば、シリコーン）の後で、これらの糸は非常に細い平行のフィラメントに引き抜くために、高速の心棒を通過させられる。この製法によると、人造の紡織用纖維の長纖維の糸に類似した長纖維の糸が得られる。</p> <p>多少太い纖維がこれに類する方法によって得られ、ウェブ状に巻き取られた後、直接断熱用又は防音用に供される。</p> <p>(II) (同 左)</p> |

新旧対照表

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

| 改正後   | 改正前  |
|---|--|
| <p>(III) 吹付け法<br/>(省 略)</p> <p>このようにして製造された<u>連續した纖維</u>は、そのまま使用されるウェブ（絶縁性のプランケット）又は<u>紡績されて糸になるステープル纖維</u>をつくるために、ドラムに巻かれる。</p> <p><u>ガラス纖維製の織物類は、通常、二つの主要な製法によって得られる。</u></p> <p>(I) 化学的結合法</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(a) 湿式又は乾式のガラスベール工程</li> <li>(b) レイドスクリム工程</li> </ul> <p>(II) 機械的結合法</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(a) 製織工程</li> </ul> <p style="margin-left: 2em;"><u>種々の製織パターン（平織り、もじり織り等）に従って、製織機でたてとよこ糸を織り合わせて目が細かい又は粗い織物構造を形成する。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(b) メリヤス編み工程</li> </ul> <p style="margin-left: 2em;"><u>編機を用いて、隣接する纖維のループを長さ方向（たてメリヤス）又は幅方向（よこメリヤス）にメリヤス編みをすることで、平面又はチューブ状の纖維構造を得られる。たてメリヤスの技術は何層にも積層した織物類の縫製によく使用される。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(c) その他の纖維工程</li> </ul> <p style="margin-left: 2em;"><u>ステッチボンディング、ニードリング等</u></p> <p>織物類は、最終製品を得るために必要な更なる生産工程の技術的な必要性に応じて、目の細かい構造（例えば、ロービング織物、多軸織物）又は目の粗い構造（例えば、メッシュ地の織物、レイドスクリム）をもつ。目の細かい織物類は、樹脂含浸に必要とされ、一方で規則的な目の粗い構造をもつ織物類は、蚊帳又は壁面修理用の補強メッシュ（メッシュ構造を通して精製油又はしつくいを流す）の製造に必要とされる。</p> <p style="text-align: center;">*</p> <p style="text-align: center;">* *</p> | <p>(III) 吹付け法<br/>(同 左)</p> <p>このようにして製造された纖維は、そのまま使用されるウェブ（絶縁性のプランケット）又は<u>纖維の連續したスライバー若しくはロービング（絹紡糸のスライバー又はロービングに類似しており、紡績されて糸になる。）</u>をつくるために、ドラムに巻かれる。</p> <p style="text-align: right;">(新 規)</p> <p style="text-align: center;">*</p> <p style="text-align: center;">* *</p> |

## 新旧対照表

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

| 改正後   | 改正前   |
|---|---|
| <p>この項に含まれるガラス纖維及びその製品の形状には、特に、次のものがある。</p> <p>(A) ガラスウール（バルク状、ボード状、パネル状又はマットレス状のもの）</p> <p>(B) スライバー、ロービング、糸、<u>チップドストランド及びこれらから成るマット</u></p> <p>(C) <u>機械的に結合した織物類（細幅織物を含む。）</u></p> <p>(D) <u>化学的に結合した織物類（ベール（薄いシート）又はレイドスクリムを含む。）</u></p> <p>この項には、また、ガラス纖維のカーテン、織物及びその他の製品を含む。</p> <p style="text-align: center;">(省 略)</p> <p style="text-align: center;">*</p> <p style="text-align: center;">* *</p> <p>ガラス纖維及びガラス纖維から成る織物類の用途は多数ある。例えば、</p> <p>(1) インフラ用、環境用及び自然エネルギー発電（例えば、風刃を補強する多軸織物、道路強化のためのジオテキスタイル、橋構造の複合物等）に使用される。</p> <p>(2) 建築物及び建設セクター（例えば、屋根膜又は屋根板の補強用、カーペット、セメント及び石膏（こう）板、建築用の織物、ファーサードクラッディング、壁面修理及び外部断熱合成システム等）に使用される。</p> <p>(3) 調度品及び室内装飾品（例えば、家具装飾用、壁張り用、カーテン、蚊帳、日よけスクリーン）に使用する織物類（染色又は印刷ができる。）</p> <p>(4) 断熱用及び高温保護用（例えば、天井、煙突、ボイラー、炉、蒸気パイプ、蒸気タービンのボデー、管又はパイプ、冷蔵庫、保冷車に使用される。）に、バルク状の纖維、ノジュール状、フェルト、パッド、ケーシング又は組ひもの形で使用される（にかわ、ピッチその他の材料を染み込ませてあるか又は紙、紡織用纖維、金網で補強してあるかないかを問わない。）。</p> | <p>この項に含まれるガラス纖維及びその製品の形状には、特に、次のものがある。</p> <p>(A) ガラスウール（バルク状）</p> <p>(B) スライバー、ロービング、糸<u>及びチップドストランド</u></p> <p>(C) <u>薄いシート（ボイル）、ウェブ、マット、マットレス、ボードその他これらに類する織ってない物品</u></p> <p>(D) <u>織物（細幅織物を含む。）</u></p> <p>この項には、また、ガラス纖維のカーテン、織物及びその他の製品を含む。</p> <p style="text-align: center;">(同 左)</p> <p style="text-align: center;">*</p> <p style="text-align: center;">* *</p> <p>ガラス纖維の用途は、着々と増加している。例えば、</p> <p>(1) 調度品及び室内装飾品（例えば、家具装飾用、壁張り用、カーテン、カや）に使用する織物類（染色又は印刷ができる。）</p> <p>(2) 断熱用（例えば、天井、煙突、ボイラー、炉、蒸気パイプ、蒸気タービンのボデー、管又はパイプ、冷蔵庫、保冷車に使用される。）に、バルク状の纖維、ノジュール状、フェルト、パッド、ケーシング又は組ひもの形で使用される（にかわ、ピッチその他の材料を染み込ませてあるか又は紙、紡織用纖維、金網で補強してあるかないかを問わない。）。</p> <p>(3) 防音用（例えば家屋、事務所、船室、劇場で使用される。）にバルク状の纖維、フェルト、マットレス、硬いボードの形で使用される。</p> <p>(4) 電気絶縁用（例えば、電線その他の電流搬送用装置に使用される。）にフィラメント、糸、テープ、ひも、織物（天然の樹脂、プラスチック、アスファルト等を染み込ませてあるかないかを問わない。）の形で使用される。</p> <p>(5) 補強材として、ファーサードのカバー及びパネルを作るための熱可塑性</p> |

## 新旧対照表

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

| 改正後  | 改正前  |
|--|--|
| (5) 電気絶縁用（例えば、電線その他の電流搬送用装置に使用される。）<br>にフィラメント、糸、テープ、ひも、織物（天然の樹脂、プラスチック、アスファルト等を染み込ませてあるかないかを問わない。）の形で使用される。また、自動データ処理機械、電話等の電気産業で使用される印刷回路基板（PCB）を強化するために使用される。                   | 及び熱硬化性樹脂、建設工業用のドーム、フラット又は波形板、液体貯蔵用又は輸送用のタンク、たる及びパイプ、工業又は農業用に使用される機械の覆い及びその他鋳型部品、自動車のバンパー、トラック、鉄道の客車又は飛行機用の装備品、ボートの船体、スキー、テニスラケット及びその他のスポーツ用品等に使用される。 |
| (6) 防音用（例えば家屋、事務所、船室、劇場で使用される。）にバルク状の纖維、フェルト、マットレス、硬いボードの形で使用される。  | (6) その他、エアコンディショナー又は化学工業のろ過用材料、ブラシ、ランプ及びライターのしん、映写用スクリーンなど多種多様の物品の製造に使用される。  |
| (7) 様々な製造工程において又は多くの用途のために、熱可塑性及び熱硬化性の補強材として使用される。例えば、液体貯蔵用又は輸送用のタンク、たる及びパイプ、工業用又は農業用に使用される機械の覆い及びその他鋳型部品、自動車のバンパー、トラック、鉄道の客車又は飛行機用の装備品、家電、ボートの船体、釣竿、スキー、テニスラケット及び他のスポーツ用品等に使用される。 |  |
| (8) その他、エアコンディショナー又は化学工業のろ過用材料、グラインディングホイールの強化材、医療、包装強化材など多種多様の工業用製品の製造に使用される。   |  |
| この項には、次の物品を含まない。<br>(a) ~ (h) (省 略)  | この項には、次の物品を含まない。<br>(a) ~ (h) (同 左)  |
| *  | *  |
| * * *  | * * *  |
| 号の解説<br>7019.11<br>チョップドストランドは多くの平行のフィラメントを含むストランドを切ることにより製造される。一般に、チョップドストランドが使われるのは、例えばプラスチック、モルタル又は種々のフィルター（エアー、オイル等）を補強するためである。  | 号の解説<br>7019.11<br>チョップドストランドは多くの平行のフィラメントを含むストランドを切ることにより製造される。一般に、チョップドストランドが使われるのは、例えばプラスチック又はモルタルを補強するためである。                                     |

## 新旧対照表

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

| 改正後   | 改正前 |
|---|-----|
| <p>7019.12<br/> <u>ガラスロービングは平行のストランド（組み合わせ又は多面化したロービング）又は平行のフィラメント（真っすぐ又は一面のロービング）を組み合</u>わせた集合体で、ガラス繊維ケーキ（後述参照）と意図的なねじれはなく、通常板紙の筒を有しない。<br/> <u>機械的引抜き法によって得られたガラスフィラメントで、柔らかい板紙の筒の上でブッシング下で風にさらされたものは、「ガラス繊維ケーキ（glass fibre cakes）」と呼ばれる。ねじれていないガラス繊維のケーキは中間生成物で、それらのフィラメントの直径（ミクロン単位）及び重量（テックス単位）に応じて、更なる加工と分類が行われる。</u><br/> <u>フィラメントの直径が14ミクロン以下で、重さが300テックス以下のガラス繊維ケーキは、通常「繊維ケーキ（textile cakes）」と呼ばれる軽くて太い繊維で、糸や軽く柔らかい織物類の製造に用いられる。この軽くて太い繊維はこの号から除かれる（7019.19）。</u></p>   |     |

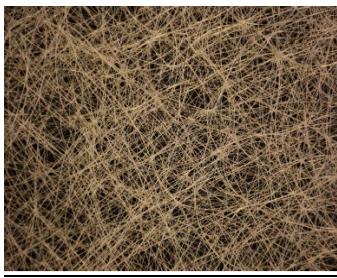
## 新旧対照表

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

| 改正後   | 改正前  |
|---|--|
| <p>7019. 13</p> <p><u>この号にはスライバーを含む。スライバーは通常 380 ミリメートルより短い、短いステープル纖維から成る。ステープル纖維はゆるく平行に並び、ほとんどねじれのない（メートルあたりよじれが 5 未満の）繩のようなストランドである。スライバーが一般に使用されるのはステープル纖維糸を製造するためだが、線やケーブルを製造するのにも使われる。</u></p> <p><u>この号の糸は、ねじれていて、連続したフィラメント又はステープル纖維から成る。糸は通常、プラスチック製のボビン又は金属製のたて糸ビームのいずれかの上で供給される。</u></p> <p><u>これは、織物の質感を出し又はボリューム感を出すこともできる。この工程において、ガラス糸は気流が乱流となるノズルで過給され、ループを形成し、非常に小さいバルク（質感を出す）又は大きなバルク（ボリューム感を出す）を生じさせる。</u></p> <p><u>このタイプの糸は、通常、板紙の筒の上で供給され、次のような様々な用途で使用される。</u></p> <p>一平面を避けるため壁を覆う織物類</p> <p>一屋根ふき用の織物類</p> <p>一断熱製品</p> | <p>7019. 19</p> <p><u>この号にはスライバーを含む。スライバーは通常 380 ミリメートルより短い、短いステープル纖維から成る。ステープル纖維はゆるく平行に並び、ほとんどねじれのない（メートルあたりよじれが 5 未満の）繩のようなストランドである。スライバーが一般に使用されるのはステープル纖維糸を製造するためだが、線やケーブルを製造するのにも使われる。</u></p> <p><u>この号の糸は、ねじれていて、連続したフィラメント又はステープル纖維から成る。</u></p> |
| <p>7019. 14</p> <p><u>機械的に結合したマットは、数百の平行のフィラメントから成るガラスのストランドからできた平面状の補強材である。そのガラスのストランドは、不規則に配分されている。</u></p> <p><u>機械的に結合したマットにおいて、そのストランドはステッチ縫い又は二</u></p>   | <p>7019. 31</p> <p><u>マットは、不規則に配分された数百の平行のフィラメントからなるガラスのストランドからできた平面状の補強材である。</u></p> <p><u>これらの糸は、切断され（短纖維のマット）又は切斷されず（長纖維のマット）結合剤又は針織機工程により束ねられる。</u></p>  |

## 新旧対照表

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

| 改正後  | 改正前  |
|--|--|
| <p>一ドル縫いにより一緒にされる。ガラスのストランドは、不規則に配分された平行のフィラメントの形を保ち、手で傷つけることなくマットから個々に分離できる。</p>   | <p>これらは平行なフィラメントの形を保ち、手で傷つけることなくマットから個々に分離できる。</p> |
| <p>7019. 15</p> <p><u>化学的に結合したマットは、不規則に配分された数百の平行のフィラメントから成るガラスのストランドからできた平面状の補強材である。</u></p> <p><u>化学的に結合したマットにおいて、そのストランドは切断され（短纖維のマット）又は切断されず（長纖維のマット）結合剤により束ねられる。</u></p> <p><u>これらは不規則に配分された平行なフィラメントの形を保ち、手で傷つけることなく（結合剤が分解された後に）マットから個々に分離できる。</u></p>  | <p>(新規)</p>  |
| <p>7019. 61</p> <p><u>ロービング製の目の細かい織物（規則的な開いた構造が無い）は、製織機で織ることで織り交ぜられ、塗布又は積層がなされていない。この重量は、通常、200 g/m<sup>2</sup>以上である。これは、主に、複合した用途（例えば、風力工</u></p>   | <p>(新規)</p>  |

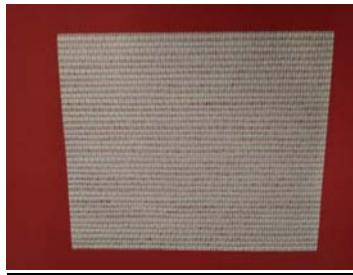
## 新旧対照表

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

| 改正後  | 改正前  |
|--|------|
| <p><u>エネルギー、自動車工業</u>に使用される。</p>  <p>7019.62</p> <p><u>ロービング製のその他の目の細かい織物類（規則的な開いた構造が無い）</u><br/> <u>は、機械的に結合しているが、織って作られておらず、主に複合した用途に</u><br/> <u>使用される。</u></p> <p><u>一般的にステッチ縫いによって結合されるが、ニードリングによって行わ</u><br/> <u>れることもある。</u></p> <p><u>典型的な製品は、多軸織物、複合体又は結合体（多面化したロービングの</u><br/> <u>チョップドファイバーを伴うロービング織物）であり、何層にも積層した織</u><br/> <u>物類がステッチ縫いによって組み合わされている。</u></p>  | (新規) |
| <p>7019.63</p> <p><u>糸から成る目の細かい織物（平織りのものに限るものとし、塗布したもの</u><br/> <u>及び積層したものを除く。）は、例えば、壁面被覆又は断熱及び防音の用途で</u><br/> <u>使用される。</u></p>  | (新規) |

## 新旧対照表

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

| 改正後  | 改正前  |
|--|------|
|  <p>7019.64<br/><u>糸から成る目の細かい織物（平織りのもので、シリコン、ポリテトラフルオロエチレン（PTFE）若しくはアルミニウムを塗布又は積層したものに限る。）</u><br/>は、工業又は建物の様々な用途で使用される。例えば、次のようなものがある。<br/>—建築用品<br/>—防煙防火材</p>  <p>(塗布したもの)</p> | (新規) |

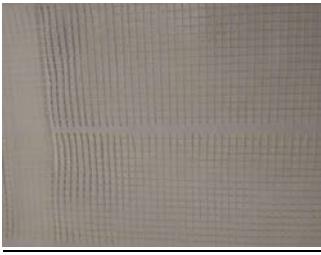
## 新旧対照表

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

| 改正後  | 改正前         |
|--|-------------|
|  <p>(積層したもの)</p> <p>7019. 65</p> <p><u>この号における目の粗い織物は、規則的な開いた構造、例えば、機械的に結合した円形、橿円形、長方形（正方形を含む。）、正三角形又は規則的な凸多角形がある幅の狭いメッシュ地の織物を含む。これらは、通常、建物外部のコーナー補強又は壁をつなぐテープとして使用される。</u></p>     | <p>(新規)</p> |
| <p>7019. 66</p> <p><u>目の粗い織物は、規則的な開いた構造、例えば、機械的に結合した円形、橿円形、長方形（正方形を含む。）、正三角形又は規則的な凸多角形がある。</u></p> <p><u>この織物は、幅が 30 センチメートルを超える、通常、外部断熱複合システムの建物正面、大理石、モザイク、石膏（こう）ボード、壁及び床の補強材として使用される。</u></p> <p><u>セル開口部が 1.8 ミリメートル未満の軽いメッシュ地の織物は、通常、防虫スクリーン又は日よけスクリーンとして使用される。</u></p> <p><u>重い目の粗いメッシュ地の織物は、通常、ジオテキスタイル織物と呼ばれ、補強材又は傾斜安定材のような下地として使用される。</u></p> | <p>(新規)</p> |

## 新旧対照表

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

| 改正後   | 改正前   |
|---|---|
| <p>特別な耐性を有する又は石英ガラスが塗布された目の粗いメッシュ地の織物は、通常、高温ろ過又はグラインディングホイールの補強材に使用される。</p>    |   |
| <p>7019.71</p> <p><u>ペール（薄いシート）は、織ってなく、不規則に配分された個々のガラス纖維（フィラメント）から成り、纖維は結合剤により固定されプレスされる。そして、シート全体に長く伸ばされた補強糸が組み込まれていることもある。</u></p> <p><u>ガラスマットと異なり、シートを傷つけることなく、シートの個々のフィラメントを手によって取り除くことはできない。薄いシートは、ウェブ、マットレス及びその他の絶縁製品から、その厚さ（10ミリメートルを超えない。）により区別される。</u></p>  | <p>7019.32</p> <p><u>薄いシート（ポイル）は、織ってなく、不規則に配分された個々のガラス纖維（フィラメント）からなり、纖維は結合剤により固定されプレスされる。そして、シート全体に長く伸ばされた補強糸が組み込まれているもある。</u></p> <p><u>ガラスマットと異なり、シートを傷つけることなく、シートの個々のフィラメントを手によって取り除くことはできない。薄いシートは、ウェブ、マットレス及びその他の絶縁製品から、その厚さ（5ミリメートルを超えない。）により区別される。</u></p> |
| <p>7019.72</p> <p><u>その他の化学的に結合した目の細かい織物類は、多面化したロービングのチップドファイバーを伴うロービング織物の複合体を含む。それは、何層にも積層した織物類であり、粉末と熱接合によって組み合わされている。</u></p>  | (新規)  |

## 新旧対照表

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

| 改正後   | 改正前   |
|---|---|
|  |   |
| 7019.73<br><u>その他の化学的に結合した目の粗い織物類は、(規則的な開いた構造のある)糸で作られたレイドスクリムを含む。</u>            | (新規)  |
|  |   |
| (省略)  | (同左)  |
| <b>第 14 部</b><br>天然又は養殖の真珠、貴石、半貴石、貴金属及び貴金属を張った金属並びにこれらの製品、身辺用模造細貨類並びに貨幣           | <b>第 14 部</b><br>天然又は養殖の真珠、貴石、半貴石、貴金属及び貴金属を張った金属並びにこれらの製品、身辺用模造細貨類並びに貨幣 |
| <b>第 71 類</b><br>天然又は養殖の真珠、貴石、半貴石、貴金属及び貴金属を張った金属並びにこれらの製品、身辺用模造細貨類並びに貨幣           | <b>第 71 類</b><br>天然又は養殖の真珠、貴石、半貴石、貴金属及び貴金属を張った金属並びにこれらの製品、身辺用模造細貨類並びに貨幣 |
| (省略)  | (同左)  |
| 71.04 合成又は再生の貴石及び半貴石（加工してあるかないか又は格付けし   | 71.04 合成又は再生の貴石及び半貴石（加工してあるかないか又は格付けし                                   |

## 新旧対照表

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

| 改正後   | 改正前  |
|---|--|
| てあるかないかを問わないものとし、糸通しし又は取り付けたものを除く。ただし、格付けしてない合成又は再生の貴石又は半貴石を輸送のために一時的に糸に通したものも含む。)  | てあるかないかを問わないものとし、糸通しし又は取り付けたものを除く。ただし、格付けしてない合成又は再生の貴石又は半貴石を輸送のために一時的に糸に通したものも含む。)   |
| 7104. 10 (省 略)<br>—その他のもの (加工してないもの、単にひいたもの及び粗く形作ったものに限る。)  | 7104. 10 (同 左)<br>7104. 20—その他のもの (加工してないもの、単にひいたもの及び粗く形作ったものに限る。)   |
| 7104. 21—ダイヤモンド   | 7104. 90—その他のもの  |
| 7104. 29—その他もの<br>—その他のもの   |  |
| 7104. 91—ダイヤモンド   |  |
| 7104. 99—その他もの  |  |
| この項の物品は、前の2項の天然の貴石又は半貴石と同じ目的に使用される。   | この項の物品は、前の2項の天然の貴石又は半貴石と同じ目的に使用される。  |
| (A) 合成の貴石及び半貴石：これらには化学的に製造された石で次のものを含む。<br>一本質的に特定の天然石（例えば、ルビー、サファイヤ、エメラルド、ダイヤモンド、ピエゾエレクトリッククオーツ）と同じ化学的組成と結晶構造を有するもの。又は<br>—たとえ、イットリウムアルミニウムガーネット(YAG)、キュービックジルコニア(CZ)、合成モアッサンサイト（これらは全て模造ダイヤをつくるのに使用する。）等に似ている石と同じ化学的組成及び結晶構造を有していないでも、その色、輝き、劣化抵抗及び硬度のために宝石細工師、金銀細工師により天然の貴石又は半貴石のかわりに使用されるもの。<br>これらルビーやサファイヤ等の合成石は、加工していない状態では、小円筒状又はなし状のドロップの外観を示し、「boules」として知られており、また、これらを長さの方向に割り又はディスク状にひいたりする。<br>高圧高温製法(HPHT)により製造された合成ダイヤモンドは、加工していない状態では、特徴的な斜方切頂立方八面体の形状を示しており、多くの場合で、種結晶の元の位置はその基礎の上で見ることができる。それにに対して、化学蒸着製法(CVD)により製造された合成ダイヤモンドは、加工していない状態では、ほとんどが正方形又は長方形の形状をしており、通常、結晶の形では見られない。 | (A) 合成の貴石及び半貴石：これらには化学的に製造された石で次のものを含む。<br>一本質的に特定の天然石（例えば、ルビー、サファイヤ、エメラルド、 <u>工業用</u> ダイヤモンド、ピエゾエレクトリッククオーツ）と同じ化学的組成と結晶構造を有するもの。又は<br>—たとえ、イットリウムアルミニウムガーネット、 <u>合成</u> キュービックジルコニア（両者とも模造ダイヤをつくるのに使用する。）等に似ている石と同じ化学的組成及び結晶構造を有していないても、その色、輝き、劣化抵抗及び硬度のために宝石細工師、金銀細工師により天然の貴石又は半貴石のかわりに使用されるもの<br>これらは、加工していない状態では、 <u>通常</u> 、小円筒状又はなし状のドロップの外観を示し、「boules」として知られており、また、これらを長さの方向に割り又はディスク状にひいたりする。<br>(新規) |

## 新旧対照表

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

| 改正後   | 改正前  |
|---|--|
| <p><u>合成ダイヤモンドは、HPHT 又は CVD 以外の製法により製造されるものもある。</u></p> <p>(省 略)</p>  |  |
| <p>号の解説<br/>7104. 10</p> <p>(省 略)</p>   | <p>号の解説<br/>7104. 10</p> <p>(同 左)</p>                                      |
| <p><u>7104. 21</u><br/><u>この号には、単にひき、(天然の石の層に沿って割ることによって) クリーブし若しくはブルーチした合成ダイヤモンド又はわずかに面を磨いただけのもの、例えば、暫定的な形状を有しており、明らかにより高度な加工を必要とする石を含む。</u></p>   | <p>(新 規)</p>   |
| <p><u>7104. 29</u><br/><u>7103. 10 号の解説は、この号において準用する。</u></p>   | <p><u>7104. 20</u><br/><u>7103. 10 号の解説は、この号において準用する。</u></p>              |
| <p><u>7104. 91</u><br/><u>この号には、次の物品を含む。</u></p> <p>(1) <u>研磨した合成ダイヤモンド：複数の平らに研磨した面を有し、宝石又は特定の工業的用途に使用する前に更なる加工を要しないもの</u></p> <p>(2) <u>合成ダイヤモンド：穴をあけてあるかないか又は彫刻（浮彫り及び沈み彫りを含む。）をしてあるかないかを問わない。</u></p> <p>(3) <u>張り合わせた石：少なくとも一の合成ダイヤモンドを含む二以上の要素を組み合わせて形成されるもの。合成ダイヤモンド（通常、より大きな基礎の部分）と天然ダイヤモンド（通常、より小さなトップピース）と一緒に結合させて作られる合成又は天然のダイヤモンドは、この項に属する。</u></p> | <p>(新 規)</p>   |
| <p><u>7104. 99</u><br/><u>7103. 91 号及び 7103. 99 号の解説は、この号において準用する。</u></p>  | <p><u>7104. 90</u><br/><u>7103. 91 号及び 7103. 99 号の解説は、この号において準用する。</u></p> |

## 新旧対照表

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

| 改正後   | 改正前   |
|---|---|
| (省 略)   | (同 左)   |
| 71.12 貴金属又は貴金属を張った金属のくず及び主として貴金属の回収に使用する種類のその他のかくすで貴金属又はその化合物を含有するもの <u>(第 85.49 項の物品を除く。)</u>  | 71.12 貴金属又は貴金属を張った金属のくず及び主として貴金属の回収に使用する種類のその他のかくすで貴金属又はその化合物を含有するもの  |
| (省 略)   | (同 左)   |
| この項には、特に次の物品を含む。<br>(A) ~ (D) (省 略)<br>(削 除)  | この項には、特に次の物品を含む。<br>(A) ~ (D) (同 左)<br><u>(E) 貴金属 (例えば、金又は銀) を含有する電子回路基板及び類似の担体のくず</u><br>(F) (同 左)<br>(新 規)  |
| (E) (省 略)<br><u>この項には、貴金属 (例えば、金又は銀) を含有する電子回路基板及び類似の担体のくずを含まない (85.49)。</u>  |   |
| (省 略)   | (同 左)   |
| 第 15 部<br>卑金属及びその製品   | 第 15 部<br>卑金属及びその製品   |
| 注<br>1 この部には、次の物品を含まない。<br>(a) ~ (ij) (省 略)<br>(k) 第 94 類の物品 (例えば、家具、マットレスサポート、照明器具、イルミネーションサイン及びプレハブ建築物)<br>(l) ~ (n) (省 略)<br>2 この表において「汎用性の部分品」とは、次の物品をいう。<br>(a) 第 73.07 項、第 73.12 項、第 73.15 項、第 73.17 項又は第 73.18 項の物品及び非鉄卑金属製のこれらに類する物品 <u>(内科用、外科用、歯科用又は獣医科用の物品で専らインプラントに使用するために特に設計されたもの (第 90.21 項参照) を除く。)</u> | 注<br>1 この部には、次の物品を含まない。<br>(a) ~ (ij) (同 左)<br>(k) 第 94 類の物品 (例えば、家具、マットレスサポート、 <u>ランプ</u> その他の照明器具、イルミネーションサイン及びプレハブ建築物)<br>(l) ~ (n) (同 左)<br>2 この表において「はん用性の部分品」とは、次の物品をいう。<br>(a) 第 73.07 項、第 73.12 項、第 73.15 項、第 73.17 項又は第 73.18 項の物品及び非鉄卑金属製のこれらに類する物品 |

## 新旧対照表

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

| 改正後  | 改正前  |
|--|--|
| (b) 及び (c) (省 略)<br>第 73 類から第 76 類まで及び第 78 類から第 82 類まで（第 73.15 項を除く。）において部分品には、(a) から (c) までに定める <u>汎用性</u> の部分品を含まない。<br>第二文及び第 83 類の注 1 の規定に従うことを条件として、第 72 類から第 76 類まで及び第 78 類から第 81 類までの物品には、第 82 類又は第 83 類の物品を含まない。<br>3~7 (省 略)<br>8 この部の次の用語の意義は、それぞれ次に定めるところによる。<br>(a) 「くず」とは、次のものをいう。<br><u>(i) 全ての金属くず</u><br><u>(ii) 破損、切断、摩損その他の理由により明らかにそのままでは使用することができない金属の物品</u><br>(b) (省 略)<br>9 第 74 類から第 76 類まで及び第 78 類から第 81 類までにおいて次の用語の意義は、それぞれ次に定めるところによる。<br>(a) 「棒」とは、横断面が全長を通じて一様な形状を有し、かつ、中空でない <u>圧延</u> 製品、押出製品、引抜製品及び鍛造製品（卷いてないものに限る。）で、横断面が円形、だ円形、長方形（正方形を含む。）、正三角形又は正凸多角形（横断面の一の相対する辺が凸の円弧で、他の相対する辺が長さの等しい平行な直線から成るへん平状の円形及び変形した長方形を含む。）のものをいうものとし、横断面が長方形（正方形を含む。）、正三角形又は正凸多角形のものにあっては全長を通じて角を丸めたものを含み、横断面が長方形（変形した長方形を含む。）のものにあっては厚さが幅の 10 分の 1 を超えるものに限る。棒には、鑄造製品及び焼結製品で、前段の形状の要件を満たし、かつ、他の項の物品の特性を有しないもののうち単なるトリミング又はスケール除去よりも高度な加工をしたものとされる。<br>もっとも、第 74 類のワイヤバー及びビレットで、これらから線材、管その他の物品を製造する機械への送り込みを単に容易にする目的のため、その端部にテープ加工その他の加工をしたものとされる。この規定は、第 81 類において準用する。 | (b) 及び (c) (同 左)<br>第 73 類から第 76 類まで及び第 78 類から第 82 類まで（第 73.15 項を除く。）において部分品には、(a) から (c) までに定める <u>はん用性</u> の部分品を含まない。<br>第二文及び第 83 類の注 1 の規定に従うことを条件として、第 72 類から第 76 類まで及び第 78 類から第 81 類までの物品には、第 82 類又は第 83 類の物品を含まない。<br>3~7 (同 左)<br>8 この部の次の用語の意義は、それぞれ次に定めるところによる。<br>(a) 「くず」とは、金属の製造又は機械的加工の際に生ずる金属くず及び破損、切断、摩損その他の理由により明らかにそのままでは使用することができない金属の物品をいう。<br>(b) (同 左) |
| (b) 「形材」とは、横断面が全長を通じて一様な形状を有する圧延製品、  | (新 規)  |

## 新旧対照表

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

| 改正後   | 改正前 |
|---|-----|
| <u>押出製品、引抜製品、鍛造製品及び成形製品（卷いてあるかないかを問わない。）で、棒、線、板、シート、ストリップ、はく及び管のいずれの定義にも該当しないものをいう。形材には、鑄造製品及び焼結製品で、前段の形状の要件を満たし、かつ、他の項の物品の特性を有しないもののうち単なるトリミング又はスケール除去よりも高度な加工をしたもの</u> を含む。   |     |
| (c) 「線」とは、横断面が全長を通じて一様な形状を有し、かつ、中空でない圧延製品、押出製品及び引抜製品（卷いたものに限る。）で、横断面が円形、だ円形、長方形（正方形を含む。）、正三角形又は正凸多角形（横断面の一の相対する辺が凸の円弧で、他の相対する辺が長さの等しい平行な直線から成るへん平状の円形及び変形した長方形を含む。）のものをいうものとし、横断面が長方形（正方形を含む。）、正三角形又は正凸多角形のものにあっては全長を通じて角を丸めたものを含み、横断面が長方形（変形した長方形を含む。）のものにあっては厚さが幅の10分の1を超えるものに限る。   |     |
| (d) 「板」、「シート」、「ストリップ」及び「はく」とは、均一な厚さを有し、かつ、中空でない平板状の製品（卷いてあるかないかを問わないものとし、塊を除く。）で、横断面が長方形（角を丸めてあるかないかを問わないものとし、横断面の一の相対する辺が凸の円弧で、他の相対する辺が長さの等しい平行な直線から成る変形した長方形を含み、正方形を除く。）のもののうち次のものをいう。<br>長方形（正方形を含む。）のもので厚さが幅の10分の1以下のもの<br>長方形（正方形を含む。）以外のもの（大きさを問わない。）で他の項の物品の特性を有しないもの<br>板、シート、ストリップ及びはくには、模様（例えば、溝、リブ、市松、滴、ボタン及びひし形）を有し、穴をあけ、波形にし、研磨し又は被覆したもので、他の項の物品の特性を有しないものを含む。 |     |
| (e) 「管」とは、均一な肉厚の中空の製品（卷いてあるかないかを問わない。）であって、横断面が全長を通じて閉じた一の空間を有する一様な形状であり、かつ、横断面が円形、だ円形、長方形（正方形を含む。）、正三角形又は正凸多角形のものをいうものとし、横断面が長方形（正方形を含む。）、正三角形又は正凸多角形のものにあっては、全長を通じて角を丸めたものを含み、横断面の外側と内側とが相似形であり、これ  |     |

## 新旧対照表

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

| 改正後   | 改正前   |
|---|---|
| <p>らの配置が同心かつ同方向のものに限る。管には、研磨し、被覆し、曲げ、ねじを切り、穴をあけ、くびれを付け、広げ、円すい形にし又はフランジ、カラー若しくはリングを取り付けたものを含む。</p> <p>(省 略)</p> <p style="text-align: center;"><b>第 73 類</b><br/><b>鉄 鋼 製 品</b></p> <p>(省 略)</p>   |   |
| <p>73.23 食卓用品、台所用品その他の家庭用品及びその部分品（鉄鋼製のものに限る。）、鉄鋼のウール並びに鉄鋼製の瓶洗い、ポリッキングパッド、ポリッキンググラブその他これらに類する製品</p> <p>(省 略)</p> <p>この項には、次の物品を含まない。<br/>           (a) ~ (k) (省 略)<br/>           (l) 94.05 項の照明器具<br/>           (m) (省 略)</p> <p>(省 略)</p> <p style="text-align: center;"><b>第 74 類</b><br/><b>銅 及び そ の 製 品</b></p> | <p>(同 左)</p> <p style="text-align: center;"><b>第 73 類</b><br/><b>鉄 鋼 製 品</b></p> <p>(同 左)</p> <p>73.23 食卓用品、台所用品その他の家庭用品及びその部分品（鉄鋼製のものに限る。）、鉄鋼のウール並びに鉄鋼製の瓶洗い、ポリッキングパッド、ポリッキンググラブその他これらに類する製品</p> <p>(同 左)</p> <p>この項には、次の物品を含まない。<br/>           (a) ~ (k) (同 左)<br/>           (l) 94.05 項の<u>ランプ</u>その他の照明器具<br/>           (m) (同 左)</p> <p>(同 左)</p> <p style="text-align: center;"><b>第 74 類</b><br/><b>銅 及び そ の 製 品</b></p> |
| <p>注</p> <p>1 この類において次の用語の意義は、それぞれ次に定めるところによる。<br/>           (a) ~ (c) (省 略)<br/>           (削 除)</p>  | <p>注</p> <p>1 この類において次の用語の意義は、それぞれ次に定めるところによる。<br/>           (a) ~ (c) (同 左)<br/> <u>(d) 「棒」とは、横断面が全長を通じて一様な形状を有し、かつ、中空でない圧延製品、押出製品、引抜製品及び鍛造製品（巻いてないものに限る。）で、横断面が円形、だ円形、長方形（正方形を含む。）、正三角形又は正</u></p>   |

## 新旧対照表

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

| 改正後  | 改正前   |
|------|---|
| (削除) | <p><u>凸多角形</u>（横断面の一の相対する辺が凸の円弧で、他の相対する辺が長さの等しい平行な直線から成るへん平状の円形及び変形した長方形を含む。）のものをいうものとし、横断面が長方形（正方形を含む。）、正三角形又は正凸多角形のものにあっては全長を通じて角を丸めたものを含み、横断面が長方形（変形した長方形を含む。）のものにあっては厚さが幅の10分の1を超えるものに限る。棒には、鋳造製品及び焼結製品で、前段の形状の要件を満たし、かつ、他の項の物品の特性を有しないもののうち単なるトリミング又はスケール除去よりも高度な加工をしたものを含む。</p> <p>もっとも、ワイヤバー及びビレットで、これらから線材、管その他の物品を製造する機械への送り込みを単に容易にする目的のため、その端部にテーパー加工その他の加工をしたもの、第74.03項の塊とみなす。</p> <p>(e) 「形材」とは、横断面が全長を通じて一様な形状を有する圧延製品、押出製品、引抜製品、鍛造製品及び成形製品（卷いてあるかないかを問わない。）で、棒、線、板、シート、ストリップ、はく及び管のいずれの定義にも該当しないものをいう。形材には、鋳造製品及び焼結製品で、前段の形状の要件を満たし、かつ、他の項の物品の特性を有しないもののうち単なるトリミング又はスケール除去よりも高度な加工をしたものを含む。</p> <p>(f) 「線」とは、横断面が全長を通じて一様な形状を有し、かつ、中空でない圧延製品、押出製品及び引抜製品（卷いたものに限る。）で、横断面が円形、だ円形、長方形（正方形を含む。）、正三角形又は正凸多角形（横断面の一の相対する辺が凸の円弧で、他の相対する辺が長さの等しい平行な直線から成るへん平状の円形及び変形した長方形を含む。）のものをいうものとし、横断面が長方形（正方形を含む。）、正三角形又は正凸多角形のものにあっては全長を通じて角を丸めたものを含み、横断面が長方形（変形した長方形を含む。）のものにあっては厚さが幅の10分の1を超えるものに限る。</p> <p>(g) 「板」、「シート」、「ストリップ」及び「はく」とは、均一な厚さを有し、かつ、中空でない平板状の製品（卷いてあるかないかを問わないものとし、第74.03項の塊を除く。）で、横断面が長方形（角を丸めてあるかないかを問わないものとし、横断面の一の相対する辺が凸の円弧で、他の相対する辺が長さの等しい平行な直線から成る変形した長方形を含み正</p> |
| (削除) |   |
| (削除) |   |

## 新旧対照表

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

| 改正後  | 改正前   |
|--|---|
| (削除)   | <p><u>方形を除く。) のもののうち次のものをいう。</u></p> <p><u>長方形 (正方形を含む。) のもので厚さが幅の 10 分の 1 以下のもの</u></p> <p><u>長方形 (正方形を含む。) 以外のもの (大きさを問わない。) で他の項の物品の特性を有しないもの</u></p> <p><u>第 74.09 項又は第 74.10 項の板、シート、ストリップ及びはくには、模様 (例えば、溝、リブ、市松、滴、ボタン及びひし形) を有し、穴をあけ、波形にし、研磨し又は被覆したもので、他の項の物品の特性を有しないものを含む。</u></p> <p>(h) 「管」とは、均一な肉厚の中空の製品 (巻いてあるかないかを問わない。) であって、横断面が全長を通じて閉じた一の空間を有する一様な形状であり、かつ、横断面が円形、だ円形、長方形 (正方形を含む。)、正三角形又は正凸多角形のものをいうものとし、横断面が長方形 (正方形を含む。)、正三角形又は正凸多角形のものにあっては、全長を通じて角を丸めたものを含み、横断面の外側と内側とが相似形であり、これらの配置が同心かつ同方向のものに限る。管には、研磨し、被覆し、曲げ、ねじを切り、穴をあけ、くびれを付け、広げ、円すい形にし又はフランジ、カラー若しくはリングを取り付けたものを含む。</p> |
| (省略)   | (同左)  |
| <b>74.07 銅の棒及び形材</b><br>7407.10~7407.29 (省略)                     | <b>74.07 銅の棒及び形材</b><br>7407.10~7407.29 (同左)  |
| 棒については、 <u>15部の注9 (a)</u> に、形材については、 <u>15部の注9 (b)</u> に規定されている。 | 棒については、 <u>この類の注1 (d)</u> に、形材については、 <u>この類の注1 (e)</u> に規定されている。  |
| (省略)   | (同左)  |
| <b>74.08 銅の線</b><br>(省略)<br>7408.11~7408.29 (省略)                 | <b>74.08 銅の線</b><br>(同左)<br>7408.11~7408.29 (同左)  |
| 線は、 <u>15部の注9 (c)</u> に規定されている。                                  | 線は、 <u>この類の注1 (f)</u> に規定されている。   |

## 新旧対照表

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

| 改正後   | 改正前   |
|---|---|
| (省 略)   | (同 左)   |
| <b>74.09 銅の板、シート及びストリップ (厚さが 0.15 ミリメートルを超えるものに限る。)</b><br>(省 略)<br>7409.11~7409.90 (省 略)<br><br>この項は、 <u>15部の注9 (d)</u> に規定する物品を含む。ただし、厚さが 0.15 ミリメートルを超えるものに限る。<br>板及びシートは、通常 74.03 項のある種の物品を熱間圧延又は冷間圧延により製造され、銅のストリップは、圧延によって製造されるか又はシートを剪(せん)断して製造する。<br><u>この項の物品には、特定の形状に切ったもの、穴をあけたもの、波形のもの、リブ付のもの、溝形のもの、研磨したもの、被覆したもの、浮出し模様を付けたもの、縁を丸めたもの等で、他の項に属する物品の特性を有しないものを含む (15部の注9 (d) 参照)。</u> | <b>74.09 銅の板、シート及びストリップ (厚さが 0.15 ミリメートルを超えるものに限る。)</b><br>(同 左)<br>7409.11~7409.90 (同 左)<br><br>この項は、 <u>この類の注1 (g)</u> に規定する物品を含む。ただし、厚さが 0.15 ミリメートルを超えるものに限る。<br>板及びシートは、通常 74.03 項のある種の物品を熱間圧延又は冷間圧延により製造され、銅のストリップは、圧延によって製造されるか又はシートを剪(せん)断して製造する。 <u>この項の物品には、特定の形状に切ったもの、穴をあけたもの、波形のもの、リブ付のもの、溝形のもの、研磨したもの、被覆したもの、浮出し模様を付けたもの、縁を丸めたもの等で、他の項に属する物品の特性を有しないものを含む (類注1 (g) 参照)。</u> |
| (省 略)   | (同 左)   |
| <b>74.10 銅のはく (厚さ (補強材の厚さを除く。) が 0.15 ミリメートル以下のものに限るものとし、印刷してあるかないか又は紙、板紙、プラスチックその他これらに類する補強材により裏張りしてあるかないかを問わない。)</b><br>(省 略)<br>7410.11~7410.22 (省 略)<br><br>この項は、 <u>15部の注9 (d)</u> に規定する物品を含む。ただし、厚さが 0.15 ミリメートル以下のものに限る。   | <b>74.10 銅のはく (厚さ (補強材の厚さを除く。) が 0.15 ミリメートル以下のものに限るものとし、印刷してあるかないか又は紙、板紙、プラスチックその他これらに類する補強材により裏張りしてあるかないかを問わない。)</b><br>(同 左)<br>7410.11~7410.22 (同 左)<br><br>この項は、 <u>この類の注1 (g)</u> に規定する物品を含む。ただし、厚さが 0.15 ミリメートル以下のものに限る。   |
| (省 略)   | (同 左)   |
| <b>74.11 銅製の管</b>   | <b>74.11 銅製の管</b>   |

## 新旧対照表

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

| 改正後  | 改正前   |
|--|---|
| 7411.10~7411.29 (省 略)<br><br>管は、 <u>15部の注9 (e)</u> に規定している。<br><br>(省 略)           | 7411.10~7411.29 (同 左)<br><br>管は、 <u>この類の注1 (h)</u> に規定している。<br><br>(同 左)  |
| <b>74.19 その他の銅製品</b><br><br>(削 除)<br>(削 除)   | <b>74.19 その他の銅製品</b><br><br><u>7419.10—鎖及びその部分品</u><br><u>—その他のもの</u><br><u>7419.91——鋳造、型打ち又は鍛造をしたもの（更に加工したものを除く。）</u><br><u>7419.99——その他のもの</u><br><br>(新 規)<br>(新 規)  |
| <u>7419.20—鋳造、型打ち又は鍛造をしたもの（更に加工したものを除く。）</u><br><u>7419.80—その他のもの</u><br><br>(省 略) | (同 左)   |
| <b>第 75 類<br/>ニッケル及びその製品</b><br><br>(削 除)  | <b>第 75 類<br/>ニッケル及びその製品</b><br><br>注<br>1 この類において次の用語の意義は、それぞれ次に定めるところによる。<br>(a)「棒」とは、横断面が全長を通じて一様な形状を有し、かつ、中空でない <u>圧延</u> 製品、 <u>押出</u> 製品、 <u>引抜</u> 製品及び鍛造製品（卷いてないものに限る。）で、横断面が円形、だ円形、長方形（正方形を含む。）、正三角形又は正凸多角形（横断面の一の相対する辺が凸の円弧で、他の相対する辺が長さの等しい平行な直線から成るへん平状の円形及び変形した長方形を含む。）のものをいうものとし、横断面が長方形（正方形を含む。）、正三角形又は正凸多角形のものにあっては全長を通じて角を丸めたものを含み、横断面が長方形（変形した長方形を含む。）のものにあっては厚さが幅の10分の1を超えるものに限る。棒には、鍛造製品及び焼結製品で、前段の形状の要件を満たし、かつ、他の項の物品の特性を有しないもののうち単なるトリミング又はスケール除去よりも高度な加工をしたものを含む。 |

## 新旧対照表

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

| 改正後 | 改正前   |
|-----|---|
|     | (b) 「形材」とは、横断面が全長を通じて一様な形状を有する圧延製品、押出製品、引抜製品、鍛造製品及び成形製品（卷いてあるかないかを問わない。）で、棒、線、板、シート、ストリップ、はく及び管のいずれの定義にも該当しないものをいう。形材には、鋳造製品及び焼結製品で、前段の形状の要件を満たし、かつ、他の項の物品の特性を有しないものうち単なるトリミング又はスケール除去よりも高度な加工をしたもの <u>を含む。</u>   |
|     | (c) 「線」とは、横断面が全長を通じて一様な形状を有し、かつ、中空でない圧延製品、押出製品及び引抜製品（卷いたものに限る。）で、横断面が円形、だ円形、長方形（正方形を含む。）、正三角形又は正凸多角形（横断面の一の相対する辺が凸の円弧で、他の相対する辺が長さの等しい平行な直線から成るへん平状の円形及び変形した長方形を含む。）のもの <u>をいう</u> ものとし、横断面が長方形（正方形を含む。）、正三角形又は正凸多角形のものにあっては全長を通じて角を丸めたものを含み、横断面が長方形（変形した長方形を含む。）のものにあっては厚さが幅の10分の1を超えるものに限る。  |
|     | (d) 「板」、「シート」、「ストリップ」及び「はく」とは、均一な厚さを有し、かつ、中空でない平板状の製品（卷いてあるかないかを問わないものとし、第75.02項の塊を除く。）で、横断面が長方形（角を丸めてあるかないかを問わないものとし、横断面の一の相対する辺が凸の円弧で、他の相対する辺が長さの等しい平行な直線から成る変形した長方形を含み、正方形を除く。）のもののうち次のものをいう。<br>長方形（正方形を含む。）のもので厚さが幅の10分の1以下のもの<br>長方形（正方形を含む。）以外のもの（大きさを問わない。）で他の項の物品の特性を有しないもの<br>第75.06項の板、シート、ストリップ及びはくには、模様（例えば、溝、リブ、市松、滴、ボタン及びひし形）を有し、穴をあけ、波形にし、研磨し又は被覆したもので、他の項の物品の特性を有しないものを含む。 |
|     | (e) 「管」とは、均一な肉厚の中空の製品（卷いてあるかないかを問わない。）であって、横断面が全長を通じて閉じた一の空間を有する一様な形状であり、かつ、横断面が円形、だ円形、長方形（正方形を含む。）、正三角形又は正凸多角形のものをいうものとし、横断面が長方形（正方形を含む。）、正三角形又は正凸多角形のものにあっては、全長を通じて角を丸  |

## 新旧対照表

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

| 改正後   | 改正前  |
|---|--|
|   | <p>めたものを含み、横断面の外側と内側とが相似形であり、これらの配置が同心かつ同方向のものに限る。管には、研磨し、被覆し、曲げ、ねじを切り、穴をあけ、くびれを付け、広げ、円すい形にし又はフランジ、カラー若しくはリングを取り付けたものを含む。</p>  |
| <p>号注<br/>1 (省 略)<br/>2 第 7508. 10 号において線には、<u>15 部の注 9 (c)</u> の規定にかかわらず、横断面の最大寸法が 6 ミリメートル以下のもの（横断面の形状及び巻いてあるかないかを問わない。）のみを含む。<br/><br/>(省 略)</p>   | <p>号注<br/>1 (同 左)<br/>2 第 7508. 10 号において線には、<u>この類の注 1 (c)</u> の規定にかかわらず、横断面の最大寸法が 6 ミリメートル以下のもの（横断面の形状及び巻いてあるかないかを問わない。）のみを含む。<br/><br/>(同 左)</p>   |
| <p>75.05 ニッケルの棒、形材及び線<br/>(省 略)<br/>7505. 11～7505. 22 (省 略)</p> <p><u>15 部の注 9 (a)、(b) 及び (c)</u> に規定されているこれらの物品は、電気めっき用の陽極の特別の規定（75.08 項の解説参照）を除き、銅製の類似の物品に相当する。従って、74.07 項及び 74.08 項の解説の規定は、この例外を除き、この項において準用する。<br/><br/>(省 略)</p> | <p>75.05 ニッケルの棒、形材及び線<br/>(同 左)<br/>7505. 11～7505. 22 (同 左)</p> <p><u>この類の注 1 (a)、1 (b) 及び 1 (c)</u> に規定されているこれらの物品は、電気めっき用の陽極の特別の規定（75.08 項の解説参照）を除き、銅製の類似の物品に相当する。従って、74.07 項及び 74.08 項の解説の規定は、この例外を除き、この項において準用する。<br/><br/>(同 左)</p> |
| <p>75.06 ニッケルの板、シート、ストリップ及びはく<br/>7506. 10 (省 略)<br/>7506. 20 (省 略)</p> <p>この項には、<u>15 部の注 9 (d)</u> に規定する板、シート、ストリップ及びはくを含む。これらの物品は、74.09 項及び 74.10 項の解説に記載された銅製の物品に相当する。<br/><br/>(省 略)</p>   | <p>75.06 ニッケルの板、シート、ストリップ及びはく<br/>7506. 10 (同 左)<br/>7506. 20 (同 左)</p> <p>この項には、<u>この類の注 1 (d)</u> に規定する板、シート、ストリップ及びはくを含む。これらの物品は、74.09 項及び 74.10 項の解説に記載された銅製の物品に相当する。<br/><br/>(同 左)</p>   |

## 新旧対照表

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

| 改正後  | 改正前  |
|--|--|
| <p>75.07 ニッケル製の管及び管用継手（例えば、カップリング、エルボー及びスリーブ）<br/>(省 略)<br/>7507.11～7507.20 (省 略)</p> <p><u>15部の注9 (e)</u>は、管について規定している。<br/>(省 略)</p> <p style="text-align: center;"><b>第 76 類<br/>アルミニウム及びその製品</b><br/>(削 除)</p> | <p>75.07 ニッケル製の管及び管用継手（例えば、カップリング、エルボー及びスリーブ）<br/>(同 左)<br/>7507.11～7507.20 (同 左)</p> <p><u>この類の注1 (e)</u>は、管について規定している。<br/>(同 左)</p> <p style="text-align: center;"><b>第 76 類<br/>アルミニウム及びその製品</b></p> <p><u>注</u></p> <p>1 この類において次の用語の意義は、それぞれ次に定めるところによる。</p> <p>(a) 「棒」とは、横断面が全長を通じて一様な形状を有し、かつ、中空でない圧延製品、押出製品、引抜製品及び鍛造製品（巻いてないものに限る。）で、横断面が円形、だ円形、長方形（正方形を含む。）、正三角形又は正凸多角形（横断面の一の相対する辺が凸の円弧で、他の相対する辺が長さの等しい平行な直線から成るへん平状の円形及び変形した長方形を含む。）のものをいうものとし、横断面が長方形（正方形を含む。）、正三角形又は正凸多角形のものにあっては全長を通じて角を丸めたものを含み、横断面が長方形（変形した長方形を含む。）のものにあっては厚さが幅の10分の1を超えるものに限る。棒には、鍛造製品及び焼結製品で、前段の形状の要件を満たし、かつ、他の項の物品の特性を有しないもののうち単なるトリミング又はスケール除去よりも高度な加工をしたもの を含む。</p> <p>(b) 「形材」とは、横断面が全長を通じて一様な形状を有する圧延製品、押出製品、引抜製品、鍛造製品及び成形製品（巻いてあるかないかを問わない。）で、棒、線、板、シート、ストリップ、はく及び管のいずれの定義にも該当しないものをいう。形材には、鍛造製品及び焼結製品で、前段の形状の要件を満たし、かつ、他の項の物品の特性を有しないもののうち単なるトリミング又はスケール除去よりも高度な加工をしたもの を含む。</p> |

## 新旧対照表

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

| 改正後 | 改正前  |
|-----|--|
|     | <p>含む。</p> <p>(c) 「線」とは、横断面が全長を通じて一様な形状を有し、かつ、中空でない圧延製品、押出製品及び引抜製品（巻いたものに限る。）で、横断面が円形、だ円形、長方形（正方形を含む。）、正三角形又は正凸多角形（横断面の一の相対する辺が凸の円弧で、他の相対する辺が長さの等しい平行な直線から成るへん平状の円形及び変形した長方形を含む。）のものをいうものとし、横断面が長方形（正方形を含む。）、正三角形又は正凸多角形のものにあっては全長を通じて角を丸めたものを含み、横断面が長方形（変形した長方形を含む。）のものにあっては厚さが幅の 10 分の 1 を超えるものに限る。</p> <p>(d) 「板」、「シート」、「ストリップ」及び「はく」とは、均一な厚さを有し、かつ、中空でない平板状の製品（巻いてあるかないかを問わないものとし、第 76.01 項の塊を除く。）で、横断面が長方形（角を丸めてあるかないかを問わないものとし、横断面の一の相対する辺が凸の円弧で、他の相対する辺が長さの等しい平行な直線から成る変形した長方形を含み、正方形を除く。）のもののうち次のものをいう。</p> <p style="padding-left: 2em;">長方形（正方形を含む。）のもので厚さが幅の 10 分の 1 以下のもの<br/>長方形（正方形を含む。）以外のもの（大きさを問わない。）で他の項の物品の特性を有しないもの</p> <p style="padding-left: 2em;">第 76.06 項又は第 76.07 項の板、シート、ストリップ及びはくには、模様（例えば、溝、リブ、市松、滴、ボタン及びひし形）を有し、穴をあけ、波形にし、研磨し又は被覆したもので、他の項の物品の特性を有しないものを含む。</p> <p>(e) 「管」とは、均一な肉厚の中空の製品（巻いてあるかないかを問わない。）であって、横断面が全長を通じて閉じた一の空間を有する一様な形状であり、かつ、横断面が円形、だ円形、長方形（正方形を含む。）、正三角形又は正凸多角形のものをいうものとし、横断面が長方形（正方形を含む。）、正三角形又は正凸多角形のものにあっては、全長を通じて角を丸めたものを含み、横断面の外側と内側とが相似形であり、これらの配置が同心かつ同方向のものに限る。管には、研磨し、被覆し、曲げ、ねじを切り、穴をあけ、くびれを付け、広げ、円すい形にし又はフランジ、カラー若しくはリングを取り付けたものを含む。</p> |

## 新旧対照表

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

| 改正後  | 改正前  |
|--|--|
| <p>号注</p> <p>1 (省 略)</p> <p>2 第 7616.91 号において線には、<u>15 部の注 9 (c)</u> の規定にかかわらず、横断面の最大寸法が 6 ミリメートル以下のもの（横断面の形状及び巻いてあるかないかを問わない。）のみを含む。</p> <p style="text-align: center;">(省 略)</p>                           | <p>号注</p> <p>1 (同 左)</p> <p>2 第 7616.91 号において線には、<u>この類の注 1 (c)</u> の規定にかかわらず、横断面の最大寸法が 6 ミリメートル以下のもの（横断面の形状及び巻いてあるかないかを問わない。）のみを含む。</p> <p style="text-align: center;">(同 左)</p>                              |
| <p>76.04 アルミニウムの棒及び形材</p> <p style="text-align: center;">(省 略)</p> <p>これらの物品は、<u>15 部の注 9 (a) 及び (b)</u> に規定されており、銅製の類似の物品に相当する。従って、74.07 項の解説の規定は、この項において準用する。</p> <p style="text-align: center;">(省 略)</p> | <p>76.04 アルミニウムの棒及び形材</p> <p style="text-align: center;">(同 左)</p> <p>これらの物品は、<u>この類の注 1 (a) 及び注 1 (b)</u> に規定されており、銅製の類似の物品に相当する。従って、74.07 項の解説の規定は、この項において準用する。</p> <p style="text-align: center;">(同 左)</p> |
| <p>76.05 アルミニウムの線</p> <p>(省 略)</p> <p>7605.11～7605.29 (省 略)</p> <p>線は、<u>15 部の注 9 (c)</u> に規定されている。</p> <p style="text-align: center;">(省 略)</p>   | <p>76.05 アルミニウムの線</p> <p>(同 左)</p> <p>7605.11～7605.29 (同 左)</p> <p>線は、<u>この類の注 1 (c)</u> に規定されている。</p> <p style="text-align: center;">(同 左)</p>  |
| <p>76.06 アルミニウムの板、シート及びストリップ（厚さが 0.2 ミリメートルを超えるものに限る。）</p> <p>(省 略)</p> <p>7606.11～7606.92 (省 略)</p> <p>これらの物品は、<u>15 部の注 9 (d)</u> に規定されており、銅製の類似の物品に相当する。</p>  | <p>76.06 アルミニウムの板、シート及びストリップ（厚さが 0.2 ミリメートルを超えるものに限る。）</p> <p>(同 左)</p> <p>7606.11～7606.92 (同 左)</p> <p>これらの物品は、<u>この類の注 1 (d)</u> に規定されており、銅製の類似の物品に相当する。</p>   |

## 新旧対照表

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

| 改正後   | 改正前   |
|---|---|
| (省 略)   | (同 左)   |
| 76.07 アルミニウムのはく（厚さ（補強材の厚さを除く。）が0.2ミリメートル以下のものに限るものとし、印刷してあるかないか又は紙、板紙、プラスチックその他これらに類する補強材により裏張りしてあるかないかを問わない。)<br>(省 略)<br>7607.11～7607.20 (省 略)<br><br>この項には、 <u>15部の注9 (d)</u> に規定する物品で、厚さが0.2ミリメートル以下のものを含む。 | 76.07 アルミニウムのはく（厚さ（補強材の厚さを除く。）が0.2ミリメートル以下のものに限るものとし、印刷してあるかないか又は紙、板紙、プラスチックその他これらに類する補強材により裏張りしてあるかないかを問わない。)<br>(同 左)<br>7607.11～7607.20 (同 左)<br><br>この項には、 <u>この類の注1 (d)</u> に規定する物品で、厚さが0.2ミリメートル以下のものを含む。   |
| (省 略)   | (同 左)   |
| 76.08 アルミニウム製の管<br>7608.10 (省 略)<br>7608.20 (省 略)<br><br>管は、 <u>15部の注9 (e)</u> に規定されている。  | 76.08 アルミニウム製の管<br>7608.10 (同 左)<br>7608.20 (同 左)<br><br>管は、 <u>この類の注1 (e)</u> に規定されている。  |
| (省 略)   | (同 左)   |
| 第 78 類<br>鉛及びその製品   | 第 78 類<br>鉛及びその製品   |
| (削 除)   | 注<br>1 この類において次の用語の意義は、それぞれ次に定めるところによる。<br>(a)「棒」とは、横断面が全長を通じて一様な形状を有し、かつ、中空でない圧延製品、押出製品、引抜製品及び鍛造製品（巻いてないものに限る。）で、横断面が円形、だ円形、長方形（正方形を含む。）、正三角形又は正凸多角形（横断面の一の相対する辺が凸の円弧で、他の相対する辺が長さの等しい平行な直線から成るへん平状の円形及び変形した長方形を含 |

## 新旧対照表

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

| 改正後 | 改正前  |
|-----|--|
|     | <p>む。) のものをいうものとし、横断面が長方形（正方形を含む。）、正三角形又は正凸多角形のものにあっては全長を通じて角を丸めたものを含み、横断面が長方形（変形した長方形を含む。）のものにあっては厚さが幅の 10 分の 1 を超えるものに限る。棒には、鋳造製品及び焼結製品で、前段の形状の要件を満たし、かつ、他の項の物品の特性を有しないもののうち単なるトリミング又はスケール除去よりも高度な加工をしたもの を含む。</p> <p>(b) 「形材」とは、横断面が全長を通じて一様な形状を有する圧延製品、押出製品、引抜製品、鍛造製品及び成形製品（卷いてあるかないかを問わない。）で、棒、線、板、シート、ストリップ、はく及び管のいずれの定義にも該当しないものをいう。形材には、鋳造製品及び焼結製品で、前段の形状の要件を満たし、かつ、他の項の物品の特性を有しないもののうち単なるトリミング又はスケール除去よりも高度な加工をしたもの を含む。</p> <p>(c) 「線」とは、横断面が全長を通じて一様な形状を有し、かつ、中空でない圧延製品、押出製品、及び引抜製品（巻いたものに限る。）で、横断面が円形、だ円形、長方形（正方形を含む。）、正三角形又は正凸多角形（横断面の一の相対する辺が凸の円弧で、他の相対する辺が長さの等しい平行な直線から成るへん平状の円形及び変形した長方形を含む。）のものをいうものとし、横断面が長方形（正方形を含む。）、正三角形又は正凸多角形のものにあっては全長を通じて角を丸めたものを含み、横断面が長方形（変形した長方形を含む。）のものにあっては厚さが幅の 10 分の 1 を超えるものに限る。</p> <p>(d) 「板」、「シート」、「ストリップ」及び「はく」とは、均一な厚さを有し、かつ、中空でない平板状の製品（巻いてあるかないかを問わないものとし、第 78.01 項の塊を除く。）で、横断面が長方形（角を丸めてあるかないかを問わないものとし、横断面の一の相対する辺が凸の円弧で他の相対する辺が長さの等しい平行な直線から成る変形した長方形を含み、正方形を除く。）のもののうち次のものをいう。</p> <p style="padding-left: 2em;">長方形（正方形を含む。）のもので厚さが幅の 10 分の 1 以下のもの<br/>長方形（正方形を含む。）以外のもの（大きさを問わない。）で他の項の物品の特性を有しないもの<br/>第 78.04 項の板、シート、ストリップ及びはくには、模様（例えば、</p> |

## 新旧対照表

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

| 改正後  | 改正前  |
|--|--|
|  | <p>溝、リブ、市松、滴、ボタン及びひし形) を有し、穴をあけ、波形にし、研磨し又は被覆したもので、他の項の物品の特性を有しないものを含む。</p> <p>(e) 「管」とは、均一な肉厚の中空の製品(巻いてあるかないかを問わない。)であって、横断面が全長を通じて閉じた一の空間を有する一様な形状であり、かつ、横断面が円形、だ円形、長方形(正方形を含む。)、正三角形又は正凸多角形のものをいうものとし、横断面が長方形(正方形を含む。)、正三角形又は正凸多角形のものにあっては、全長を通じて角を丸めたものを含み、横断面の外側と内側とが相似形であり、これらの配置が同心かつ同方向のものに限る。管には、研磨し、被覆し、曲げ、ねじを切り、穴をあけ、くびれを付け、広げ、円すい形にし又はフランジ、カラー若しくはリングを取り付けたものを含む。</p> |
| (省 略)  | (同 左)  |
| 78.04 鉛の板、シート、ストリップ、はく、粉及びフレーク<br>(省 略)<br>7804.11~7804.20 (省 略)   | 78.04 鉛の板、シート、ストリップ、はく、粉及びフレーク<br>(同 左)<br>7804.11~7804.20 (同 左)   |
| 鉛の板、シート、ストリップ及びはくは、 <u>15部の注9(d)</u> に規定されている。   | 鉛の板、シート、ストリップ及びはくは、 <u>この類の注1(d)</u> に規定されている。   |
| (省 略)  | (同 左)  |
| 78.06 その他の鉛製品<br>(省 略)   | 78.06 その他の鉛製品<br>(同 左)   |
| この項には、特に次の物品に適用する。 <u>絵の具その他の物品の包装用の折り畳むことのできるチューブ形容器、貯蔵タンク、ドラム缶その他これらに類する容器</u> (酸、放射性物質又はその他の化学薬品用のもので機械装置又は加熱用若しくは冷却用の装置を有しないもの)、魚網用のおもり、衣類用、カーテン用のおもり等、時計用のおもり及び <u>汎用性の平衡おもり</u> 、鉛の纖維又はより線をかけ巻若しくはロープにしたもので、包装用若しくはパイプの継 | この項には、特に次の物品に適用する。<br><u>絵の具その他の物品の包装用の折り畳むことのできるチューブ形容器、貯蔵タンク、ドラム缶その他これらに類する容器</u> (酸、放射性物質又はその他の化学薬品用のもので機械装置又は加熱用若しくは冷却用の装置を有しないもの)、魚網用のおもり、衣類用、カーテン用のおもり等、時計用のおもり及び <u>はん用性の平衡おもり</u> 、鉛の纖維又はより線をかけ巻若しくはロープにし  |

## 新旧対照表

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

| 改正後   | 改正前  |
|---|--|
| <p>目充填に使用するもの、構築物の部分品、ヨットの竜骨及び潜水着用の胸板、電気めっき用の鉛陽極 (75.08 項の解説 (A) 参照)、<u>15部の注9 (a)、(b)</u> 及び<u>(c)</u> に規定されている鉛の棒、形材、線 (ただし、例えば、圧延若しくは引抜きをするため又は成型品に再鋳造するために鋳造した棒 (78.01) 及び被覆した棒 (83.11) を除く。)</p> <p>この項には、<u>15部の注9 (e)</u> に規定されている鉛製の管及び管用継手 (例えば、カップリング、エルボー及びスリーブ) を含む (ただし、コック、弁等をつけた継手 (84.81)、明らかに特定の製品に作り上げられた管 (例えば、機械類の部分品 (16部))、絶縁電線で鉛製の外装を被覆したもの (85.44) を除く。)。これらは、73.04 項から 73.07 項までの解説に記載された鉄鋼製品に相当するものである。</p> <p style="text-align: center;"><b>第 79 類<br/>亜鉛及びその製品</b></p> <p style="text-align: center;">(削除)</p> | <p>たもので、包装用若しくはパイプの継目充てんに使用するもの、構築物の部分品、ヨットの竜骨及び潜水着用の胸板、電気めっき用の鉛陽極 (75.08 項の解説 (A) 参照)、<u>この類の注1 (a)、1 (b) 及び1 (c)</u> に規定されている鉛の棒、形材、線 (ただし、例えば、圧延若しくは引抜きをするため又は成型品に再鋳造するために鋳造した棒 (78.01) 及び被覆した棒 (83.11) を除く。)</p> <p>この項には、<u>この類の注1 (e)</u> に規定されている鉛製の管及び管用継手 (例えば、カップリング、エルボー及びスリーブ) を含む (ただし、コック、弁等をつけた継手 (84.81)、明らかに特定の製品に作り上げられた管 (例えば、機械類の部分品 (16部))、絶縁電線で鉛製の外装を被覆したもの (85.44) を除く。)。これらは、73.04 項から 73.07 項までの解説に記載された鉄鋼製品に相当するものである。</p> <p style="text-align: center;"><b>第 79 類<br/>亜鉛及びその製品</b></p> <p><b>注</b></p> <p>1 この類において次の用語の意味は、それぞれ次に定めるところによる。</p> <p>(a) 「棒」とは、横断面が全長を通じて一様な形状を有し、かつ、中空でない圧延製品、押出製品、引抜製品及び鍛造製品 (巻いてないものに限る。) で、横断面が円形、だ円形、長方形 (正方形を含む。)、正三角形又は正凸多角形 (横断面の一の相対する辺が凸の円弧で、他の相対する辺が長さの等しい平行な直線から成るへん平状の円形及び変形した長方形を含む。) のものをいうものとし、横断面が長方形 (正方形を含む。)、正三角形又は正凸多角形のものにあっては全長を通じて角を丸めたものを含み、横断面が長方形 (変形した長方形を含む。) のものにあっては厚さが幅の 10 分の 1 を超えるものに限る。棒には、鋳造製品及び焼結製品で、前段の形状の要件を満たし、かつ、他の項の物品の特性を有しないもののうち単なるトリミング又はスケール除去よりも高度な加工をしたもの を含む。</p> <p>(b) 「形材」とは、横断面が全長を通じて一様な形状を有する圧延製品、押出製品、引抜製品、鍛造製品及び成形製品 (巻いてあるかないかを問わない。) で、棒、線、板、シート、ストリップ、はく及び管のいずれの定</p> |

## 新旧対照表

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

| 改正後 | 改正前   |
|-----|---|
|     | <p>義にも該当しないものをいう。形材には、鋳造製品及び焼結製品で、前段の形状の要件を満たし、かつ、他の項の物品の特性を有しないものうち単なるトリミング又はスケール除去よりも高度な加工をしたもの<u>を含む。</u></p> <p>(c) 「線」とは、横断面が全長を通じて一様な形状を有し、かつ、中空でない圧延製品、押出製品及び引抜製品（巻いたものに限る。）で、横断面が円形、だ円形、長方形（正方形を含む。）、正三角形又は正凸多角形（横断面の一の相対する辺が凸の円弧で、他の相対する辺が長さの等しい平行な直線から成るへん平状の円形及び変形した長方形を含む。）のものをいうものとし、横断面が長方形（正方形を含む。）、正三角形又は正凸多角形のものにあっては全長を通じて角を丸めたものを含み、横断面が長方形（変形した長方形を含む。）のものにあっては厚さが幅の 10 分の 1 を超えるものに限る。</p> <p>(d) 「板」、「シート」、「ストリップ」及び「はく」とは、均一な厚さを有し、かつ、中空でない平板状の製品（巻いてあるかないかを問わないものとし、第 79.01 項の塊を除く。）で、横断面が長方形（角を丸めてあるかないかを問わないものとし、横断面の一の相対する辺が凸の円弧で、他の相対する辺が長さの等しい平行な直線から成る変形した長方形を含み、正方形を除く。）のもののうち次のものをいう。</p> <p style="padding-left: 2em;">長方形（正方形を含む。）のもので厚さが幅の 10 分の 1 以下のもの<br/>長方形（正方形を含む。）以外のもの（大きさを問わない。）で他の項の物品の特性を有しないもの</p> <p style="padding-left: 2em;">第 79.05 項の板、シート、ストリップ及びはくには、模様（例えば、溝、リブ、市松、滴、ボタン及びひし形）を有し、穴をあけ、波形にし、研磨し又は被覆したもので、他の項の物品の特性を有しないものを含む。</p> <p>(e) 「管」とは、均一な肉厚の中空の製品（巻いてあるかないかを問わない。）であって、横断面が全長を通じて閉じた一の空間を有する一様な形状であり、かつ、横断面が円形、だ円形、長方形（正方形を含む。）、正三角形又は正凸多角形のものをいうものとし、横断面が長方形（正方形を含む。）、正三角形又は正凸多角形のものにあっては、全長を通じて角を丸めたものを含み、横断面の外側と内側とが相似形であり、これらの配置が同心かつ同方向のものに限る。管には、研磨し、被覆し、曲げ、ねじを切り、穴をあけ、くびれを付け、広げ、円すい形にし又はフランジ、</p> |

## 新旧対照表

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

| 改正後   | 改正前   |
|---|---|
| (省 略)   | <u>カラー若しくはリングを取り付けたものを含む。</u>   |
| <b>79.04 亜鉛の棒、形材及び線</b>   | <b>79.04 亜鉛の棒、形材及び線</b>   |
| これらの物品は、 <u>15部の注9(a)、(b)及び(c)</u> に規定されており、銅製の類似の物品に相当する。従って、74.07項及び74.08項の解説の規定は、この項において準用する。  | これらの物品は、 <u>この類の注1(a)、1(b)及び1(c)</u> に規定されており、銅製の類似の物品に相当する。従って、74.07項及び74.08項の解説の規定は、この項において準用する。  |
| (省 略)   | (同 左)   |
| <b>79.05 亜鉛の板、シート、ストリップ及びはく</b>   | <b>79.05 亜鉛の板、シート、ストリップ及びはく</b>   |
| この項には、 <u>15部の注9(d)</u> に規定する板、シート、ストリップ及びはくを含む。これらの物品は74.09項及び74.10項の解説に記述した銅の製品に相当する。   | この項には、 <u>この類の注1(b)</u> に規定する板、シート、ストリップ及びはくを含む。これらの物品は74.09項及び74.10項の解説に記述した銅の製品に相当する。   |
| (省 略)   | (同 左)   |
| <b>79.07 その他の亜鉛製品</b>   | <b>79.07 その他の亜鉛製品</b>   |
| (省 略)   | (同 左)   |
| この項には、次の物品を含む。<br>(1)～(11)(省 略)<br>(12) <u>15部の注9(e)</u> に規定されている亜鉛製の管及び管用継手（例えば、カップリング、エルボー及びスリーブ）（ただし、79.04項の中空の形材、84.81項のコック、弁等をつけた継手、明らかに特定の物品に作り上げられた管（例えば、機械類の部分品（16部））を除く。）。これらは、73.04項から73.07項までの解説に記載された鉄鋼の製品に相当するものである。 | この項には、次の物品を含む。<br>(1)～(11)(同 左)<br>(12) <u>この類の注1(e)</u> に規定されている亜鉛製の管及び管用継手（例えば、カップリング、エルボー及びスリーブ）（ただし、79.04項の中空の形材、84.81項のコック、弁等をつけた継手、明らかに特定の物品に作り上げられた管（例えば、機械類の部分品（16部））を除く。）。これらは、73.04項から73.07項までの解説に記載された鉄鋼の製品に相当するものである。 |

## 新旧対照表

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

| 改正後                | 改正前   |
|--------------------|---|
| 第 80 類<br>すず及びその製品 | 第 80 類<br>すず及びその製品  |
| <p>(削除)</p>        | <p>注</p> <p>1 この類において次の用語の意義は、それぞれ次に定めるところによる。</p> <p>(a) 「棒」とは、横断面が全長を通じて一様な形状を有し、かつ、中空でない圧延製品、押出製品、引抜製品及び鍛造製品（巻いてないものに限る。）で、横断面が円形、だ円形、長方形（正方形を含む。）、正三角形又は正凸多角形（横断面の一の相対する辺が凸の円弧で、他の相対する辺が長さの等しい平行な直線から成るへん平状の円形及び変形した長方形を含む。）のものをいうものとし、横断面が長方形（正方形を含む。）、正三角形又は正凸多角形のものにあっては全長を通じて角を丸めたものを含み、横断面が長方形（変形した長方形を含む。）のものにあっては厚さが幅の 10 分の 1 を超えるものに限る。棒には、鍛造製品及び焼結製品で、前段の形状の要件を満たし、かつ、他の項の物品の特性を有しないもののうち単なるトリミング又はスケール除去よりも高度な加工をしたものと含む。</p> <p>(b) 「形材」とは、横断面が全長を通じて一様な形状を有する圧延製品、押出製品、引抜製品、鍛造製品及び成形製品（巻いてあるかないかを問わない。）で、棒、線、板、シート、ストリップ、はく及び管のいずれの定義にも該当しないものをいう。形材には、鍛造製品及び焼結製品で、前段の形状の要件を満たし、かつ、他の項の物品の特性を有しないもののうち単なるトリミング又はスケール除去よりも高度な加工をしたものと含む。</p> <p>(c) 「線」とは、横断面が全長を通じて一様な形状を有し、かつ、中空でない圧延製品、押出製品及び引抜製品（巻いたものに限る。）で、横断面が円形、だ円形、長方形（正方形を含む。）、正三角形又は正凸多角形（横断面の一の相対する辺が凸の円弧で、他の相対する辺が長さの等しい平行な直線から成るへん平状の円形及び変形した長方形を含む。）のものをいうものとし、横断面が長方形（正方形を含む。）、正三角形又は正凸多角形のものにあっては全長を通じて角を丸めたものを含み、横断面が長方形（変形した長方形を含む。）のものにあっては厚さが幅の 10 分の 1 を超えるものに限る。</p> |

## 新旧対照表

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

| 改正後   | 改正前   |
|---|---|
|   | <p>(d) 「板」、「シート」、「ストリップ」及び「はく」とは、均一な厚さを有し、かつ、中空でない平板状の製品（巻いてあるかないかを問わないものとし、第 80.01 項の塊を除く。）で、横断面が長方形（角を丸めてあるかないかを問わないものとし、横断面の一の相対する辺が凸の円弧で、他の相対する辺の長さの等しい平行な直線から成る変形した長方形を含み、正方形を除く。）のもののうち次のものをいう。</p> <p>長方形（正方形を含む。）のもので厚さが幅の 10 分の 1 以下のもの</p> <p>長方形（正方形を含む。）以外のもの（大きさを問わない。）で他の項の物品の特性を有しないもの</p> <p>(e) 「管」とは、均一な肉厚の中空の製品（巻いてあるかないかを問わない。）であって、横断面が全長を通じて閉じた一の空間を有する一様な形状であり、かつ、横断面が円形、だ円形、長方形（正方形を含む。）、正三角形又は正凸多角形のものをいうものとし、横断面が長方形（正方形を含む。）、正三角形又は正凸多角形のものにあっては、全長を通じて角を丸めたものを含み、横断面の外側と内側とが相似形であり、これらの配置が同心かつ同方向のものに限る。管には、研磨し、被覆し、曲げ、ねじを切り、穴をあけ、くびれを付け、広げ、円すい形にし又はフランジ、カラー若しくはリングを取り付けたものを含む。</p> |
| (省 略)   | (同 左)   |
| 80.03 すずの棒、形材及び線  | 80.03 すずの棒、形材及び線  |
| 15 部の注 9 (a)、(b) 及び (c) に規定されたこれらの物品は、銅製の類似の物品に相当する。従って、74.07 項又は 74.08 項の解説の規定は、この項において準用する。 | この類の注 1 (a)、1 (b) 及び 1 (c) に規定されたこれらの物品は、銅製の類似の物品に相当する。従って、74.07 項又は 74.08 項の解説の規定は、この項において準用する。  |
| (省 略)   | (同 左)   |
| 80.07 その他のすず製品  | 80.07 その他のすず製品  |
| (省 略)   | (同 左)   |

## 新旧対照表

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

| 改正後  | 改正前  |
|--|--|
| <p>この項には、次の物品を含む。</p> <p>(1) ~ (6) (省 略)</p> <p>(7) すずの板、シート、ストリップ及びすずのはく（印刷してあるかないか又は紙、板紙、プラスチックその他これらに類する補強材により裏張りしてあるかないかを問わない。）。これらの製品は<u>15部の注9 (d)</u>に規定されている。</p> <p>(8) <u>15部の注9 (e)</u>に規定されているすず製の管及び管用継手（例えば、カッピング、エルボー及びスリーブ）（ただし、80.03 項の中空形材、84.81 項のコック、弁等をつけた継手、明らかに特定の製品に作り上げられた管（例えば、機械類の部分品（16部））を除く。）。これらは、73.04 項から 73.07 項までの解説に記載された鉄鋼製品に相当するものである。</p> | <p>この項には、次の物品を含む。</p> <p>(1) ~ (6) (同 左)</p> <p>(7) すずの板、シート、ストリップ及びすずのはく（印刷してあるかないか又は紙、板紙、プラスチックその他これらに類する補強材により裏張りしてあるかないかを問わない。）。これらの製品は<u>この類の注1 (d)</u>で規定されている。</p> <p>(8) <u>この類の注1 (e)</u>に規定されているすず製の管及び管用継手（例えば、カッピング、エルボー及びスリーブ）（ただし、80.03 項の中空形材、84.81 項のコック、弁等をつけた継手、明らかに特定の製品に作り上げられた管（例えば、機械類の部分品（16部））を除く。）。これらは、73.04 項から 73.07 項までの解説に記載された鉄鋼製品に相当するものである。</p> |
| <p><b>第 81 類</b><br/>その他の卑金属及びサーメット並びにこれらの製品</p> <p>(削 除)</p> <p>(省 略)</p>   | <p><b>第 81 類</b><br/>その他の卑金属及びサーメット並びにこれらの製品</p> <p>(同 左)</p>  |
| <p>81.03 タンタル及びその製品（くずを含む。）</p> <p>8103.20 (省 略)</p> <p>8103.30 (省 略)</p> <p>—その他のもの</p> <p><u>8103.91—るつぼ</u></p> <p><u>8103.99—その他のもの</u></p> <p>(省 略)</p>   | <p>81.03 タンタル及びその製品（くずを含む。）</p> <p>8103.20 (同 左)</p> <p>8103.30 (同 左)</p> <p><u>8103.90—その他のもの</u></p> <p>(同 左)</p>  |
| <p>81.06 ビスマス及びその製品（くずを含む。）</p> <p><u>8106.10—ビスマスの含有量が全重量の 99.99%を超えるもの</u></p> <p><u>8106.90—その他のもの</u></p>  | <p>81.06 ビスマス及びその製品（くずを含む。）</p> <p>(新 規)</p> <p>(新 規)</p>  |

## 新旧対照表

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

| 改正後  | 改正前   |
|--|---|
| (省 略)  | (同 左)   |
| (削 除)  | <p><u>81.07 カドミウム及びその製品（くずを含む。）</u></p> <p><u>8107. 20—カドミウムの塊及び粉</u></p> <p><u>8107. 30—くず</u></p> <p><u>8107. 90—その他のもの</u></p> <p><u>カドミウムは、主として亜鉛、銅又は鉛の精錬の際に生ずる残留物から蒸留又は電解により得られる。</u></p> <p><u>外観上は亜鉛に類似するが、亜鉛よりも軟らかい。</u></p> <p><u>主として、他の金属の被覆（噴霧又は電気めっきによる。）、銅、銀、ニッケル等の製造の際の脱酸剤として使用される。また熱中性子の吸収率が高いので原子炉の移動コントロール用又はモニター用のロッドの製造に供される。</u></p> <p><u>15部の注5の規定によりこの項に該当する主なカドミウム合金としては、カドミウム・亜鉛合金（耐食性溶融めっき、はんだ付け及びろう付けに使用される。）がある。</u></p> <p><u>ただし、同じ金属を含有するその他の合金（例えば、ある種の軸受用合金）はこの項から除外される。</u></p> |
| (省 略)  | (同 左)   |
| <p>81.09 ジルコニウム及びその製品（くずを含む。）</p> <p>—ジルコニウムの塊及び粉</p> <p><u>8109. 21—ハフニウムとジルコニウムの重量比が1未満対500のもの</u></p> <p><u>8109. 29—その他のもの</u></p> <p>—くず</p> <p><u>8109. 31—ハフニウムとジルコニウムの重量比が1未満対500のもの</u></p> <p><u>8109. 39—その他のもの</u></p> <p>—その他のもの</p> <p><u>8109. 91—ハフニウムとジルコニウムの重量比が1未満対500のもの</u></p> <p><u>8109. 99—その他のもの</u></p> | <p>81.09 ジルコニウム及びその製品（くずを含む。）</p> <p>8109. 20—ジルコニウムの塊及び粉</p> <p><u>8109. 30—くず</u></p> <p><u>8109. 90—その他のもの</u></p>   |

## 新旧対照表

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

| 改正後  | 改正前  |
|--|--|
| (省 略)  | (同 左)  |
| 81.12 ベリリウム、クロム、 <u>ハフニウム</u> 、レニウム、タリウム、カドミウム、<br>ゲルマニウム、バナジウム、ガリウム、 <u>インジウム及びニオブ</u> （くず<br>を含む。）並びにこれらの製品（くずを含む。）                | 81.12 ベリリウム、クロム、 <u>ゲルマニウム</u> 、バナジウム、ガリウム、 <u>ハフニ<br/>ウム</u> 、 <u>インジウム</u> 、 <u>ニオブ</u> 、 <u>レニウム</u> 及び <u>タリウム</u> （くずを含む。）<br>並びにこれらの製品（くずを含む。） |
| (省 略)  | (同 左)  |
| 8112.12~8112.29 (省 略)<br><u>一ハフニウム</u><br>8112.31--塊、くず及び粉<br>8112.39--その他のもの<br><u>一レニウム</u><br>8112.41--塊、くず及び粉<br>8112.49--その他のもの | 8112.12~8112.29 (同 左)<br>(新 規)<br>(新 規)<br>(新 規)<br>(新 規)<br>(新 規)<br>(新 規)  |
| (省 略)  | (同 左)  |
| 8112.51~8112.59 (省 略)<br><u>一カドミウム</u><br>8112.61--塊及び粉<br>8112.69--その他のもの   | 8112.51~8112.59 (同 左)<br>(新 規)<br>(新 規)<br>(新 規)   |
| (省 略)  | (同 左)  |
| 8112.92 (省 略)  | 8112.92 (同 左)  |
| 8112.99 (省 略)  | 8112.99 (同 左)  |
| (省 略)  | (同 左)  |
| 第 83 類<br>各種の卑金属製品   | 第 83 類<br>各種の卑金属製品   |
| (省 略)  | (同 左)  |
| 83.06 卑金属製のベル、ゴングその他これらに類する物品（電気式のものを<br>除く。）、小像その他の装飾品、額縁その他これに類するフレーム及び<br>鏡   | 83.06 卑金属製のベル、ゴングその他これらに類する物品（電気式のものを<br>除く。）、小像その他の装飾品、額縁その他これに類するフレーム及び<br>鏡   |

## 新旧対照表

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

| 改正後   | 改正前   |
|---|---|
| 8306.10~8306.29 (省 略)<br>8306.30—額縁その他これに類するフレーム及び鏡<br><br>(省 略)  | 8306.10~8306.29 (同 左)<br>8306.30—額縁その他にこれに類するフレーム及び鏡<br><br>(同 左)   |
| 83.10 単金属製のサインプレート、ネームプレート、アドレスプレートその他これらに類するプレート及び数字、文字その他の標章（第 94.05 項のものを除く。）<br><br>(省 略)   | 83.10 単金属製のサインプレート、ネームプレート、アドレスプレートその他これらに類するプレート及び数字、文字その他の標章（第 94.05 項のものを除く。）<br><br>(同 左)   |
| ある種のプレートは、当該プレートに既に記載された事項に補助的な細部をその後に追加するように作られたものがある（例えば、機械についての <u>全て</u> の主要な事項を示すプレートに個々の通しナンバーを挿入するもの）。ただし、この項には、印刷等をしたプレート、ラベル、タグその他これらに類するもので、当該印刷等が、後で手書きその他の方法で追加される主要な事項に対し、単に <u>副次的</u> なものであるものは含まない。<br><br>(省 略)                | ある種のプレートは、当該プレートに既に記載された事項に補助的な細部をその後に追加するように作られたものがある（例えば、機械についての <u>すべて</u> の主要な事項を示すプレートに個々の通しナンバーを挿入するもの）。ただし、この項には、印刷等をしたプレート、ラベル、タグその他これらに類するもので、当該印刷等が、後で手書きその他の方法で追加される主要な事項に対し、単に <u>付隨的</u> なものであるものは含まない。<br><br>(同 左)               |
| <b>第 16 部</b><br>機械類及び電気機器並びにこれらの部分品並びに録音機、音声再生機並びに<br>テレビジョンの映像及び音声の記録用又は再生機の機器並びにこれらの<br>部分品及び附属品   | <b>第 16 部</b><br>機械類及び電気機器並びにこれらの部分品並びに録音機、音声再生機並びに<br>テレビジョンの映像及び音声の記録用又は再生機の機器並びにこれらの<br>部分品及び附属品   |
| 注<br>1 (省 略)<br>2 機械の部分品（第 84.84 項又は第 85.44 項から第 85.47 項までの物品の<br>部分品を除く。）は、この部の注 1、第 84 類の注 1 又は第 85 類の注 1 のも<br>のを除くほか、次に定めるところによりその所属を決定する。<br>(a) (省 略)<br>(b) (a) のものを除くほか、特定の機械又は同一の項の複数の機械（第<br>84.79 項又は第 85.43 項の機械を含む。）に専ら又は主として使用する部 | 注<br>1 (同 左)<br>2 機械の部分品（第 84.84 項又は第 85.44 項から第 85.47 項までの物品の<br>部分品を除く。）は、この部の注 1、第 84 類の注 1 又は第 85 類の注 1 のも<br>のを除くほか、次に定めるところによりその所属を決定する。<br>(a) (同 左)<br>(b) (a) のものを除くほか、特定の機械又は同一の項の複数の機械（第<br>84.79 項又は第 85.43 項の機械を含む。）に専ら又は主として使用する部 |

## 新旧対照表

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

| 改正後  | 改正前   |
|--|---|
| <p>分品は、これらの機械の項又は第 84.09 項、第 84.31 項、第 84.48 項、第 84.66 項、第 84.73 項、第 85.03 項、第 85.22 項、第 85.29 項若しくは第 85.38 項のうち該当する項に属する。ただし、第 85.17 項の物品及び第 85.25 項から第 85.28 項までのいずれかの項の物品に共通して主として使用する部分品は、第 85.17 項に属し、<u>第 85.24 項の物品に専ら又は主として使用する部分品は、第 85.29 項に属する。</u></p> <p>(c) (省 略)</p> <p>3~5 (省 略)</p> <p>6 (A) この表において「電気電子機器のくず」とは、電気電子機器を組み合わせたもの、印刷回路基板及び電気電子機器製品で、次のものをいう。</p> <p>(i) 破損、切断又はその他の加工により本来の用途に用いることができなくなったもの及び本来の用途に用いることができるよう修理する事が経済的に適しないもの</p> <p>(ii) 輸送、積込み又は荷卸しの際に、個々の製品を損傷から保護するような形で梱（こん）包又は輸送されなかったもの</p> <p>(B) 「電気電子機器のくず」及びその他くずを混載した貨物は、第 85.49 項に属する。</p> <p>(C) この部には、第 38 類の注 4 の都市廃棄物を含まない。</p> <p>(省 略)</p> <p>総 説</p> <p>(省 略)</p> <p>(VI) 多機能機械及び複合機械<br/>(部 注 3)</p> <p>(省 略)</p> <p>多機能機械、(例えば、金属その他の材料を加工することができる工作機械又は紙、織物、皮、プラスチックス等の工業において共通してよく使用され</p> | <p>分品は、これらの機械の項又は第 84.09 項、第 84.31 項、第 84.48 項、第 84.66 項、第 84.73 項、第 85.03 項、第 85.22 項、第 85.29 項若しくは第 85.38 項のうち該当する項に属する。ただし、第 85.17 項の物品及び第 85.25 項から第 85.28 項までのいずれかの項の物品に共通して主として使用する部分品は、第 85.17 項に属する。</p> <p>(c) (同 左)</p> <p>3~5 (同 左)</p> <p>(新 規)</p> <p>(同 左)</p> <p>総 説</p> <p>(同 左)</p> <p>(VI) 多機能機械及び複合機械<br/>(部 注 3)</p> <p>(同 左)</p> <p>多機能機械、(例えば、金属その他の材料を加工することができる工作機械又は紙、織物、皮、プラスチックス等の工業において共通してよく使用され</p> |

## 新旧対照表

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

| 改正後  | 改正前   |
|--|---|
| <p>るはと目打ち機)は、84類の<u>注8</u>の規定によりその所属が決定されるので注意しなければならない。</p> <p>(省 略)</p> <p><u>(X) 電気電子機器のくず (E-WASTE)</u><br/><u>(部 注 6)</u></p> <p><u>16部の注6に規定する、「本来の用途」とは、電気電子機器としての機能的用途をいう。</u></p> | <p>るはと目打ち機)は、84類の<u>注7</u>の規定によりその所属が決定されるので注意しなければならない。</p> <p>(同 左)</p> <p><u>(新 規)</u></p> |

## 第 84 類

## 原子炉、ボイラー及び機械類並びにこれらの部分品

## 注

- 1 (省 略)
- 2 第84.01項から第84.24項まで又は第84.86項に該当する機械類で同時に第84.25項から第84.80項までに該当するものは、この部の注3及びこの類の注11の規定によりその所属が決定される場合を除くほか、第84.01項から第84.24項まで又は第84.86項の該当する項に属する。

## (A) 第84.19項には、次の物品を含まない。

- (i) 発芽用機器、ふ卵器及び育すう器 (第84.36項参照)
- (ii) 穀物給湿機 (第84.37項参照)
- (iii) 糖汁抽出用浸出機 (第84.38項参照)
- (iv) 紡織用纖維の糸、織物類又は製品の熱処理用機械 (第84.51項参照)
- (v) 機械的作業を行う機器 (理化学用のものを含む。) で、温度の変化を必要とする場合であってもこれを主たる機能としないもの

## (B) 第84.22項には、次の物品を含まない。

- (i) 袋その他これに類する容器の封口用ミシン (第84.52項参照)
- (ii) 第84.72項の事務用機器

## (C) 第84.24項には、次の物品を含まない。

- (i) インクジェット方式の印刷機 (第84.43項参照)
- (ii) ウォータージェット切断機械 (第84.56項参照)

## 第 84 類

## 原子炉、ボイラー及び機械類並びにこれらの部分品

## 注

- 1 (同 左)
- 2 第84.01項から第84.24項まで又は第84.86項に該当する機械類で同時に第84.25項から第84.80項までのいずれかの項に該当するものは、この部の注3及びこの類の注9の規定によりその所属が決定される場合を除くほか、第84.01項から第84.24項まで又は第84.86項の該当する項に属する。ただし、第84.19項には、次の物品を含まない。

- (a) 発芽用機器、ふ卵器及び育すう器 (第84.36項参照)
- (b) 穀物給湿機 (第84.37項参照)
- (c) 糖汁抽出用浸出機 (第84.38項参照)
- (d) 紡織用纖維の糸、織物類又は製品の熱処理用機械 (第84.51項参照)
- (e) 機械的作業を行う機器 (理化学用のものを含む。) で、温度の変化を必要とする場合であってもこれを主たる機能としないもの  
第84.22項には、次の物品を含まない。

- (a) 袋その他これに類する容器の封口用ミシン (第84.52項参照)
- (b) 第84.72項の事務用機器  
また、第84.24項には、次の物品を含まない。
- (a) インクジェット方式の印刷機 (第84.43項参照)
- (b) ウォータージェット切断機械 (第84.56項参照)

## 新旧対照表

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

| 改正後  | 改正前  |
|--|--|
| 3 及び 4 (省 略)   | 3 及び 4 (同 左)   |
| 5 第 84.62 項において、圧延製品の「スリッター工程」とは、巻き戻し器、コイルフラットナー、スリッター及びリコイラーから成る加工工程をいう。<br>圧延製品の「切断工程」とは、巻き戻し器、コイルフラットナー及び剪(せん)断機から成る加工工程をいう。  | (新 規)  |
| 6 (A) ~ (C) (省 略)<br>(D) <u>6 (C)</u> の条件を満たす場合であっても、第 84.71 項には、単独で提示する場合には、次の物品を含まない。<br>(i) ~ (v) (省 略)<br>(E) (省 略)  | 5 (A) ~ (C) (同 左)<br>(D) <u>5 (C)</u> の条件を満たす場合であっても、第 84.71 項には、単独で提示する場合には、次の物品を含まない。<br>(i) ~ (v) (同 左)<br>(E) (同 左)  |
| 7 (省 略)  | 6 (同 左)  |
| 8 二以上の用途に供する機械は、主たる用途に基づいてその所属を決定する。<br>主たる用途がいずれの項にも定められていない機械及び主たる用途が特定できない機械は、 <u>この類の注 2</u> 又はこの部の注 3 の規定によりその所属を決定する場合及び文脈により別に解釈される場合を除くほか、第 84.79 項に属する。また、第 84.79 項には、金属の線、紡織用纖維の糸その他の材料又はこれらを組み合わせたものから綱又はケーブルを製造する機械（例えば、より線機及び製綱機）を含む。           | 7 二以上の用途に供する機械は、主たる用途に基づいてその所属を決定する。<br>主たる用途がいずれの項にも定められていない機械及び主たる用途が特定できない機械は、 <u>2</u> 又はこの部の注 3 の規定によりその所属を決定する場合及び文脈により別に解釈される場合を除くほか、第 84.79 項に属する。また、第 84.79 項には、金属の線、紡織用纖維の糸その他の材料又はこれらを組み合わせたものから綱又はケーブルを製造する機械（例えば、より線機及び製綱機）を含む。                           |
| 9 (省 略)  | 8 (同 左)  |
| 10 第 84.85 項において「積層造形」（三次元印刷とも呼ばれる。）とは、材料（例えば金属、プラスチック又はセラミック）のレイヤリング及び固形化処理によるデジタルモデルをもととした物体の形成をいう。<br><u>この部の注 1 及びこの類の注 1 のものを除くほか、同項に該当する機械は、同項に属するものとし、この表の他の項には該当しない。</u>   | (新 規)  |
| 11 (A) 85 類の <u>注 12 (a)</u> 及び (b) は、この注及び第 84.86 項の「半導体デバイス」及び「集積回路」についても適用する。ただし、この注及び第 84.86 項の「半導体デバイス」には光電性半導体デバイス及び発光ダイオード (LED) を含む。<br>(B) 及び (C) (省 略)<br>(D) 第 16 部の注 1 及び第 84 類の注 1 のものを除くほか、第 84.86 項に該当する機器は、 <u>同項に属するものとし、この表の他の項には属しない。</u> | 9 (A) 85 類の <u>注 9 (a)</u> 及び <u>注 9 (b)</u> は、この注及び第 84.86 項の「半導体デバイス」及び「集積回路」についても適用する。ただし、この注及び第 84.86 項の「半導体デバイス」には光電性半導体デバイス及び発光ダイオード (LED) を含む。<br>(B) 及び (C) (同 左)<br>(D) 第 16 部の注 1 及び第 84 類の注 1 のものを除くほか、第 84.86 項に該当する機器は、 <u>この項に属するものとし、この表の他の項には属しない。</u> |

## 新旧対照表

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

| 改正後  | 改正前   |
|--|---|
| <p>号注<br/>     1 (省 略)<br/>     2 第 8471.49 号において「システム」とは、自動データ処理機械で、当該機械を構成するユニットが第 84 類の<u>注6 (C)</u> の要件を満たし、かつ、少なくとも一の中央処理装置、一の入力装置（例えば、キーボード及びスキヤナー）及び一の出力装置（例えば、ディスプレイ及びプリンター）から成るものという。<br/>     3 及び 4 (省 略)</p> <p style="text-align: center;">総 説</p> <p style="text-align: center;">(省 略)</p> <p style="text-align: center;">(B) この類の構成の概略</p> <p>(1) ~ (6) (省 略)<br/>     (7) 84.86 項には、半導体ボール又はウエハー、半導体デバイス、集積回路又はフラットパネルディスプレイの製造に専ら又は主として使用される種類の機器及びこの類の<u>注11 (C)</u> に特掲された機器を含む。<br/>     (8) (省 略)</p> <p style="text-align: center;">(省 略)</p> <p style="text-align: center;">(D) この類の二以上の項に該当する機械 (注2、<u>注8</u> 及び<u>注11 (D)</u> 参照)</p> <p style="text-align: center;">(省 略)</p> <p style="text-align: center;">(E) 自動データ処理機械を自蔵する機械及び自動データ処理機械と連係して作動する機械で、特定の機能を有するもの (<u>注6 (E)</u> 参照)<br/> <u>この類の注6 (E)</u> の規定に基づき、自動データ処理機械を自蔵する機械及び自動データ処理機械と連係して作動する機械で、特定の機能を有するものには、次の分類の原則を適用する。</p> | <p>号注<br/>     1 (同 左)<br/>     2 第 8471.49 号において「システム」とは、自動データ処理機械で、当該機械を構成するユニットが第 84 類の<u>注5 (C)</u> の要件を満たし、かつ、少なくとも一の中央処理装置、一の入力装置（例えば、キーボード及びスキヤナー）及び一の出力装置（例えば、ディスプレイ及びプリンター）から成るものという。<br/>     3 及び 4 (同 左)</p> <p style="text-align: center;">総 説</p> <p style="text-align: center;">(同 左)</p> <p style="text-align: center;">(B) この類の構成の概略</p> <p>(1) ~ (6) (同 左)<br/>     (7) 84.86 項には、半導体ボール又はウエハー、半導体デバイス、集積回路又はフラットパネルディスプレイの製造に専ら又は主として使用される種類の機器及びこの類の<u>注9 (C)</u> に特掲された機器を含む。<br/>     (8) (同 左)</p> <p style="text-align: center;">(同 左)</p> <p style="text-align: center;">(D) この類の二以上の項に該当する機械 (注2、<u>注7</u> 及び<u>注9 (D)</u> 参照)</p> <p style="text-align: center;">(同 左)</p> <p style="text-align: center;">(E) 自動データ処理機械を自蔵する機械及び自動データ処理機械と連係して作動する機械で、特定の機能を有するもの (<u>注5 (E)</u> 参照)<br/> <u>84 類の注5 (E)</u> の規定に基づき、自動データ処理機械を自蔵する機械及び自動データ処理機械と連係して作動する機械で、特定の機能を有するものには、次の分類の原則を適用する。</p> |

## 新旧対照表

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

| 改正後  | 改正前  |
|--|--|
| (i) 及び (ii) (省 略)<br><br>(省 略)   | (i) 及び (ii) (同 左)<br><br>(同 左)   |
| 84.14 気体ポンプ、真空ポンプ、気体圧縮機及びファン、 <u>換気用又は循環用</u> のフード(ファンを自蔵するものに限るものとし、フィルターを取り付けてあるかないと問わない。) <u>並びに密閉形の生物学的安全キャビネット(フィルターを取り付けてあるかないと問わない。)</u><br>8414.10~8414.60 (省 略)<br><u>8414.70—密閉形の生物学的安全キャビネット</u><br>8414.80 (省 略)<br>8414.90 (省 略)<br><br>(省 略) | 84.14 気体ポンプ、真空ポンプ、気体圧縮機及びファン <u>並びに換気用又は循環用</u> のフード(ファンを自蔵するものに限るものとし、フィルターを取り付けてあるかないと問わない。)<br>8414.10~8414.60 (同 左)<br>(新 規)<br>8414.80 (同 左)<br>8414.90 (同 左)<br><br>(同 左)  |
| 84.18 冷蔵庫、冷凍庫その他の冷蔵用又は冷凍用の機器(電気式であるかないと問わない。)及びヒートポンプ(84.15項のエアコンディショナーを除く。)<br>8418.10—冷凍冷蔵庫(それぞれ独立した外部扉若しくは引出し又はこれらを組み合わせたものを有するものに限る。)<br>(省 略)<br>8418.21~8418.99 (省 略)<br><br>(省 略)   | 84.18 冷蔵庫、冷凍庫その他の冷蔵用又は冷凍用の機器(電気式であるかないと問わない。)及びヒートポンプ(84.15項のエアコンディショナーを除く。)<br>8418.10—冷凍冷蔵庫(それぞれ独立した外部扉を有するものに限る。)<br>(同 左)<br>8418.21~8418.99 (同 左)<br><br>(同 左)  |
| 84.19 加熱、調理、ばい焼、蒸留、精留、滅菌、殺菌、蒸気加熱、乾燥、蒸発、凝縮、冷却その他の温度変化による方法により材料を処理する機器(理化学用のものを含み、電気加熱式のもの(第85.14項の電気炉及びその他の機器を除く。)であるかないと問わないものとし、家庭用のものを除く。)並びに瞬間湯沸器及び貯蔵式湯沸器(電気式のものを除く。)<br>—瞬間湯沸器及び貯蔵式湯沸器(電気式のものを除く。)<br>8419.11 (省 略)                                   | 84.19 加熱、調理、ばい焼、蒸留、精留、滅菌、殺菌、蒸気加熱、乾燥、蒸発、凝縮、冷却その他の温度変化による方法により材料を処理する機器(理化学用のものを含み、電気加熱式のもの(第85.14項の電気炉及びその他の機器を除く。)であるかないと問わないものとし、家庭用のものを除く。)並びに瞬間湯沸器及び貯蔵式湯沸器(電気式のものを除く。)<br>—瞬間湯沸器及び貯蔵式湯沸器(電気式のものを除く。)<br>8419.11 (同 左) |

## 新旧対照表

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

| 改正後  | 改正前  |
|--|--|
| <u>8419.12</u> —太陽熱温水器   | (新規)   |
| 8419.19(省略)  | 8419.19(同左)  |
| 8419.20(省略)  | 8419.20(同左)  |
| —乾燥器   | —乾燥器   |
| <u>8419.33</u> —凍結乾燥器、凍結乾燥ユニット及び噴霧乾燥器  | (新規)   |
| <u>8419.34</u> —その他もの(農産物用のものに限る。)   | <u>8419.31</u> —農産物用のもの  |
| <u>8419.35</u> —その他もの(木材用、紙パルプ用、紙用又は板紙用のものに限る。)                                | <u>8419.32</u> —木材用、紙パルプ用、紙用又は板紙用のもの                                   |
| 8419.39~8419.90(省略)  | 8419.39~8419.90(同左)  |
| (省略)   | (同左)   |
| <b>84.21 遠心分離機(遠心式脱水機を含む。)並びに液体又は気体のろ過機及び清浄機</b><br>(省略)                       | <b>84.21 遠心分離機(遠心式脱水機を含む。)並びに液体又は気体のろ過機及び清浄機</b><br>(同左)               |
| 8421.11~8421.29(省略)  | 8421.11~8421.29(同左)  |
| —気体のろ過機及び清浄機   | —気体のろ過機及び清浄機   |
| 8421.31(省略)  | 8421.31(同左)  |
| <u>8421.32</u> —内燃機関から排出された気体の清浄若しくはろ過用の触媒コンバーター又は微粒子捕集フィルター(結合してあるかないかを問わない。) | (新規)   |
| 8421.39~8421.99(省略)  | 8421.39~8421.99(同左)  |
| (省略)   | (同左)   |
| <b>84.28 その他の持上げ用、荷扱い用、積込み用又は荷卸し用の機械(例えば、昇降機、エスカレーター、コンベヤ及びロープウェー)</b>         | <b>84.28 その他の持上げ用、荷扱い用、積込み用又は荷卸し用の機械(例えば、昇降機、エスカレーター、コンベヤ及びロープウェー)</b> |
| 8428.10~8428.60(省略)  | 8428.10~8428.60(同左)  |
| <u>8428.70</u> —産業用ロボット  | (新規)   |
| 8428.90(省略)  | 8428.90(同左)  |
| (省略)   | (同左)   |

## 新旧対照表

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

| 改正後   | 改正前   |
|---|---|
| 84.33 収穫機及び脱穀機（わら用又は牧草用のベーラーを含む。）、草刈機並びに卵、果実その他の農産物の清浄用、分類用又は格付け用の機械（第 84.37 項の機械を除く。）<br>(省 略)<br>8433.11～8433.40 (省 略)<br>－その他の収穫機及び脱穀機<br>8433.51 (省 略)<br>8433.52— <u>－その他の脱穀機</u><br>8433.53～8433.90 (省 略)<br><br>(省 略)  | 84.33 収穫機及び脱穀機（わら用又は牧草用のベーラーを含む。）、草刈機並びに卵、果実その他の農産物の清浄用、分類用又は格付け用の機械（第 84.37 項の機械を除く。）<br>(同 左)<br>8433.11～8433.40 (同 左)<br>－その他の収穫機及び脱穀機<br>8433.51 (同 左)<br>8433.52— <u>－その他の収穫機及び脱穀機</u><br>8433.53～8433.90 (同 左)<br><br>(同 左)                                       |
| 84.36 その他の農業用、園芸用、林業用、家きん飼育用又は養蜂（ほう）用の機械（機械装置又は加熱装置を有する発芽用機器を含む。）並びに家きんのふ卵器及び育すう器<br><br>(省 略)<br><br>(III) 養蜂（ほう）用の機械<br>これらには、次のような物品を含む。<br>(A) 及び (B) (省 略)<br>この項には、次の物品を含まない。<br>(a) <u>みつばちの巣箱</u> （構成する材料により該当する項に属する。通常、44.21）<br>(b) ~ (d) (省 略)<br><br>(省 略) | 84.36 その他の農業用、園芸用、林業用、家きん飼育用又は養蜂（ほう）用の機械（機械装置又は加熱装置を有する発芽用機器を含む。）並びに家きんのふ卵器及び育すう器<br><br>(同 左)<br><br>(III) 養蜂（ほう）用の機械<br>これらには、次のような物品を含む。<br>(A) 及び (B) (同 左)<br>この項には、次の物品を含まない。<br>(a) <u>はちみつの巣箱</u> （構成する材料により該当する項に属する。通常、44.21）<br>(b) ~ (d) (同 左)<br><br>(同 左) |
| 84.38 飲食料品の調製業用又は製造業用の機械（動物性油脂、植物性油脂又は微生物性油脂の抽出用又は調製用の機械及びこの類の他の項に該当するものを除く。）<br><br>(省 略)  | 84.38 飲食料品の調製業用又は製造業用の機械（動物性又は植物性の油脂の抽出用又は調製用の機械及びこの類の他の項に該当するものを除く。）<br><br>(同 左)  |

## 新旧対照表

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

| 改正後   | 改正前  |
|---|--|
| 部分品   | 部分品  |
| <p>部分品の所属に関する一般的規定（16部の総説参照）によりその所属を決定する場合を除くほか、この項の機械の部分品はこの項に属する（例えば、連続式パン製造機械用の型（pan）、菓子成形機用の型、<u>チョコレート成形機用の型及びマカロニ、スペゲッティ</u>その他これらに類する食品の製造用の押し出しプレスに使用する青銅製又はしんちゅう製の型）。</p> <p style="text-align: center;">（省 略）</p>   | <p>部分品の所属に関する一般的規定（16部の総説参照）によりその所属を決定する場合を除くほか、この項の機械の部分品はこの項に属する（例えば、連続式パン製造機械用の型（pan）、菓子成形機用の型、<u>チョコレート成形機用の型尾マカロニ、スペゲッティ</u>その他これらに類する食品の製造用の押し出しプレスに使用する青銅製又はしんちゅう製の型）。</p> <p style="text-align: center;">（同 左）</p> |
| <p>84.62 鍛造機、ハンマー及び型鍛造機（圧延機を除く。）（プレスを含むものとし、金属加工用のものに限る。）並びにベンディングマシン、フォールディングマシン、ストレートニングマシン、フラットニングマシン、剪（せん）断機、パンチングマシン、ノッチングマシン及び二ブリングマシン（引抜き機を除く。）（プレス、スリッターエンジニアリング工程及び切断工程を含むものとし、金属加工用のものに限る。）並びに他のプレス（金属又は金属炭化物の加工用のものに限る。）</p> <p>—熱間鍛造用の鍛造機、型鍛造機（プレスを含む。）及びハンマー</p> | <p>84.62 鍛造機、ハンマー、<u>ダイスタンピングマシン、ベンディングマシン、フォールディングマシン、ストレートニングマシン、フラットニングマシン、剪（せん）断機、パンチングマシン及びノッチングマシン（プレスを含むものとし、金属加工用のものに限る。）</u>並びにその他のプレス（金属又は金属炭化物の加工用のものに限る。）</p>  |
| <p>8462.11—密閉型鍛造機</p> <p>8462.19—その他のもの</p> <p>—ベンディングマシン、フォールディングマシン、ストレートニングマシン及びフラットニングマシン（プレスブレーキを含む。）（圧延製品用のものに限る。）</p>  | <p>8462.10—鍛造機及びダイスタンピングマシン（プレスを含む。）並びにハンマー</p> <p>—ベンディングマシン、フォールディングマシン、ストレートニングマシン及びフラットニングマシン（プレスを含む。）</p>   |
| <p>8462.22—形状成形機</p> <p>8462.23—数値制御式のプレスブレーキ</p> <p>8462.24—数値制御式のパネルベンダー</p> <p>8462.25—数値制御式のロール成形機</p> <p>8462.26—その他の数値制御式のベンディングマシン、フォールディングマシン、ストレートニングマシン及びフラットニングマシン</p>   | <p>8462.21—数値制御式のもの</p>  |
| <p>8462.29—その他のもの</p> <p>—スリッターマシン、切削機及びその他の剪（せん）断機（パンチング機能及び剪（せん）断機能を組み合わせた機械並びにプレスを除く。）（圧延製品用のものに限る。）</p>   | <p>8462.29—その他のもの</p> <p>—剪（せん）断機（プレスを含むものとし、パンチング機能及び剪（せん）断機能を組み合わせた機械を除く。）</p>   |
| <p>8462.32—スリッターマシン及び切削機</p>  | <p>8462.31—数値制御式のもの</p>  |

## 新旧対照表

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

| 改正後   | 改正前   |
|---|---|
| <u>8462.33</u> —数値制御式の剪（せん）断機   |   |
| <u>8462.39</u> —その他もの<br>—パンチングマシン、ノッティングマシン及びニブリングマシン（プレスを除くものとし、パンチング機能及び剪（せん）断機能を組み合わせた機械を含む。）（圧延製品用のものに限る。）   | <u>8462.39</u> —その他もの<br>—パンチングマシン及びノッティングマシン（パンチング機能及び剪（せん）断機能を組み合わせた機械並びにプレスを含む。）   |
| <u>8462.42</u> —数値制御式のもの  | <u>8462.41</u> —数値制御式のもの  |
| <u>8462.49</u> —その他もの<br>—炉心管、管、中空断面材及び棒用の機械（プレスを除く。）   | <u>8462.49</u> —その他もの   |
| <u>8462.51</u> —数値制御式のもの  |   |
| <u>8462.59</u> —その他もの<br>—冷間金属加工プレス   |   |
| <u>8462.61</u> —液圧プレス   |   |
| <u>8462.62</u> —機械プレス   |   |
| <u>8462.63</u> —サーボプレス  |   |
| <u>8462.69</u> —その他もの   |   |
| <u>8462.90</u> —その他もの   | <u>—その他のもの</u><br><u>8462.91</u> —液圧プレス<br><u>8462.99</u> —その他もの  |
| (省 略)   | (同 左)   |
| この項には、次の物品を含む。<br>1 熱間鍛造用の鍛造機、型鍛造機（プレスを含む。）及びハンマー：広い意味で鍛造には、スラグ（pudding slag(shingling)）を除去し又は金属を形作るために、加熱された金属を衝撃又は圧力によって加工する全ての過程を含む。金属を球状に加工する時のスラグ除去の場合を除いて、加工される金属は、ブルーム、ビレット又はシートバー等の半製品の状態又は棒（通常、断面が円形である。）の形状をしている。 | この項には、次の物品を含む。<br>(1) 鍛造機及びスタンピングマシン：広い意味で鍛造とは、加熱された金属を衝撃又は圧力によって加工してスラグを除去し又は形作る過程のすべてを含む。金属の球状に加工する時のスラグ除去の場合を除いて、加工される金属は、ブルーム、ビレット又はシートバー等の半製品の状態又は棒（通常、断面が円形である。）の形状をしている。鍛造をより正確に表現するとすれば、ダイを使用しない熱による加工といえる。<br>スタンピング（又は切抜き）は、衝撃又は圧力によりダイと呼ばれる金型の中空部に金属を充てんする加工である。この作業は硬い金属（特に鋼）に対しては熱間で、柔かい金属に対しては冷間で行われる。通常、プレスを使用する。<br>スタンピング又は切抜きの工程においては、ダイは工作物を完全にそ |
| 型鍛造の工程において、型（ダイ）は工作物を完全にその中に入れてし  |   |

## 新旧対照表

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

| 改正後  | 改正前  |
|--|--|
| <p>まう。ただし、ある場合においては、工作物の一部分しか加工しない单一の金型を使用する。これは開放型鍛造と呼ばれる。</p> <p>型抜き機は、型鍛造工程中に生じたバリを除去することができる。このトリミング作業は特殊な切取型により行われる。</p> <p>所要の正確な寸法の工作物を作るための仕上作業は、精密な型により行われ、この作業はサイジング又はキャリブレーションと呼ばれる。</p> <p>次の物品は、前記の加工を行うために特別に設計し、かつ、制作した加工機械の例である。</p> <p>(a) 密閉型鍛造機 :</p> <p>密閉型鍛造は、ダイを互いに近づけて、工作物を全体に又は部分的に覆う工程である。通常、切断された又は削られた円形や正方形のビレット状の原材料は加熱され、底部のダイに配置される。鍛造の形状は、ネガ画像 (a negative image) として上部または下部のダイに組み込まれる。上部のダイからの衝撃により、原材料は必要な鍛造形状に変形する。</p> <p>(b) 開放型鍛造機 :</p> <p>開放型鍛造は、最終形状が得られるまで、多段階の成形工程を経て、ハンマー又はラムと单一の開放型の間において、金属片を変形させる工程である。</p> <p>(c) ハンマー、ドロップ鍛造機及びドロップハンマー（機械ハンマー、油圧ハンマー、ニューマチックハンマー及び蒸気ハンマー）は、一連の短く鋭い打撃力により作動する機械である。</p> <p>(d) 金属加工プレスは、連続的な圧力により加工する機械である。ただし、金属加工用に特に設計したものではない汎用性のプレスを含まない (84.79)。</p> <p>2 ベンディングマシン、フォールディングマシン、ストレートニングマシン及びフラットニングマシン（プレスブレーキを含む。）（圧延製品用のものに限る。）</p> <p>これらには次の物品を含む。</p> <p>(a) 形状成形機は、圧延製品から金属製の形状を自動的かつ連続的に生産するために使用される機械である。金属製の平らなシートは、連続するスタンドに取り付けられた複数組のローラーを通過する。平らな</p> | <p>の中に入ってしまう。ただし、ある場合においては、工作物の一部分しか加工しない单一の金型を使用する。そこで、このような型はスタンプと呼ばれ、その加工作業はスタンピングと呼ばれる。スタンピングマシンは、スタンピング又は切抜き工程中に生じたバリを除去することができる。このトリミング作業は特殊な切取型により行われる。精密ダイスタンパーにより行われる仕上作業はサイジングと呼ばれる。このサイジングにより、所要の正確な寸法の製品が作られる。</p> <p>次の物品は、前記の加工を行うために特別に設計し、かつ、制作した加工機械の例である。</p> <p>一ハンマー、ドロップ鍛造機及びドロップハンマー（機械ハンマー、油圧ハンマー、ニューマチックハンマー及び蒸気ハンマー）：一連の短く鋭い打撃力により作動する機械である。</p> <p>一金属加工プレス：連続的な圧力により加工する機械である。ただし、金属加工用に特に設計したものではないはん用性のプレスを含まない (84.79)。</p> <p>(2) ベンディングマシン：これには、平らな物品（シート、板及びストリップ）を3組又は4組のローラーの間を通らせることにより円筒状のカーブをつける機械（管製造機の場合と同様、ローラーが平行になっている。）又は円すい形の形状にする機械（この場合には、ローラーは平行ではない。）及び平らでない物品（棒、山形材、形材、管等）を加工する機械を含む。これらの機械は、成形ローラーにより若しくはプレスによる折曲げにより又は管（特にオイルパイプ）については、その主たる部分</p> |

## 新旧対照表

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

| 改正後  | 改正前  |
|--|--|
| <p>シートは、望ましい断面の形状が得られるまで、各々のローラーシステムにより徐々に交差褶（しゅう）曲される。形状成形機は、金属製のシートの断面を変更するが、縦軸は線形を維持する。</p> <p>(b) 圧延製品用の数値制御式のプレスブレーキは、金属製のシート又はプレートを自動的にかつプログラム制御下で曲げ加工するための機械である。一般的に、2つのC型フレームがプレスブレーキの側面を形成し、底部のテーブル及び上部の可動ビームに接続されている。底部の工具はテーブルに取り付けられ、上部の工具は最上部のビームに取り付けられる。プレスビームの制御された下降により、シートは曲げられる。平らなシートは上部の工具により底部の工具にV型に押し込まれ、一直線上に再成形される。</p> <p>(c) 圧延製品用の数値制御式のパネルベンダーは、金属製の平らなシートの冷間成形用の機械で、自動的にかつプログラム制御下においてブランクから金属製品を作るために設計されたものである。パネルベンダーは、概念においては大まかにプレスブレーキに似ているが、高度なレベルで自動化されており、金属製のシートから製品を大量生産するのに使用される。また、金属製のシートを動かすことなく、二つの方向から曲げ加工することが可能である（金属片を反転させるプレスブレーキにはできない。）。</p> <p>(d) 圧延製品用の数値制御式のロール成形機は、自動的にかつプログラム制御下において、シート又は板の縦軸の望ましい形跡（円弧、円形、橢円）が得られるまで、金属製のシート又はプレートを3組以上のロールに通過させ曲げ加工するための機械である。ロール成形機は金属製のシートの縦軸の湾曲を調整するが、横断面は変化させない。ロール成形機は、製品をローラーシステムに通過させることにより所要の形状にする。金属の構造変化は当該金属の全面ではなく、曲げ加工の結果として変形させた部分にのみ生ずる。</p> <p>(e) フォールディングマシンは、金属を破裂させることなく、一直線状に伸ばしたシート（又はストリップ）に小さな回転半径で永久的な変形を生じさせることにより、圧延製品を加工するものである。この加工業は、ユニバーサルフォールディングマシン又はフォールディングプレスにより行われる。</p> | <p>を固定したシリンダーにより保持しておいて、両端を引くことにより加工を行う。</p> <p>(3) フォールディングマシン：この機械には、次の物品を含む。</p> <p>(a) 平らな物品を加工する機械：平らな物品の折曲げ加工は、金属を破裂させることなく、一直線状に伸ばしたシート（又はストリップ）に小さな回転半径で永久的な変形を生じせるものである。この加工業は、ユニバーサルフォールディングマシン又はフォールディングプレスにより行われる。</p> |

## 新旧対照表

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

| 改正後   | 改正前   |
|---|---|
| <p>(f) ストレートニングマシン及びフラットニングマシンは、シート若しくはストリップのような圧延製品の製造後の取扱い中に生ずる欠陥部の矯正を行うものである。例えば、ローラー式のフラットニングマシンは、一連の平行に並んだローラー（又はシリンダー）から成り、このローラーについては数は少ない（5個から11個）がその直径は比較的大きく相当の剛性を有するもの及び数が多い（通常15個から23個）がその直径は小さくて非常に柔軟性に富むものがあり、同数のローラーにより支えられているものである。</p>   | <p>(b) 平らでない物品を加工する機械：棒、管、山形材及び形材の折曲げ加工は上記（2）の加工に類するものである。線の折曲げ加工は、線を単一の平面上で湾曲させるものである。更に複雑な加工を行うワイヤーベンディングマシン（例えば、ばね製造機械）は、簡単なフォールディングマシンを構成するものではなく、84.63項に属する。</p> <p>(4) ストレートニングマシン及びフラットニングマシン：これらの機械は、線、棒、管、山形材及び形材のような平らでない物品又はシート若しくはストリップのような平らな物品の製造後の取扱い中に生じる欠陥部の矯正を行うものである。</p> <p>フラットニングマシンには、例えば、次のような物品を含む。</p> <p>(a) ローラー式のフラットニングマシン：一連の平行に並んだローラー（又はシリンダー）から成り、このローラーについては数は少ない（5個から11個）がその直径は比較的大きく相当の剛性を有するもの及び数が多い（通常15個から23個）がその直径は小さくて非常に柔軟性に富むものがあり、同数のローラーにより支えられているものである。</p> <p>(b) フラットニング用の引伸ばしテーブル：欠陥部は、簡単な恒久的な引伸ばし加工により除去される。</p> |
| <p>3 スリッター機、切断機及びその他の剪（せん）断機（パンチング機能及び剪（せん）断機能を組み合わせた機械並びにプレスを除く。）（圧延製品用のものに限る。）</p> <p>これらには次の物品を含む。</p> <p>(a) 圧延製品用のスリッター機は、一致するリブと溝を有した二つのシリンドーロールのある加工機械で、大きな金属製のロールを複数の細いロール又はカットエッジのあるロールに切断するために使用されるものである。スリッター機の基本的な部品は、巻き戻し器、コイルフロッターナー、スリッター及びリコイラーである。原料は巻き戻し器から供給され、まず平らにされ、次に2つのカッティングホイール（一方は上部に他方はその下にある）の間のニップを通じて供給される。細長く切られた金属片は様々なリコイラーによって工程の最後で巻き戻される。</p> <p>(b) 圧延製品用の切断機は、シヤー（shear）を使用して長く平らなロール状またはコイル状の金属を複数のシートに切断する加工機械であ</p> |   |

## 新旧対照表

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

| 改正後  | 改正前  |
|--|--|
| <p>る。切断機は主に巻き戻し器、コイルフラットナー及びシャーの3つの部分から構成されている。巻き戻し器から供給された材料はコイルフラットナーを通過し、シャーにより金属製の平らなシートに切断される。</p> <p>(c) 剪(せん)断機による剪(せん)断作業は、同一平面上で互いに向き合った2個の切断工具を、切断する金属に垂直に当てて行われる。これらの工具は、連続的な圧力により金属の内部に入り込み、その結果金属は塑性変形を起こして、刃の線に沿って切断される。</p> <p>この種の機械には、刃を使用する balance shear、lever shear 及び広幅シャー並びに回転式剪(せん)断機（刃の代わりに円盤状または円すい台状の工具を使用するもの）を含む。</p>  |  |
| <p>4 パンチングマシン、ノッキングマシン及びニブリングマシン（プレスを除くものとし、パンチング機能及び剪(せん)断機能を組み合わせた機械を含む。）（圧延製品用のものに限る。）</p> <p>これらには次の物品を含む。</p> <p>(a) パンチングマシンは、2個の工具（1個が他の1個の内側に入るよう調整されたもの）により、金属にせん孔、ノッキング又は切断の加工を行う機械である。パンチング用の工具はパンチと呼ばれ、もう一方はダイと呼ばれる。金属の破断状況は、剪(せん)断加工の場合と同様であり、加工によりできる穴の形は使用される工具の形による。</p> <p>この種の機械には、パンチングにより歯車を作る機械を含む。</p> <p>パンチングマシンはプレスとは異なる加工機械である。パンチングマシンは、金属のシート片を切断する際に特定の軌道に沿って、徐々に操作するもので、この工程はニブリングとしても知られる。</p> <p>これとは対照的に、型鍛造または型切り抜きの一部であるパンチング加工は、ダイの一工程をもって金属シートを切断するものである。</p> <p>(b) ノッキングマシンは、各種の形材（L形、T形、I形又はU形のもの）及び半丸棒を加工するために使用される小型の機械で、これらの材料の組立ての下準備のための加工（例えば、溝、スロット、ほぞ又はありつけ(dovetail)を付ける加工）又は単に切断若しくは穴あけを行うものである。</p> | <p>(5) 剪(せん)断機</p> <p>剪(せん)断作業は、同一平面上で互いに向き合った2個の切断工具を、切断する金属に垂直に当てて行われる。これらの工具は、連続的な圧力により金属の内部に入り込み、その結果金属は塑性変形を起こして、刃の線に沿って切断される。</p> <p>この種の機械には、刃を使用する balance shear、lever shear 及び広幅シャー並びに回転式剪(せん)断機（刃の代わりに円盤状または円すい台状の工具を使用するもの）を含む。</p> |
|  | <p>(6) パンチングマシン：2個の工具（1個が他の1個の内側に入るよう調製されたもの）により、金属にせん孔、ノッキング又は切断の加工を行う機械である。パンチング用の工具はパンチと呼ばれ、もう一つの方はダイと呼ばれる。金属の破断状況は、剪(せん)断加工の場合と同様であり、加工によりできる穴の形は使用される工具の形による。</p> <p>この種の機械には、パンチングにより歯車を作る機械を含む。</p>                                     |
| <p>5 炉心管、管、中空断面材及び棒用の機械（プレスを除く。）</p> <p>これらには次の物品を含む。</p>  | <p>(7) ノッキングマシン：この機械は、各種の形材（L形、T形、I形又はU形のもの）及び半丸棒を加工するために使用される小型の機械で、これらの材料の組立ての下準備のための加工（例えば、溝、スロット、ほぞ又はありつけ(dovetail)を付ける加工）又は単に切断若しくは穴あけを行うものである。</p>   |

新旧対照表

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

| 改正後   | 改正前 |
|---|-----|
| <p>—金属製の炉心管、管、形材、中空断面材及び棒用の機械：チップを取り除くことなく加工された材料の形状を変える機械である。この工程は、<u>炉心管、管、形材、中空断面材及び棒用の工程（プレスを除く。）に加え、</u><br/> <u>ベンディング、フォールディング、最終仕上げ、ストレートニング、フラットニング、パンチング（金属を除去しない工程）及び管のハイドロフォーミングの工程を含む（引抜き機（84. 63項）を除く。）。</u></p>  |     |
| <p>—ベンディングマシン：成形ローラー若しくはプレスベンディングを用いる方法により、又は管用（特にオイルパイプ）の場合には、固定したシリンダーで主要部を保持してその端部分を引き抜く方法により作動する機械である。</p>  |     |
| <p>—フォールディングマシン：棒、管、山形材、形材等を成形（forming）（上記2（c）参照）と似たような方法で折り曲げることにより加工する機械である。</p>  |     |
| <p>—ワイヤーベンディングマシン：単一の平面を湾曲させる機械である。更に複雑な加工を行うワイヤーベンディングマシン（例えば、ばね製造機械）は、簡単なフォールディングマシンを構成するものではなく、84. 63項に属する。</p>  |     |
| <p>6 冷間金属加工プレス<br/> <u>これらには次の物品を含む。</u></p> <p>(a) 液圧プレス<br/> <u>液圧プレスは、液体の高い圧力を利用して、ピストンにより、プレスのビームを動かすために必要な力を生成するための可動要素を駆動させる機械で、材料の形状を変形させるための工具又はダイが組み込まれている。</u><br/> <u>液圧プレスは、数値又は非数値により制御される。機械プレス又はサーボプレスとは対照的に、液圧式プレスの移動量は自由に調整可能で機械の運動学的な機構を変更することなく、プレスビームのいかなる中間位置も実現できる。</u></p> <p>(b) 機械プレス<br/> <u>機械プレスは、電動機を使用して運動学的連鎖を介して圧縮力を発生させる機械である。このプレスは、車輪からランナーに動きを生じさせるためにトルク（ねじりの力）を伝達するクラッチ機構を用いて、モーターから工具に機械的にエネルギーを移すために設計又は意図さ</u></p> |     |

## 新旧対照表

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

| 改正後  | 改正前  |
|--|--|
| <p>れた機械である。金属製の工作物は、それにかかる大きな圧力によって変化する。</p> <p>機械プレスは、数値又は非数値により制御可能である。これは電動機を有し、動きを逆転するクラッチに基づく機構を使用する。</p> <p>(c) サーボプレス</p> <p>サーボプレスは、一般的に、金属製工作物の形状を変化させる圧縮力を発生するためにサーボモーターにより駆動する運動学的システムを使用する機械である。このプレスは、サーボドライブにより工具に機械的にエネルギーを移すために設計されたもので、装置を駆動するためにトルク（ねじりの力）を発生させるクラッチの仕組みを有しない。</p> <p>サーボプレスは特別な種類の機械プレスである（通常はスクリュー駆動）。その主たる特性は動作管理に関連しており、サーボドライブにより直接実行されるものである。一方、ある他の機械プレスでは、ハードウェア機構により動作が制御されており、これにより、プレスピームの移動量の調整に関する柔軟性が低い。</p> <p>(d) 押出しプレスは、棒、山形材、形材、管等を押出しにより加工するものである。これらのプレスは、パンチを使用することにより、金属に力を加えて押し出しダイを通過させて加工を行うものである。</p> <p>(e) 金属くずを塊状に圧縮するプレス</p> <p>部分品及び附属品</p> <p>部分品の所属に関する一般的規定（16部の総説参照）によりその所属を決定する場合を除くほか、この項の加工機械の部分品及び附属品<u>（82類の工具を除く。）</u>は、84.66項に属する。</p> <p style="text-align: center;">*<br/>* *</p> <p>この項には、次の物品を含まない。<br/>(a) (省 略)</p> |  |
|  | <p>(8) 押出しプレス：棒、線、山形材、形材、管等を押出しにより加工するものである。これらのプレスは、パンチを使用することにより、金属に力を加えて押し出しダイを通過させて加工を行うものである。この加工は金属の可鍛性に応じて、熱間又は冷間で行われる。</p> <p>(9) 焼結による金属粉の成形用プレス</p> <p>(10) 金属くずを塊状に圧縮するプレス</p> <p>部分品及び附属品</p> <p>部分品の所属に関する一般的規定（16部の総説参照）によりその所属を決定する場合を除くほか、この項の加工機械の部分品及び附属品は、<u>82類の工具を除き</u>、84.66項に属する。</p> <p style="text-align: center;">*<br/>* *</p> <p>この項には、次の物品を含まない。<br/>(a) (同 左)</p> |
|  |  |
|  |  |

## 新旧対照表

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

| 改正後   | 改正前   |
|---|---|
| (b) 圧延機 (84.55)   | (新規)  |
| (c) (省略)  | (b) (同左)  |
| (d) (省略)  | (c) (同左)  |
| (e) (省略)  | (d) (同左)  |
| (f) (省略)  | (e) (同左)  |
| (g) (省略)  | (f) (同左)  |
| (h) (省略)  | (g) (同左)  |
| (削除)  | <u>*</u><br><u>*</u> *  |
|   | 8462.21、8462.31及び8462.41<br><u>8458.11号及び8458.91号の解説参照</u>  |
| (省略)  | (同左)  |
| 84.70 計算機並びにデータを記録し、再生し及び表示するポケットサイズの機械（計算機能を有するものに限る。）並びに会計機、郵便料金計機、切符発行機その他これらに類する計算機構を有する機械並びに金銭登録機  | 84.70 計算機並びにデータを記録し、再生し及び表示するポケットサイズの機械（計算機能を有するものに限る。）並びに会計機、郵便料金計機、切符発行機その他これらに類する計算機構を有する機械並びに金銭登録機  |
| (省略)  | (同左)  |
| (A) 計算機並びにデータを記録し、再生し及び表示するポケットサイズの機械（計算機能を有するものに限る。）<br>このグループには、単に加減算のみを行う最も簡単な型式の機械から、四則演算その他の計算（例えば、開平計算、べき計算及び三角関数計算）を行うこともできる複雑なものまでの広い範囲の計算機を含む。特に、ポケット電子式計算機、事務用電子式計算機が含まれる（プログラムすることができますかできないかを問わない。）。また、このグループには、計算機能を有するものでデータを記録、再生及び表示するポケットサイズの機械が含まれる（この類の <u>注9</u> 参照）。 | (A) 計算機並びにデータを記録し、再生し及び表示するポケットサイズの機械（計算機能を有するものに限る。）<br>このグループには、単に加減算のみを行う最も簡単な型式の機械から、四則演算その他の計算（例えば、開平計算、べき計算及び三角関数計算）を行うこともできる複雑なものまでの広い範囲の計算機を含む。特に、ポケット電子式計算機、事務用電子式計算機が含まれる（プログラムすることができますかできないかを問わない。）。また、このグループには、計算機能を有するものでデータを記録、再生及び表示するポケットサイズの機械が含まれる（この類の <u>注8</u> 参照）。 |

## 新旧対照表

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

| 改正後  | 改正前  |
|--|--|
| (省 略)  |  |
| 84.71 自動データ処理機械及びこれを構成するユニット並びに磁気式又は光学式の読み取り機、データをデータ媒体に符号化して転記する機械及び符号化したデータを処理する機械（他の項に該当するものを除く。）<br><br>(省 略)<br><br>(I) 自動データ処理機械及びこれを構成するユニット<br><br>(省 略)<br><br>(A) 自動データ処理機械<br>この項の自動データ処理機械は、この類の <u>注6 (A)</u> の要件を同時に満たすものでなければならない。すなわち、次の要件である。<br><br>(省 略)<br><br>自動データ処理機械は、多方面の用途（例えば、工業、商業、科学研究、公的機関又は私的企业）に使用される（自動データ処理機械と連係して作動する機械で、特定の機能を有するもの（この類の <u>注6 (E)</u> 参照）の分類についての84類関税率表解説総説（E）参照。）<br><br>(省 略)<br><br>(B) 単独で提示される構成ユニット<br>この類の <u>注6 (D)</u> 及び（E）の規定に従うことを条件として、この項には、データ処理システムを構成する個々のユニットで、単独で提示されるものも含む。これらには、個々のハウジングを持ったユニットの形式をとるものもあり、個々のハウジングを持たないもので機器に挿入（例えば、中央処理装置のメインボード上への挿入）するよう設計されたユニットの形式をとるものもある。当該構成ユニットは、完全なシステムの一部として、上記（A）若しくは下記において規定するものである。 | 84.71 自動データ処理機械及びこれを構成するユニット並びに磁気式又は光学式の読み取り機、データをデータ媒体に符号化して転記する機械及び符号化したデータを処理する機械（他の項に該当するものを除く。）<br><br>(同 左)<br><br>(I) 自動データ処理機械及びこれを構成するユニット<br><br>(同 左)<br><br>(A) 自動データ処理機械<br>この項の自動データ処理機械は、この類の <u>注5 (A)</u> の要件を同時に満たすものでなければならない。すなわち、次の要件である。<br><br>(同 左)<br><br>自動データ処理機械は、多方面の用途（例えば、工業、商業、科学研究、公的機関又は私的企业）に使用される（自動データ処理機械と連係して作動する機械で、特定の機能を有するもの（この類の <u>注5 (E)</u> 参照）の分類についての84類関税率表解説総説（E）参照。）<br><br>(同 左)<br><br>(B) 単独で提示される構成ユニット<br>この類の <u>注5 (D)</u> 及び（E）の規定に従うことを条件として、この項には、データ処理システムを構成する個々のユニットで、単独で提示されるものも含む。これらには、個々のハウジングを持ったユニットの形式をとるものもあり、個々のハウジングを持たないもので機器に挿入（例えば、中央処理装置のメインボード上への挿入）するよう設計されたユニットの形式をとるものもある。当該構成ユニットは、完全なシステムの一部として、上記（A）若しくは下記において規定するものである。 |

## 新旧対照表

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

| 改正後   | 改正前  |
|---|--|
| <p>装置は、次の要件を満たす場合に限り、自動データ処理システムのユニットとして、この項に分類される。</p> <p>(a) (省 略)</p> <p>(b) この類の<u>注6 (C)</u>に規定する次の要件を満たすこと。</p> <p>(i) ~ (iii) (省 略)</p> <p>(c) この類の<u>注6 (D)</u>及び<u>(E)</u>の規定により除外されないこと。</p> <p>この類の<u>注6 (C)</u>の末尾部の規定に基づき、上記(b)(ii)及び(iii)の要件を満たすキーボード、X-Y座標入力装置及びディスク記憶装置は、データ処理システムを構成するユニットとして分類する。</p> <p>データ処理以外の特定の機能を有するユニットは、当該機能に基づいてその所属を決定する。この場合において、該当する項がない場合には、その他のものの項に属する（この類の<u>注6 (E)</u>参照）。この類の<u>注6 (C)</u>で規定された要件を満たさない又はデータ処理機能を有していない装置は、通則1及び必要に応じて通則3(a)を併せて適用し、当該装置の特性に従い分類する。</p> <p style="text-align: center;">(省 略)</p> | <p>装置は、次の要件を満たす場合に限り、自動データ処理システムのユニットとして、この項に分類される。</p> <p>(a) (同 左)</p> <p>(b) この類の<u>注5 (C)</u>に規定する次の要件を満たすこと。</p> <p>(i) ~ (iii) (同 左))</p> <p>(c) この類の<u>注5 (D)</u>及び<u>(E)</u>の規定により除外されないこと。</p> <p>この類の<u>注5 (C)</u>の末尾部の規定に基づき、上記(b)(ii)及び(iii)の要件を満たすキーボード、X-Y座標入力装置及びディスク記憶装置は、データ処理システムを構成するユニットとして分類する。</p> <p>データ処理以外の特定の機能を有するユニットは、当該機能に基づいてその所属を決定する。この場合において、該当する項がない場合には、その他のものの項に属する（この類の<u>注5 (E)</u>参照）。この類の<u>注5 (C)</u>で規定された要件を満たさない又はデータ処理機能を有していない装置は、通則1及び必要に応じて通則3(a)を併せて適用し、当該装置の特性に従い分類する。</p> <p style="text-align: center;">(同 左)</p> |
| <p>84.72 その他の事務用機器（例えば、謄写機、あて名印刷機、自動紙幣支払機、硬貨分類機、硬貨計数機、硬貨包装機、鉛筆削り機、穴あけ機及びステープル打ち機）</p> <p style="text-align: center;">(省 略)</p> <p>この項には、次の物品を含む。</p> <p>(1) ~ (22) (省 略)</p> <p>(23) タイプライター（84.43 項のプリンターを除く。）は、一般に手動式のキーボードを有することが特徴であり、キーボードのキーを押し下げる時、そのキーに対応する文字が紙面に直接印字されるものである。ある種のものは、一連のレバー及びハンマーによって操作され、文字はハンマーの面上に浮彫りにされている。また別の種類のものにおいては、ボール、円筒、デージーホイール又は円筒形エレメント（シャトル）に活字が取り付けられており、必要な活字をこれらのボール等が提示して紙</p>  | <p>84.72 その他の事務用機器（例えば、謄写機、あて名印刷機、自動紙幣支払機、硬貨分類機、硬貨計数機、硬貨包装機、鉛筆削り機、穴あけ機及びステープル打ち機）</p> <p style="text-align: center;">(同 左)</p> <p>この項には、次の物品を含む。</p> <p>(1) ~ (22) (同 左)</p> <p>(23) タイプライター（84.43 項のプリンターを除く。）は、一般に手動式のキーボードを有することが特徴であり、キーボードのキーを押し下げる時、そのキーに対応する文字が紙面に直接印字されるものである。ある種のものは、一連のレバー及びハンマーによって操作され、文字はハンマーの面上に浮彫りにされている。また別の種類のものにおいては、ボール、円筒、デージーホイール又は円筒形エレメント（シャトル）に活字が取り付けられており、必要な活字をこれらのボール等が提示して紙</p>   |

## 新旧対照表

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

| 改正後   | 改正前   |
|---|---|
| <p>に印字する。文章は一字ずつ打たれるが、例外的に組合せ文字（例えば、標準的用語又は略語）が使用されることもある。</p> <p style="text-align: center;">(省 略)</p> <p>この項には、次の物品を含む。</p> <p>(i) 自動タイプライター：これには、次の物品を含む。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(a) 及び (b) (省 略)</li> <li>(c) キーボードを有しないプリンター（交換可能な活字車を使用して文字を印刷するものに限る。）：これらの装置は、適当なインターフェースによりその他のタイプライター、ワードプロセッサ、自動データ処理装置等と接続できるよう設計されている。この類の<u>注6 (B)</u>に従うことを条件として、この類の<u>注6 (D) (i)</u>の要件を満たすプリンターは、84.43 項に分類する。</li> </ul> <p>(ii) ~ (iv) (省 略)</p> <p>(24) ワードプロセッサ：この機械は、キーボードのほかに、一以上の大容量の記憶装置（例えば、ディスク、ミニディスク又はカセット）、ディスプレイ及びプリンターにより構成される。これらの各装置は、一体になったもの又は分離してケーブルで接続されたものがある。ワードプロセッサには、例えば、他のワードプロセッサ、写真植字機、自動データ処理機械又は遠距離通信システムとの連絡を可能にするインターフェースを有するものがある。ワードプロセッサの文章修正又は文章作成の能力は、自動タイプライターよりすぐれている。ワードプロセッサの計算能力は、<u>この類の注6</u>に規定する自動データ処理機械に比べはるかに劣り、それゆえワードプロセッサの特徴を失わない。ワードプロセッサは、特に処理中においてプログラムの実行を変更する論理判断を下すことができないという点で 84.71 項の自動データ処理機械と異なる（<u>この類の注6</u>参照）。</p> <p style="text-align: center;">(省 略)</p> <p>84.73 第 84.70 項から第 84.72 項までの機械に専ら又は主として使用する部分品及び附属品（カバー、携帯用ケースその他これらに類する物品</p> | <p>に印字する。文章は一字ずつ打たれるが、例外的に組合せ文字（例えば、標準的用語又は略語）が使用されることもある。</p> <p style="text-align: center;">(同 左)</p> <p>この項には、次の物品を含む。</p> <p>(i) 自動タイプライター：これには、次の物品を含む。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(a) 及び (b) (同 左)</li> <li>(c) キーボードを有しないプリンター（交換可能な活字車を使用して文字を印刷するものに限る。）：これらの装置は、適当なインターフェースによりその他のタイプライター、ワードプロセッサ、自動データ処理装置等と接続できるよう設計されている。この類の<u>注5 (B)</u>に従うことを条件として、この類の<u>注5 (D) (i)</u>の要件を満たすプリンターは、84.43 項に分類する。</li> </ul> <p>(ii) ~ (iv) (同 左)</p> <p>(24) ワードプロセッサ：この機械は、キーボードのほかに、一以上の大容量の記憶装置（例えば、ディスク、ミニディスク又はカセット）、ディスプレイ及びプリンターにより構成される。これらの各装置は、一体になったもの又は分離してケーブルで接続されたものがある。ワードプロセッサには、例えば、他のワードプロセッサ、写真植字機、自動データ処理機械又は遠距離通信システムとの連絡を可能にするインターフェースを有するものがある。ワードプロセッサの文章修正又は文章作成の能力は、自動タイプライターよりすぐれている。ワードプロセッサの計算能力は、<u>この類の注5</u>に規定する自動データ処理機械に比べはるかに劣り、それゆえワードプロセッサの特徴を失わない。ワードプロセッサは、特に処理中においてプログラムの実行を変更する論理判断を下すことができないという点で 84.71 項の自動データ処理機械と異なる（<u>この類の注5</u>参照）。</p> <p style="text-align: center;">(同 左)</p> <p>84.73 第 84.70 項から第 84.72 項までの機械に専ら又は主として使用する部分品及び附属品（カバー、携帯用ケースその他これらに類する物品</p> |

## 新旧対照表

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

| 改正後   | 改正前   |
|---|---|
| を除く。)   | を除く。)   |
| (省 略)   | (同 左)   |
| この項には、次の物品を含む。<br>(1) ~ (8) (省 略)<br>(9) メモリーモジュール (例えば、SIMMs (Single In-line Memory Moudules) 及びDIMMs (Dual In-line Memory Modules)) :自動データ処理機械に専ら又は主として使用するもので、85類の <u>注12 (b) (ii)</u> に規定する個別の部品から構成されず、マルチコンポーネント集積回路 (MCO) (85類の <u>注12 (b) (iv)</u> 参照) の定義に該当せず、かつ、個別の機能を有しないもの | この項には、次の物品を含む。<br>(1) ~ (8) (同 左)<br>(9) メモリーモジュール (例えば、SIMMs (Single In-line Memory Moudules) 及びDIMMs (Dual In-line Memory Modules)) :自動データ処理機械に専ら又は主として使用するもので、85類 <u>注9 (b) (ii)</u> に規定する個別の部品から構成されず、マルチコンポーネント集積回路 (MCO) (85類 <u>注9 (b) (iv)</u> 参照) の定義に該当せず、かつ、個別の機能を有しないもの |
| (省 略)   | (同 左)   |
| 84.79 機械類 (固有の機能を有するものに限るものとし、この類の他の項に該当するものを除く。)<br>8479.10 (省 略)<br>8479.20— <u>動物性油脂、植物性油脂又は微生物性油脂の抽出用又は調製用の機械</u><br>8479.30~8479.79 (省 略)<br>－その他の機械類<br>8479.81 (省 略)<br>8479.82 (省 略)<br><u>8479.83—冷間静水圧プレス</u><br>8479.89 (省 略)<br>8479.90 (省 略)                               | 84.79 機械類 (固有の機能を有するものに限るものとし、この類の他の項に該当するものを除く。)<br>8479.10 (同 左)<br>8479.20— <u>動物性又は植物性の油脂の抽出用又は調製用の機械</u><br>8479.30~8479.79 (同 左)<br>－その他の機械類<br>8479.81 (同 左)<br>8479.82 (同 左)<br>(新規)<br>8479.89 (同 左)<br>8479.90 (同 左)  |
| (省 略)   | (同 左)   |
| 84.81 コック、弁その他これらに類する物品 (減圧弁及び温度制御式弁を含むものとし、管、かん胴、タンクその他これらに類する物品用のものに限る。)  | 84.81 コック、弁その他これらに類する物品 (減圧弁及び温度制御式弁を含むものとし、管、かん胴、タンクその他これらに類する物品用のものに限る。)  |

## 新旧対照表

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

| 改正後   | 改正前   |
|---|---|
| (省 略)   | (同 左)   |
| <p>この項には次の物品を含まない。</p> <p>(a) (省 略)</p> <p>(b) 流し、便所、浴室その他これらに類する場所に使用される排水用のU字型ベンド及び水洗便所用の水槽（機械式装置を有するか有しないかを問わない。）（構成する材料により該当する項（例えば、39.22、69.10、73.24等）に属する。）</p> <p>(c) ~ (h) (省 略)</p>              | <p>この項には次の物品を含まない。</p> <p>(a) (同 左)</p> <p>(b) 流し、便所、浴室その他これらに類する場所に使用される排水用のU字型ベンド及び水洗便所用の水槽（機械式装置を有するか有しないかを問わない。）（構成する材料により該当する項（例えば、39.22、69.10、73.24等）に属する。）</p> <p>(c) ~ (h) (同 左)</p>        |
| <b>84.82 玉軸受及びころ軸受</b>  | <b>84.82 玉軸受及びころ軸受</b>  |
| 8482.10~8482.30 (省 略)   | 8482.10~8482.30 (同 左)   |
| 8482.40—針状ころ軸受（保持器と針状ころを組み合わせたものを含む。）   | 8482.40—針状ころ軸受  |
| 8482.50—その他の円筒ころ軸受（保持器ところを組み合わせたものを含む。）   | 8482.50—その他の円筒ころ軸受  |
| 8482.80~8482.99 (省 略)   | 8482.80~8482.99 (同 左)   |
| (省 略)   | (同 左)   |
| 部 分 品   | 部 分 品   |
| <p>この項には、玉軸受、ころ軸受及び針状ころ軸受の部分品を含み、例えば、次の物品がある。</p> <p>(1) 磨き鋼球（この項の軸受用のものであるかないかを問わない。）：公称直径に対する最大誤差が1%以下で、かつ、0.05ミリメートル以下のものに限るものとし、この定義に合致しない鋼球は、73.26項に属する（<u>二の類の注7参照</u>）。</p> <p>(2) ~ (4) (省 略)</p> | <p>この項には、玉軸受、ころ軸受及び針状ころ軸受の部分品を含み、例えば、次の物品がある。</p> <p>(1) 磨き鋼球（この項の軸受用のものであるかないかを問わない。）：公称直径に対する最大誤差が1%以下又は0.05ミリメートル以下のものに限るものとし、この定義に合致しない鋼球は、73.26項に属する（<u>類注6参照</u>）。</p> <p>(2) ~ (4) (同 左)</p> |
| (省 略)   | (同 左)   |
| <b>84.85 積層造形用の機械</b>   | (新 規)   |
| 8485.10—メタルデポジット方式によるもの   |   |
| 8485.20—プラスチックデポジット方式又はラバーデポジット方式によるも   |   |

## 新旧対照表

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

| 改正後  | 改正前         |
|--|-------------|
| <p><u>の</u></p> <p><u>8485.30—<u>プラスチーデポジット方式、セメントデポジット方式、セラミックデポジット方式又はガラスデポジット方式によるもの</u></u></p> <p><u>8485.80—<u>その他のもの</u></u></p> <p><u>8485.90—<u>部分品</u></u></p> <p><u>この項には、デジタルモデルに基づく物体の形成過程である積層造形（三次元印刷とも呼ばれる。）に使用する種類の機械を含む。</u></p> <p><u>この機械は、機械に提供されたデザインファイルをもとに、材料のレイヤリング及び固化処理により物体を形成する。この機械は、金属、プラスチック、ゴム、プラスター、セメント、セラミック、ガラス、木材、紙又は種皮等の材料から三次元物体を形成するために、例えばレーザー、レジスタ、電子ビーム又はUVライト等の動力源を選択的に使用する。この方法により、機械の種類及び使用される材料に応じて、医療装置若しくは補綴（てつ）用器具、美術品、火器、建築物及びそれらの部分品並びに衣類及びその部分品を含む多種多様な物体を形成できる。</u></p> <p><u>この項には、例えば次のような様々な種類の積層造形用の機械を含む。</u></p> <p>(1) <u>結合材噴射機は、粉末及び液状結合材を使用して物体を形成する機械である。粉末（例えば、金属、プラスチック、ゴム又はガラス）は何層にも塗り重ねられ、各層には当該粉末を接着するために液状結合剤が加えられる。これにより、各層は物体形成のために硬化及び結合され、その後、当該物体は洗浄され硬化される。</u></p> <p>(2) <u>光造形機は、液状材料（光硬化性のレジン又はプラスチック）を積層する機械である。UVレーザーが、プラスチックの第一層を走査し（scan）硬化させ、プラットフォームが上昇すると、続くプラスチック層を硬化させる。</u></p> <p>(3) <u>材料噴射機は、ポリプロピレン（PP）、高密度ポリエチレン（HDPE）、ポリスチレン（PS）、ポリ（メタクリル酸メチル）（PMMA）、ポリカーボネート（PC）、アクリロニトリル-ブタジエン-スチレン共重合体（ABS）、耐衝撃性ポリスチレン（HIPS）、環境分解性プラスチック（ED）等のプラスチックを積層する機械である。材料はノズルから噴射され、UVライトにより硬化される。</u></p> <p>(4) <u>材料押出機は、垂直又は水平に動く押出ノズルの内部のフィラメントを</u></p> | <p>(新規)</p> |

## 新旧対照表

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

| 改正後  | 改正前   |
|--|---|
| <p>熱し、溶解した原料を堆積し、硬化する機械である。</p> <p>(5) 粉末床溶融結合機は、レーザー走査又は電子ビームにより粉末材料を溶かし、物体形成のために積層する機械である。</p> <p>(6) 積層造形用のシート積層機は、デジタルモデルに従い、シート（一般的にはプラスチック製のもの）を重ね、各層を融合させることで特定の三次元の物体を製造する機械である。この機械は、二以上のシートを結合し複合材料を形成する機械（シートラミネートマシン）とは異なる。</p> <p>(7) 指向性エネルギー堆積機は、材料を堆積させながら、電子ビームを用いて材料を溶解し、物体を形成する機械である。</p> <p style="text-align: center;"><b>部 分 品</b></p> <p>部分品の所属に関する一般規定（16部の総説参照）によりその所属を決定する場合を除くほか、この項の物品の部分品は、この項に属する（材料を収納するために特別に設計され、特定の3Dプリンターに使用が限定されるプリンターカートリッジを含む（電子部品又は機械的メカニズムを有しないものを除く。））。</p> <p style="text-align: center;">*<br/>* *</p> <p>84.86 半導体ボール、半導体ウエハー、半導体デバイス、集積回路又はフラットパネルディスプレイの製造に専ら又は主として使用する機器、第84類の<u>注11(C)</u>の機器並びに部分品及び附属品<br/>8486.10~8486.30（省略）<br/>8486.40—第84類の<u>注11(C)</u>の機器<br/>8486.90（省略）<br/><br/>(省略)<br/><br/>(D) この類の<u>注11(C)</u>の機器<br/><br/>(省略)</p> | <p>(新規)</p> <p>84.86 半導体ボール、半導体ウエハー、半導体デバイス、集積回路又はフラットパネルディスプレイの製造に専ら又は主として使用する機器、第84類の<u>注9(C)</u>の機器並びに部分品及び附属品<br/>8486.10~8486.30（同左）<br/>8486.40—第84類の<u>注9(C)</u>の機器<br/>8486.90（同左）<br/><br/>(同左)<br/><br/>(D) この類の<u>注9(C)</u>の機器<br/><br/>(同左)</p> |

## 新旧対照表

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

| 改正後   | 改正前  |
|---|--|
| <b>第 85 類</b>   | <b>第 85 類</b>  |
| 電気機器及びその部分品並びに録音機、音声再生機並びにテレビジョンの映像及び音声の記録用又は再生用の機器並びにこれらの部分品及び附属品  | 電気機器及びその部分品並びに録音機、音声再生機並びにテレビジョンの映像及び音声の記録用又は再生用の機器並びにこれらの部分品及び附属品 |
| 注<br>1~4 (省 略)  | 注<br>1~4 (同 左)   |
| <u>5 第 85.17 項において「スマートフォン」とは、自動データ処理機械の機能(例えば、複数のアプリケーション(サードパーティー製のものを含む。)のダウンロード及び作動の同時実行)を果たすように設計されたモバイルオペレーティングシステムを搭載した携帯回線網用の電話(デジタルカメラ、ナビシステムその他の機能を備えているかいないかを問わない。)をいう。</u>  | (新 規)  |
| <u>6 (省 略)</u>  | <u>5 (同 左)</u>   |
| <u>7 第 85.24 項において「フラットパネルディスプレイモジュール」とは、少なくともディスプレイスクリーンが備え付けられた情報表示用のデバイス機器(他の項に属する製品に、使用前に組み込まれるよう設計されたもの)をいう。フラットパネルディスプレイモジュール用のディスプレイスクリーンには、その形状が平らなもの、曲がったもの、柔軟なもの、折畳み可能なもの及び伸縮可能なものを含む(ただし、これらに限定されない。)。フラットパネルディスプレイモジュールは、追加の素子(映像信号の受信やその信号をディスプレイ上のピクセルに割り当てるために必要なものを含む。)を備えていてもよい。ただし、第 85.24 項には、映像信号を変換する要素(例えば、スケーラー I C、デコーダー I C 又はアプリケーションプロセッサー)や他の項の物品の特性を備えたディスプレイモジュールを含まない。</u> | (新 規)  |
| <u>この注 7 のフラットパネルディスプレイモジュールの所属の決定に当たっては、第 85.24 項は、この表の他のいずれの項にも優先する。</u>  |  |
| <u>8 (省 略)</u>  | <u>6 (同 左)</u>   |
| <u>9 (省 略)</u>  | <u>7 (同 左)</u>   |
| <u>10 (省 略)</u>   | <u>8 (同 左)</u>   |
| <u>11 第 85.39 項において「発光ダイオード(LED)光源」には、次の物品を含む。</u>  | (新 規)  |
| <u>(a) 「発光ダイオード(LED)モジュール」</u>  |  |

## 新旧対照表

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

| 改正後   | 改正前   |
|---|---|
| <p>発光ダイオード (LED) モジュールは、電気回路内に配置された発光ダイオード (LED) による電気的な光源であり、他の構成部品（例えば、電気的、力学的、熱的又は光学的な構成部品）を有し、また、個別の能動素子、個別の受動素子又は電源供給若しくは電源制御用の第 85.36 項若しくは第 85.42 項の物品を有する。発光ダイオード (LED) モジュールには、照明器具への装着及び交換を容易にし、物理的及び電気的接触を確保するように設計されたキャップを有するものを含まない。</p> <p>(b) 「発光ダイオード (LED) ランプ」</p> <p>発光ダイオード (LED) ランプは、一以上の発光ダイオード (LED) モジュールを含む電気的な光源であり、他の構成部品（例えば、電気的、力学的、熱的又は光学的な構成部品）を有し、また、照明器具への装着及び交換を容易にし、物理的及び電気的接触を確保するように設計されたキャップを有することにより、発光ダイオード (LED) モジュールと区別される。</p>   |   |
| <p>12 第 85.41 項及び第 85.42 項において次の用語の意義は、それぞれ次に定めるところによる。</p> <p>(a) (i) 「半導体デバイス」とは、その働きが電界の作用又は半導体ベースの変換器に基づく抵抗率の変動により行われる半導体デバイスをいう。</p> <p>半導体デバイスには、複数の素子を組み合わせたもの（能動デバイス又は受動デバイスの補助機能を備えているかいないかを問わない。）を含む。</p> <p>この定義において、「半導体ベースの変換器」とは、物理現象若しくは化学現象若しくは動作を電気的信号に変換し又は電気的信号を物理現象若しくは動作に変換することができるといった固有の機能を果たす半導体ベースセンサー、半導体ベースアクチュエーター、半導体ベースレゾネーター及び半導体ベースオシレーター（個別の半導体ベースのデバイス）をいう。</p> <p>半導体ベースの変換器の全ての素子は、不可分の状態に結合されており、それらの構造又は機能を果たすために必要な素材を不可分の状態に取り付けたものを含む。</p> <p>次の用語の意義は、それぞれ次に定めるところによる。</p> <p>(1) 「半導体ベース」とは、半導体基板上に形成若しくは製造されたもの又は半導体素材によって作られたもので、半導体技術</p> | <p>9 第 85.41 項及び第 85.42 項において次の用語の意義は、それぞれ次に定めるところによる。</p> <p>(a) 「ダイオード、トランジスターその他これらに類する半導体デバイス」とは、その働きが電界の作用に基づく抵抗率の変動により行われる半導体デバイスをいう。</p> |

## 新旧対照表

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

| 改正後  | 改正前                          |
|--|------------------------------|
| <p>により製造されたものをいう(半導体基板又は素材が決定的かつ代替不可能な変換器としての機能を果たすもので、かつ、その働きが物理的、電気的、化学的及び光学的特性を含む半導体の特性に基づくものに限る。)。</p> <p>(2) 「物理現象又は化学現象」とは、圧力、音波、加速度、振動、移動、方向、歪(ひず)み、磁界強度、電界強度、光、放射能、湿度、フロー、化学物質濃度等の現象に関連するものをいう。</p> <p>(3) 「半導体ベースセンサー」とは、半導体の内部又は表面に生成させたマイクロ電子構造体又は機械構造体から成り、電気特性の変化又は機械構造体の変位によって生ずる物理量又は化学量を検出し、これらを電気信号に変換する機能を有するものをいう。</p> <p>(4) 「半導体ベースアクチュエーター」とは、半導体の内部又は表面に生成させたマイクロ電子構造体又は機械構造体から成り、電気信号を物理的な動きに変換する機能を有するものをいう。</p> <p>(5) 「半導体ベースレゾネーター」とは、半導体の内部又は表面に生成させたマイクロ電子構造体又は機械構造体から成り、外部入力に応じて、これらの構造体の物理的形状に依存するあらかじめ設定した周波数の機械的又は電気的な振動を発生する機能を有する半導体デバイスをいう。</p> <p>(6) 「半導体ベースオシレーター」とは、半導体の内部又は表面に生成させたマイクロ電子構造体又は機械構造体から成り、これらの構造体の物理的形状に依存するあらかじめ設定した周波数の機械的又は電気的な振動を発生する機能を有する半導体デバイスをいう。</p> <p>(ii) 「発光ダイオード(LED)」とは、電気エネルギーを可視光線、赤外線又は紫外線に変換する半導体素材をもととした半導体デバイス(互いに電気的に結合しているかいないか又は保護ダイオードと接続しているかないかを問わない。)をいう。第85.41項の発光ダイオード(LED)は、電源供給又は電源制御用の素子を自蔵していない。</p> <p>(b) 「集積回路」とは、次の物品をいう。</p> | <p>(b) 「集積回路」とは、次の物品をいう。</p> |

## 新旧対照表

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

| 改正後   | 改正前   |
|---|---|
| <p>( i ) ~ ( iii ) (省 略)</p> <p>( iv ) マルチコンポーネント集積回路 (MCO) (一以上のモノリシック集積回路、ハイブリッド集積回路又はマルチチップ集積回路と、少なくとも一のコンポーネント (シリコンベースセンサー、シリコンベースアクチュエーター、シリコンベースオシレーター、シリコンベースレゾネーター若しくはこれらを組み合わせたもの、第 85.32 項、第 85.33 項若しくは第 85.41 項に属する物品の機能を有するコンポーネント又は第 85.04 項に属するインダクター) とを結合した回路で、ピン、リード、ボール、ランド、バンプ又はパッドを通して、印刷回路基板 (PCB) その他のキャリア上への組立てに使用する種類の部品として、集積回路と同様に実用上不可分の状態に一体化されているもの)</p> <p>この定義において次の用語の意義は、それぞれ次に定めるところによる。</p> <p>1 及び 2 (省 略)</p> <p>3 ( a ) 「シリコンベースセンサー」とは、半導体の内部又は表面に生成させたマイクロ電子構造体又は機械構造体から成り、電気特性の変化又は機械構造体の変位によって生ずる物理現象又は化学現象を検出し、これらを電気信号に変換する機能を有するものをいう。「物理現象又は化学現象」とは、圧力、音波、加速度、振動、移動、方向、歪 (ひず) み、磁界強度、電界強度、光、放射能、湿度、フロー、化学物質濃度等の現象に関連するものをいう。</p> <p>( b ) ~ ( d ) (省 略)</p> <p>この注 12 の物品の所属の決定に当たっては、第 85.41 項及び第 85.42 項は、第 85.23 項を除き、当該物品が特にその機能からみて属するとみられるこの表の他のいずれの項にも優先する。</p> <p>(削 除)</p> | <p>( i ) ~ ( iii ) (同 左)</p> <p>( iv ) マルチコンポーネント集積回路 (MCO) (一以上のモノリシック集積回路、ハイブリッド集積回路又はマルチチップ集積回路と、少なくとも一のコンポーネント (シリコンベースセンサー、シリコンベースアクチュエーター、シリコンベースオシレーター、シリコンベースレゾネーター若しくはこれらを組み合わせたもの、第 85.32 項、第 85.33 項若しくは第 85.41 項に属する物品の機能を有するコンポーネント又は第 85.04 項に属するインダクター) とを結合した回路で、ピン、リード、ボール、ランド、バンプ又はパッドを通して、印刷回路基板 (PCB) その他のキャリア上への組立てに使用する種類の部品として、集積回路と同様に実用上不可分の状態に一体化されているもの)</p> <p>この定義において次の用語の意義は、それぞれ次に定めるところによる。</p> <p>1 及び 2 (同 左)</p> <p>3 ( a ) 「シリコンベースセンサー」は、半導体の内部又は表面に生成させたマイクロ電子構造体又は機械構造体から成り、電気特性の変化又は機械構造体の変位によって生ずる物理量又は化学量を検出し、これらを電気信号に変換する機能を有するものである。「物理量又は化学量」は、圧力、音波、加速度、振動、移動、方向、歪 (ひず) み、磁界強度、電界強度、光、放射能、湿度、フロー、化学物質濃度等の実世界の現象に関連する。</p> <p>( b ) ~ ( d ) (同 左)</p> <p>この注 9 の物品の所属の決定に当たっては、第 85.41 項及び第 85.42 項は、第 85.23 項を除き、当該物品が特にその機能からみて属するとみられるこの表の他のいずれの項にも優先する。</p> <p>10 第 85.48 項において「使用済みの一次電池及び蓄電池」とは、破損、分解、消耗その他の理由により本来の用途に使用することができず、かつ、充電する能力を有しないものをいう。</p> |
| <p>号注</p> <p>1 第 8525.81 号には、次の一以上の特性を有する高速テレビジョンカメラ、高速デジタルカメラ及び高速ビデオカメラレコーダーのみを含む。</p>   | <p>号注</p> <p>(新 規)</p>  |

## 新旧対照表

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

| 改正後   | 改正前  |
|---|--|
| <p>一書込速度が 1 マイクロ秒当たり 0.5 ミリメートルを超えること。<br/> <u>一時間分解能が 50 ナノ秒以下であること。</u><br/> <u>一フレームレートが毎秒 225,000 フレームを超えること。</u></p> <p>2 第 8525.82 号において、耐放射線テレビジョンカメラ、耐放射線デジタルカメラ及び耐放射線ビデオカメラレコーダーとは、高放射線環境下において作動するよう設計又は防護されたものをいう。これらのカメラは、使用上の劣化のない状態において、少なくとも、シリコン換算で 50,000 グレイ (5,000,000 ラド) の放射線量に耐えるよう設計されている。</p> <p>3 第 8525.83 号には、暗視テレビジョンカメラ、暗視デジタルカメラ及び暗視ビデオカメラレコーダー(自然光を電子に変換する光電陰極を用いたもので、增幅及び変換により可視像を生ずることが可能なもの)を含み、熱画像カメラ(主として第 8525.89 号参照)を含まない。</p> <p>4 (省 略)</p> <p>5 第 8549.11 号から第 8549.19 号までにおいて「使用済みの一次電池及び蓄電池」とは、破損、切断、消耗その他の理由により、本来の用途に使用することができず、かつ、充電する能力を有しないものをいう。</p> | (新 規)  |
| 総 説   | 総 説  |
| (A) 類の範囲及び構成<br><br>(省 略)   | (A) 類の範囲及び構成<br><br>(同 左)  |
| <p>この類には、次の物品を含む。</p> <p>(1) ~ (5) (省 略)</p> <p><u>(6) フラットパネルディスプレイモジュール (85.24)</u></p> <p><u>(7) (省 略)</u></p> <p><u>(8) (省 略)</u></p> <p>(省 略)</p> <p>85.23 項のもの又は 85.42 項のマルチコンポーネント集積回路 (MCO) (こ</p>  | <p>この類には、次の物品を含む。</p> <p>(1) ~ (5) (同 左)</p> <p>(新 規)</p> <p><u>(6) (同 左)</u></p> <p><u>(7) (同 左)</u></p> <p>(同 左)</p> <p>85.23 項のもの又は 85.42 項のマルチコンポーネント集積回路 (MCO) (こ</p> |

## 新旧対照表

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

| 改正後   | 改正前   |
|---|---|
| <p>の類の<u>注 12 (b) (iv)</u> 参照) とみなすことができず、個別の機能を有していないメモリーモジュール（例えば、SIMMs (Single In-line Memory Modules) 及びDIMMs (Dual In-line Memory Modules) ）は、16 部注2 の規定に基づき、次によりその所属を決定する。</p> <p style="text-align: center;">(省 略)</p>   | <p>の類の<u>注 9 (b) (iv)</u> 参照) とみなすことができず、個別の機能を有していないメモリーモジュール（例えば、SIMMs (Single In-line Memory Modules) 及びDIMMs (Dual In-line Memory Modules) ）は、16 部注2 の規定に基づき、次によりその所属を決定する。</p> <p style="text-align: center;">(同 左)</p>  |
| <p><b>85.01 電動機及び発電機（原動機とセットにした発電機を除く。）</b></p> <p>8501.10 (省 略)</p> <p>8501.20 (省 略)</p> <p>－その他の直流電動機及び直流発電機（光発電機を除く。）</p> <p>8501.31～8501.53 (省 略)</p> <p>－交流発電機（光発電機を除く。）</p> <p>8501.61～8501.64 (省 略)</p> <p>－直流光発電機</p> <p>8501.71—出力が 50 ワット以下のもの</p> <p>8501.72—出力が 50 ワットを超えるもの</p> <p>8501.80—交流光発電機</p> <p style="text-align: center;">(省 略)</p> <p style="text-align: center;">(II) 発電機</p> <p style="text-align: center;">(省 略)</p> <p>この項には、光電池のパネルに他の装置（例えば、蓄電池及び電子式制御装置（電圧調整装置、インバーター等））を取り付けた光発電機及び光電池のパネル又はモジュールで、例えば、電動機又は電気分解装置に直接電力を供給するための簡単な素子（例えば、電流の向きを制御するダイオード）を取り付けたものも含む。</p> <p style="text-align: center;">(省 略)</p> | <p><b>85.01 電動機及び発電機（原動機とセットにした発電機を除く。）</b></p> <p>8501.10 (同 左)</p> <p>8501.20 (同 左)</p> <p>－その他の直流電動機及び直流発電機</p> <p>8501.31～8501.53 (同 左)</p> <p>－交流発電機</p> <p>8501.61～8501.64 (同 左)</p> <p style="text-align: center;">(新 規)</p> <p style="text-align: center;">(新 規)</p> <p style="text-align: center;">(新 規)</p> <p style="text-align: center;">(新 規)</p> <p style="text-align: center;">(同 左)</p> <p style="text-align: center;">(II) 発電機</p> <p style="text-align: center;">(同 左)</p> <p>この項には、光電池のパネルに他の装置（例えば、蓄電池及び電子式制御装置（電圧調整装置、インバーター等））を取り付けた光発電装置並びに光電池のパネル又はモジュールで、例えば、電動機又は電気分解装置に直接電力を供給するための簡単な素子（例えば、電流の向きを制御するダイオード）を取り付けたものも含む。</p> <p style="text-align: center;">(同 左)</p> |

## 新旧対照表

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

| 改正後  | 改正前  |
|--|--|
| 85.07 蓄電池（隔離板を含むものとし、長方形（正方形を含む。）であるか<br>ないかを問わない。）<br>8507. 10～8507. 30（省 略）<br>（削 除）<br>8507. 50～8507. 90（省 略）<br><br>（省 略）  | 85.07 蓄電池（隔離板を含むものとし、長方形（正方形を含む。）であるか<br>ないかを問わない。）<br>8507. 10～8507. 30（同 左）<br><u>8507. 40—ニッケル・鉄蓄電池</u><br>8507. 50～8507. 90（同 左）<br><br>（同 左）  |
| 85.14 工業用又は理化学用の電気炉（電磁誘導又は誘電損失により機能する<br>ものを含む。）及び工業用又は理化学用のその他の機器（電磁誘導又<br>は誘電損失により物質を加熱処理するものに限る。）<br>—抵抗加熱炉<br><u>8514. 11—熱間静水圧プレス</u><br><u>8514. 19—その他のもの</u><br>8514. 20（省 略）<br>—その他の炉<br><u>8514. 31—電子ビーム炉</u><br><u>8514. 32—プラズマアーク炉及び真空アーク炉</u><br><u>8514. 39—その他のもの</u><br>8514. 40（省 略）<br>8514. 90（省 略）<br><br>（省 略） | 85.14 工業用又は理化学用の電気炉（電磁誘導又は誘電損失により機能する<br>ものを含む。）及び工業用又は理化学用のその他の機器（電磁誘導又<br>は誘電損失により物質を加熱処理するものに限る。）<br><u>8514. 10—抵抗加熱炉</u><br><br>8514. 20（同 左）<br><u>8514. 30—その他の炉</u><br><br>8514. 40（同 左）<br>8514. 90（同 左）<br><br>（同 左） |
| 85.16 電気式の瞬間湯沸器、貯蔵式湯沸器、浸せき式液体加熱器、暖房機器<br>及び土壤加熱器、電熱式の調髪用機器（例えば、ヘアドライヤー、ヘ<br>アカーラー及びカール用こて）及び手用ドライヤー、電気アイロンそ<br>の他の家庭において使用する種類の電熱機器並びに電熱用抵抗体（第<br>85.45 項のものを除く。）<br><br>（省 略）<br><br>(E) その他の家庭用電熱機器  | 85.16 電気式の瞬間湯沸器、貯蔵式湯沸器、浸せき式液体加熱器、暖房機器<br>及び土壤加熱器、電熱式の調髪用機器（例えば、ヘアドライヤー、ヘ<br>アカーラー及びカール用こて）及び手用ドライヤー、電気アイロンそ<br>の他の家庭において使用する種類の電熱機器並びに電熱用抵抗体（第<br>85.45 項のものを除く。）<br><br>（同 左）<br><br>(E) その他の家庭用電熱機器                          |

## 新旧対照表

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

| 改正後   | 改正前   |
|---|---|
| (省 略)   | (同 左)   |
| このグループには、次の物品を含まない。<br>(a) ~ (d) (省 略)<br><u>(e) 電子たばこ及びこれに類する個人用の電気的な氣化用器具 (85.43)</u><br><u>(f) (省 略)</u><br><u>(g) (省 略)</u>   | このグループには、次の物品を含まない。<br>(a) ~ (d) (同 左)<br>(新 規)<br><u>(e) (同 左)</u><br><u>(f) (同 左)</u>   |
| (省 略)   | (同 左)   |
| 85.17 電話機（スマートフォン及び携帯回線網用その他の無線回線網用のその他の電話を含む。）及びその他の機器（音声、画像その他のデータを送受信するものに限るものとし、有線又は無線回線網（例えば、ローカルエリアネットワーク（LAN）又はワイドエリアネットワーク（WAN））用の通信機器を含む。）（第 84.43 項、第 85.25 項、第 85.27 項及び第 85.28 項の送受信機器を除く。）<br>—電話機（スマートフォン及び携帯回線網用その他の無線回線網用のその他の電話を含む。） | 85.17 電話機（携帯回線網用その他の無線回線網用の電話を含む。）及びその他の機器（音声、画像その他のデータを送受信するものに限るものとし、有線又は無線回線網（例えば、ローカルエリアネットワーク（LAN）又はワイドエリアネットワーク（WAN））用の通信機器を含む。）（第 84.43 項、第 85.25 項、第 85.27 項及び第 85.28 項の送受信機器を除く。）<br>—電話機（携帯回線網用その他の無線回線網用の電話を含む。） |
| 8517.11 (省 略)   | 8517.11 (同 左)   |
| 8517.13—スマートフォン   | (新 規)   |
| 8517.14—携帯回線網用その他の無線回線網用のその他の電話   | <u>8517.12—携帯回線網用その他の無線回線網用の電話</u>  |
| 8517.18~8517.69 (省 略)<br>一部分品   | 8517.18~8517.69 (同 左)<br><u>8517.70—部分品</u>   |
| 8517.71—アンテナ及びアンテナ反射器並びにこれらに使用する部分品   |   |
| 8517.79—その他のもの  |   |
| (省 略)   | (同 左)   |
| 85.19 音声の記録用又は再生用の機器  | 85.19 音声の記録用又は再生用の機器  |
| 8519.20 (省 略)   | 8519.20 (同 左)   |
| 8519.30 (省 略)   | 8519.30 (同 左)   |
| (削 除)   | <u>8519.50 —留守番電話装置</u>   |

## 新旧対照表

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

| 改正後   | 改正前   |
|---|---|
| (省 略)   | (同 左)   |
| 8519.81 (省 略)   | 8519.81 (同 左)   |
| 8519.89 (省 略)   | 8519.89 (同 左)   |
| (省 略)   | (同 左)   |
| 85.23 ディスク、テープ、不揮発性半導体記憶装置、スマートカードその他の媒体（記録してあるかないかを問わず、ディスク製造用の原盤及びマスターを含むものとし、第37類の物品を除く。）  | 85.23 ディスク、テープ、不揮発性半導体記憶装置、スマートカードその他の媒体（記録してあるかないかを問わず、ディスク製造用の原盤及びマスターを含むものとし、第37類の物品を除く。）  |
| (省 略)   | (同 左)   |
| (C) 半導体媒体<br>このグループの製品には、一以上の集積回路が入っている。<br>したがって、このグループは以下のものを含む。<br>(1) 外部データを記録する半導体製の不揮発性データ記憶装置（この類の <u>注6 (a)</u> 参照）   | (C) 半導体媒体<br>このグループの製品には、一以上の集積回路が入っている。<br>したがって、このグループは以下のものを含む。<br>(1) 外部データを記録する半導体製の不揮発性データ記憶装置（この類の <u>注5 (a)</u> 参照）   |
| (省 略)   | (同 左)   |
| (2) スマートカード（この類の <u>注6 (b)</u> 参照）  | (2) スマートカード（この類の <u>注5 (b)</u> 参照）  |
| (省 略)   | (同 左)   |
| これらのスマートカードには、この類の <u>注6 (b)</u> の条件に合致する場合、プロキシティカード又はタグとして知られているある種の物品も含まれる。これらのプロキシティカード又はタグは、1個のリードオンリーメモリー型の集積回路（印刷されたアンテナに取り付けられたもの）から成っている。このカード又はタグは、リーダーから伝送され、リーダーへ反射される信号に作用するために、アンテナに場の干渉（干渉の性質はリードオンリーメモリー内のコードによって決定される）を作り出すことによって作動する。この型のカード又はタグはデータを伝搬しない。 | これらのスマートカードには、この類の <u>注5 (b)</u> の条件に合致する場合、プロキシティカード又はタグとして知られているある種の物品も含まれる。これらのプロキシティカード又はタグは、1個のリードオンリーメモリー型の集積回路（印刷されたアンテナに取り付けられたもの）から成っている。このカード又はタグは、リーダーから伝送され、リーダーへ反射される信号に作用するために、アンテナに場の干渉（干渉の性質はリードオンリーメモリー内のコードによって決定される）を作り出すことによって作動する。この型のカード又はタグはデータを伝搬しない。 |

新旧対照表

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

| 改正後<br>(省略)   | 改正前<br>(同左) |
|---|-------------|
| <u>85.24 フラットパネルディスプレイモジュール（タッチスクリーンが組み込まれているかいないかを問わない。）</u><br><u>—ドライバ又は制御回路を有しないもの</u>  | (新規)        |
| 8524.11— <u>液晶のもの</u>   | (新規)        |
| 8524.12— <u>有機発光ダイオード（OLED）のもの</u>  | (新規)        |
| 8524.19— <u>その他のもの</u><br>— <u>その他のもの</u>   | (新規)        |
| 8524.91— <u>液晶のもの</u>   | (新規)        |
| 8524.92— <u>有機発光ダイオード（OLED）のもの</u>  | (新規)        |
| 8524.99— <u>その他のもの</u>  | (新規)        |
| <u>この類の注7に規定されているとおり、この項には、フラットパネルディスプレイモジュール（タッチスクリーンが組み込まれているかいないかを問わない。）を含む。</u><br><u>この項に属する物品は、少なくとも液晶ディスプレイ（LCD）、有機発光ダイオード（OLED）、発光ダイオード（LED）又はその他の表示技術を利用したディスプレイスクリーンを備えている。</u><br><u>フラットパネルディスプレイモジュール用のディスプレイスクリーンには、その形状が平らなもの、曲がったもの、柔軟なもの、折畳み可能なもの、伸縮可能なもの及び巻取り可能なものを含む（ただし、これらに限定されない。）。</u> | (新規)        |
| <u>この項には、次の物品を含む。</u><br><u>(1) ドライバ又は制御回路を有しないフラットパネルディスプレイモジュール</u> ：これは一般にセルと呼ばれる。LCD セルの場合は、液晶は TFT 基板やカラーフィルターのようなガラス製又はプラスチック製の 2 枚のシート又は板に挟まれている。OLED セルの場合は、TFT 基板の上に有機物が蒸着されている（deposited）。それらのセルは、ドライバや制御回路等の電気部品を含まない（電気的接続子を有しているかいないか又は偏光板を取り付けているかいないかを問わない。）。                                  |             |
| <u>(2) ドライバ又は制御回路を有するフラットパネルディスプレイモジュー</u>  |             |

## 新旧対照表

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

| 改正後  | 改正前 |
|--|-----|
| <p>ル：上記（1）のセルにドライバ又は制御回路が取り付けられている。<br/> <u>このモジュールは、映像信号やその他のデータ（例えば、テキスト、画像、ADP 信号、又はその他のグラフィックデータ）を受信するドライバ、ディスプレイ上の個々のピクセルを変換するドライバ（一般にドライバ IC や映像信号をドライバ IC に接続する印刷回路基板で構成される。）又はディスプレイの電源供給回路若しくはタイミングを制御するドライバを備えていてもよい。それらはバックライトユニット（LCD 用のもの）やフレーム（シャシ）と組み合わされることもある。</u></p> <p><u>(3) タッチスクリーンを有するフラットパネルディスプレイモジュール：</u><br/> <u>タッチスクリーンは、フラットパネルディスプレイモジュールに取り付けられているかセルに埋め込まれており、画像等の情報の入力及び出力（表示）ができる。</u></p> <p><u>この項の物品は、広範囲の機器に取り付けられ又は組み込まれるように設計されている（例えば、冷蔵庫、自動データ処理機械、画像又はデータを送受信する携帯電話又は装置、デジタルカメラ又はビデオカメラレコーダー、モニター又はテレビジョン受像機器及び人員輸送用の自動車）。</u></p> <p><u>ただし、他の機器に取り付けられておらず単独で提示されるフラットパネルディスプレイモジュールは、フラットパネルディスプレイモジュールが取り付けられた最終製品が属する項ではなく、この項に属する。</u></p> <p><u>フラットパネルディスプレイモジュールが他の機器に取り付けられている場合は、全体としてその機器が該当する項に属する。</u></p> <p style="text-align: center;"><b>部 分 品</b></p> <p><u>部分品の所属に関する一般的規定（16 部の総説参照）によりその所属を決定する場合を除くほか、この項の機械の部分品は 85.29 項に属する。</u></p> <p style="text-align: center;">*<br/>* *<br/>* *</p> <p><u>この項には、次の物品を含まない。</u></p> <p><u>(a) 映像を変換する要素を備えたフラットパネルディスプレイモジュール（通常 85.17、85.28 及び 85.29）</u></p> |     |

## 新旧対照表

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

| 改正後  | 改正前  |
|--|--|
| (b) フラットパネルディスプレイモジュールを自蔵する可視信号用の機器<br><u>(表示盤)</u> (85.31)  |  |
| (c) フラットパネルディスプレイモジュールを自蔵する測定用又は検査用<br>の機器 (通常 90 類)   |  |
| (d) フラットパネルディスプレイモジュールを自蔵する楽器 (92 類)   |  |
| (e) フラットパネルディスプレイモジュールを自蔵する 95 類の全ての物品<br>(例えば、ビデオゲーム用のコンソール、玩具、ゲーム、運動器具及び<br>スポーツ用品)                |  |
| 85.25 ラジオ放送用又はテレビジョン用の送信機器（受信機器、録音装置又<br>は音声再生装置を自蔵するかしないかを問わない。）、テレビジョン<br>カメラ、デジタルカメラ及びビデオカメラレコーダー | 85.25 ラジオ放送用又はテレビジョン用の送信機器（受信機器、録音装置又<br>は音声再生装置を自蔵するかしないかを問わない。）、テレビジョン<br>カメラ、デジタルカメラ及びビデオカメラレコーダー |
| 8525.50 (省 略)  | 8525.50 (同 左)  |
| 8525.60 (省 略)<br>—テレビジョンカメラ、デジタルカメラ及びビデオカメラレコーダー   | 8525.60 (同 左)<br>8525.80—テレビジョンカメラ、デジタルカメラ及びビデオカメラレコーダー  |
| 8525.81—この類の号注 1 の高速度の物品   |  |
| 8525.82—その他のもの (この類の号注 2 の耐放射線性の物品に限る。)  |  |
| 8525.83—その他のもの (この類の号注 3 の暗視用の物品に限る。)  |  |
| 8525.89—その他のもの   |  |
| (省 略)  | (同 左)  |
| 85.27 ラジオ放送用の受信機器（同一のハウジングにおいて音声の記録用若<br>しくは再生用の機器又は時計と結合してあるかないかを問わない。）                             | 85.27 ラジオ放送用の受信機器（同一のハウジングにおいて音声の記録用若<br>しくは再生用の機器又は時計と結合してあるかないかを問わない。）                             |
| (省 略)  | (同 左)  |
| このグループには、次の物品を含む。  | このグループには、次の物品を含む。  |
| (省 略)  | (同 左)  |
| (1) ~ (3) (省 略)  | (1) ~ (3) (同 左)  |
| (4) ポケットサイズのカセットテープレコーダー (ラジオを自蔵するもの)  | (4) ポケットサイズのカセットテープレコーダー (ラジオを自蔵するもの)  |

## 新旧対照表

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

| 改正後   | 改正前   |
|---|---|
| <p>に限る。) (この類の<u>号注4</u>参照)<br/>           (5) (省 略)<br/> <br/>           (省 略)</p> <p><b>85.29 第85.24項から第85.28項までの機器に専ら又は主として使用する部分品</b><br/> <br/>           (省 略)</p> <p>部分品の所属に関する一般的規定（16部の総説参照）によりその所属を決定する場合を除くほか、<u>前5項</u>の機器の部分品は、この項に属する。<br/> <br/>           (省 略)</p> <p><b>85.34 印刷回路</b></p> <p>この類の<u>注8</u>に基づき、この項には、次の回路を含む。この回路は、印刷技術（例えば、通常の印刷、浮出し、めっき、エッティング等）により、導体（線）、接触子その他の印刷した構成部分（受動素子）（例えば、インダクター、抵抗器及びコンデンサー。電気信号の発生、整流、検出、変調又は増幅を行うことができる素子（例えば、ダイオード、トライオードその他の能動素子）を除く。）を絶縁基板上に形成した回路である。ある種のベーシック回路（ブランク回路）には、印刷された導体（一般的に、薄い均一のストリップとウエハーから成り、コネクター又は接続デバイスが取り付けられていることもある。）のみを有するものもあり、またあらかじめ定めたパターンに従って上記の数個の素子を接続したものもある。絶縁基板は一般に平板であるが、円筒形、先端のない円すい形等のものもあり、回路は基板の片面又は両面（二重回路）に印刷されている。数個の印刷回路を層状に組み合わせ、相互に接続したもの（多層回路）もある。<br/> <br/>           (省 略)</p> | <p>に限る。) (この類の<u>号注1</u>参照)<br/>           (5) (同 左)<br/> <br/>           (同 左)</p> <p><b>85.29 第85.25項から第85.28項までの機器に専ら又は主として使用する部分品</b><br/> <br/>           (同 左)</p> <p>部分品の所属に関する一般的規定（16部の総説参照）によりその所属を決定する場合を除くほか、<u>前4項</u>の機器の部分品は、この項に属する。<br/> <br/>           (同 左)</p> <p><b>85.34 印刷回路</b></p> <p>この類の<u>注6</u>に基づき、この項には、次の回路を含む。この回路は、印刷技術（例えば、通常の印刷、浮出し、めっき、エッティング等）により、導体（線）、接触子その他の印刷した構成部分（受動素子）（例えば、インダクター、抵抗器及びコンデンサー。電気信号の発生、整流、検出、変調又は増幅を行うことができる素子（例えば、ダイオード、トライオードその他の能動素子）を除く。）を絶縁基板上に形成した回路である。ある種のベーシック回路（ブランク回路）には、印刷された導体（一般的に、薄い均一のストリップとウエハーから成り、コネクター又は接続デバイスが取り付けられていることもある。）のみを有するものもあり、またあらかじめ定めたパターンに従って上記の数個の素子を接続したものもある。絶縁基板は一般に平板であるが、円筒形、先端のない円すい形等のものもあり、回路は基板の片面又は両面（二重回路）に印刷されている。数個の印刷回路を層状に組み合わせ、相互に接続したもの（多層回路）もある。<br/> <br/>           (同 左)</p> |

## 新旧対照表

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

| 改正後   | 改正前  |
|---|--|
| 85.39 フィラメント電球及び放電管（シールドビームランプ、紫外線ランプ及び赤外線ランプを含む。）、アーク灯並びに <u>発光ダイオード（LED）光源</u><br>8539.10～8539.49（省 略）<br>— <u>発光ダイオード（LED）光源</u><br>8539.51— <u>発光ダイオード（LED）モジュール</u><br>8539.52— <u>発光ダイオード（LED）ランプ</u><br>8539.90（省 略）<br><br>（省 略）  | 85.39 フィラメント電球及び放電管（シールドビームランプ、紫外線ランプ及び赤外線ランプを含む。）、アーク灯並びに <u>発光ダイオード（LED）ランプ</u><br>8539.10～8539.49（同 左）<br>8539.50— <u>発光ダイオード（LED）ランプ</u><br><br>8539.90（同 左）<br><br>（同 左）                                    |
| この項には、フィラメント電球、ガス又は蒸気を封入した放電管、アーク灯、 <u>発光ダイオード（LED）モジュール</u> 及び <u>発光ダイオード（LED）ランプ</u> を含む。<br><br>（省 略）  | この項には、フィラメント電球、ガス又は蒸気を封入した放電管、アーク灯及び <u>発光ダイオード（LED）ランプ</u> を含む。<br><br>（同 左）  |
| <u>(F) 発光ダイオード（LED）モジュール</u><br>発光ダイオードモジュールの光は、プリント基板に取り付けられた又はその他の方法で接続された一以上の発光ダイオード（LED）により発生する。このモジュールは、ランプホルダーに固定するためのキャップ（口金）（例えば、ねじ込型、差込型又は2ピン型）を有しない。このモジュールは、電気コネクターを有していることがある。<br><br><u>このモジュールは、直流電圧及び電流を LED が使用できるレベルに制御する回路を有している。このモジュールは、電源制御によって交流電源を整流する回路を有していることがある。</u> | <u>(F) 発光ダイオード（LED）ランプ</u><br>発光ダイオード（LED）ランプの光は、一以上の発光ダイオード（LED）により発生する。これらのランプは、ガラス製又はプラスチック製の容器、一以上の発光ダイオード（LED）、発光ダイオード（LED）を使用できるレベルの電圧に変換する回路及びランプホルダーに固定するためのキャップ（口金）（例えば、ねじ込型、差込型又は2ピン型）から成る。ある種のランプにおいて |
| <u>(G) 発光ダイオード（LED）ランプ</u><br>発光ダイオード（LED）ランプの光は、一以上の発光ダイオード（LED）により発生する。このランプは、ガラス製又はプラスチック製の容器、一以上の発光ダイオード（LED）、発光ダイオード（LED）を使用できるレベルの電圧に変換する回路及びランプホルダーに固定するためのキャップ（口金）（例えば、ねじ込型、差込型又は2ピン型）から成る。ある種のランプにおいて  | <u>(新 規)</u>   |

## 新旧対照表

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

| 改正後   | 改正前   |
|---|---|
| は、放熱器 (heat sink) 又は電源を整流するための整流器を有する。<br><br>(省 略)   | ンプにおいては、放熱器 (heat sink) を有する。<br><br>(同 左)  |
| 85.41 半導体デバイス（例えば、ダイオード、トランジスター及び半導体ベースの変換器）、光電性半導体デバイス（光電池（モジュール又はパネルにしてあるかないかを問わない。）を含む。）、発光ダイオード（LED）（他の発光ダイオード（LED）と組み合わせてあるかないかを問わない。）及び圧電結晶素子   | 85.41 ダイオード、トランジスターその他これらに類する半導体デバイス、光電性半導体デバイス（光電池（モジュール又はパネルにしてあるかないかを問わない。）を含む。）、発光ダイオード（LED）及び圧電結晶素子          |
| 8541.10～8541.30（省 略）<br>—光電性半導体デバイス（光電池（モジュール又はパネルにしてあるかないかを問わない。）を含む。）及び発光ダイオード（LED）   | 8541.10～8541.30（同 左）<br>8541.40—光電性半導体デバイス（光電池（モジュール又はパネルにしてあるかないかを問わない。）を含む。）及び発光ダイオード（LED）                      |
| 8541.41—発光ダイオード（LED）  |   |
| 8541.42—光電池（モジュール又はパネルにしてないもの）  |   |
| 8541.43—光電池（モジュール又はパネルにしてあるもの）  |   |
| 8541.49—その他のもの<br>—その他の半導体デバイス  | 8541.50—その他の半導体デバイス   |
| 8541.51—半導体ベースの変換器  |   |
| 8541.59—その他のもの  |   |
| 8541.60（省 略）  | 8541.60（同 左）  |
| 8541.90（省 略）  | 8541.90（同 左）  |
| (A) 半導体デバイス（例えば、ダイオード、トランジスター、半導体ベースの変換器）<br><br>これらは、この類の注12 (a) (i)において規定されている。<br>このグループのデバイスは、ある種の「半導体」物質の電子的特性に基づいて、又は、半導体ベースの変換器については、物理的（例えば、機械的、熱的）、電気的、光学的、化学的特性を含む半導体特性に基づいて作動する。 | (A) ダイオード、トランジスターその他これらに類する半導体デバイス<br><br>これらは、この類の注9 (a)において規定されている。<br>このグループのデバイスは、ある種の「半導体」物質の電子的特性に基づいて作動する。 |
| (省 略)   | (同 左)   |
| これらには、次の物品を含む。<br>(I) 及び (II)（省 略）  | これらには、次の物品を含む。<br>(I) 及び (II)（同 左）  |

新旧対照表

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

| 改正後   | 改正前   |
|---|---|
| <p><u>(III) 半導体ベースの変換器</u></p> <p>この類の注 12 (a) (i) に規定されているように、これらは、物理現象、化学現象若しくは動作を電気的信号に変換する又は電気的信号を物理現象若しくは動作に変換する機能を実行するうえで、半導体基板又は素材が決定的かつ代替不可能な役割を果たすデバイスである。</p> <p>半導体ベースの変換器は、独立した技術ユニットとしての特性を持ち、ベアダイ (bare die) 製品又はパッケージにして提示されることがある。半導体ベースの変換器を形成するコンポーネント (component) (その構造または機能を可能にするために不可分に取り付けられた能動的または受動的な個別部品を含む。) は、事実上不可分の状態に組み合わされなければならない (つまり、理論上、いくつかの部品を取り外したり取り替えたりすることはできるものの、通常の製造条件下においてそうすることは経済的ではない。)。変換器において重要な役割を果たさない非半導体ベースのコンポーネントは、それがセンサー、アクチュエーター、レゾネーター又はオシレーターとしての変換器の機能に寄与する場合には、当該変換器の一部として扱うことが許容される。このようなコンポーネントの典型的な例は次のとおり (ただし、これらに限定されない。)。</p> <p>(i) 典型的には相互に接続するための (内部又は外部のワイヤーボンド接続) 用の金属製ワイヤー、リードフレーム、封止剤、基板等から成るパッケージ、又は</p> <p>(ii) マグネットや光学素子等、機能を有効化又は補助するコンポーネント素子</p> <p>「半導体ベース」の定義については、半導体固有のものに限らず、半導体材料がその特性により変換器に機能性を与えていたる素子も含む。このような特性には、機械的強度、柔軟性、熱伝導率、光反射率、化学的抵抗性等と、これらが半導体技術 (マイクロマシニング) を使用してマイクロメートルスケールで高精度に製造可能であることの組み合わせを含む。これらの素子は、例えば、膜 (membranes)、バー、カレンチレバー、キャビティ、ミラー、チャンネル等を含み、その厚みや柔軟性により変換器を機能させている。</p> <p>半導体ベースの変換器に使用される材料には、例えば、シリコン (Si)、ゲルマニウム (Ge)、炭素 (C)、シリコンゲルマニウム (SiGe)、炭化ケイ素 (SiC)、窒化ガリウム (GaN)、ヒ化ガリウム (GaAs)、</p> | <p><u>(III) 類似の半導体デバイス</u>：ここに述べる「類似の」半導体デバイスとは、その働きが電界の作用に基づく抵抗率の変動によって行われる半導体デバイスをいう。</p> |

## 新旧対照表

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

| 改正後  | 改正前 |
|--|-----|
| <p>ヒ化インジウムガリウム (InGaAs)、リン化ガリウム (GaP)、リン化インジウム (InP)、スズインジウム (InP)、スズテルル (SnTe)、酸化亜鉛 (ZnO)、酸化ガリウム (Ga<sub>2</sub>O<sub>3</sub>) がある。<br/> <u>「半導体技術で製造された」という表現は、ウェハー処理を利用することを意味する。この処理には、グラインディング、ポリッシング、ドーピング、スピンドルコーティング、イメージング、CVD（化学気相成長）、PVD（物理的気相成長）、ガルバニック、デベロッピング、ストリッピング、エッチング、ベーキング、プリントイング等を含む場合がある。</u></p> <p><u>半導体ベースの変換器の種類は次のとおり。</u></p> <p>(1) この類の注 12 (a) (i) (3) で規定されている半導体ベースセンサー</p> <p><u>センサーの一例として、シリコンマイクロホンに半導体ベースの音響センサーとして使用した微小電気機械システム(MEMS)素子がある。そのMEMS素子は、シリコン基板上の硬くて穴のあいたバックプレートと柔軟な膜から成り、その機能は音波を可変電気出力に変換することである。音波は膜に衝突して振動を生じ、これにより変化する電気的出力が生ずる。</u></p> <p><u>別のタイプのセンサーはガスセンサーであり、表面積の非常に大きなグラフエンの抵抗値を変化させるために電子供与体・受容体の吸着を利用する。</u></p> <p>(2) この類の注 12 (a) (i) (4) で規定されている半導体ベースアクチュエーターは、例えば、熱電気的に作動するMEMSミラーがあり、幅広い用途（光ファイバースイッチ、レーザープロジェクター、自動運転におけるレーザー光による検知と測距(LiDAR)、レーザー追跡、位置測定等）において、典型的にはレーザービームを屈折させるために使用される。熱電気的に作動するMEMSミラーは、熱膨張の異なる発熱体が半導体ベースの構造に作用することにより作動する。</p> <p>(3) この類の注 12 (a) (i) (5) で規定されている半導体ベースレゾネーターは、例えば、圧電薄膜共振器(FBAR)があり、これは、無線機器の多重化又はチャンネル選択のための高周波(RF)技術で使用される。</p> |     |

## 新旧対照表

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

| 改正後  | 改正前   |
|--|---|
| <p>(4) この類の注 12 (a) (i) (6) で規定されている半導体ベースオシレーターは、物理現象(レゾネーター内部の電磁界の蓄積エネルギー)を電気的信号(調整電圧に依存する周波数の出力電圧)に変換する。</p> <p>(IV) その他の半導体</p> <p>この項には、次の物品を含む。</p> <p>(1) ~ (6) (省略)</p> <p>ただし、このグループには、上記のものとは異なり、その作動が基本的には温度、圧力等の作用に基づく非線形半導体抵抗器(サーミスター、バリスター、磁気抵抗器等)のような半導体デバイスを含まない(85.33)。</p> <p>その働きが光の作用に基づく光電性デバイス(フォトダイオード等)については、(B)の項参照。</p> <p>上記のデバイスは、実装してある(端子を付けたもの、導線(例えば、回路基板又はリードフレーム等のキャリアに実装されたピン、リード、ポール、ランド、バンプ又はパッド)を付けたもの又はパッケージに封入したもの)か、実装していないままである(素子)か又は小片に切ってないディスク状(ウエハー)のいずれであるかを問わず、この項に属する。しかしながら、天然の半導体材料(例えば、ガレナ)は、実装した場合に限り、この項に属する。</p> <p>このグループの半導体ベースの変換器には、シリコンベースセンサー、シリコンベースアクチュエーター、シリコンベースオシレーター、シリコンベースレゾネーター又はこれらを組み合わせたもので、この類の注 12(b) (iv) (3) に規定する一以上のモノリシック集積回路、ハイブリッド集積回路、マルチチップ集積回路又はマルチコンポーネント集積回路を有するものを含まない(85.42)。</p> <p>この項には、次の物品を含まない。</p> <p>(a) 元素(例えば、けい素及びセレン)を電子工業用にドープ処理したもののうち、引上げ法により製造したままの形状のもの又は円柱状若しくは棒状のもの(28類)及び円盤状、ウエハー状その他これらに類する形状に切ったもの(38.18)</p> <p>(b) 化合物(例えば、セレン化カドミウム、硫化カドミウム、ひ化インジウム等)に電子工業用に供するためにある種の添加物(例えば、ゲルマニウム、よう素)を一般に数%の割合で含有するもの(円柱状、棒状等の形状であるかないか又は円盤状、ウエハー状その他これらに類する形状に切ってあるかないかを問わない。)(38.18)</p> | <p>これらには、次の物品を含む。</p> <p>(1) ~ (6) (同左)</p> <p>ただし、このグループには、上記のものとは異なり、その作動が基本的には温度、圧力等の作用に基づく非線形半導体抵抗器(サーミスター、バリスター、磁気抵抗器等)のような半導体デバイスを含まない(85.33)。その働きが光の作用に基づく光電性デバイス(フォトダイオード等)については、(B)の項参照。</p> <p>上記のデバイスは、実装してある(端子を付けたもの、導線を付けたもの又はパッケージに封入したもの)か、実装してないままである(素子)か又は小片に切ってないディスク状(ウエハー)のいずれであるかを問わず、この項に属する。しかしながら、天然の半導体材料(例えば、ガレナ)は、実装した場合に限り、この項に属する。</p> <p>この項には、28類の元素(例えば、けい素及びセレン)を電子工業用にドープ処理し、円盤状、ウエハー状その他これらに類する形状にしたもの(磨いてあるかないか及び表面に均一なエピタキシャル層ができるかないかを問わないものとし、不連続領域を生成するための選択的なドープ処理又は拡散処理を行っていないものに限る。)を含まない。</p> |

## 新旧対照表

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

| 改正後   | 改正前   |
|---|---|
| (c) 結晶を電子工業用にドープ処理し、円盤状、ウエハー状その他これらに類する形状にしたもの（磨いてあるかないか及び表面に均一なエピタキシャル層ができているかいないかを問わないものとし、不連続領域を生成するための選択的なドープ処理又は拡散処理を行ってないものに限る。）（38.18）       |   |
| (d) 集積回路（85.42）   |   |
| (e) モールドされたモジュール、マイクロモジュール又はこれらに類するモジュールから構成されるマイクロアセンブリーで、組み合せ、相互接続した単一（discrete）のコンポーネント又は能動コンポーネント若しくは能動コンポーネント及び受動素子の両方から成るもの（一般に、84類、85類又は90類） |   |
| (省 略)   | (同 左)   |
| (C) 発光ダイオード(LED)  | (C) 発光ダイオード(LED)  |
| 発光ダイオード(LED) 又は電界発光ダイオード（特に、ひ化ガリウム、りん化ガリウム又は窒化ガリウムをベースとしたもの）は、電気エネルギーを可視光線、赤外線又は紫外線に変換するものである。これは、例えば、制御システムにおけるデータの表示若しくは伝送又はイルミネーション若しくは照明に使用する。  | 発光ダイオード(LED) 又は電界発光ダイオード（特に、ひ化ガリウム又はりん化ガリウムをベースとしたもの）は、電気エネルギーを可視光線、赤外線又は紫外線に変換するものである。これは、例えば、制御システムにおいてデータの表示用又は伝送用に使用する。 |
| レーザーダイオードは、コヒーレントな光のビームを放出するもので、例えば、核子の検出用、高度測定用、遠距離測定用又は光ファイバー通信システム用に使用する。  | レーザーダイオードは、コヒーレントな光のビームを放出するもので、例えば、核子の検出用、高度測定用、遠距離測定用又は光ファイバー通信システム用に使用する。  |
| <u>このグループには、また、次の物品を含む。</u>   | (新 規)   |
| (1) 発光ダイオード(LED) パッケージ  |   |
| これは、主として一以上の発光ダイオード(LED)チップ（ダイ）を実装した単一の電気式部品（component）であり、光学用品又は熱的、機械的若しくは電気的なインターフェース（例えば、外部制御回路に接続する導線を含む電気コネクター）を有するものがある。                      |   |
| 保護用のダイオード（例えば、ツエナーダイオード）は、窒化ガリウムをベースとした発光ダイオード(GaN LED)チップの静電気放電を防ぐため、いくつかのGaN LEDパッケージに逆並列に接続される。  |   |

## 新旧対照表

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

| 改正後   | 改正前   |
|---|---|
| <p>白色 LED パッケージには二つ基本的なタイプがある。一つは、LED チップと発光材料（蛍光体）の組み合わせで構成されたものである。</p> <p>二つめのタイプは、赤色 LED チップ、緑色 LED チップ及び青色 LED チップの組み合わせで構成されている。白色 LED パッケージは、一般的な照明やバックライトに使用される。</p> <p>(2) 発光ダイオード (LED) アセンブリー</p> <p>これは、印刷回路基板上に取り付けられた発光ダイオード (LED) パッケージで構成されるアセンブリーで、光学用品又は熱的、機械的若しくは電気的なインターフェース（例えば、外部制御回路に接続する導線を含む電気コネクター）が含まれることがある。</p> <p>LED アセンブリーは、交流電源を整流し、LED を使用できるレベルの電圧に変換する制御回路を含まない。</p> <p>発光ダイオードの数は、機能を変化させることではなく、光の強度にのみ影響を与える。</p> <p>特定の LED アセンブリーは、LED パッケージの代わりに LED チップを使用する。そのチップは印刷回路基板に取り付けられ、全体的に又は個別に、場合によっては蛍光体と共に封止される。</p> |   |
| (省 略)   | (同 左)   |
| <p>85.42 集積回路</p> <p>(省 略)</p> <p>この項の物品は、この類の<u>注 12 (b)</u>において規定されている。</p> <p>(省 略)</p> <p>集積回路とは違い、個別の部品が単一の能動的電気機能（この類の<u>注 12 (a)</u>に規定する半導体デバイス）又は受動的電気機能（抵抗器、コンデンサー、インダクター等）を有することもある。個別の部品は、不可分のものであって、かつ、システムの基本的な電子構成部分である。</p>   | <p>85.42 集積回路</p> <p>(同 左)</p> <p>この項の物品は、この類の<u>注 9 (b)</u>において規定されている。</p> <p>(同 左)</p> <p>集積回路とは違い、個別の部品が単一の能動的電気機能（この類の<u>注 9 (a)</u>に規定する半導体デバイス）又は受動的電気機能（抵抗器、コンデンサー、インダクター等）を有することもある。個別の部品は、不可分のものであって、かつ、システムの基本的な電子構成部分である。</p> |

新旧対照表

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

| 改正後<br>(省 略)  | 改正前<br>(同 左)   |
|---|--|
| (II) ハイブリッド集積回路<br><br>(省 略)<br><br>数層の積層（通常は陶磁製）を熱により接着して一つの集合体とした回路基板は、この類の <u>注12 (b) (ii)</u> に規定する単一の基板とみなす。<br><br>(省 略)  | (II) ハイブリッド集積回路<br><br>(同 左)<br><br>数層の積層（通常は陶磁製）を熱により接着して一つの集合体とした回路基板は、この類の <u>注9 (b) (ii)</u> に規定する単一の基板とみなす。<br><br>(同 左)  |
| (IV) マルチコンポーネント集積回路 (MCO)<br><br>これらは、この類の <u>注12 (b) (iv)</u> に規定する回路及び素子を組み合わせたものである。<br><br>マルチコンポーネント集積回路 (MCO) は、一以上のモノリシック集積回路、ハイブリッド集積回路又はマルチチップ集積回路と、シリコンベースセンサー、シリコンベースアクチュエーター、シリコンベースオシレーター、シリコンベースレゾネーター及びこれらを組み合わせたもの、85.32 項、85.33 項、85.41 項に属する物品若しくは 85.04 項に属するインダクターの機能を有する一以上のコンポーネントを結合した回路である。<br><br>この類の <u>注12 (b) (iv)</u> の条件に合致する限り、MCO に MCO を組み込んだ (contain) ものを含む。<br><br>(省 略) | (IV) マルチコンポーネント集積回路 (MCO)<br><br>これらは、この類の <u>注9 (b) (iv)</u> に規定する回路及び素子を組み合わせたものである。マルチコンポーネント集積回路 (MCO) は、一以上のモノリシック集積回路、ハイブリッド集積回路又はマルチチップ集積回路と、シリコンベースセンサー、シリコンベースアクチュエーター、シリコンベースオシレーター、シリコンベースレゾネーター及びこれらを組み合わせたもの、85.32 項、85.33 項、85.41 項に属する物品若しくは第 85.04 項に属するインダクターの機能を有する一以上のコンポーネントを結合した回路である。<br><br>この類の <u>注9 (b) (iv)</u> の条件に合致する限り、MCO に MCO を組み込んだ (contain) ものを含む。<br><br>(同 左) |
| この項には、不揮発性半導体記憶装置、「スマートカード」及び音声又は他の現象の記録用のその他の媒体を含まない (85.23 項及びこの類の <u>注6</u> 参照)。   | この項には、不揮発性半導体記憶装置、「スマートカード」及び音声又は他の現象の記録用のその他の媒体を含まない (85.23 項及びこの類の <u>注5</u> 参照)。  |
| *<br>* *  | *<br>* *   |
| ハイブリッド集積回路、マルチチップ集積回路及びマルチコンポーネント   | ハイブリッド集積回路、マルチチップ集積回路及びマルチコンポーネント  |

## 新旧対照表

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

| 改正後  | 改正前   |
|--|---|
| <p>集積回路 (MCO) について上記 (II)、(III) 及び (IV) に記載された組合せにしたもの（実用上不可分の状態に組み合わせたもの）を除くほか、この項には、次のようにして成形したアセンブリーを含まない。</p> <p>(a) ~ (c) (省 略)</p> <p>(d) 一以上のモノリシック集積回路、ハイブリッド集積回路、マルチチップ集積回路又はマルチコンポーネント集積回路と、この類の<u>注 12 (b) (iv)</u> に規定されていないコンポーネント（例えば、トランスフォーマー (85.04)、磁石 (85.05)）とを組み合わせたもの</p> <p style="text-align: center;">(省 略)</p>   | <p>集積回路 (MCO) について上記 (II)、(III) 及び (IV) に記載された組合せにしたもの（実用上不可分の状態に組み合わせたもの）を除くほか、この項には、次のようにして成形したアセンブリーを含まない。</p> <p>(a) ~ (c) (同 左)</p> <p>(d) 一以上のモノリシック集積回路、ハイブリッド集積回路、マルチチップ集積回路又はマルチコンポーネント集積回路と、この類の<u>注 9 (b) (iv)</u> に規定されていないコンポーネント（例えば、トランスフォーマー (85.04)、磁石 (85.05)）とを組み合わせたもの</p> <p style="text-align: center;">(同 左)</p> |
| <p>85.43 電気機器（固有の機能を有するものに限るものとし、この類の他の項に該当するものを除く。）</p> <p>8543.10~8543.30 (省 略)</p> <p><u>8543.40—電子たばこ及びこれに類する個人用の電気的な気化用器具</u></p> <p>8543.70 (省 略)</p> <p>8543.90 (省 略)</p> <p style="text-align: center;">(省 略)</p> <p>この項には、次の物品を含む。</p> <p>(1) ~ (10) (省 略)</p> <p>(11) <u>電子たばこ及びこれに類する個人用の電気的な気化用器具</u><br/>このグループには次の物品を含む。</p> <p>(i) <u>2404.12号又は2404.19号の液体又は溶液（ニコチンを含有するかしないかを問わない。）を加熱し気化させ、使用者がこれを直接吸入するためのもので、一般に「電子たばこ」として知られている器具</u></p> <p>(ii) <u>その他のこれに類する個人用の電気的な気化用器具には、電気加熱式たばこ（EHTS）や超音波振動装置等がある。これらは、たばこ製品（2404.11）又はニコチン、たばこ代用物若しくはニコチン代用物を含有するその他の物品（2404.12又は2404.19）から燃焼を伴わずにエアロゾルを発生させ、吸入することを意図している。</u></p> <p>これらは、使用者がマウスピースを介して直接吸入するためのエアロゾル</p> | <p>85.43 電気機器（固有の機能を有するものに限るものとし、この類の他の項に該当するものを除く。）</p> <p>8543.10~8543.30 (同 左)</p> <p>(新 規)</p> <p>8543.70 (同 左)</p> <p>8543.90 (同 左)</p> <p style="text-align: center;">(同 左)</p> <p>この項には、次の物品を含む。</p> <p>(1) ~ (10) (同 左)</p> <p>(新 規)</p>  |

## 新旧対照表

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

| 改正後  | 改正前  |
|--|--|
| <p>を発生させる燃焼を伴わない電動式の機器である。これらには、この機器が液体、溶液、ゲル、たばこプラグ又はこの機器用に設計されたその他の製品からエアロゾルを発生させることができるよう、加熱要素（例えば、アトマイザー）又は超音波振動装置等の特定の電気電子機器が組み込まれている。それらには、様々な形の喫煙具（例えば、通常のたばこ、葉巻、喫煙パイプ、水パイプ）又は筆記具や USB フラッシュメモリ等の日用品に似せて作られているものがある。これらの製品は、詰め替え可能であるか、交換可能なカートリッジ、たばこプラグその他これらに類するものとともに使用するよう設計されている。</p> <p>(12) 工業用の汎用性の紫外線放射装置</p> <p>(13) (省略)</p> <p>(14) (省略)</p> <p>(15) (省略)</p> <p>(16) (省略)</p> <p>(17) (省略)</p> <p>(18) (省略)</p>   |  |
| <p>この項には、次の物品を含まない。</p> <p>(a) 使い捨ての電子たばこ (disposable e-cigarettes) 及び類似の使い捨ての個人用の電気的な気化用器具。これらは、燃焼を伴わずに吸に入る物品（例えば、e-liquid, gels）を筐体内に自蔵し、製品を使い果たした後又は電池が切れた後廃棄される（再充填又は再充電するように設計されていない）(24.04)。</p> <p>(b) 液体又は溶液を含有するカートリッジ又はタンク（他の部品（例えば、加熱要素又はアトマイザー）とともに提示するかしないかを問わない。）。これらは、電子たばこ又はこれに類する個人用の電気的な気化用器具に使用するように意図されている(24.04)。</p> <p>(c) (省略)</p> <p>(d) (省略)</p> <p>(e) この類の注6 (b) に規定する「スマートカード」（プロキシミティカード又はタグを含む。）(85.23)</p> <p>(f) 各種の非電気式の喫煙用パイプ（カルメット、チボーク、トルコパイプ、水ぎせる等を含む。）(96.14)</p> | <p>(11) 工業用のはん用性の紫外線放射装置</p> <p>(12) (同左)</p> <p>(13) (同左)</p> <p>(14) (同左)</p> <p>(15) (同左)</p> <p>(16) (同左)</p> <p>(17) (同左)</p> <p>この項には、次の物品を含まない。</p> <p>(新規)</p> <p>(新規)</p> <p>(a) (同左)</p> <p>(b) (同左)</p> <p>(c) この類の注5 (b) に規定する「スマートカード」（プロキシミティカード又はタグを含む。）(85.23)</p> <p>(新規)</p> |

## 新旧対照表

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

| 改正後  | 改正前   |
|--|---|
| (省 略)                                      | (同 左)   |
| <u>85.48 機器の電気式部分品（この類の他の項に該当するものを除く。）</u> | <u>85.48 一次電池又は蓄電池のくず、使用済みの一次電池及び蓄電池並びに機器の電気式部分品（この類の他の項に該当するものを除く。）</u>  |
| (削 除)                                      | <u>8548.10—一次電池又は蓄電池のくず並びに使用済みの一次電池及び蓄電池</u>  |
| (削 除)                                      | <u>8548.90—その他のもの</u>   |
| (削 除)                                      | <p><u>(A) 一次電池及び蓄電池のくず並びに使用済みの一次電池及び蓄電池</u><br/> <u>この項には、一次電池及び蓄電池のくず並びにこの類の注10で定義される使用済みの一次電池及び蓄電池を含む。</u></p> <p><u>これらの物品は、一般に、製造工程中に得られるくず、破損、分解、消耗又はその他の理由により明らかに本来の用途に使用することが出来ない一次電池及び蓄電池、若しくは再充電する能力を有しないもの及びこれらのくずである。</u></p> <p><u>これらの物品は、一般には一次電池及び蓄電池の製造業者、製造業者から発生するこれらのくずを貰う廃棄物業者並びに蓄電池を回収し、分解する業者又は一次電池を回収する業者から委託される形式をとる。</u></p> <p><u>電池製造業者から委託される物品は、若干の陰極板を伴う陽極板、若干の陽極板を伴う陰極板、陽極板と陰極板の同比率の混合物、半分組み上げた部品（例えば、繊維製の「分離体」で絶縁された陽極板と陰極板からなり、かつ巻き上げてあるリール）で構成されることもある。リールは容器内で既に組み立てられていることもある。リールは、使用不可能な欠陥のある完成した電池と混ぜられていることもある。</u></p> <p><u>古い蓄電池の分解又は再生により生ずる物品は、容器、板、リール、陰陽極板の混合物（分離体があるかないかを問わない）を含んでいる。</u></p> <p><u>使用済みの一次電池及び蓄電池は、一般には金属（鉛、ニッケル、カドミウム等）の回収、金属化合物又はスラグに処理するために用いられる。</u></p> <p><u>使用済みの蓄電池は、一般には電解質は取り除かれ、消耗した形跡がある。</u></p> <p><u>(B) 機器の電気式部分品（この類の他の項に該当するものを除く。）</u></p> |
| (省 略)                                      | (同 左)   |

## 新旧対照表

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

| 改正後   | 改正前  |
|---|------|
| <p><b>85.49 電気電子機器のくず</b></p> <p>—一次電池又は蓄電池のくず並びに使用済みの一次電池及び蓄電池</p> <p>8549.11—鉛蓄電池のくず及び使用済みの鉛蓄電池</p> <p>8549.12—その他のもの（鉛、カドミウム又は水銀を含有するものに限る。）</p> <p>8549.13—化学物質により分別されたもの（鉛、カドミウム又は水銀を含有しないものに限る。）</p> <p>8549.14—分別されていないもの（鉛、カドミウム又は水銀を含有しないものに限る。）</p> <p>8549.19—その他のもの</p> <p>—主として貴金属の回収に使用する種類のもの</p> <p>8549.21—一次電池、蓄電池、水銀スイッチ、陰極線管由来のガラスその他<br/>の活性化ガラス又はカドミウム、水銀、鉛若しくはポリ塩化ビフ<br/>エニル（PCB）を含有する電気電子機器部品を含むもの</p> <p>8549.29—その他のもの</p> <p>—その他の電気電子機器を組み合わせたもの及び印刷回路基板</p> <p>8549.31—一次電池、蓄電池、水銀スイッチ、陰極線管由来のガラスその他<br/>の活性化ガラス又はカドミウム、水銀、鉛若しくはポリ塩化ビフ<br/>エニル（PCB）を含有する電気電子機器部品を含むもの</p> <p>8549.39—その他のもの</p> <p>—その他のもの</p> <p>8549.91—一次電池、蓄電池、水銀スイッチ、陰極線管由来のガラスその他<br/>の活性化ガラス又はカドミウム、水銀、鉛若しくはポリ塩化ビフ<br/>エニル（PCB）を含有する電気電子機器部品を含むもの</p> <p>8549.99—その他のもの</p> <p>この項の電気電子機器のくず（e-waste）は広範囲の物品を含むが、プラグ<br/>を有する物品又は電池を必要とする物品は、通常、そのライフサイクルが終<br/>わった時に e-waste となる。</p> <p>この項において電気電子機器のくずとは、回収、リサイクル又は処分のみ<br/>に適する物品を含み、本来の用途又は別の用途（subsequent use）に適合さ<br/>せるための修理、改修、リノベーション、再利用又は転用に適する物品を含<br/>まない。単に中古品というだけでは電気電子機器のくずにはならない。電気</p> | (新規) |

## 新旧対照表

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

| 改正後  | 改正前 |
|--|-----|
| <p>電子機器のくずには、物理的な損傷はないが機能しないもの又はスクラップされた状態のもの（例えば、破損、切断、摩耗又は破壊したもの）がある。</p> <p>電気電子機器のくず（e-waste）には次のものも含む（ただし、これらに限定されない。）。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・一次電池若しくは蓄電池のくず又は使用済みの一次電池若しくは蓄電池</li> <li>・消費者向け電子機器</li> <li>・事務用情報通信技術デバイス</li> <li>・家庭用電気製品</li> <li>・動力駆動式工具</li> <li>・電気電子機器の部分品（印刷回路基板を含む。）</li> </ul> <p>この項の物品は、個別の物品として再利用することを目的としたものではなく、通常、単位数量ではなく重量で取引され、ばら積みで出荷される。個々の製品を損傷から保護するような形で梱（こん）包されたものは、通常、それらが回収、リサイクル又は処分を目的としていることを示し、そのような梱（こん）包で提示された物品は、電気電子機器のくずには分類しない。例えば、個別に保護包装で梱（こん）包され箱詰めされたテレビジョン、携帯電話又は電池は電気電子機器のくずの貨物とはみなされない。</p> <p>電気電子機器のくずとその他のくずを混載した貨物も、この項に属する。</p> <p>16部の注6に規定する「本来の用途」とは、電気電子機器としての機能的用途をいう。</p> |     |
| <p style="margin-top: 100px;">*</p> <p style="margin-top: 100px;">*    *</p> <p style="margin-top: 100px;">この項には、次の物品を含まない。</p> <p>(a) 放射性廃棄物 (28.44)</p> <p>(b) 区分けしない都市廃棄物 (38.25)</p> <p style="margin-top: 100px;">*</p> <p style="margin-top: 100px;">*    *</p>  |     |
| 号の解説   |     |

## 新旧対照表

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

| 改正後   | 改正前    |
|---|--------|
| <u>8549.11 から 8549.19 まで</u><br><u>これらの号には、85.06 項及び 85.07 項の一次電池及び蓄電池のくず並びにこの類の号注 5 に規定される使用済みの一次電池及び蓄電池を含む。</u><br><u>これらの号において、「使用済みの一次電池及び蓄電池」とは、物理的な損傷があるかないか又はスクラップされた状態（例えば、破損、切断、摩耗又は破壊したもの）であるかないかを問わず、回収、リサイクル又は処分のみに適するものをいい、使用済みの蓄電池の場合には、充電する能力又は充電を保持する能力を有しないものをいう。</u><br><u>これらの物品は、一般に、一次電池及び蓄電池の製造業者、製造業者からこれらのかずを買う廃棄物業者、蓄電池を回収し分解する業者又は一次電池を回収する業者から得られる。</u><br><u>電池製造業者から得られる貨物は、様々な割合で混合された陰極板及び陽極板又は半分組み上げた部品（例えば、纖維製の「分離体」で絶縁された陽極板と陰極板から成り、かつ巻き上げてあるリール）で構成されることもある。リールは、容器内で既に組み立てられている又は使用不可能な欠陥のある完成した電池と混ぜられていることもある。</u><br><u>古い蓄電池の分解又は再生により生ずる物品には、容器、板、リール、陰陽極板の混合物（分離体があるかないかを問わない。）を含むものがある。</u><br><u>使用済みの一次電池及び蓄電池は、一般に、金属（鉛、ニッケル、カドミウム、コバルト等）、金属化合物又はスラグの回収に用いられる。</u> |        |
| <u>8549.21 から 8549.29 まで</u><br><u>これらの号には、貴金属又は貴金属化合物を含有し、主としてこれらの貴金属の回収に使用される種類の電子廃棄物を含む。</u>   |        |
| <u>8549.21、8549.31 及び 8549.91</u><br><u>これらの号において、「一次電池、蓄電池を含むもの」とは、一次電池又は蓄電池が使用済みであるかないか又は機能するかしないかを問わず、また、物理的な損傷があるかないか又はスクラップされた状態（例えば、破損、切断、摩耗又は破壊したもの）であるかないかを問わず、電子廃棄物に組み込まれ又は共に提示されるものをいう。</u>   |        |
| 第 17 部  | 第 17 部 |

## 新旧対照表

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

| 改正後  | 改正前  |
|--|--|
| <b>車両、航空機、船舶及び輸送機器関連品</b>  | <b>車両、航空機、船舶及び輸送機器関連品</b>  |
| <b>注</b>   | <b>注</b>   |
| 1 (省 略)  | 1 (同 左)  |
| 2 「部分品」及び「部分品及び附属品」には、次の物品（この部の物品に使用するものであるかないかを問わない。）を含まない。   | 2 「部分品」及び「部分品及び附属品」には、次の物品（この部の物品に使用するものであるかないかを問わない。）を含まない。   |
| (a) ~ (ij) (省 略)   | (a) ~ (ij) (同 左)   |
| (k) 第 94.05 項の照明器具   | (k) 第 94.05 項の <u>ランプ</u> その他の照明器具   |
| (l) (省 略)  | (l) (同 左)  |
| 3~5 (省 略)  | 3~5 (同 左)  |
| <b>総 説</b>   | <b>総 説</b>   |
| <b>(I) 部の概説</b>  | <b>(I) 部の概説</b>  |
| この部には、各種の鉄道車両及び空気浮上式鉄道（86 類）、その他の陸上走行車両（陸上走行用又は水陸走行用の空気クッションビークルを含む。）（87 類）、航空機及び宇宙飛行体（88 類）、船舶、水上走行用の空気クッションビークル及び浮き構造物（89 類）を含むものとし、次の物品を含まない。   | この部には、各種の鉄道車両及び空気浮上式鉄道（86 類）、その他の陸上走行車両（陸上走行用又は水陸走行用の空気クッションビークルを含む。）（87 類）、航空機及び宇宙飛行体（88 類）、船舶、水上走行用の空気クッションビークル及び浮き構造物（89 類）を含むものとし、次の物品を含まない。   |
| (a) 及び (b) (省 略)   | (a) 及び (b) (同 左)   |
| (c) <u>玩具</u> 、ある種の冬季スポーツ用具及び <u>遊園地の乗り物用、ウォーターパークの娯楽設備用又は興行用設備用に特に設計した車両</u> 。この部には、例えば、 <u>玩具の自転車</u> （二輪車以外のもの）、幼児が乗るために設計した足踏み自動車等、 <u>玩具のボート</u> 及び航空機（95.03）、ボブスレー、トボガンその他これらに類する物品（95.06） <u>並びにダッジム車、トラクター及びその他の運搬用車両（興行用設備の一部を形成するものとして特に設計したトレーラー（例えば、リングスタンドトレーラー）を含む。）</u> <u>（95.08）</u> を含まない。 | (c) <u>がん具</u> 、ある種の冬季スポーツ用具及び <u>興行用の車両</u> 。この部には、例えば、 <u>がん具の自転車</u> （二輪車以外のもの）、幼児が乗るために設計した足踏み自動車等、 <u>がん具のボート</u> 及び航空機（95.03）、ボブスレー、トボガンその他これらに類する物品（95.06）、 <u>バンパーカー（95.08）</u> を含まない。 |
| (省 略)  | (同 左)  |
| <b>(III) 部分品及び附属品</b>  | <b>(III) 部分品及び附属品</b>  |
| (省 略)  | (同 左)  |

## 新旧対照表

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

| 改正後   | 改正前  |
|---|--|
| (A) 17 部の注 2 の規定により除外される部分品及び附属品<br>この注により、下記の部分品及び附属品は、この部の物品に使用するものであるかないかを問わず、この部から除外される。<br>(1) ~ (10) (省 略)<br>(11) 94.05 項の照明器具（例えば、飛行機又は列車の前照灯）<br><br>(12) (省 略)<br><br>(省 略) | (A) 17 部の注 2 の規定により除外される部分品及び附属品<br>この注により、下記の部分品及び附属品は、この部の物品に使用するものであるかないかを問わず、この部から除外される。<br>(1) ~ (10) (同 左)<br>(11) 94.05 項のランプその他の照明器具（例えば、飛行機又は列車の前照灯）<br>(12) (同 左)<br><br>(同 左) |
| <b>第 86 類</b><br>鉄道用又は軌道用の機関車及び車両並びにこれらの部分品、鉄道又は軌道の線路用装備品及びその部分品並びに機械式交通信号用機器（電気機械式のものを含む。）<br><br>(省 略)  | <b>第 86 類</b><br>鉄道用又は軌道用の機関車及び車両並びにこれらの部分品、鉄道又は軌道の線路用装備品及びその部分品並びに機械式交通信号用機器（電気機械式のものを含む。）<br><br>(同 左)   |
| 総 説<br><br>(省 略)  | 総 説<br><br>(同 左)   |
| この類には、次の物品を含まない。<br>(a) 及び (b) (省 略)<br>(c) <u>玩具の列車</u> (95.03)<br>(d) <u>遊園地の乗り物用、ウォーターパークの娯楽設備用又は興行用設備用</u><br>に特に設計したもので本来の鉄道車両を構成するものでないもの<br>(95.08)<br><br>(省 略)               | この類には、次の物品を含まない。<br>(a) 及び (b) (同 左)<br>(c) <u>がん具の列車</u> (95.03)<br>(d) <u>回転木馬その他の興行用設備用として特に設計したもので本来の鉄道車両を構成するものでないもの</u> (95.08)<br><br>(同 左)                                       |
| 86.09 コンテナ（液体輸送用のものを含むものとし、一以上の輸送方式による運送を行うために特に設計し、かつ、装備したものに限る。）  | 86.09 コンテナ（液体輸送用のものを含むものとし、一以上の輸送方式による運送を行うために特に設計し、かつ、装備したものに限る。）   |

## 新旧対照表

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

| 改正後  | 改正前   |
|--|---|
| (省 略)  | (同 左)   |
| この項には、次の物品を含まない。<br>(a) 及び (b) (省 略)<br><u>(c) モジュール式建築ユニット (94.06)</u>  | この項には、次の物品を含まない。<br>(a) 及び (b) (同 左)<br>(新 規)   |
| <b>第 87 類</b><br>鉄道用及び軌道用以外の車両並びにその部分品及び附属品  | <b>第 87 類</b><br>鉄道用及び軌道用以外の車両並びにその部分品及び附属品   |
| 注<br>1～4 (省 略)   | 注<br>1～4 (同 左)  |
| <u>号注</u><br>1 第 8708.22 号には、次の物品のみを含む。<br>(a) フロントガラス（風防）、後部の窓及びその他の窓（枠付きのものに限る。）<br>(b) フロントガラス（風防）、後部の窓及びその他の窓（枠付きであるかないかを問わないものとし、加熱装置又はその他の電気的若しくは電子的装置を自蔵するものに限る。）<br><u>ただし、第 87.01 項から第 87.05 項までの自動車に専ら又は主として使用するものに限る。</u> | (新 規)   |
| 総 説  | 総 説   |
| (省 略)  | (同 左)   |
| この類には、次の物品を含まない。<br>(a) (省 略)<br>(b) 車輪付き <u>玩具</u> （幼児が乗るために設計したものに限る。）及び幼児用車（幼児用二輪自転車を除く。）(95.03)<br>(c) (省 略)<br>(d) <u>遊園地の乗り物用又は興行用設備用に特に設計した車両 (95.08)</u>   | この類には、次の物品を含まない。<br>(a) (同 左)<br>(b) 車輪付き <u>がん具</u> （幼児が乗るために設計したものに限る。）及び幼児用車（幼児用二輪自転車を除く。）(95.03)<br>(c) (同 左)<br>(d) <u>回転木馬用車両その他の興行用設備で使用する車両 (95.08)</u> |

## 新旧対照表

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

| 改正後   | 改正前   |
|---|---|
| 87.01 トラクター（第 87.09 項のトラクターを除く。）<br>8701.10 (省 略)<br><u>セミトレーラー用の道路走行用トラクター</u><br>8701.21—ピストン式圧縮点火内燃機関（ディーゼルエンジン又はセミディーゼルエンジン）のみを搭載したもの<br>8701.22—駆動原動機としてピストン式圧縮点火内燃機関（ディーゼルエンジン又はセミディーゼルエンジン）及び電動機を搭載したもの<br>8701.23—駆動原動機としてピストン式火花点火内燃機関及び電動機を搭載したもの<br>8701.24—駆動原動機として電動機のみを搭載したもの<br>8701.29—その他のもの<br>8701.30～8701.95 (省 略)<br><br>(省 略) | 87.01 トラクター（第 87.09 項のトラクターを除く。）<br>8701.10 (同 左)<br><u>セミトレーラー用の道路走行用トラクター</u>   |
| 87.02 10人以上の人員（運転手を含む。）の輸送用の自動車<br>8702.10 (省 略)<br>8702.20 (省 略)<br>8702.30—駆動原動機としてピストン式火花点火内燃機関及び電動機を搭載したもの<br>8702.40 (省 略)<br>8702.90 (省 略)<br><br>(省 略)   | 87.02 10人以上の人員（運転手を含む。）の輸送用の自動車<br>8702.10 (同 左)<br>8702.20 (同 左)<br>8702.30—駆動原動機としてピストン式火花点火内燃機関（往復動機関に限る。）及び電動機を搭載したもの<br>8702.40 (同 左)<br>8702.90 (同 左)<br><br>(同 左)        |
| 87.03 乗用自動車その他の自動車（ステーションワゴン及びレーシングカーを含み、主として人員の輸送用に設計したものに限るものとし、第 87.02 項のものを除く。）<br>8703.10 (省 略)<br>—その他の車両（ピストン式火花点火内燃機関のみを搭載したものに限る。）<br>8703.21～8703.24 (省 略)  | 87.03 乗用自動車その他の自動車（ステーションワゴン及びレーシングカーを含み、主として人員の輸送用に設計したものに限るものとし、第 87.02 項のものを除く。）<br>8703.10 (同 左)<br>—その他の車両（ピストン式火花点火内燃機関（往復動機関に限る。）のみを搭載したものに限る。）<br>8703.21～8703.24 (同 左) |

## 新旧対照表

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

| 改正後  | 改正前   |
|--|---|
| <p>－その他の車両（ピストン式圧縮点火内燃機関（ディーゼルエンジン又はセミディーゼルエンジン）のみを搭載したものに限る。）<br/>8703. 31～8703. 33（省 略）</p> <p>8703. 40－その他の車両（駆動原動機としてピストン式火花点火内燃機関及び電動機を搭載したものに限るものとし、外部電源に接続することにより充電することができるものを除く。）</p> <p>8703. 50－その他の車両（駆動原動機としてピストン式圧縮点火内燃機関（ディーゼルエンジン又はセミディーゼルエンジン）及び電動機を搭載したものに限るものとし、外部電源に接続することにより充電することができるものを除く。）</p> <p>8703. 60－その他の車両（駆動原動機としてピストン式火花点火内燃機関及び電動機を搭載したもので、外部電源に接続することにより充電することができるものに限る。）</p> <p>8703. 70－その他の車両（駆動原動機としてピストン式圧縮点火内燃機関（ディーゼルエンジン又はセミディーゼルエンジン）及び電動機を搭載したもので、外部電源に接続することにより充電することができるものに限る。）</p> <p>8703. 80（省 略）</p> <p>8703. 90（省 略）</p> <p style="text-align: center;">（省 略）</p> <p><u>遊園地の乗り物用又は興行用設備用に特に設計した車両（例えば、ダッジム車）</u>は 95. 08 項に属する。</p> | <p>－その他の車両（ピストン式圧縮点火内燃機関（ディーゼルエンジン及びセミディーゼルエンジン）のみを搭載したものに限る。）<br/>8703. 31～8703. 33（同 左）</p> <p>8703. 40－その他の車両（駆動原動機としてピストン式火花点火内燃機関（往復動機関に限る。）及び電動機を搭載したものに限るものとし、外部電源に接続することにより充電することができるものを除く。）</p> <p>8703. 50－その他の車両（駆動原動機としてピストン式圧縮点火内燃機関（ディーゼルエンジン及びセミディーゼルエンジン）及び電動機を搭載したものに限るものとし、外部電源に接続することにより充電することができるものを除く。）</p> <p>8703. 60－その他の車両（駆動原動機としてピストン式火花点火内燃機関（往復動機関に限る。）及び電動機を搭載したもので、外部電源に接続することにより充電することができるものに限る。）</p> <p>8703. 70－その他の車両（駆動原動機としてピストン式圧縮点火内燃機関（ディーゼルエンジン及びセミディーゼルエンジン）及び電動機を搭載したもので、外部電源に接続することにより充電することができるものに限る。）</p> <p>8703. 80（同 左）</p> <p>8703. 90（同 左）</p> <p style="text-align: center;">（同 左）</p> <p><u>興行用設備用の特殊車両（例えば、バンパーカー）</u>は 95. 08 項に属する。</p> |
| <p><b>87.04 貨物自動車</b></p> <p>8704. 10（省 略）</p> <p>－その他のもの（ピストン式圧縮点火内燃機関（ディーゼルエンジン又はセミディーゼルエンジン）のみを搭載したものに限る。）<br/>8704. 21～8704. 23（省 略）</p> <p>－その他のもの（ピストン式火花点火内燃機関のみを搭載したものに限る。）<br/>8704. 31（省 略）</p>  | <p><b>87.04 貨物自動車</b></p> <p>8704. 10（同 左）</p> <p>－その他のもの（ピストン式圧縮点火内燃機関（ディーゼルエンジン及びセミディーゼルエンジン）を搭載したものに限る。）<br/>8704. 21～8704. 23（同 左）</p> <p>－その他のもの（ピストン式火花点火内燃機関を搭載したものに限る。）<br/>8704. 31（同 左）</p>   |

## 新旧対照表

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

| 改正後   | 改正前  |
|---|--|
| 8704.32 (省 略)<br>—その他のもの（駆動原動機としてピストン式圧縮点火内燃機関（ディーゼルエンジン又はセミディーゼルエンジン）及び電動機を搭載したものに限る。）   | 8704.32 (同 左)<br>(新 規)   |
| 8704.41——車両総重量が5トン以下のもの   | (新 規)  |
| 8704.42——車両総重量が5トンを超えるもの  | (新 規)  |
| 8704.43——車両総重量が20トンを超えるもの<br>—その他のもの（駆動原動機としてピストン式火花点火内燃機関及び電動機を搭載したものに限る。）               | (新 規)<br>(新 規)<br>(新 規)<br>(新 規)   |
| 8704.51——車両総重量が5トン以下のもの   | (新 規)  |
| 8704.52——車両総重量が5トンを超えるもの  | (新 規)  |
| 8704.60——その他のもの（駆動原動機として電動機のみを搭載したものに限る。）   | (新 規)  |
| 8704.90 (省 略)<br><br>(省 略)  | 8704.90 (同 左)<br><br>(同 左)   |
| 87.08 部分品及び附属品（第87.01項から第87.05項までの自動車用のものに限る。）  | 87.08 部分品及び附属品（第87.01項から第87.05項までの自動車用のものに限る。）   |
| 8708.10 (省 略)<br>—車体（運転室を含む。）のその他の部分品及び附属品  | 8708.10 (同 左)<br>—車体（運転室を含む。）のその他の部分品及び附属品   |
| 8708.21 (省 略)   | 8708.21 (同 左)<br>(新 規)   |
| 8708.22——この類の号注1のフロントガラス（風防）、後部の窓及びその他の窓  | 8708.29～8708.99 (同 左)<br><br>(同 左)   |
| 8708.29～8708.99 (省 略)<br><br>(省 略)  |  |
| 87.11 モーターサイクル（モペットを含むものとし、サイドカー付きであるかないかを問わない。）、補助原動機付きの自転車（サイドカー付きであるかないかを問わない。）及びサイドカー | 87.11 モーターサイクル（モペットを含むものとしサイドカー付きであるかないかを問わない。）、補助原動機付きの自転車（サイドカー付きであるかないかを問わない。）及びサイドカー |
| 8711.10——シリンダー容積が50立方センチメートル以下のピストン式内燃機関付きのもの   | 8711.10——シリンダー容積が50立方センチメートル以下のピストン式内燃機関（往復動機関に限る。）付きのもの                                 |

## 新旧対照表

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

| 改正後  | 改正前  |
|--|--|
| 8711.20—シリンダー容積が 50 立方センチメートルを超える 250 立方センチメートル以下のピストン式内燃機関付きのもの   | 8711.20—シリンダー容積が 50 立方センチメートルを超える 250 立方センチメートル以下のピストン式内燃機関 <u>(往復動機関に限る。)</u> 付きのもの   |
| 8711.30—シリンダー容積が 250 立方センチメートルを超える 500 立方センチメートル以下のピストン式内燃機関付きのもの  | 8711.30—シリンダー容積が 250 立方センチメートルを超える 500 立方センチメートル以下のピストン式内燃機関 <u>(往復動機関に限る。)</u> 付きのもの  |
| 8711.40—シリンダー容積が 500 立方センチメートルを超える 800 立方センチメートル以下のピストン式内燃機関付きのもの  | 8711.40—シリンダー容積が 500 立方センチメートルを超える 800 立方センチメートル以下のピストン式内燃機関 <u>(往復動機関に限る。)</u> 付きのもの  |
| 8711.50—シリンダー容積が 800 立方センチメートルを超えるピストン式内燃機関付きのもの   | 8711.50—シリンダー容積が 800 立方センチメートルを超えるピストン式内燃機関 <u>(往復動機関に限る。)</u> 付きのもの   |
| 8711.60 (省略)   | 8711.60 (同左)   |
| 8711.90 (省略)   | 8711.90 (同左)   |
| (省略)   | (同左)   |
| 87.16 トレーラー及びセミトレーラー並びにその他の車両（機械式駆動機構を有するものを除く。）並びにこれらの部分品   | 87.16 トレーラー及びセミトレーラー並びにその他の車両（機械式駆動機構を有するものを除く。）並びにこれらの部分品   |
| (省略)   | (同左)   |
| この項には、次の物品を含む。<br>(A) トレーラー及びセミトレーラー   | この項には、次の物品を含む。<br>(A) トレーラー及びセミトレーラー   |
| (省略)   | (同左)   |
| この項に属するトレーラーには、次のものを含む。<br>(1)～(4) (省略)<br>(5) その他のトレーラー<br>(a) (省略)<br>(b) 興行用のキャラバン又はトレーラー（興行用設備の一部を形成するものとして特に設計したもの（95.08 項）を除く。）<br>(c) 及び (d) (省略) | この項に属するトレーラーには、次のものを含む。<br>(1)～(4) (同左)<br>(5) その他のトレーラー<br>(a) (同左)<br>(b) 興行用のキャラバン <u>(95.08 項のものを除く。)</u><br>(c) 及び (d) (同左) |

## 新旧対照表

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

| 改正後  | 改正前   |
|--|---|
| (省 略)  | (同 左)   |
| <b>第 88 類</b><br>航空機及び宇宙飛行体並びにこれらの部分品  | <b>第 88 類</b><br>航空機及び宇宙飛行体並びにこれらの部分品   |
| <u>注</u>   | <u>注</u>  |
| <p>1 この類において、「無人航空機」とは、第 88.01 項の物品を除き、操縦士が搭乗せずに飛ぶように設計した航空機をいう。無人航空機には、積載物を運搬するように設計したもの又は恒久的に組み込まれたデジタルカメラ若しくは飛行中に実用的機能を発揮可能なその他の装置を装備したものと含む。</p> <p>ただし、無人航空機には、専ら娯楽用に設計された飛行する玩具を含まない（第 95.03 項参照）。</p> | <p>1 (同 左)</p> <p>(新 規)</p>   |
| <u>号注</u>  | <u>号注</u>   |
| <p>1 (省 略)</p> <p>2 第 8806.21 号から第 8806.24 号まで及び第 8806.91 号から第 8806.94 号までにおいて、「最大離陸重量」とは、その航空機が正常に離陸できる重量の最大値（積載物、装置及び燃料の重量を含む。）をいう。</p>  | <p>1 (同 左)</p> <p>(新 規)</p>   |
| <u>総 説</u>   | <u>総 説</u>  |
| この類には、気球、飛行船、原動機を有しない航空機（88.01）、その他の航空機（88.02 又は 88.06）、宇宙飛行体（人工衛星を含む。）及びその打上げ用ロケット（88.02）、落下傘に類似したある種の装置（88.04）、航空機射出装置、着艦拘束制動装置及び航空用地上訓練装置（88.05）を含む。また、17 部の注の規定に基づき、この類には、上記の機器の部分品を含む。                  | この類には、気球、飛行船、原動機を有しない航空機（88.01）、その他の航空機、宇宙飛行体（人工衛星を含む。）及びその打上げ用ロケット（88.02）、落下傘に類似したある種の装置（88.04）、航空機射出装置、着艦拘束制動装置及び航空用地上訓練装置（88.05）を含む。また、17 部の注の規定に基づき、この類には、上記の機器の部分品を含む。 |
| (省 略)  | (同 左)   |
| 88.02 その他の航空機（例えば、ヘリコプター及び飛行機。 <u>第 88.06 項の無人航空機を除く。</u> ）並びに宇宙飛行体（人工衛星を含む。）及び打上げ用ロケット  | 88.02 その他の航空機（例えば、ヘリコプター及び飛行機）並びに宇宙飛行体（人工衛星を含む。）及び打上げ用ロケット  |

## 新旧対照表

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

| 改正後   | 改正前  |
|---|--|
| (省 略)   | (同 左)  |
| この項には次の物品を含む。   | この項には次の物品を含む。  |
| (1) 空気より重い航空機で機械推進式のもの：このグループには、飛行機（陸用機、水上機及び水陸両用機）、ジャイロプレーン（垂直軸の回りを自由に回転する回転翼を一以上有するもの）及びヘリコプター（機械的に駆動する回転翼を一以上有するもの）を含む。<br>これらの航空機は軍事用、人員若しくは貨物の輸送用、訓練用、航空写真用、農作業用、救助用、消火用又は気象学その他の科学用に使用する。<br>道路走行車両として兼用することができる航空機は、この項に属する。 | (1) 空気より重い航空機で機械推進式のもの：このグループには、飛行機（陸用機、水上機及び水陸両用機）、ジャイロプレーン（垂直軸の回りを自由に回転する回転翼を一以上有するもの）及びヘリコプター（機械的に駆動する回転翼を一以上有するもの）を含む。<br>これらの航空機は軍事用、人員若しくは貨物の輸送用、訓練用、航空写真用、農作業用、救助用、消火用又は気象学その他の科学用に使用する。<br><u>地上又は他の航空機から無線誘導により操縦される航空機及び道路走行車両として兼用することができる航空機は、この項に属する。</u> |
| (2) ~ (4) (省 略)   | (2) ~ (4) (同 左)  |
| この項には次の物品を含まない。   | この項には次の物品を含まない。  |
| (a) (省 略)   | (a) (同 左)  |
| <u>(b) この類の注 1 の無人航空機 (88.06)</u>   | (新 規)  |
| <u>(c) 玩具又は娯楽用の模型 (95.03)</u>   | <u>(b) がん具又は娯楽用の模型 (95.03)</u>   |
| <u>(d) 遊園地の乗り物用及び興行用設備用に特に設計した模型 (95.08)</u>  | <u>(新 規)</u>   |
| (削 除)   | <u>88.03 部分品（第 88.01 項又は第 88.02 項の物品のものに限る。）</u><br><u>8803.10—プロペラ及び回転翼並びにこれらの部分品</u><br><u>8803.20—着陸装置及びその部分品</u><br><u>8803.30—飛行機又はヘリコプターのその他の部分品</u><br><u>8803.90—その他のもの</u>  |
|   | <u>この項には、88.01 項又は 88.02 項に属する物品の部分品であって、次の二つの要件のいずれをも満たす物品を含む。</u><br><u>(i) 上記の各項の物品に専ら又は主として使用すること。</u><br><u>(ii) 17 部の注の規定によって除外されてあるものでないこと（解説参照）。</u><br><u>この項の部分品には、次の物品を含む。</u><br><u>(I) 気球又は飛行船の部分品</u><br><u>(1) エンジン室及びつりかご</u>                          |

## 新旧対照表

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

| 改正後 | 改正前  |
|-----|--|
|     | <p>(2) 気のう及びその部分品 (ストリップ又はパネル)<br/> <u>(3) つりかごのたが</u><br/> <u>(4) 補助気のう</u><br/> <u>(5) 骨組及びその部分</u><br/> <u>(6) スタビライザー及び方向舵</u><br/> <u>(7) 飛行船用のプロペラ</u><br/> <b>(II) 飛行機、グライダー又はたこの部分品</b><br/> <u>(1) 胴体及び艇体：胴体及び艇体、その部分並びにその内部又は外部の<br/>部分品 (レーダードーム、テールコーン、整形板、パネル、仕切板、<br/>荷物室、床、計器盤、フレーム、ドア、脱出用投下装置及び滑走装置、<br/>窓、荷積み口等)</u><br/> <u>(2) 翼及びその構成部分 (桁、リブ及び十字材)</u><br/> <u>(3) 機外制御装置 (可動式であるかないかを問わない。) (補助翼、スラ<br/>ット、spoiler、フラップ、昇降舵、方向舵、スタビライザー、<br/>サーボタブ等)</u><br/> <u>(4) エンジン室、エンジンカバー、エンジンポッド及びパイロン</u><br/> <u>(5) 着陸装置 (ブレーキ及びその組立品を含む。) 及びその引込装置並び<br/>に車輪 (タイヤが付いているかいないかを問わない。) 並びに着陸用の<br/>スキー</u><br/> <u>(6) 水上機用のフロート</u><br/> <u>(7) プロペラ、ヘリコプター用又はジャイロプレーン用の回転翼、プロ<br/>ペラ又は回転翼のブレード及びプロペラ用又は回転翼用のピッチ調整<br/>機構</u><br/> <u>(8) 操縦用レバー (操縦桿 (かん)、方向舵レバーその他各種の操縦用レ<br/>バー)</u><br/> <u>(9) 燃料タンク (補助タンクを含む。)</u> </p> <p>(省 略)</p> <p>88.06 無人航空機</p> <p>8806.10—旅客の輸送用に設計したもの</p> <p>—その他のもの (遠隔制御飛行専用のものに限る。)</p> <p>8806.21—最大離陸重量が 250 グラム以下のもの</p> <p>(同 左)</p> <p>(新 規)</p> |

## 新旧対照表

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

| 改正後   | 改正前 |
|---|-----|
| <u>8806.22</u> —最大離陸重量が250グラムを超える7キログラム以下のもの  |     |
| <u>8806.23</u> —最大離陸重量が7キログラムを超える25キログラム以下のもの   |     |
| <u>8806.24</u> —最大離陸重量が25キログラムを超える150キログラム以下のもの   |     |
| <u>8806.29</u> —その他のもの  |     |
| —その他のもの   |     |
| <u>8806.91</u> —最大離陸重量が250グラム以下のもの  |     |
| <u>8806.92</u> —最大離陸重量が250グラムを超える7キログラム以下のもの  |     |
| <u>8806.93</u> —最大離陸重量が7キログラムを超える25キログラム以下のもの   |     |
| <u>8806.94</u> —最大離陸重量が25キログラムを超える150キログラム以下のもの   |     |
| <u>8806.99</u> —その他のもの  |     |
| <u>この類の注1の規定に従い、この項には、88.01項の物品を除き、操縦士が搭乗せずに飛ぶように設計した無人航空機を含む。無人航空機は、例えば、地上、船、他の航空機、宇宙等の別の場所からオペレーターによって飛行中、常に操作される遠隔制御飛行専用のもの又はオペレーターを介すことなくプログラム制御により飛行可能なものがある。</u>  |     |
| <u>無人航空機には様々な形状や大きさのものがあるが、通常、モーターにより駆動する一以上のプロペラ若しくは回転翼又は固定翼並びに遠隔のオペレーターによる指示及び制御のための通信システムを装備している。無人航空機はまた、安定したホバリング及び離陸地点への回帰並びに障害物回避、物体認識及び追跡機能のためのシステム用に、例えば、GPS、GLONASS又はBEIDOUなどの全球測位衛星システム(GNSS)の受信機を組み込んでいる。</u> |     |
| <u>無人航空機には、積載物を運搬するように設計したもの又は恒久的に組み込まれたデジタルカメラ若しくは実用的機能に使用されるその他の装置(例えば、貨物若しくは旅客の輸送用、航空写真用、農作業用若しくは科学活動用、救助用、消火用、監視用又は軍事用の装置)を装備したものがある。</u>   |     |
| <u>この項はまた、専ら娯楽用に設計され、実用的機能を果たすために設計されていない飛行する玩具又は模型を含まない。それらは、例えば、軽量であること、高度制限、飛行可能距離又は飛行可能時間、最高速度、自律的に飛行できないこと、積載物や貨物を運搬できること又は精巧な電子機器(例えば、夜間飛行要件となる又は夜間視程確保のための全地球測位システム(GPS))等により区別できる(95.03)。</u>                     |     |

## 新旧対照表

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

| 改正後   | 改正前  |
|---|------|
| <p><b>88.07 部分品(第 88.01 項、第 88.02 項又は第 88.06 項の物品のものに限る。)</b></p> <p><u>8807.10</u>—プロペラ及び回転翼並びにこれらの部分品</p> <p><u>8807.20</u>—着陸装置及びその部分品</p> <p><u>8807.30</u>—飛行機、ヘリコプター又は無人航空機のその他の部分品</p> <p><u>8807.90</u>—その他のもの</p> <p>この項には、88.01 項、88.02 項又は 88.06 項に属する物品の部分品であつて、次の二つの要件のいずれをも満たす物品を含む。</p> <p>(i) 上記の各項の物品に専ら又は主として使用するものであること。</p> <p>(ii) 17 部の注の規定によって除外されているものでないこと（総説参照）。</p> <p>この項の部分品には、次のような物品を含む。</p> <p>(I) 気球又は飛行船の部分品</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) エンジン室及びつりかご</li> <li>(2) 気のう及びその部分品（ストリップ又はパネル）</li> <li>(3) つりかごのたが</li> <li>(4) 補助気のう</li> <li>(5) 骨組及びその部分</li> <li>(6) スタビライザー及び方向舵</li> <li>(7) 飛行船用のプロペラ</li> </ul> <p>(II) 有人若しくは無人の航空機、グライダー又はたこの部分品</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 脊体及び艇体：脊体及び艇体、その部分並びにその内部又は外部の部分品（レーダードーム、テールコーン、整形板、パネル、仕切板、荷物室、床、計器盤、フレーム、ドア、脱出用投下装置及び滑走装置、窓、荷積み口等）</li> <li>(2) 翼及びその構成部分（桁、リブ及び十字材）</li> <li>(3) 機外制御装置（可動式であるかないかを問わない。）（補助翼、スラット、spoiler、フラップ、昇降舵、方向舵置、スタビライザー、サーボタブ等）</li> <li>(4) エンジン室、エンジンカバー、エンジンポッド及びパイロン</li> <li>(5) 着陸装置（ブレーキ及びその組立品を含む。）及びその引込装置並びに車輪（タイヤが付いているかないかを問わない。）並びに着陸用のスキー</li> </ul> | (新規) |

## 新旧対照表

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

| 改正後   | 改正前   |
|---|---|
| <p>(6) 水上機用のフロート</p> <p>(7) プロペラ、回転翼、プロペラ又は回転翼のブレード及びプロペラ用<br/>又は回転翼用のピッチ調整機構</p> <p>(8) 操縦用レバー（操縦桿（かん）、方向舵レバーその他各種の操縦用レ<br/>バー）</p> <p>(9) 燃料タンク（補助タンクを含む。）</p> <p style="text-align: center;"><b>第 89 類</b><br/><b>船舶及び浮き構造物</b></p> <p style="text-align: center;">(省 略)</p> <p style="text-align: center;">総 説</p> <p style="text-align: center;">(省 略)</p> <p>この類には、次の物品も含まない。</p> <p>(a) ~ (c) (省 略)</p> <p>(d) ボートの形状をした車輪付きの<u>玩具</u>（幼児が乗るために設計したもの<br/>に限る。）及びその他の<u>玩具</u> (95. 03)</p> <p>(e) (省 略)</p> <p>(f) <u>遊園地の乗り物用、ウォーターパークの娯楽設備用又は興行用設備用</u><br/><u>に特に設計した小舟</u> (95. 08)</p> <p>(g) (省 略)</p> <p>(省 略)</p> <p>89.03 ヨットその他の娯楽用又はスポーツ用の船舶、櫓（ろ）櫂（かい）船<br/>及びカヌー<br/>—膨張式のボート（複合艇を含む。）</p> <p>8903. 11—原動機を除いた自重が 100 キログラム以下のもの（原動機付きの<br/>もの及び原動機を取り付けるように設計したものに限る。）</p> <p>8903. 12—原動機を除いた自重が 100 キログラム以下のもの（原動機とともに</p> | <p style="text-align: center;"><b>第 89 類</b><br/><b>船舶及び浮き構造物</b></p> <p style="text-align: center;">(同 左)</p> <p style="text-align: center;">総 説</p> <p style="text-align: center;">(同 左)</p> <p>この類には、次の物品も含まない。</p> <p>(a) ~ (c) (同 左)</p> <p>(d) ボートの形状をした車輪付きの<u>がん具</u>（幼児が乗るために設計したもの<br/>に限る。）及びその他の<u>がん具</u> (95. 03)</p> <p>(e) (同 左)</p> <p>(f) <u>回転木馬その他の興行用設備において使用する小舟</u> (95. 08)</p> <p>(g) (同 左)</p> <p>(同 左)</p> <p>89.03 ヨットその他の娯楽用又はスポーツ用の船舶、櫓（ろ）櫂（かい）船<br/>及びカヌー</p> <p>8903. 10—膨張式のもの</p> |

## 新旧対照表

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

| 改正後  | 改正前   |
|--|---|
| <p>に使用するように設計されていないものに限る。)</p> <p><u>8903.19</u>—その他もの<br/>—セールポート（補助原動機付きであるかを問わないものとし、膨張式のものを除く。）</p> <p><u>8903.21</u>—長さが 7.5 メートル以下のもの</p> <p><u>8903.22</u>—長さが 7.5 メートルを超える 24 メートル以下のもの</p> <p><u>8903.23</u>—長さが 24 メートルを超えるもの<br/>—モーターポート（船外機付きのもの及び膨張式のものを除く。）</p> <p><u>8903.31</u>—長さが 7.5 メートル以下のもの</p> <p><u>8903.32</u>—長さが 7.5 メートルを超える 24 メートル以下のもの</p> <p><u>8903.33</u>—長さが 24 メートルを超えるもの<br/>—その他のもの</p> <p><u>8903.93</u>—長さが 7.5 メートル以下のもの</p> <p><u>8903.99</u>—その他もの</p> | <p>—その他もの</p> <p><u>8903.91</u>—セールポート（補助原動機付きであるかを問わない。）</p> <p><u>8903.92</u>—モーターポート（船外機付きのものを除く。）</p> <p><u>8903.99</u>—その他もの</p> |

(省 略)

(同 左)

## 第 90 類

光学機器、写真用機器、映画用機器、測定機器、検査機器、精密機器  
及び医療用機器並びにこれらの部分品及び附属品

## 注

- 1 この類には、次の物品を含まない。  
(a) ~ (e) (省 略)
- (f) 第 15 部の注 2 の卑金属製の汎用性の部分品（第 15 部参照）及びプラスチック製のこれに類する物品（第 39 類参照）。ただし、内科用、外科用、歯科用又は獣医科用の物品で専らインプラントに使用するために特に設計されたものは、第 90.21 項に属する。
- (g) ~ (n) (省 略)

(省 略)

(同 左)

## 第 90 類

光学機器、写真用機器、映画用機器、測定機器、検査機器、精密機器  
及び医療用機器並びにこれらの部分品及び附属品

## 注

- 1 この類には、次の物品を含まない。  
(a) ~ (e) (同 左)
- (f) 第 15 部の注 2 の卑金属製のはん用性の部分品（第 15 部参照）及びプラスチック製のこれに類する物品（第 39 類参照）
- (g) ~ (n) (同 左)

## 新旧対照表

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

| 改正後   | 改正前  |
|---|--|
| 90.06 写真機（映画用撮影機を除く。）並びに写真用のせん光器具及びせん光電球（第85.39項の放電管を除く。）<br>(削除)       | 90.06 写真機（映画用撮影機を除く。）並びに写真用のせん光器具及びせん光電球（第85.39項の放電管を除く。）<br><u>9006.10—製版に使用する種類の写真機</u><br>9006.30（同左）<br>9006.40（同左）<br>—その他の写真機<br>(削除)<br>(削除)  |
| 9006.53—幅が35ミリメートルのロールフィルムを使用するもの<br>9006.59～9006.99（省略）<br>(省略)        | <u>9006.51—一眼レフレックスのもの（幅が35ミリメートル以下のロールフィルムを使用するものに限る。）</u><br><u>9006.52—その他のもの（幅が35ミリメートル未満のロールフィルムを使用するものに限る。）</u><br>9006.53— <u>その他のもの（幅が35ミリメートルのロールフィルムを使用するものに限る。）</u><br>9006.59～9006.99（同左）<br>(同左)  |
| 90.13 レーザー（レーザーダイオードを除く。）及びその他の光学機器（この類の他の項に該当するものを除く。）<br>(省略)<br>(削除) | 90.13 <u>液晶デバイス（より特殊な限定をした項に該当するものを除く。）、レーザー（レーザーダイオードを除く。）及びその他の光学機器（この類の他の項に該当するものを除く。）</u><br>(1) <u>液晶デバイス：ガラス製又はプラスチック製の2枚のシート又は板及びこれらにはさまれた液晶層から成るもので、電気的接続子を有するか有しないか及び片状又は特定の形状に切断したものとして提示するかしないかを問わないものとし、この表の他の項において、より特殊な限定をして記載をしている物品を構成するものを含まない。</u><br>(2) (同左)<br>(3) (同左)<br>(4) (同左)<br>(5) (同左)<br>(6) (同左) |
| (1) (省略)<br>(2) (省略)<br>(3) (省略)<br>(4) (省略)<br>(5) (省略)                |  |

## 新旧対照表

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

| 改正後   | 改正前   |
|---|---|
| (6) (省 略)<br>(7) (省 略)<br>(8) (省 略)<br>(9) (省 略)<br>(10) (省 略)<br>(11) (省 略)<br>(12) (省 略)  | (7) (同 左)<br>(8) (同 左)<br>(9) (同 左)<br>(10) (同 左)<br>(11) (同 左)<br>(12) (同 左)<br>(13) (同 左)   |
| (省 略)   | (同 左)   |
| 90.22 エックス線、アルファ線、ベータ線、ガンマ線その他の電離放射線を使用する機器（放射線写真用又は放射線療法用のものを含むものとし、医療用又は獣医用のものであるかを問わない。）、高電圧発生機、制御盤、スクリーン並びに検査用又は処置用の机、椅子その他これらに類する物品及びエックス線管その他のエックス線の発生機<br>(省 略)<br>9022.12～9022.19 (省 略)<br>－アルファ線、ベータ線、 <u>ガンマ線</u> その他の電離放射線を使用する機器（放射線写真用又は放射線療法用のものを含むものとし、医療用又は獣医用のものであるかを問わない。）<br>9022.21～9022.90 (省 略) | 90.22 エックス線、アルファ線、ベータ線又は <u>ガンマ線</u> を使用する機器（放射線写真用又は放射線療法用のものを含むものとし、医療用又は獣医用のものであるかを問わない。）、高電圧発生機、制御盤、スクリーン並びに検査用又は処置用の机、 <u>いす</u> その他これらに類する物品及びエックス線管その他のエックス線の発生機<br>(同 左)<br>9022.12～9022.19 (同 左)<br>－アルファ線、ベータ線又は <u>ガンマ線</u> を使用する機器（放射線写真用又は放射線療法用のものを含むものとし、医療用又は獣医用のものであるかを問わない。）<br>9022.21～9022.90 (同 左) |
| (省 略)   | (同 左)   |
| 90.27 物理分析用又は化学分析用の機器（例えば、偏光計、屈折計、分光計及びガス又は煙の分析機器）、粘度、多孔度、 <u>膨張</u> 、表面張力その他これらに類する性質の測定用又は検査用の機器、熱、音又は光の量の測定用又は検査用の機器（露出計を含む。）及びミクロトーム<br>9027.10～9027.50 (省 略)<br>－ <u>その他の機器</u><br>9027.81— <u>質量分析計</u><br>9027.89— <u>その他のもの</u><br>9027.90 (省 略)  | 90.27 物理分析用又は化学分析用の機器（例えば、偏光計、屈折計、分光計及びガス又は煙の分析機器）、粘度、多孔度、 <u>膨脹</u> 、表面張力その他これらに類する性質の測定用又は検査用の機器、熱、音又は光の量の測定用又は検査用の機器（露出計を含む。）及びミクロトーム<br>9027.10～9027.50 (同 左)<br>9027.80— <u>その他の機器</u><br>9027.90 (同 左)  |

## 新旧対照表

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

| 改正後   | 改正前  |
|---|--|
| (省 略)   | (同 左)  |
| 90.30 オシロスコープ、スペクトラムアナライザーその他の電気的量の測定用又は検査用の機器（第 90.28 項の計器を除く。）及びアルファ線、ベータ線、ガンマ線、エックス線、宇宙線その他の電離放射線の測定用又は検出用の機器        | 90.30 オシロスコープ、スペクトラムアナライザーその他の電気的量の測定用又は検査用の機器（第 90.28 項の計器を除く。）及びアルファ線、ベータ線、ガンマ線、エックス線、宇宙線その他の電離放射線の測定用又は検出用の機器 |
| 9030.10 (省 略)   | 9030.10 (同 左)  |
| 9030.20 (省 略)<br>－電圧、電流、抵抗又は電力の測定用又は検査用のその他の機器 <u>（半導体ウエハー又は半導体デバイスの測定用又は検査用のものを除く。）</u>                                | 9030.20 (同 左)<br>－電圧、電流、抵抗又は電力の測定用又は検査用のその他の機器   |
| 9030.31～9030.40 (省 略)<br>－その他の機器  | 9030.31～9030.40 (同 左)<br>－その他の機器   |
| 9030.82－半導体ウエハー又は半導体デバイスの測定用又は検査用の機器<br><u>（集積回路を含む。）</u>   | 9030.82－半導体ウエハー又は半導体デバイスの測定用又は検査用の機器   |
| 9030.84～9030.90 (省 略)   | 9030.84～9030.90 (同 左)  |
| (省 略)   | (同 左)  |
| 90.31 測定用又は検査用の機器（この類の他の項に該当するものを除く。）<br>及び輪郭投影機  | 90.31 測定用又は検査用の機器（この類の他の項に該当するものを除く。）<br>及び輪郭投影機   |
| 9031.10 (省 略)   | 9031.10 (同 左)  |
| 9031.20 (省 略)<br>－その他の光学式機器   | 9031.20 (同 左)<br>－その他の光学式機器  |
| 9031.41－半導体ウエハー又は半導体デバイス<br><u>（集積回路を含む。）</u> の検査用の機器及びフォトマスク又はレチクル（半導体デバイス<br><u>（集積回路を含む。）</u> の製造に使用するものに限る。）の検査用の機器 | 9031.41－半導体ウエハー又は半導体デバイスの検査用の機器及びフォトマスク又はレチクル（半導体デバイスの製造に使用するものに限る。）の検査用の機器                                      |
| 9031.49～9031.90 (省 略)   | 9031.49～9031.90 (同 左)  |
| (省 略)   | (同 左)  |
| 第 91 類  | 第 91 類   |

## 新旧対照表

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

| 改正後   | 改正前  |
|---|--|
| <b>時計及びその部分品</b>  | <b>時計及びその部分品</b>   |
| (省 略)   | (同 左)  |
| <b>91.14 その他の時計の部分品</b>   | <b>91.14 その他の時計の部分品</b>  |
| (削 除)   | <u>9114. 10ーばね (ひげぜんまいを含む。)</u>  |
| 9114. 30～9114. 90 (省 略)   | <u>9114. 30～9114. 90 (同 左)</u>   |
| (省 略)   | (同 左)  |
| <b>第 93 類</b>   | <b>第 93 類</b>  |
| <b>武器及び銃砲弾並びにこれらの部分品及び附属品</b>   | <b>武器及び銃砲弾並びにこれらの部分品及び附属品</b>  |
| (省 略)   | (同 左)  |
| 総 説   | 総 説  |
| この類には、次の物品を含む。  | この類には、次の物品を含む。   |
| (1) 及び (2) (省 略)  | (1) 及び (2) (同 左)   |
| (3) 装薬の発火により作動するその他の装置（例えば、索発射銃及び <u>ペリ一式けん銃</u> ）  | (3) 装薬の発火により作動するその他の装置（例えば、索発射銃及び <u>ペリ一式けん銃</u> ）   |
| (4) 銃砲弾及びミサイル（36 類の物品を除く。）  | (4) 銃砲弾及びミサイル（36 類の物品を除く。） <u>数種の例外を除くほか(93. 05 項及び 93. 06 項の解説参照)</u> 、この類には、武器の部分品及び附属品並びに銃砲弾の部分品を含む。  |
| 数種の例外を除くほか (93. 05 項及び 93. 06 項の解説参照)、この類には、武器の部分品及び附属品並びに銃砲弾の部分品を含む。   |  |
| (省 略)   | (同 左)  |
| 車両類は、専ら軍用に設計してあっても、武器を取り付けてあるかないかを問わず、この類には、属しない。従って、この類には、例えば、装甲鉄道車両（86 類）、戦車及び装甲車両（87. 10）、軍用航空機（88. 01、88. 02 又は 88. 06）並びに軍艦（89. 06）を含まない。ただし、これらの車両等に取り付ける武器（銃、機関銃等）で、単独で提示するものは、この類に属する（鉄道車両又は道路走行用車両に搭載するある種の武器に関する 93. 01 項の解説参照） | 車両類は、専ら軍用に設計してあっても、武器を取り付けてあるかないかを問わず、この類には、属しない。従って、この類には、例えば、装甲鉄道車両（86 類）、戦車及び装甲車両（87. 10）、軍用航空機（88. 01 又は 88. 02）並びに軍艦（89. 06）を含まない。ただし、これらの車両等に取り付ける武器（銃、機関銃等）で、単独で提示するものは、この類に属する（鉄道車両又は道路走行用車両に搭載するある種の武器に関する 93. 01 項の解説参照） |

## 新旧対照表

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

| 改正後   | 改正前  |
|---|--|
| <p>(省 略)</p> <p style="text-align: center;"><b>第 94 類</b></p> <p><b>家具、寝具、マットレス、マットレスサポート、クッション</b><br/> <b>その他これらに類する詰物をした物品並びに照明器具</b><br/> <b>(他の類に該当するものを除く。) 及びイルミネーションサイン、</b><br/> <b>発光ネームプレートその他これらに類する物品並びにプレハブ建築物</b></p> <p><b>注</b></p> <p>1 この類には、次の物品を含まない。<br/>     (a) ~ (e) (省 略)<br/>     (f) 第 85 類のランプ又は光源及びこれらの部分品<br/>     (g) ~ (k) (省 略)<br/>     (l) 家具及び照明器具 (<u>玩具</u>であるものに限る。第 95.03 項参照)、ビリヤード台その他ゲーム用に特に製造した家具 (第 95.04 項参照)、装飾品 (例えば、ちょうちん、ストリングライトを除く。第 95.05 項参照) 並びに奇術用家具 (第 95.05 項参照)<br/>     (m) (省 略)<br/>     2 及び3 (省 略)<br/>     4 第 94.06 項において「プレハブ建築物」とは、工場で完成した建築物及び現場で組み立てて完成することが可能な要素としてまとめて提示する建築物 (例えば、家屋、作業現場の宿泊設備、事務所、学校、店舗、物置、ガレージその他これらに類する建築物) をいう。<br/> <u>プレハブ建築物には、鋼製の「モジュール式の建築ユニット」で、通常、標準的な輸送用コンテナの寸法及び形状で提示されるものを含む (あらかじめ内部を実質的又は完全に作り付けたものに限る。)。通常、このモジュール式の建築ユニットは、組み合わせて恒久的な建築物を構成するように設計されている。</u></p> <p style="text-align: center;"><b>総 説</b></p> <p>この類には、この類の各項に記載した除外物品を除くほか、次の物品を含む。</p> | <p>(同 左)</p> <p style="text-align: center;"><b>第 94 類</b></p> <p><b>家具、寝具、マットレス、マットレスサポート、クッション</b><br/> <b>その他これらに類する詰物をした物品並びにランプその他の照明器具</b><br/> <b>(他の類に該当するものを除く。) 及びイルミネーションサイン、</b><br/> <b>発光ネームプレートその他これらに類する物品並びにプレハブ建築物</b></p> <p><b>注</b></p> <p>1 この類には、次の物品を含まない。<br/>     (a) ~ (e) (同 左)<br/>     (f) 第 85 類のランプ<u>その他の照明器具</u><br/>     (g) ~ (k) (同 左)<br/>     (l) 家具及びランプ<u>その他の照明器具</u> (<u>がん具</u>であるものに限る。第 95.03 項参照)、ビリヤード台その他ゲーム用に特に製造した家具 (第 95.04 項参照)、装飾品 (例えば、ちょうちん。<u>電気花飾り</u>を除く。第 95.05 項参照) 並びに奇術用家具 (第 95.05 項参照)<br/>     (m) (同 左)<br/>     2 及び3 (同 左)<br/>     4 第 94.06 項において「プレハブ建築物」とは、工場で完成した建築物及び現場で組み立てて完成することが可能な要素としてまとめて提示する建築物 (例えば、家屋、作業現場の宿泊設備、事務所、学校、店舗、物置、ガレージその他これらに類する建築物) をいう。</p> <p style="text-align: right;">(新 規)</p> <p style="text-align: center;"><b>総 説</b></p> <p>この類には、この類の各項に記載した除外物品を除くほか、次の物品を含む。</p> |

### 新旧对照表

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

| 改正後  | 改正前   |
|--|---|
| (1) 及び (2) (省 略)   | (1) 及び (2) (同 左)  |
| (3) 各種材料製の照明器具及びその部分品（ただし、71類の注1の材料製のもの及び他の項に該当するものを除く。）並びに光源を据え付けたイルミネーションサイン、発光ネームプレートその他これらに類する物品及びこれらの部分品（他の類に該当するものを除く。）(94.05) | (3) 各種材料製のランプその他の照明器具及びその部分品（ただし、71類の注1の材料製のもの及び他の項に該当するものを除く。）並びに光源を据え付けたイルミネーションサイン、発光ネームプレートその他これらに類する物品及びこれらの部分品（他の類に該当するものを除く。）(94.05) |
| (4) (省 略)  | (4) (同 左)   |
| (省 略)  | (同 左)   |
| <b>94.01 腰掛け（寝台として兼用することができるものであるかないかを問わないものとし、第94.02項のものを除く。）及びその部分品</b>  | <b>94.01 腰掛け（寝台として兼用することができるものであるかないかを問わないものとし、第94.02項のものを除く。）及びその部分品</b>   |
| 9401.10 (省 略)  | 9401.10 (同 左)   |
| 9401.20 (省 略)  | 9401.20 (同 左)   |
| <u>一回転腰掛け（高さを調節することができるものに限る。）</u>   | <u>9401.30一回転腰掛け（高さを調節することができるものに限る。）</u>   |
| <u>9401.31--木製のもの</u>  | <u>9401.40一腰掛け（寝台として兼用することができるものに限るものとし、庭園用又はキャンプ装具用のものを除く。）</u>  |
| <u>9401.39--その他のもの</u>   |   |
| <u>一腰掛け（寝台として兼用することができるものに限るものとし、庭園用又はキャンプ装具用のものを除く。）</u>  |   |
| <u>9401.41--木製のもの</u>  |   |
| <u>9401.49--その他のもの</u>   |   |
| (省 略)  | (同 左)   |
| 9401.52~9401.80 (省 略)  | 9401.52~9401.80 (同 左)   |
| <u>一部分品</u>  | <u>9401.90一部分品</u>  |
| <u>9401.91--木製のもの</u>  |   |
| <u>9401.99--その他のもの</u>   |   |
| (省 略)  | (同 左)   |
| <b>号の解説</b>  | <b>号の解説</b>   |
| 9401.31  | (新 規)   |
| <u>木製の回転腰掛け（高さを調節可能なものに限る）は、回転する座面（ある場合には傾けることができる）を有する椅子である。背もたれを有する回</u>   |   |

新旧対照表

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

| 改正後   | 改正前   |
|---|---|
| <p>転腰掛けには、座面とは無関係に背もたれを傾けることができるものもある。座面及び背もたれの大部分は木製でなければならない。座面は油圧式又はガス式のシリンダーまたはスクリューにより上げ下げされる。これらに車輪の有無は問わない。</p> <p>9401.61 及び 9401.71<br/>(省 略)<br/>(省 略)</p> <p><b>94.03 その他の家具及びその部分品</b><br/>9403.10~9403.89 (省 略)<br/><u>一部分品</u><br/><u>9403.91--木製のもの</u><br/><u>9403.99--その他のもの</u><br/><br/>(省 略)</p> <p>この項には、次の物品を含まない。<br/>(a) ~ (n) (省 略)<br/>(o) スタンダードランプその他の照明器具 (94.05)<br/>(p) (省 略)</p> <p><b>94.04 寝具その他これに類する物品（例えば、マットレス、布団、羽根布団、クッション、プフ及び枕。スプリング付きのもの、何らかの材料を詰物とし又は内部に入れたもの及びセルラーラバー製又は多泡性プラスチック製のものに限るものとし、被覆してあるかないかを問わない。）及びマットレスサポート</b><br/>9404.10~9404.30 (省 略)<br/><u>9404.40--布団、ベッダスプレッド及び羽根布団（コンフォーター）</u><br/>9404.90 (省 略)<br/><br/>この項には、次の物品を含む。</p> |   |
|   | <p>9401.61 及び 9401.71<br/>(同 左)<br/>(同 左)</p> <p><b>94.03 その他の家具及びその部分品</b><br/>9403.10~9403.89 (同 左)<br/><u>9403.90--部分品</u><br/><br/>(同 左)</p> <p>この項には、次の物品を含まない。<br/>(a) ~ (n) (同 左)<br/>(o) スタンダードランプその他のランプ及び照明器具 (94.05)<br/>(p) (同 左)</p> <p><b>94.04 寝具その他これに類する物品（例えば、マットレス、布団、羽根布団、クッション、プフ及びまくら。スプリング付きのもの、何らかの材料を詰物とし又は内部に入れたもの及びセルラーラバー製又は多泡性プラスチック製のものに限るものとし、被覆してあるかないかを問わない。）及びマットレスサポート</b><br/>9404.10~9404.30 (同 左)<br/>(新 規)<br/>9404.90 (同 左)<br/><br/>この項には、次の物品を含む。</p> |

## 新旧対照表

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

| 改正後   | 改正前  |
|---|--|
| (A) (省 略)   | (A) (同 左)  |
| (B) 寝具その他これに類する物品：スプリング付きのもの、何らかの材料（綿、羊毛、馬毛、羽毛、合成繊維等）を詰物とし又は内部に入れたもの及びセルラーラバー製又は多泡性プラスチック製のもの（織物、プラスチック等を被覆してあるかないかを問わない。）  | (B) 寝具その他これに類する物品：スプリング付きのもの、何らかの材料（綿、羊毛、馬毛、羽毛、合成繊維等）を詰物とし又は内部に入れたもの及びセルラーラバー製又は多泡性プラスチック製のもの（織物、プラスチック等を被覆してあるかないかを問わない。）   |
| (1) (省 略)   | (1) (同 左)  |
| (2) 掛け布団及びベッドスプレッド（うわ掛け及び乳母車用掛け布団を含む。）、 <u>羽根布団</u> （コンフォーター）（綿毛その他の充填物を詰めてある。）、マットレスプロテクター（マットレスとマットレスサポートとの間に置く一種の薄いマットレス）、 <u>長枕</u> 、 <u>枕</u> 、クッション、プフ等                                   | (2) 掛け布団及びベッドスプレッド（うわ掛け及び乳母車用掛け布団を含む。）、 <u>羽根布団</u> （綿毛その他の充てん物を詰めてある。）、マットレスプロテクター（マットレスとマットレスサポートとの間に置く一種の薄いマットレス）、 <u>長まくら</u> 、 <u>まくら</u> 、クッション、プフ等  |
| (3) (省 略)   | (3) (同 左)  |
| この項には、次の物品を含まない。  | この項には、次の物品を含まない。   |
| (a) (省 略)   | (a) (同 左)  |
| (b) 空気を入れて使用するマットレス又は <u>枕</u> （39.26、40.16 又は 63.06）及び空気を入れて使用するクッション（39.26、40.14、40.16、63.06 又は 63.07）  | (b) 空気を入れて使用するマットレス又は <u>まくら</u> （39.26、40.16 又は 63.06）及び空気を入れて使用するクッション（39.26、40.14、40.16、63.06 又は 63.07）   |
| (c) 及び (d) (省 略)  | (c) 及び (d) (同 左)   |
| (e) <u>枕</u> カバー及び羽根布団のカバー（63.02）   | (e) <u>まくら</u> カバー及び羽根布団のカバー（63.02）  |
| (f) (省 略)   | (f) (同 左)  |
| 腰掛けの部分品としての特性を有するクッション又はマットレスについては 94.01 項の解説を参照すること。   | 腰掛けの部分品としての特性を有するクッション又はマットレスについては 94.01 項の解説を参照すること。  |
| 94.05 照明器具及びその部分品（サーチライト及びスポットライトを含むものとし、他の項に該当するものを除く。）並びに光源を据え付けたイルミネーションサイン、発光ネームプレートその他これらに類する物品及びこれらの部分品（他の項に該当するものを除く。）<br><br>ー シャンデリアその他の天井用又は壁掛け用の電気式の照明器具（公共の広場又は街路の照明に使用する種類のものを除く。） | 94.05 <u>ランプ</u> その他の照明器具及びその部分品（サーチライト及びスポットライトを含むものとし、他の項に該当するものを除く。）並びに光源を据え付けたイルミネーションサイン、発光ネームプレートその他これらに類する物品及びこれらの部分品（他の項に該当するものを除く。）<br><br>9405.10ー シャンデリアその他の天井用又は壁掛け用の電気式照明器具（公共の広場又は街路の照明に使用する種類のものを除く。） |
| 9405.11ー 発光ダイオード（LED）光源とともに専ら使用するように設計されたもの   |  |
| 9405.19ー その他のもの<br>ー 駐上用、机上用、ベッドサイド用又は床置き用の電気式の照明器具   | 9405.20ー 駐上用、机上用、ベッドサイド用又は床置き用の電気式ランプ  |

## 新旧対照表

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

| 改正後   | 改正前   |
|---|---|
| 9405.21--発光ダイオード(LED)光源とともに専ら使用するように設計されたもの   |   |
| 9405.29--その他のもの<br>ークリスマスツリーに使用する種類のストリングライト  | 9405.30ークリスマスツリーに使用する種類の照明セット   |
| 9405.31--発光ダイオード(LED)光源とともに専ら使用するように設計されたもの   |   |
| 9405.39--その他のもの<br>ーその他の電気式の照明器具  | 9405.40ー電気式のランプその他の照明器具(他の号に該当するものを除く。)   |
| 9405.41--光発電性のもの(発光ダイオード(LED)光源とともに専ら使用するように設計されたものに限る。)  |   |
| 9405.42--その他のもの(発光ダイオード(LED)光源とともに専ら使用するように設計されたものに限る。)   |   |
| 9405.49--その他のもの   |   |
| 9405.50ー非電気式の照明器具<br>ーイルミネーションサイン、発光ネームプレートその他これらに類する物品   | 9405.50ー非電気式のランプその他の照明器具<br>9405.60ーイルミネーションサイン、発光ネームプレートその他これらに類する物品   |
| 9405.61--発光ダイオード(LED)光源とともに専ら使用するように設計されたもの   |   |
| 9405.69--その他のもの<br>(省略)   | (同 左)   |
| 9405.91~9405.99 (省略)<br><br>(I) 照明器具(他の項に該当するものを除く。)<br>このグループの照明器具は、各種の材料(71類の注1に規定する材料を除く。)で構成され、各種光源(ろうそく、油、ガソリン、パラフィン(又は灯油)、ガス、アセチレン、電気等)を使用するものである。この項の電気式の照明器具は、ランプホルダー、スイッチ、可撓(とう)線、プラグ、トランスフォーマー等を取り付けてあってもよい。また、蛍光灯の細長い取付具の場合にあっては、スターター及び安定器を取り付けてあってもよい。 | 9405.91~9405.99 (同 左)<br><br>(I) ランプその他の照明器具(他の項に該当するものを除く。)<br>このグループのランプその他の照明器具は、各種の材料(71類の注1に規定する材料を除く。)で構成され、各種光源(ろうそく、油、ガソリン、パラフィン(又は灯油)、ガス、アセチレン、電気等)を使用するものである。この項の電気式のランプその他の照明器具は、ランプホルダー、スイッチ、可撓(とう)線、プラグ、トランスフォーマー等を取り付けてあってもよい。また、蛍光灯の細長い取付具の場合にあっては、スターター及び安定器を取り付けてあってもよい。 |
| この項には、特に次の物品を含む。<br>(1) 通常、室内照明用に使用する照明器具: 例えば、つり下げランプ、球  | この項には、特に次の物品を含む。<br>(1) 通常、室内照明用に使用するランプその他の照明器具: 例えば、つり  |

## 新旧対照表

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

| 改正後  | 改正前   |
|--|---|
| <p>形ランプ、天井ランプ、シャンデリア、壁掛け用ランプ、標準ランプ、卓上ランプ、ベッドサイドランプ、机上ランプ、ナイトランプ及び防水ランプ</p> <p>(2) 野外照明器具：例えば、街灯、門灯及び特殊なイルミネーションランプ（公共の建物、記念碑又は公園で使用するもの）</p> <p>(3) 特殊用途ランプ：例えば、暗室用ランプ、機械用ランプ（単独で提示するものに限る。）、写真スタジオ用ランプ、検査用ランプ（85.12項のものを除く。）、空港用の非せん光性の標識灯、店の陳列窓用ランプ及び<u>ストリングライト</u>（カーニバル用、娯楽用又はクリスマスツリーの飾り付け用として装飾用ランプを取り付けたものを含む。）</p> <p>(4) ~ (6) (省 略)</p> <p style="text-align: center;">(省 略)</p> <p style="text-align: center;"><b>部 分 品</b></p> <p>この項には、照明器具、イルミネーションサイン、発光ネームプレートその他これらに類する物品の部分品と認められる次のような物品を含む（他の項に属しないものに限る。）。</p> <p style="text-align: center;">(省 略)</p> <p>この項には、また、次の物品を含まない。</p> <p>(a) ~ (g) (省 略)</p> <p>(h) フィラメント電球、放電管（シールドビームランプ、紫外線ランプ及び赤外線ランプ並びに渦巻形、文字、数字、星等の種々の複雑な形状をした管を含む。）、アーク灯及び<u>発光ダイオード(LED) 光源</u>（85.39）</p> <p>(ij) ~ (m) (省 略)</p> <p style="text-align: center;">(省 略)</p> <p><b>94.06 プレハブ建築物</b></p> <p>9406.10 (省 略)</p> <p><u>9406.20—鋼製のモジュール式建築ユニット</u></p> | <p>下げランプ、球形ランプ、天井ランプ、シャンデリア、壁掛け用ランプ、標準ランプ、卓上ランプ、ベッドサイドランプ、机上ランプ、ナイトランプ及び防水ランプ</p> <p>(2) 野外照明ランプ：例えば、街灯、門灯及び特殊なイルミネーションランプ（公共の建物、記念碑又は公園で使用するもの）</p> <p>(3) 特殊用途ランプ：例えば、暗室用ランプ、機械用ランプ（単独で提示するものに限る。）、写真スタジオ用ランプ、検査用ランプ（85.12項のものを除く。）、空港用の非せん光性の標識灯、店の陳列窓用ランプ及び<u>電気花飾り</u>（カーニバル用、娯楽用又はクリスマスツリーの飾り付け用として装飾用ランプを取り付けたものを含む。）</p> <p>(4) ~ (6) (同 左)</p> <p style="text-align: center;">(同 左)</p> <p style="text-align: center;"><b>部 分 品</b></p> <p>この項には、ランプその他の照明器具、イルミネーションサイン、発光ネームプレートその他これらに類する物品の部分品と認められる次のような物品を含む（他の項に属しないものに限る。）。</p> <p style="text-align: center;">(同 左)</p> <p>この項には、また、次の物品を含まない。</p> <p>(a) ~ (g) (同 左)</p> <p>(h) フィラメント電球、放電管（シールドビームランプ、紫外線ランプ及び赤外線ランプ並びに渦巻形、文字、数字、星等の種々の複雑な形状をした管を含む。）、アーク灯及び<u>発光ダイオード(LED) ランプ</u>（85.39）</p> <p>(ij) ~ (m) (同 左)</p> <p style="text-align: center;">(同 左)</p> <p><b>94.06 プレハブ建築物</b></p> <p>9406.10 (同 左)</p> <p style="text-align: right;">(新 規)</p> |

## 新旧対照表

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

| 改正後  | 改正前   |
|--|---|
| 9406.90 (省 略)<br><br>(省 略)   | 9406.90 (同 左)<br><br>(同 左)  |
| <p>この項の建築物は、装備しているかいないかを問わない。ただし、通常使用する組込み式の備付品のみを建築物とともにその所属を決定する。この備付品には、電気用附属品（電線、ソケット、スイッチ、遮断器、ベル等）、暖房用又は空気調和用の機器（ボイラー、ラジエーター、エアコンディショナー等）、衛生用器具（浴槽、シャワー、湯沸器等）、台所用器具（流し台、フード、クッカー等）及び組み込んである又は組み込むように設計してある家具（食器棚等）を含む。</p> <p><u>プレハブ建築物は、モジュールとも称される鋼製の構造を有する「モジュール式の建築ユニット」を含む。これは通常、複合輸送を意図した標準的な輸送用コンテナの寸法及び形状で提示される。しかしながら、これらは、建築物モジュールの型に応じて適当な内壁、床材、天井、戸、窓並びに電気及び配管の設備があらかじめ内部に実質的に又は完全に作り付けられている。</u><br/> <u>これらは、他の設備や家具類（例えば、階段、備付家具、台所用器具、衛生用器具、外装材及び屋根材）を備えることもある。それらは構造的に自立しており、他のモジュールと水平又は垂直に組み立てて、恒久的な建築物（例えば、病院、ホテル、住居、共同施設又は学校）になるように設計されている。それらは、モジュールを連結するための構成要素と共に提示されることもある。</u></p> <p><u>しかしながら、モジュール式の建築ユニットには、恒久的なシャシ付きのユニット（「移動式家屋」）を含まない（87類）。</u></p> | <p>この項の建築物は、装備しているかいないかを問わない。ただし、通常使用する組込み式の備付品のみを建築物とともにその所属を決定する。この備付品には、電気用附属品（電線、ソケット、スイッチ、遮断器、ベル等）、暖房用又は空気調和用の機器（ボイラー、ラジエーター、エアコンディショナー等）、衛生用器具（浴槽、シャワー、湯沸器等）、台所用器具（流し台、フード、クッカー等）及び組み込んである又は組み込むように設計してある家具（食器棚等）を含む。</p> <p style="text-align: right;">(新 規)</p> |
| 号の解説<br>9406.10<br><br>(省 略)   | (同 左)   |
| 9406.20<br><br><u>この号は、「組立て式」又は構造的に自立しない組立ユニットのいずれか</u>  | (新 規)   |

新旧対照表

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

| 改正後  | 改正前   |
|--|---|
| <p>で提示される組立建築物（9406.90号参照）及び街の売店又は作業現場の事務所として使用される完全に自己完結型の建築物（鋼製の輸送用コンテナを使って建てられたものであるが、他のモジュールと組み立てるように設計されていないもの）（9406.90号参照）を含まない。</p> <p style="text-align: center;"><b>第 95 類</b><br/><b>玩具、遊戯用具及び運動用具並びにこれらの部分品及び附属品</b></p> <p>注</p> <p>1 この類には、次の物品を含まない。</p> <p>(a)～(o)（省略）</p> <p>(p) 無人航空機（第88.06項参照）</p> <p>(q)（省略）</p> <p>(r)（省略）</p> <p>(s)（省略）</p> <p>(t)（省略）</p> <p>(u) ストリングライト（第94.05項参照）</p> <p>(v)（省略）</p> <p>(w)（省略）</p> <p>(x)（省略）</p> <p>2 及び3（省略）</p> <p>4 この類の注1のものを除くほか、第95.03項には、<u>同項の物品と一以上の物品（関税率表の解釈に関する通則3(b)のセットではないもので、単独で提示する場合は他の項に属するものに限る。）</u>とを組み合わせたものを含む（小売用にしたもの及び<u>玩具</u>の重要な特性を有する組合せにしたものに限る。）。</p> <p>5（省略）</p> <p>6 第95.08項において次の用語の意義は、それぞれ次に定めるところによる。</p> <p>(a)「遊園地の乗り物」とは、主として<u>娯楽の目的のために、固定若しくは制限された走路（水路を含む。）を通じて又は所定の区画内において、一人以上の人員を運ぶ個別の器具若しくはこれを結合したもの又は装置をいう。遊園地の乗り物には、遊園地、テーマパーク、ウォーター</u></p> | <p style="text-align: center;"><b>第 95 類</b><br/><b>がん具、遊戯用具及び運動用具並びにこれらの部分品及び附属品</b></p> <p>注</p> <p>1 この類には、次の物品を含まない。</p> <p>(a)～(o)（同左）</p> <p>(p)（新規）</p> <p>(q)（同左）</p> <p>(r)（同左）</p> <p>(s)（同左）</p> <p>(t) 電気花飾り（第94.05項参照）</p> <p>(u)（同左）</p> <p>(v)（同左）</p> <p>(w)（同左）</p> <p>2 及び3（同左）</p> <p>4 この類の注1のものを除くほか、第95.03項には、<u>この項の物品と一以上の物品（関税率表の解釈に関する通則3(b)のセットではないもので、単独で提示する場合は他の項に属するものに限る。）</u>とを組み合わせたものを含む（小売用にしたもの及び<u>がん具</u>の重要な特性を有する組合せにしたものに限る。）。</p> <p>5（同左）</p> <p>（新規）</p> |

## 新旧対照表

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

| 改正後  | 改正前   |
|--|---|
| <p>パーク又は催事会場の中で組み合わされたものを含み、住宅又は遊び場に通常設置された装置を含まない。</p> <p>(b) 「ウォーターパークの娯楽設備」とは、意図的に作られた歩道がない、水を伴う所定の区画によって特徴づけられる個別の器具若しくはこれを結合したもの又は装置をいう。ウォーターパークの娯楽設備には、ウォーターパーク用に特に設計された装置のみを含む。</p> <p>(c) 「興行用設備」とは、運、力量又は技量に係る遊戯用具をいう。興行用設備には、通常、操作員又は係員が付き、恒久的な建築物又は独立した露店に設置されるものを含み、第 95.04 項に該当する装置を含まない。</p> <p>この項には、この表の他の項に該当する装置を含まない。</p> |   |
| (省 略)  | (同 左)   |
| 95.03 三輪車、スクーター、足踏み式自動車その他これらに類する車輪付き玩具、人形用乳母車、人形、その他の玩具、縮尺模型その他これに類する娯楽用模型（作動するかしないかを問わない。）及びパズル  | 95.03 三輪車、スクーター、足踏み式自動車その他これらに類する車輪付き玩具、人形用乳母車、人形、その他の玩具、縮尺模型その他これに類する娯楽用模型（作動するかしないかを問わない。）及びパズル |
| (省 略)  | (同 左)   |
| この項には、また、次の物品を含まない。  | この項には、また、次の物品を含まない。   |
| (a) ~ (e) (省 略)  | (a) ~ (e) (同 左)   |
| (f) 無人航空機 (88.06)  | (新 規)   |
| (g) (省 略)  | (f) (同 左)   |
| (h) (省 略)  | (g) (同 左)   |
| (i j) (省 略)  | (h) (同 左)   |
| (k) (省 略)  | (i j) (同 左)   |
| (l) (省 略)  | (k) (同 左)   |
| (m) (省 略)  | (l) (同 左)   |
| (n) (省 略)  | (m) (同 左)   |
| 95.04 ビデオゲーム用のコンソール及び機器、テーブルゲーム用又は室内遊戯用の物品（ピンテーブル、ビリヤード台、カジノ用に特に製造した   | 95.04 ビデオゲーム用のコンソール及び機器、 <u>遊戯場用</u> 、テーブルゲーム用又は室内遊戯用の物品（ピンテーブル、ビリヤード台、カジノ用に特                     |

## 新旧対照表

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

| 改正後  | 改正前  |
|--|--|
| <p>テーブル及びボーリングアレー用自動装置を含む。) <u>並びに硬貨、銀行券、バンクカード、トークンその他の支払手段により作動する娯楽用の機械</u></p> <p>(省 略)</p>   | <p>に製造したテーブル及びボーリングアレー用自動装置を含む。)</p> <p>(同 左)</p>  |
| <p>95.05 祝祭用品、カーニバル用品その他の娯楽用品（奇術用具を含む。）</p> <p>(省 略)</p> <p>この項には、また、次の物品を含まない。</p> <p>(a) ~ (e) (省 略)</p> <p>(f) 各種の<u>ストリングライト</u> (94.05)</p>   | <p>95.05 祝祭用品、カーニバル用品その他の娯楽用品（奇術用具を含む。）</p> <p>(同 左)</p> <p>この項には、また、次の物品を含まない。</p> <p>(a) ~ (e) (同 左)</p> <p>(f) 各種の<u>電気花飾り</u> (94.05)</p>                      |
| <p>95.06 身体トレーニング、体操、競技その他の運動（卓球を含む。）又は戸外遊戯に使用する物品（この類の他の項に該当するものを除く。）及び水泳用又は水遊び用のプール</p> <p>(省 略)</p> <p>この項には、次の物品を含まない。</p> <p>(a) ~ (p) (省 略)</p> <p>(q) 遊園地の乗り物用、ウォーターパークの娯楽設備用又は興行用設備用に設計された娯楽用のプール又は波のできるプールで、特設コースに沿って乗り手を移動させ若しくは円滑に動かし又は波若しくは流れを生じさせる、娯楽のために水を循環させるもの (95.08)</p> <p>(省 略)</p> | <p>95.06 身体トレーニング、体操、競技その他の運動（卓球を含む。）又は戸外遊戯に使用する物品（この類の他の項に該当するものを除く。）及び水泳用又は水遊び用のプール</p> <p>(同 左)</p> <p>この項には、次の物品を含まない。</p> <p>(a) ~ (p) (同 左)</p> <p>(新 規)</p> |
| <p>95.08 巡回サーカスの設備及び巡回動物園の設備、遊園地の乗り物及びウォーターパークの娯楽設備、興行用設備（射的場を含む。）並びに巡回劇場の設備</p> <p>9508.10—巡回サーカスの設備及び巡回動物園の設備</p>  | <p>95.08 回転木馬、スイング、射的場その他の興行用設備及び巡回サーカス、巡回動物園又は巡回劇場の設備</p> <p>9508.10—巡回サーカス及び巡回動物園のもの</p>   |

## 新旧対照表

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

| 改正後   | 改正前   |
|---|---|
| <u>一遊園地の乗り物及びウォーターパークの娯楽設備</u>  | (新規)  |
| 9508.21— <u>ジェットコースター</u>   | (新規)  |
| 9508.22— <u>回転木馬、スイング及びその他の回転式の乗り物</u>  | (新規)  |
| 9508.23— <u>ダッジム車</u>   | (新規)  |
| 9508.24— <u>運動シミュレーター及び体験型劇場の設備</u>   | (新規)  |
| 9508.25— <u>ウォーターライド</u>  | (新規)  |
| 9508.26— <u>ウォーターパークの娯楽設備</u>   | (新規)  |
| 9508.29— <u>その他のもの</u>  | (新規)  |
| 9508.30— <u>興行用設備</u>   | (新規)  |
| 9508.40— <u>巡回劇場の設備</u>   | (新規)  |
| (削除)  |   |
| <u>遊園地の乗り物、ウォーターパークの娯楽設備、興行用設備、巡回サークスの設備、巡回動物園の設備又は巡回劇場の設備は、これらの通常の活動に本質的に必要な<u>全て</u>のユニットを含んでいる場合に限り、この項に属する。また単独で提示した場合にはこの表の他の項に属する物品（例えば、テント、動物、楽器、動力源、原動機、照明器具、腰掛け、武器及び銃砲弾）であっても、これらの各種の娯楽用具を構成するものとして、かつ、これらの用具がともに提示される場合に限り、この項に属する。</u> | <u>興行用設備、巡回サークス、巡回動物園又は巡回劇場の設備は、これらの通常の活動に本質的に必要な<u>すべて</u>のユニットを含んでいる場合に限り、この項に属する。また、単独で提示した場合にはこの表の他の項に属する物品（例えば、テント、動物、楽器、動力源、原動機、照明器具、腰掛け、武器及び銃砲弾）であっても、これらの各種の娯楽用具を構成するものとして、かつ、これらの用具がともに提示される場合に限り、この項に属する。</u> |
| (省略)  | (同左)  |
| <u>この項に属する遊園地の乗り物及びウォーターパークの娯楽設備には次の物品を含む。</u>  | <u>この項に属する興行用設備には次の物品を含む。</u>   |
| (1) <u>ジェットコースター</u> ：これは専用車両を使用し、設計上、上昇又は下降し、時には1回以上逆さまになる（例えば、垂直ループ）軌道上を移動する間、乗り手は席に座り動かないよう押さえられる。ジェットコースターは、単体の車両又は複数の車両を有するものがある。  | (1) 各種の回転木馬   |
| (2) <u>回転木馬、スイング及びその他の回転式の乗り物</u> ：これらは管理された既定のコース又は走路において、单一の平面上で作動する。   | (2) バンパーカー設備  |
| (3) <u>ダッジム車又はバンパーカー</u>  | (3) ウォーターシュート   |
| (4) <u>運動シミュレーター及び体験型劇場の設備</u> ：これらは、観客が映画を視聴し又は仮想現実(virtual reality)を体験する座席台を有する乗り物  | (4) 小型遊覧鉄道及び滑り台   |
|   | (5) 舟形ぶらんこ  |
|   | (6) 射的場及びココナット標的落とし   |
|   | (7) 迷路  |
|   | (8) 奇形動物の見世物  |
|   | (9) 富くじ（例えば、回転円板式抽選器）   |

## 新旧対照表

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

| 改正後   | 改正前  |
|---|--|
| <p>で、その座席は、乗り物の景色や動作に応じて動く。</p> <p>(5) ウォーターライド：特設コースに沿って乗り手の移動体を移動させ又は円滑に動かすために用いられる水の循環装置で、乗り物の動きで、乗り手の体の全部又は一部が水に浸かる可能性がある又は意図的に水に浸けられるものがある。</p> <p>(6) ウォーターパークの娯楽設備：これは、水を伴う所定の区画によって特徴付けられるが、特設コースは有しない。これは、滑り台、乗り越え可能な又は困難な水遊び用の構成要素、水遊び用の複合構造体、利用者が操縦する装置、水の噴霧装置、噴水、波の作用、レジャー用の川及び渦流のあるプールを含むことがある。</p> <p>この項に属する興行用設備には次の物品を含む。</p> <p>射的場、ココナツ標準的落とし、コインストス、迷路及び富くじ（例えば、回転円盤式抽選器）などの、運、力量又は技量に係る遊戯用具：これらは、通常、操作員又は係員が付き、恒久的な建築物又は独立した露店に設置されることがある。興行用設備には、95.04 項及び 95.06 項の装置又はこの類の他の項に該当する物品を含まない。</p> <p>この項には、次の物品を含まない。</p> <p>(a) 及び (b) (省略)</p> <p>(c) 硬貨、銀行券、バンクカード、トークンその他の支払手段により作動する娯楽用の機械 (95.04)</p> <p>(d) (省略)</p> <p style="text-align: center;"><b>第 96 類<br/>雑 品</b></p> <p>注</p> <p>1 この類には、次の物品を含まない。</p> <p>(a) ~ (ij) (省略)</p> <p>(k) 第 94 類の物品（例えば、家具及び照明器具）</p> <p>(l) 及び (m) (省略)</p> <p>2~4 (省略)</p> <p style="text-align: center;">総 説</p> | <p>この項には、次の物品を含まない。</p> <p>(a) 及び (b) (同左)</p> <p>(c) 硬貨、銀行券（紙幣）、ディスクその他これらに類するものを挿入することにより作動する娯楽機械 (95.04)</p> <p>(d) (同左)</p> <p style="text-align: center;"><b>第 96 類<br/>雑 品</b></p> <p>注</p> <p>1 この類には、次の物品を含まない。</p> <p>(a) ~ (ij) (同左)</p> <p>(k) 第 94 類の物品（例えば、家具及びランプその他の照明器具）</p> <p>(l) 及び (m) (同左)</p> <p>2~4 (同左)</p> <p style="text-align: center;">総 説</p> |

## 新旧対照表

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

| 改正後  | 改正前  |
|--|--|
| <p>この類には、彫刻用、細工用又は成形用の材料及びこれらの材料の製品、ある種のほうき、ブラシ及びふるい、ある種の小間物類、ある種の筆記用具及び事務用品、ある種の喫煙用具、ある種の化粧用具、ある種の吸収性を有する衛生用品（生理用のナプキン（パッド）及びタンポン、おむつ及びおむつ中敷きその他これらに類する物品（材料を問わない。））並びにその他の各種の製品でこの表の他の項に属しないものを含む。</p> <p style="text-align: center;">(省 略)</p>  | <p>この類には、彫刻用、細工用又は成形用の材料及びこれらの材料の製品、ある種のほうき、ブラシ及びふるい、ある種の小間物類、ある種の筆記用具及び事務用品、ある種の喫煙用具、ある種の化粧用具、ある種の吸収性を有する衛生用品（生理用のナプキン（パッド）及びタンポン、<u>乳児用</u>のおむつ及びおむつ中敷きその他これらに類する物品（材料を問わない。））並びにその他の各種の製品でこの表の他の項に属しないものを含む。</p> <p style="text-align: center;">(同 左)</p>   |
| <p>96.01 アイボリー、骨、かめの甲、角、枝角、さんご、真珠光沢を有する貝殻その他の動物性の彫刻用又は細工用の材料（加工したものに限る。）及び製品（これらの材料から製造したものに限るものとし、成形により得た製品を含む。）</p> <p style="text-align: center;">(省 略)</p> <p>この項には、また、次の物品を含まない。<br/>           (a) ~ (ij) (省 略)<br/>           (k) 94 類の物品（例えば、家具及び照明器具）<br/>           (l) ~ (o) (省 略)</p> <p style="text-align: center;">(省 略)</p> | <p>96.01 アイボリー、骨、かめの甲、角、枝角、さんご、真珠光沢を有する貝殻その他の動物性の彫刻用又は細工用の材料（加工したものに限る。）及び製品（これらの材料から製造したものに限るものとし、成形により得た製品を含む。）</p> <p style="text-align: center;">(同 左)</p> <p>この項には、また、次の物品を含まない。<br/>           (a) ~ (ij) (同 左)<br/>           (k) 94 類の物品（例えば、家具及び<u>ランプ</u>その他の照明器具）<br/>           (l) ~ (o) (同 左)</p> <p style="text-align: center;">(同 左)</p> |
| <p>96.09 鉛筆（第 96.08 項のシャープペンシルを除く。）、クレヨン、鉛筆の芯、パステル、図画用木炭、テーラースチョーク及び筆記用又は図画用のチョーク<br/>           9609.10—鉛筆及びクレヨン（さやの中に芯を入れたものに限る。）<br/>           9609.20—鉛筆の芯（色を問わない。）<br/>           9609.90 (省 略)</p> <p style="text-align: center;">(省 略)</p> <p>この項には、次の物品を含む。</p>   | <p>96.09 鉛筆（第 96.08 項のシャープペンシルを除く。）、クレヨン、<u>鉛筆のしん</u>、パステル、図画用木炭、テーラースチョーク及び筆記用又は図画用のチョーク<br/>           9609.10—鉛筆及びクレヨン（硬いさやの中にしんを入れたものに限る。）<br/>           9609.20—鉛筆のしん（色を問わない。）<br/>           9609.90 (同 左)</p> <p style="text-align: center;">(同 左)</p> <p>この項には、次の物品を含む。</p>   |

## 新旧対照表

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

| 改正後  | 改正前  |
|--|--|
| (1) ~ (5) (省 略)<br>(6) 鉛筆及びクレヨン：さやの中に芯を入れたもの<br>(7) ~ (9) (省 略)<br><br>(省 略)   | (1) ~ (5) (同 左)<br>(6) 鉛筆及びクレヨン： <u>硬い</u> さやの中に <u>しん</u> を入れたもの<br>(7) ~ (9) (同 左)<br><br>(同 左)  |
| 96.14 喫煙用パイプ(パイプボールを含む。)、シガーホルダー及びシガレットホルダー並びにこれらの部分品<br><br>(省 略)   | 96.14 喫煙用パイプ(パイプボールを含む。)、シガーホルダー及びシガレットホルダー並びにこれらの部分品<br><br>(同 左)   |
| この項には、次の物品を含まない。<br><br>(a) 附属品(例えば、パイプスクレーバー及びパイプクリーナー)：それぞれ該当する項に属する。<br><br>(b) 電子たばこ及びこれに類する個人用の電気的な気化用器具(喫煙用パイプ又は水パイプの形状であるかないかを問わない。)(85.43 参照)<br><br>(省 略)                                 | この項には、附属品(例えば、パイプスクレーバー及びパイプクリーナー)を含まない。それらはそれぞれ該当する項に属する。<br><br>(同 左)  |
| 96.17 魔法瓶その他の真空容器及びその部分品(ガラス製の内部容器を除く。)<br><br>(省 略)   | 96.17 魔法瓶その他の真空容器(ケース入りのものに限る。)及びその部分品(ガラス製の内部容器を除く。)<br><br>(同 左)   |
| 96.19 生理用のナプキン(パッド)及びタンポン、おむつ及びおむつ中敷きその他これらに類する物品(材料を問わない。)<br><br>この項には、生理用のナプキン(パッド)及びタンポン、おむつ及びおむつ中敷きその他これらに類する物品(吸水性を有する母乳パッド(nursing pads)、成人の失禁者用のおむつ及びおむつ中敷きを含む。)を含む(材料を問わない。)<br><br>(省 略) | 96.19 生理用のナプキン(パッド)及びタンポン、 <u>乳児用</u> のおむつ及びおむつ中敷きその他これらに類する物品(材料を問わない。)<br><br>この項には、生理用のナプキン(パッド)及びタンポン、 <u>乳児用</u> のおむつ及びおむつ中敷きその他これらに類する物品(吸水性を有する母乳パッド(nursing pads)、成人の失禁者用のおむつ及びおむつ中敷きを含む。)を含む(材料を問わない。)<br><br>(同 左) |

## 新旧対照表

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

| 改正後  | 改正前   |
|--|---|
| <p style="text-align: center;"><b>第 97 類</b><br/><b>美術品、収集品及びこつとう</b></p> <p>注</p> <p>1 (省 略)</p> <p>2 第 97.01 項には、芸術家がデザインし又は創作した場合であっても、通常の職人技術により大量生産された複製品、鑄造物及び製作品で、商業的性格を有するモザイクを含まない。</p> <p>3 (省 略)</p> <p>4 (省 略)</p> <p>5 (A) この類及びこの表の他の類に同時に属するとみられる物品は、1から<u>4まで</u>に定める場合を除くほか、<u>全て</u>この類に属する。<br/>(B) (省 略)</p> <p>6 書画又はコラージュその他これに類する装飾板若しくは版画を取り付けた額縁で、当該書画又はコラージュその他これに類する装飾板若しくは版画に通常使用する種類及び価値のものについては、当該書画又はコラージュその他これに類する装飾板若しくは版画に含まれる。この<u>注6</u>の規定に関し、当該書画又はコラージュその他これに類する装飾板若しくは版画に通常使用する種類及び価値のものでない額縁については、これらの物品に含まれないものとし、当該額縁が属する項に属する。</p> <p style="text-align: center;">総 説</p> <p>この類には、次の物品を含む。</p> <p>(A) ある種の美術品：書画（肉筆のものに限る。）及び<u>コラージュ、モザイク</u>その他これらに類する装飾板（97.01）並びに銅版画、木版画、石版画その他の版画（97.02）並びに彫刻、塑像、鑄像その他これらに類する物品（97.03）。</p> <p>(B) ~ (D) (省 略)<br/>この類に属する物品は、輸出又は輸入を制限される文化的重要性のある物品を含むことがある。</p> <p>ただし、この類の注又は各項に規定する条件に合致しないものは、この表の他の類に属することに注意しなければならない。</p> | <p style="text-align: center;"><b>第 97 類</b><br/><b>美術品、収集品及びこつとう</b></p> <p>注</p> <p>1 (同 左)</p> <p>(新 規)</p> <p>2 (同 左)</p> <p>3 (同 左)</p> <p>4 (A) この類及びこの表の他の類に同時に属するとみられる物品は、1から<u>3まで</u>に定める場合を除くほか、<u>すべて</u>この類に属する。<br/>(B) (同 左)</p> <p>5 書画又はコラージュその他これに類する装飾板若しくは版画を取り付けた額縁で、当該書画又はコラージュその他これに類する装飾板若しくは版画に通常使用する種類及び価値のものについては、当該書画又はコラージュその他これに類する装飾板若しくは版画に含まれる。この<u>注5</u>の規定に関し、当該書画又はコラージュその他これに類する装飾板若しくは版画に通常使用する種類及び価値のものでない額縁については、これらの物品に含まれないものとし、当該額縁が属する項に属する。</p> <p style="text-align: center;">総 説</p> <p>この類には、次の物品を含む。</p> <p>(A) ある種の美術品：書画（肉筆のものに限る。）及び<u>コラージュその他これらに類する装飾板</u>（97.01）並びに銅版画、木版画、石版画その他の版画（97.02）並びに彫刻、塑像、鑄像その他これらに類する物品（97.03）。</p> <p>(B) ~ (D) (同 左)</p> <p>(新 規)</p> <p>ただし、この類の注又は各項に規定する条件に合致しないものは、この表の他の類に属することに注意しなければならない。</p> |

## 新旧対照表

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

| 改正後  | 改正前   |
|--|---|
| (省 略)  | (同 左)   |
| 97.01 書画（肉筆のものに限るものとし、手作業で描き又は装飾した加工物及び第 49.06 項の図案を除く。） <u>並びにコラージュ及びモザイクその他これらに類する装飾板</u><br>—製作後 100 年を超えたもの<br><u>9701. 21—書画</u><br><u>9701. 22—モザイク</u><br><u>9701. 29—その他もの</u><br>—その他のもの<br><u>9701. 91—書画</u><br><u>9701. 92—モザイク</u><br><u>9701. 99—その他もの</u> | 97.01 書画（肉筆のものに限るものとし、手作業で描き又は装飾した加工物及び第 49.06 項の図案を除く。） <u>及びコラージュその他これに類する装飾板</u><br><u>9701. 10—書画</u><br><br><u>9701. 90—その他もの</u>                                    |
| (省 略)  | (同 左)   |
| (B) <u>コラージュ及びモザイクその他これらに類する装飾板</u>  | (B) <u>コラージュその他これに類する装飾板</u>  |
| (省 略)  | (同 左)   |
| このグループにおいて、「その他これらに類する装飾板」には、たとえ裏材に取り付け又は膠（こう）着したものであっても、単一の材料から成る物品を含まない。これらは、この表の他の項において、より特殊な限定をして記載をしているプラスチック製、木製、卑金属製等の装飾品に属する。これらの物品は、それぞれ該当する項に属する（44.20、83.06 等）。   | このグループにおいて、「その他これに類する装飾板」には、たとえ裏材に取り付け又は膠（こう）着したものであっても、単一の材料から成る物品を含まない。これらは、この表の他の項において、より特殊な限定をして記載をしているプラスチック製、木製、卑金属製等の装飾品に属する。これらの物品は、それぞれ該当する項に属する（44.20、83.06 等）。 |
| このグループのモザイクは、手作業で製作され、同物品に独特かつ再現できない特徴を与えていた。これらは、様々な材質の小片（「テッセラ」として知られる。）を並置することで作られ、全体として、模様、モチーフ又は幾何学模様の特色をもつ構成物を形成する。モザイクは、様々な色の硬い石、テラコッタ、陶磁器、大理石、ほうろう、着色したガラス又は木材から成る。  | (新 規)   |
| モザイクは、商業的性格のもの（例えば、大量生産された複製品、鑄造物又は通常の職人技術による製作品）でない限り、それらが作成された年代に  |   |

## 新旧対照表

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

| 改正後   | 改正前   |
|---|---|
| <u>よらず、97.01 項に分類される（97類の注2参照）。</u> <p style="text-align: center;">*<br/>* * </p> <p>書画又はコラージュその他これらに類する装飾板の額縁で、当該書画又はコラージュその他これらに類する装飾板に通常使用する種類及び価値のものについては、当該書画又はコラージュその他これらに類する装飾板に含まれる。その他の額縁については、木製、金属製等の物品として、当該額縁が属する項に属する（この類の<u>注6</u>参照）。</p>   |   |
| <b>97.02 銅版画、木版画、石版画その他の版画</b><br><u>9702.10—製作後100年を超えたもの</u><br><u>9702.90—その他のもの</u> <p>この項には、銅版画、木版画、石版画その他の版画（製作の時代を問わない。）、すなわち、一個又は数個の原版（芸術家が完全に手作業で製作したものに限る。）から直接製作した白黒又は彩色の版画（機械的又は写真的過程を経ずに製作したものに限るものとし、製作様式及び材料を問わない。）<u>を含む</u>（この類の<u>注3</u>参照）。</p> <p style="text-align: center;">(省 略)</p> <p>銅版画、木版画、石版画その他の版画の額縁で、当該銅版画、木版画、石版画その他の版画に通常使用する種類及び価値のものについては、当該銅版画、木版画、石版画その他の版画に含まれる。その他の額縁については、木製、金属製等の物品として、当該額縁が属する項に属する（この類の<u>注6</u>参照）。</p> <p style="text-align: center;">(省 略)</p> | <p style="text-align: center;">*<br/>* * </p> <p>書画又はコラージュその他これらに類する装飾板の額縁で、当該書画又はコラージュその他これらに類する装飾板に通常使用する種類及び価値のものについては、当該書画又はコラージュその他これらに類する装飾板に含まれる。その他の額縁については、木製、金属製等の物品として、当該額縁が属する項に属する（この類の<u>注5</u>参照）。</p> <p><b>97.02 銅版画、木版画、石版画その他の版画</b><br/>           (新規)<br/>           (新規)</p> <p>この項には、銅版画、木版画、石版画その他の版画（製作の時代を問わない。）、すなわち、一個又は数個の原版（芸術家が完全に手作業で製作したものに限る。）から直接製作した白黒又は彩色の版画（機械的又は写真的過程を経ずに製作したものに限るものとし、製作様式及び材料を問わない。）<u>をいう</u>（この類の<u>注2</u>参照）。</p> <p style="text-align: center;">(同 左)</p> <p>銅版画、木版画、石版画その他の版画の額縁で、当該銅版画、木版画、石版画その他の版画に通常使用する種類及び価値のものについては、当該銅版画、木版画、石版画その他の版画に含まれる。その他の額縁については、木製、金属製等の物品として、当該額縁が属する項に属する（この類の<u>注5</u>参照）。</p> <p style="text-align: center;">(同 左)</p> |
| <b>97.03 彫刻、塑像、鑄像その他これらに類する物品（材料を問わない。）</b><br><u>9703.10—製作後100年を超えたもの</u>   | <b>97.03 彫刻、塑像、鑄像その他これらに類する物品（材料を問わない。）</b><br>(新規)   |

## 新旧対照表

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

| 改正後   | 改正前  |
|---|--|
| <u>9703.90—その他のもの</u>   | (新規)   |
| (省略)  | (同左)   |
| <u>97.05 収集品及び標本（考古学、民族学、史学、動物学、植物学、鉱物学、解剖学、古生物学又は古錢に関するものに限る。）</u>   | <u>97.05 収集品及び標本（動物学、植物学、鉱物学、解剖学、史学、考古学、古生物学、民族学又は古錢に関するものに限る。）</u>  |
| <u>9705.10—収集品及び標本（考古学、民族学又は史学に関するものに限る。）</u>   | (新規)   |
| <u>—収集品及び標本（動物学、植物学、鉱物学、解剖学又は古生物学に関するものに限る。）</u>  | (新規)   |
| <u>9705.21—人体の標本及びその部分品</u>   | (新規)   |
| <u>9705.22—絶滅種又は絶滅危惧種のもの及びこれらの部分品</u>   | (新規)   |
| <u>9705.29—その他のもの</u>   | (新規)   |
| <u>—収集品及び標本（古錢に関するものに限る。）</u>   | (新規)   |
| <u>9705.31—製作後100年を超えたもの</u>  | (新規)   |
| <u>9705.39—その他のもの</u>   | (新規)   |
| これらは、通常、本質的な価値は小さいが、たびたびその希少性、集合又は体裁から興味をそそる種類のものである。この項には、次の物品を含む。<br>(A) 考古学、民族学又は史学に関する収集品及び標本には、次の物品を含む。<br>(1) 「考古学的重要性のある」物品は、過去の人の行動、文化的適合の形跡及び芸術的表現に関する科学的又は人間学的理解をもたらすもので、<br>これらは、通常、発掘（例えば、科学的な、秘密裏の又は偶然のもの）又は探検（すなわち、陸上又は水中）の結果として発見される。<br>この物品には、洞窟壁画、フレスコ画、丸彫り又は浮彫りの古代彫刻、ペトログリフ及び彫刻を施した建築物の要素（例えば、柱頭、鴨居など）、首飾り、腕輪、指輪、耳及び鼻の装飾品、ブローチ、王冠、ピン、胸飾り、ベルト及び唇栓、刻文のある粘土板、刻文のある貝殻又は骨、記号、象徴若しくは言葉を刻んだ又は浮き彫りにした石、手書き又は絵入り文字のあるパピルス、木材、シルク、羊皮紙、紙又は上質皮紙が含まれるが、この限りではない。<br>(2) 「民族学的重要性のある」物品は、一般に、原住民社会、部族社会又は非産業社会で使われる物品で、伝統的な宗教の慣習のために必要とさ | これらは、通常、本質的な価値は小さいが、たびたびその希少性、集合又は体裁から興味をそそる種類のものである。この項には、次の物品を含む。<br>(A) 動物学、植物学、鉱物学又は解剖学上の収集品及び標本：次のような物品がある。<br>(1) ある種の動物の死体を乾燥し又は液体漬けにして保存したもの及び収集のために剥（はく）製にしたもの<br>(2) 中味を除去した卵、箱又は枠等に入れた昆虫類（身辺用模造細貨類又は小物に取り付けたものを除く。）及び貝殻（工業用に適する種類のものを除く。）<br>(3) 種子又は植物を乾燥し又は液体漬けにして保存したもの及び植物標本箱<br>(4) 鉱物の標本（71類に属する貴石及び半貴石を除く。）及び化石の標本<br>(5) 骨学上の標本（骨格、頭蓋骨及び骨）<br>(6) 解剖学又は病理学の標本 |

## 新旧対照表

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

| 改正後  | 改正前   |
|--|---|
| <p>れるもの又は人類の文化的遺産にとって重要なものである。なぜならば、それらが際立った特徴を持ち、比較的希少であるか、又は、その人々の起源、発展又は歴史に関する知識を与えるからである。</p>  |   |
| <p>この物品には、宗教的かつ儀式的なレガリア並びに古代の宗教的な肖像及び彫刻、聖遺骨及び聖櫃、干し首、頭皮、装飾された頭蓋骨、人骨から作成した道具及び楽器並びに手書き文書又は文字（絵と共に書かれることもある。）が書かれた木材、シルク、羊皮紙、上質皮紙、紙又は革が含まれるが、この限りではない。文書は、個片、巻き物又は製本されているものもある。例として、手書きの聖書、トーラー、コーランその他の宗教的な原典、手紙、論文、教義及び評論が含まれる。</p> |   |
| <p>(3) 「歴史的重要性のある」物品は、人が作ったもので、政治的、科学的、技術的、軍事的又は社会的に重要な国内又は国際的な歴史的出来事、並びに国内又は国際的に有名な指導者、思想家、科学者及び芸術家の生涯又は成果に關係したものである。</p>   |   |
| <p>この物品には、中世の兵士の制服や武器、君主の戴冠式で使用された王室の記章、古代文明における鍊金術研究所で使用された容器が含まれるが、この限りではない。</p>   |   |
| <p>(B) 動物学、植物学、鉱物学、解剖学又は古生物学上の収集品及び標本には、次の物品を含む。</p>   | <p>(B) 史学、民族学、古生物学又は考古学に関する収集品及び標本：例えば、次の物品がある。</p>                   |
| <p>(1) ある種の動物の死体を乾燥し又は液体漬けにして保存したもの及び収集のために剥製にしたもの</p>   | <p>(1) 古代人の行動の研究に適する人類の行動の遺物（例えば、ミイラ、石棺、武器、崇拝物、衣服、古代の名士が所有していた物品）</p> |
| <p>(2) 中味を除去した卵、箱又は枠等に入れた昆虫類（身辺用模造細貨類又は小物に取り付けたものを除く。）及び貝殻（工業用に適する種類のものを除く。）</p>   | <p>(2) 現代の未開民族の行動、風習、特徴等の研究に關係のある物品（例えば、道具、武器及び崇拝物）</p>               |
| <p>(3) 種子又は植物を乾燥し又は液体漬けにして保存したもの及び植物標本箱</p>  | <p>(3) 化石の研究のための地質学標本（絶滅した生物が地層中に残した遺物及び痕跡）（動物であるか植物であるかを問わない。）</p>   |
| <p>(4) 鉱物の標本（71類に属する貴石及び半貴石を除く。）及び化石の標本</p>  |   |
| <p>(5) 骨学上の標本（骨格、頭蓋骨及び骨）</p>   |   |
| <p>(6) 解剖学又は病理学の標本</p>   |   |
| <p>(7) 「古生物学的重要性のある」物品には、化石化した遺物、痕跡又は生物の足跡（動物か植物か又は地殻中に存在するか地殻上に存在するかを問わない。）で、地球上の人間以外の生命の歴史に関する情報を提供するものが含まれるが、この限りではない。</p>  |   |

## 新旧対照表

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

| 改正後   | 改正前  |
|---|--|
| <p><u>この物品には、恐竜、絶滅した植物及び動物の化石が含まれるが、この限りではない。</u></p> <p>(C) (省 略)</p> <p>(省 略)</p>                                     |  |
| <p>97.06 こつとう (製作後 100 年を超えたものに限る。)</p> <p><u>9706.10—製作後 250 年を超えたもの</u></p> <p><u>9706.90—その他のもの</u></p> <p>(省 略)</p> | <p>(C) (同 左)</p> <p>(同 左)</p> <p>97.06 こつとう (製作後 100 年を超えたものに限る。)</p> <p>(新 規)</p> <p>(新 規)</p> <p>(同 左)</p> |